

目 次

1. 会期日程表	1
2. 平成29年8月28日（月曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第65号から議第84号まで）	10
9. 日程第5 提案理由の説明	11
10. 日程第6 報告（2件）	18
11. 日程第7 議員提出議案上程（議員提出第3号）	19
12. 日程第8 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）（議員提出第3号）	20
13. 日程第9 決算特別委員会委員の選任	21
14. 日程第10 決算特別委員会正副委員長互選結果報告	21
15. 散 会	22
16. 平成29年9月5日（火曜日）	25
17. 議事日程（第2号）	25
18. 開 議	28
19. 日程第1 一般質問	28
20. 福嶋讓治議員 質問	28
21. 前田正治議員 質問	38
22. 城戸 淳議員 質問	60
23. 宮田知美議員 質問	77
24. 散 会	84
25. 平成29年9月6日（水曜日）	87
26. 議事日程（第3号）	87
27. 開 議	90
28. 日程第1 一般質問	90
29. 内田靖信議員 質問	90
30. 近松恵美子議員 質問	96

31. 徳村登志郎議員 質問	104
32. 西川裕文議員 質問	114
33. 散 会	122
34. 平成29年9月7日(木曜日)	125
35. 議事日程(第4号)	125
36. 開 議	128
37. 日程第1 一般質問	128
38. 松本憲二議員 質問	128
39. 吉田喜徳議員 質問	140
40. 北本将幸議員 質問	142
41. 江田計司議員 質問	166
42. 日程第2 議案の委員会付託	177
43. 散 会	179
44. 平成29年9月25日(月曜日)	183
45. 議事日程(第5号)	183
46. 開 議	186
47. 日程第1 委員会の中間報告(調査事件)	186
48. 公共施設等建設特別委員長報告	186
49. 日程第2 委員長報告(審査事件)	192
50. 決算特別委員長報告	192
51. 総務委員長報告	203
52. 建設経済委員長報告	205
53. 文教厚生委員長報告	208
54. 公共施設等建設特別委員長報告	212
55. 日程第3 質疑・討論・採決(議第65号から議第81号まで)	214
56. 日程第4 閉会中の継続審査の件	222
57. 日程第5 市長提出議案審議(質疑・討論・採決)(議第82号から議第84号まで)	223
58. 日程第6 委員会の中間報告(調査事件)	224
59. 議会基本条例検討特別委員長報告	224
60. 日程第7 議員提出議案上程	229
61. 日程第8 提案理由の説明	229

62. 日程第9	議員提出議案審議（質疑・討論・採決）	231
63. 閉 会		234
64. 署 名 欄		235

平成29年第5回玉名市議会定例会会期日程
(会期 8月28日から9月25日までの29日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
8	28	月	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 報告 議員提出議案上程 議員提出議案審議 (質疑・討論・採決)
8	29	火		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
8	30	水		休 会	
8	31	木		休 会	
9	1	金		休 会	
9	2	土		休 会	(市の休日)
9	3	日		休 会	(市の休日)
9	4	月		休 会	
9	5	火	午前10時	本会議	一般質問
9	6	水	午前10時	本会議	一般質問
9	7	木	午前10時	本会議	一般質問 議案の委員会付託
9	8	金	午前10時	委員会	総務委員会
9	9	土		休 会	(市の休日)
9	10	日		休 会	(市の休日)
9	11	月	午前10時	委員会	建設経済委員会
9	12	火	午前10時	委員会	文教厚生委員会
9	13	水		休 会	
9	14	木	午前10時	委員会	決算特別委員会
9	15	金	午前10時	委員会	決算特別委員会
9	16	土		休 会	(市の休日)
9	17	日		休 会	(市の休日)
9	18	月		休 会	(市の休日)
9	19	火	午前10時	委員会	決算特別委員会
9	20	水		休 会	
9	21	木		休 会	
9	22	金		休 会	
9	23	土		休 会	(市の休日)
9	24	日		休 会	(市の休日)
9	25	月	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

8月28日 (月)

平成29年第5回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成29年8月28日（月曜日）午前10時00分開会

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 市長あいさつ
日程第4 市長提出議案上程
(議第65号から議第84号まで)
日程第5 提案理由の説明
日程第6 報告（2件）
日程第7 議員提出議案上程
(議員提出第3号)
日程第8 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）
(議員提出第3号)

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 市長あいさつ
日程第4 市長提出議案上程
(議第65号から議第84号まで)
議第65号 専決処分事項の承認について 専決第7号
平成29年度玉名市一般会計補正予算（第4号）
議第66号 専決処分事項の承認について 専決第9号
熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更
について
議第67号 平成28年度玉名市一般会計歳入歳出決算
議第68号 平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
議第69号 平成28年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
議第70号 平成28年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
議第71号 平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

- 議第72号 平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算
 議第73号 平成28年度玉名市水道事業会計決算
 議第74号 平成28年度玉名市公共下水道事業会計決算
 議第75号 平成28年度玉名市農業集落排水事業会計決算
 議第76号 平成29年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
 議第77号 平成29年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 議第78号 平成29年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議第79号 平成29年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）
 議第80号 玉名市農業委員会委員の定数を定める条例の制定について
 議第81号 玉名市工場等設置奨励条例及び玉名市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 議第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 議第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 議第84号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第5 提案理由の説明
 日程第6 報告（2件）
 報告第8号 専決処分報告について 専決第8号
 報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 日程第7 議員提出議案上程
 （議員提出第3号）
 議員提出第3号 決算特別委員会の設置について
 日程第8 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）
 （議員提出第3号）
 日程第9 決算特別委員会委員の選任
 （休憩中委員会）
 日程第10 決算特別委員会正副委員長互選結果報告
 散 会 宣 告

出席議員（23名）

- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 北本将幸君 | 2番 | 多田隈啓二君 |
| 3番 | 松本憲二君 | 4番 | 徳村登志郎君 |
| 5番 | 城戸淳君 | 6番 | 西川裕文君 |

7番	嶋村 徹君	8番	内田 靖信君
9番	江田 計司君	10番	田中 英雄君
11番	横手 良弘君	12番	近松 恵美子さん
13番	福島 譲治君	15番	前田 正治君
16番	作本 幸男君	17番	森川 和博君
18番	高村 四郎君	19番	中尾 嘉男君
20番	田畑 久吉君	21番	小屋野 幸隆君
22番	竹下 幸治君	23番	吉田 喜徳君
24番	永野 忠弘君		

欠席議員（1人）

14番 宮田 知美君

事務局職員出席者

事務局 長	堀内 政信君	事務局 次長	荒木 勇君
次長 補佐	平川 伸治君	書 記	松尾 和俊君
書 記	富田 享助君		

説明のため出席した者

市 長	高 崙 哲哉君	副 市 長	斉 藤 誠君
総 務 部 長	上 嶋 晃君	企画経営部長	瀬 崎 正治君
市民生活部長	小 山 眞二君	健康福祉部長	村 上 隆之君
産業経済部長	早 上 正臣君	建 設 部 長	磯 谷 章君
会計管理者	今 田 幸治君	企 業 局 長	福 田 高広君
教育委員長	桑 本 隆則君	教 育 長	池 田 誠一君
教 育 部 長	戸 崙 孝司君	監 査 委 員	坂 口 勝秀君

午前10時02分 開会

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、平成29年第5回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

1番議員 北本将幸君、2番議員 多田隈啓二君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、8月21日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から9月25日までの29日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月25日までの29日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年第5回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年の九州北部は6月6日に梅雨入りし、7月20日に梅雨明けしたとの発表がございました。この間、台風3号が長崎市に上陸し、熊本県を横断しました。本市では、一部地域でビニールハウスの倒壊等が発生し、被害が出たところでございます。幸いにも人的な被害がなく、安堵しているところでございます。しかしながら、台風後降り続いた平成29年7月九州北部豪雨は、平成24年7月に阿蘇市や熊本市に甚大な災害を發

生させた豪雨と同じ線状降水帯を形成し、記録的な降水量をもたらしていました。特に福岡県の朝倉市や東峰村、大分県の日田市では、土砂災害や道路損壊などの甚大な災害が発生し、40人以上の死者、行方不明者が出たところがございます。とうとい命を奪われた多くの方々、そして、その御家族、御親族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災され、いまだ避難所生活を余儀なくされている多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。また、被災地で支援活動に尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、皆さまの安全と1日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

7月には8個の台風が発生し、1971年、昭和46年以来、46年ぶりで過去最多タイを記録いたしました。これから本格的な台風シーズンを迎えます。一度災害が発生すれば、行政や防災関係機関は可能な限り最善を尽くし対応しますが、しかしながら、すべてにおいて対応することは極めて困難であり、住民の自主的な防災活動である地域の助け合いの支援が必要となってまいります。自分たちのまちは自分たちで守るという、隣保協同の精神のもと、地域のことを1番知り尽くしている校区や行政区等を単位とする自主防災組織の結成・育成、そして強化のための協力体制づくりを今後も推進していかなければならないと思っているところでございます。

さて、今議会が私の任期中における最後の議会となり、少々感慨深いものがございます。私は、この2期目の市民の皆さまへ公約を取りまとめました「輝け玉名「戦略21」」に掲げた44の項目の施策を中心に組み立ててまいりました。毎年度の進捗状況は報告書として整備し、市ホームページなどで公表してまいりました。今回が昨年を引き続き、3回目となります。「輝け玉名「戦略21」」は44項目の施策を6分野に分類しており、3年を経過した時点での施策のおおむねの達成率は、1番目の「行政経営」の分野が93%、2番の「暮らし」の分野が41%、3番の「経済産業」の分野が60%、4番の「人づくり」の分野が52%、5番目の「安心安全」の分野が71%、最後の6番目の「まちづくり」の分野が70%で、全体としては約61%でございました。達成率にはばらつきがあり、当初想定していた範囲内で進んでいる施策もあります。その一方で、諸般の事情により計画どおりに進まなかった施策もございました。この結果につきましては、10月1日に公表し、概要版を10月号の広報紙とともに配付する予定であります。残された期間はわずかではございますが、職員一丸となり施策の推進に精励してまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願いするところでございます。

さて、本議会に提案いたしておりますのは、専決処分案として、「平成29年度玉名市一般会計補正予算」など2件、歳入歳出決算案といたしまして、「平成28年度玉名市一般会計特別会計歳入歳出決算案」9件、予算案といたしまして、「平成29年度一般会計及び特別会計補正予算案」4件、条例案といたしまして、「玉名市農業委員会の

定数を定める条例の制定について」など2件、人事案件といたしまして、「固定資産評価審査委員会委員の選任について」3件、合計20件と報告2件でございます。

初めに、平成29年度一般会計補正予算の専決処分でございますが、7月の台風と豪雨により、本市におきましても、市道ののり面崩壊、土砂崩れや倒木による道路寸断、あるいは河川の護岸破損など多くの災害が発生をいたしました。幸いにも人的被害はございませんでしたが、災害が発生した農地、農業用施設及び道路、河川の早急な復旧に必要な経費について、予算計上を行なったところでございます。この補正予算につきましては、地方自治法第179条1項の規定により専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により、これを市議会の承認を求めるものでございます。

次に、平成29年度一般会計補正予算の主なものでございますが、市民会館建設工事費再積算業務を6月議会に引き続き計上いたしております。これは、資材や労務単価の高騰などが原因で入札不調が続き、請負業者が決まらないため、建設工事費を改めて積算し直すものでございます。市民会館の建設につきましては、建設位置の決定後、平成26年から基本設計、28年度に実施設計を行っており、事業は、既に進んでいるところでございます。さらに、国からの交付金が受けられるよう協議を進め、今年度分として2億9,760万円の交付決定を受け、また、合併特例債を活用することで市の負担を可能な限り抑えられるわけでございますので、現在の計画に基づき着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、オリンピック前年の2019年にNHK大河ドラマ「いだてん」の放送が決定をされ、1912年のストックホルムオリンピック大会に初の日本人選手としてマラソンに出場し、また、箱根駅伝の創設にも尽力された金栗四三氏の姿が描かれます。これを機会に金栗四三PR推進室を新たに設け、名誉市民である金栗氏をさらにPRし、地域活性化と観光客の誘客を図ってまいります。

次に、岱明町公民館建設事業につきましては、老朽化が著しく、また、地域コミュニティを推進するだけでなく災害時の避難所としても利用が考えられることから、早期に建設に取り組む必要があります。このような状況から、建設計画を具体化し整備に着手するため、建築基本計画及び実施設計業務及び駐車場用地測量設計業務委託料などを計上いたしております。

以上、主なものにつきまして申し上げましたが、詳しくは副市長、総務部長から提案理由の説明を申し上げますので、これらの提案につきましては御審議をいただき、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。召集のあいさつといたします。よろしくお願いたします。

日程第4 市長提出議案上程（議第65号から議第84号まで）

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第65号専決処分事項の承認について、専決第7号、平成29年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から、議第84号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの市長提出議案20件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） おはようございます。

私のほうからは、議第65号及び議第76号から議第79号までの補正予算関係5件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りしております資料の1ページをお願いいたします。

まず初めに、議第60号専決処分事項の承認について、専決第7号、平成29年度玉名市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。この補正予算は、7月の台風と豪雨による被害に対し、迅速かつ円滑な復旧作業を行なうために必要な経費について、地方自治法第179条第1項の規定により7月20日付で専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるとでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,279万円を追加し、総額を363億5,566万8,000円とするものでございます。

まず、歳入を申し上げますと、19款繰越金は5,279万円の追加で、今回の歳入歳出の財源調整分でございます。

歳出につきましては、11款災害復旧費は5,279万円の追加で、7月の台風3号及び豪雨により被害を受けた農地、農業用施設、道路、河川等の早急な復旧のための経費を予算計上したところでございます。

2ページをお願いいたします。

次に、議第76号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ7億6,468万円を追加し、総額を371億2,034万8,000円とするものでございます。

まず、歳入補正の主なものを申し上げますと、12款分担金及び負担金は2,254

万2,000円の減額でございます。団体営農業農村整備事業における暗渠整備につきましては、国の制度変更に伴う地元からの負担金を6月補正において予算計上いたしたところでございますが、今回、地元の軽減を図るために、10アール当たり2万円を市が負担することといたしましたので減額するものでございます。14款国庫支出金は2,132万円の追加で、災害等廃棄物処理事業費補助金などがございます。15款県支出金は5,067万円の追加で、熊本地震復興基金交付金、産地パワーアップ事業補助金などがございます。16款財産収入は30万6,000円の追加、19款繰越金は6億9,590万6,000円の追加でございます。20款諸収入は2万円の追加、21款市債は1,900万円の追加で、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金債の限度額変更による増額などがございます。

次に、歳出につきましては、2款総務費は5億9,317万5,000円の追加で、市民会館建設費見直しのための建設工事費再積算業務や財政調整基金積立金などがございます。3款民生費は、436万5,000円の追加で、岱明ふれあい健康センター照明改修工事設計業務などがございます。これは外壁及び空調設備改修設計を当初予算化しておりますが、今回、照明改修を追加することにより国庫補助のカーボン・マネジメント強化事業の対象となるため、設計の追加を行なうものでございます。4款衛生費は3,254万5,000円の追加で、災害ごみ仮置場となっております「玉名市水の守し尿処理場内公園」をもとの公園の状態に復旧させるための経費でございます。6款農林水産業費は5,921万4,000円の追加で、果樹生産の担い手拡大や作業効率化のための園地集積・基盤整備を支援する熊本型樹園地集積モデル事業補助金、また農業機械設備の導入を支援し収益の向上を図る産地パワーアップ事業補助金などがございます。7款商工費は205万2,000円の追加で、大河ドラマ「いだてん」金栗四三PR事業などがございます。これは、名誉市民であられる金栗四三氏と金栗氏ゆかりの地・玉名市を広くPRし、地域活性化を図るため、新しく課レベルの「室」を設け、ドラマの構想に係る関係団体等との企画調整及び推進に取り組んでまいります。8款土木費は2,240万9,000円の追加で、復興基金交付金を活用した被災者住宅再建支援事業補助金などで、これは土砂災害特別警戒区域にお住まいで、熊本地震により半壊以上の被災をされた方に対して、住居の移転費等を補助するものでございます。

3ページでございます。

10款教育費は2,072万2,000円の追加で、岱明町公民館建設業における建築基本設計及び実施設計並びに駐車場用地測量設計業務等や、復興基金交付金を活用しまして地域の神社等の復旧を図る地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金などがございます。11款災害復旧費は3,019万8,000円の追加で、7月の豪雨災害に係る市道、河川の復旧工事費でございます。

第2表繰越明許費につきましては、岱明玉名線道路新設改良事業の繰越限度額を設定するものでございます。これは工事区域にJR鹿児島本線の主要施設があり、JRとの協議に不測の日数を必要としているため、今年度内での適正工期が確保できないので、事業の繰り越しを行なうものでございます。

第3表債務負担行為補正につきましては、岱明町公民館建築基本設計及び実施設計業務ほか1件の限度額を設定するものでございます。

また、第4表地方債補正につきましては、社会福祉施設整備事業ほか2件の限度額を変更するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

4ページをお願いいたします。

議第77号平成29年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ161万7,000円を追加し、総額を107億9,176万2,000円とするもので、平成30年度からの国民健康保険事業の県単位での運営に備え、国保連合会との情報連携ネットワーク環境を整えるための機器購入費などでございます。

次に、議第78号平成29年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ47万5,000円を追加し、総額を8億5,371万1,000円とするもので、償還金及び還付加算金でございます。

5ページでございます。

最後に、議第79号平成29年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ9,570万円を追加し、総額を4億5,132万3,000円とするもので、管理用道路舗装工事など5本の工事を追加するものでございます。

以上、主な内容等について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 会計管理者 今田幸治君。

[会計管理者 今田幸治君 登壇]

○会計管理者（今田幸治君） おはようございます。

私のほうからは、議第67号平成28年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第72

号平成28年玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計決算までの議案6件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

これら6件の決算につきましては監査委員の審査に付しておりましたが、去る8月18日付で歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書の送付を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するため御提案するものでございます。

お手元に平成28年玉名市歳入歳出決算の会計別収支を配りしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

一般会計歳入歳出決算ほか5件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支状況につきましては、歳入決算額539億2,912万1,708円、歳出決算額513億1,616万6,071円で、歳入歳出差引額26億1,295万5,637円の形式収支額となっております。

まず、議第67号平成28年度玉名市一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額339億7,128万4,103円、歳出決算額322億8,682万4,393円で、歳入歳出差引額は16億8,445万9,710円となり、翌年度繰越額5億3,872万2,837円を差し引いた実質収支額は11億4,573万6,873円となっております。先ほど申し上げました歳入決算額339億7,128万4,103円の構成比率につきまして、大きい項目を申し上げますと、地方交付税30.88%、市税20.08%、国庫支出金13.70%、市債11.30%、県支出金9.95%などとなっております。また、歳出決算額322億8,682万4,393円の構成比率が大きい項目の順で申し上げますと、民生費37.40%、総務費10.81%、教育費10.52%、公債費10.25%、農林水産業費9.53%、土木費7.57%、衛生費6.81%、消防費3.34%、災害復旧費1.51%、商工費1.48%、議会費0.79%となっております。前年度に比べ収入支出ともに増加しておりますのは、玉陵中校区学校規模適正化事業や玉名町小学校校舎等改築事業などの建設事業費の増加と、熊本地震に関連した災害復旧や被災者支援に必要な経費などの追加などが主な要因でございます。

次に、議第68号平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額108億1,999万1,837円、歳出決算額101億9,353万9,545円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は6億2,645万2,292円となっております。前年度に比べ収入支出ともに減少しております。その主な要因は、収入で保険給付費の減少に伴います国庫支出金の減及び赤字補てん分の一般会計繰入金金の減によるもので、支出は保険給付費の減及び前年度繰上充用をしなかったことによるものでございます。

次に、議第69号平成28年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ござい

ますが、歳入決算額8億1,578万637円、歳出決算額8億1,421万2,842円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は156万7,795円となっております。前年度に比べ収入支出ともに増加しております。その主な要因は、収入で保険料の増によるもので、支出は後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

次に、議第70号平成28年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額74億8,989万3,657円、歳出決算額72億577万7,900円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は2億8,411万5,757円となっております。前年度に比べ収入支出ともに増加しております。その主な要因は、収入で高齢者の人口の伸びによります保険料の増によるもので、支出は国などに返還する償還金の増によるものでございます。

次に、議第71号平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額2,497万4,405円、歳出決算額2,239万5,754円で歳入歳出差引額及び実質収支額は257万8,651円となっております。前年度に比べ収入支出ともに減少しておりますが、大きな変動要因はなく、ほぼ同額で推移したところでございます。

次に、議第73号平成28年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額8億719万7,069円、歳出決算額7億9,341万5,637円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1,378万1,432円となっております。その主な要因は、収入で建設事業費の増加に伴います基金繰入金の増によるもので、支出はため池改修工事などの大規模工事を行なったことによるものでございます。

以上、御提案申し上げました平成28年度一般会計歳入歳出決算ほか5件の議案の詳細につきましては、特別委員会におきまして御説明を申し上げますので、いずれも原案どおり御認定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 福田高広君。

[企業局長 福田高広君 登壇]

○企業局長（福田高広君） おはようございます。

続きまして、議第73号平成28年度玉名市水道事業会計決算、議第74号平成28年度玉名市公共下水道事業会計決算及び議第75号平成28年度玉名市農業集落排水事業会計決算の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

これら3件の決算につきましては、一般会計・特別会計と同様に監査委員の審査に付し、8月10日付で決算の審査意見書の送付を受けましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付すため提案するものでございます。

お手元に平成28年度公営企業会計別決算収支報告をお配りしておりますので、御参

照りたいと思います。

最初に、議第73号平成28年度玉名市水道事業会計決算でございますが、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は8億8,847万3,928円、収益的支出は8億1,422万3,912円で、資本的収入は1,148万2,800円、資本的支出は3億4,787万9,555円でございます。平成28年度の主な事業といたしましては、水道管拡張工事及び老朽管布設替工事等を実施し配水管の整備を行ない、水道水の安定供給の向上を図りました。また、業務状況につきましては、給水戸数が2万6,23戸、年間総配水量624万2,979立方メートルで有収率は77.98%でございます。

次に、議第74号平成28年度玉名市公共下水道事業会計決算でございますが、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は15億3,297万7,511円、収益的支出は13億6,276万1,714円で、資本的収入は6億4,025万7,900円、資本的支出は11億9,922万8,507円でございます。平成28年度の主な事業といたしましては、汚水環境施設整備工事及び処理場の改築更新事業に取り組み、都市環境の整備、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全に努めました。また、業務状況につきましては、年度末の公共下水道処理区域内人口は3万5,777人で、玉名市の総人口6万7,242人から見た公共下水道の普及率につきましては53.21%でございます。

次に、議第75号平成28年度玉名市農業集落排水事業会計決算でございますが、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は4億5,268万6,077円、収益的支出は4億1,816万6,934円で、資本的収入は1億7,119万9,000円、資本的支出は2億6,196万6,107円でございます。

平成28年度の主な事業といたしましては、横島町地区機能強化事業として、真空弁改修工事等を実施し、農集地域の生活環境保全に努めました。また、業務状況につきましては、年度末の農業集落排水処理区域内の人口は7,313人で、玉名市の総人口6万7,242人から見た農業集落排水の普及率につきましては、10.88%でございます。

以上、御提案申し上げました3件の議案の詳細につきましては、特別委員会にて御説明申し上げますので、いずれも原案どおりに御認定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（永野忠弘君） 副市長 齊藤 誠君。

[副市長 齊藤 誠君 登壇]

○副市長（齊藤 誠君） おはようございます。

私のほうからは、専決処分しましたその他案件1件及び議第80号、議第81号の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第66号専決処分事項の承認についてでございますが、これは熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。内容といたしましては、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である「公立玉名中央病院企業団」が、平成29年10月1日をもってその名称が「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に変更されることに伴いまして、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約の一部を変更するものでございます。なお、附則といたしまして、この規約は平成29年10月1日から施行するものでございます。

4ページをお願いいたします。

議第80号玉名市農業委員会委員の定数を定める条例の制定についてでございますが、これは農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして条例を制定するものでございます。内容といたしましては、農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして、条例により各自治体の農業委員会委員の定数を定めることとなりましたので、同法第8条第2項の規定に基づきまして玉名市の農業委員会委員の定数を19人と定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成30年8月1日から施行するものでございます。また、附則第2項におきまして、玉名市農業委員会委員の定数及び選挙区に関する条例を廃止するものでございます。

5ページをお願いいたします。

議第81号玉名市工場等設置奨励条例及び玉名市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴いまして、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正により、法律名、条文等が改正されましたので、これらを引用しております2本の条例について文言の整理を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、条例案件等につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高峯哲哉君） 本議会に提案いたしております人事案件の提案理由の説明について御説明を申し上げます。

議第82号から議第84号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、これは現委員の宮本伸一氏が本年11月29日をもちまして任期満了となるため、引き続き同氏を、同じく現委員の村上留美子氏が同日をもちまして任期満了となるため、その後任として平川優美子氏を、同じく現委員の畠本志保子氏が同日をもちまして任期満了となるため、その後任といたしまして一廣子氏をそれぞれ選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、3件の人事案件につきまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告（2件）

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第8号専決処分の報告について、専決第8号ほか1件の報告があります。

総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 議案書の10ページをお願いいたします。

報告第8号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。内容といたしましては、平成29年6月4日午前9時ごろ、玉名市立玉名第1保育所において、除草作業中の園児の保護者が刈払機で小石を跳ね、株式会社有明測量開発社所有の軽自動車の右フロントドアガラスを破損させたものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は100%に当たる1万9,548円を負担するものでございます。なお、損害賠償金につきましては、全国市長会の学校災害賠償補償保険から全額給付されます。

続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。

報告第9号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございますが、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて会に報告するものでございます。

はじめに、本市の健全化判断比率について御説明いたします。

実質赤字比率は、一般会計と九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計を統合してまとめた普通会計のみを対象とし、実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、実質赤字額がございませんので、実質赤字比率の数値はございません。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となり、全会計を合わせた連結実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、連結実質赤字額がございませんので、連結実質赤字比率の数値はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計、特別会計、企業会計に本市が加入する一部事務組合の有明広域行政事務組合、公立玉名中央病院企業団、熊本県市町村総合事務組合、熊本県後期高齢者医療広域連合を加えたものが対象となり、本市が負担する公債費が標準財政規模に占める割合を示すもので、本市の比率は8.6%でございます。

次に、将来負担比率は、さらに地方公社や第三セクターであります財団法人玉名市自治振興公社、有限会社横島町特産物振興協会を加えたものが対象となり、将来負担すべき債務は標準財政規模に占める割合を示すもので、本市の比率は15.6%でございます。

最後に、資金不足比率は、浄化槽整備事業特別会計と公営企業会計のみを対象とし、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、両会計とも資金不足がないため数値はございません。このように、5つの指標とも資料に参考表記しております国が示す早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、現在のところ適正な財政運営がなされている状況でございます。なお、赤字比率がなく数値がないと表現しました指標につきましても、参考までに黒字の数値を括弧書きで記載をいたしております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第7 議員提出議案上程（議員提出第3号）

○議長（永野忠弘君） 日程第7、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより、議員提出議案を上程いたします。

議員提出第3号 決算特別委員会の設置について

以上、議員提出議案1件を議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出第3号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。

異議なしと認めます。よって、議員提出第3号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

議員提出第3号の提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

議員提出第3号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

日程第8 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）（議員提出第3号）

○議長（永野忠弘君） 日程第8、「議員提出議案審議」を行ないます。

議員提出第3号 決算特別委員会の設置について

以上、議員提出議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議員提出第3号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議員提出第3号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

議員提出第3号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議員提出第3号決算特別委員会の設置については、原案のとおり、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、議第67号平成28年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第75号平成28年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの平成28年度玉名市決算議案9件を付託の上、審査することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、議員提出第3号については、原案のとおり11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、議第67号から議第75号までの決算議案9件を付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、日程の追加について諮りいたします。

ただいま決算特別委員会が設置されました。よって、この際、

日程第9 決算特別委員会委員の選任

日程第10 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

以上、日程に追加いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加することに決定いたしました。

日程第9 決算特別委員会委員の選任

○議長（永野忠弘君） 日程第9、「決算特別委員会委員の選任」を行ないます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。よって、北本将幸議員、多田隈啓二議員、松本憲二議員、城戸淳議員、嶋村徹議員、江田計司議員、田中英雄議員、近松恵美子議員、前田正治議員、作本幸男議員、田畑久吉議員、以上の11人の諸君を決算特別委員会の委員に指名いたします。

よって、ただいま指名いたしました11人の諸君が、決算特別委員会の委員に選任されました。

委員が選任されましたので、この際、決算特別委員会の正副委員長互選のため休憩し、議長において決算特別委員会を第1委員会室に招集をいたしますので、御了承願います。

決算特別委員会におかれましては、直ちに委員会を開会の上、正副委員長を互選し、その結果を議長まで御報告願います。

決算特別委員会正副委員長互選のため、休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（永野忠弘君） 日程第10、「決算特別委員会正副委員長互選結果報告」を行ないます。

決算特別委員会委員長、城戸淳君。

決算特別委員会副委員長、松本憲二君。

以上のとおり、それぞれ就任されましたので御報告いたします。

これにて、決算特別委員会正副委員長互選結果報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明29日から9月4日までは休会とし、9月5日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、明29日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時22分 散会

第 2 号

9 月 5 日 (火)

平成29年第5回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成29年9月5日（火曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 13番 福嶋 譲治 議員（無会派）
- 2 15番 前田 正治 議員（無会派・日本共産党）
- 3 5番 城戸 淳 議員（新生クラブ）
- 4 14番 宮田 知美 議員（市民クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 13番 福嶋 譲治 議員（無会派）
 - 1 「広報たまな8月号」における市民会館建設に関する記事について
 - (1) 市民会館建設に関する記事は二元代表制を無視した内容と受けとめているが、市の見解は
 - (2) 記事は、だれの責任において書かれているのか
 - 2 光通信の整備について
 - (1) 玉名市における光通信の整備状況を問う
 - (2) 今後の整備状況と、全域整備のめどはどうか
 - (3) 定住化への影響、市民サービスの平等性について問う
- 2 15番 前田 正治 議員（無会派・日本共産党）
 - 1 国保問題について
 - (1) 国保世帯の所得階層の状況を聞く
 - (2) 所得階層における資格証明書発行状況を聞く
 - (3) 国保の県統一化に向けて、第3回国保税試算の結果を聞く。実際の1人当たり保険税額・世帯当たり保険税額との比較、高くなるか、低くなるか、同じか
 - 2 キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金について
 - (1) この事業について、執行部の評価を聞く
 - (2) 平成30年度以降、この事業補助金は継続すべきと思うが、執行部の見解を聞く

(3) 平成25年度から平成28年度までの決算で見ると、この事業補助金実績は年々減少している。これをどう分析しているか

3 水道事業に関連して

(1) 配水管布設にかかわる申込者負担の規定は、どういう状況で適用するか

(2) 企業局の認識として、株式会社シェフコからの給水申し込みの時期はいつの時点と判断するか

(3) 株式会社シェフコまでの配水管布設後、新規給水申し込み状況はどうなっているか

(4) 株式会社シェフコにおける給水の主な使用が販売目的であることについて、企業局の見解を聞く

3 5番 城戸 淳 議員 (新生クラブ)

1 総務省のマイナンバーカードを活用した「マイキープラットフォーム構想」について

(1) 「マイキープラットフォーム構想」とは

(2) 地域経済活性化に活用できるとあるが、具体的には

(3) この構想のメリット、デメリットは

(4) 市として取り組む考えは

2 一般廃棄物処理(し尿)・浄化槽清掃許可業について

(1) 一般廃棄物許可業者からの嘆願書及びその社員からの要望書について

(2) 許可業者の経営統合、平等化の考えはあるのか

4 14番 宮田 知美 議員 (市民クラブ)

1 Jアラートが鳴ったときの市民の行動について

(1) 現在、東アジアが緊張状態にある中で、今後、警報が頻繁に発令されたときの対応はどのようにするのか

ア 避難方法や安全確保など、行政の対応について

イ 生活弱者(高齢者・障がい者)や要保護者への周知方法と避難訓練の必要性について

ウ 学校や保育所への周知方法と避難訓練の必要性について

散 会 宣 告

出席議員(24名)

1番 北本将幸君

2番 多田隈啓二君

3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	瀬崎正治君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	早上正臣君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	福田高広君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	戸寄孝司君	監査委員	坂口勝秀君

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） おはようございます。13番、福嶋です。

任期最後の議会で1番くじを引き当てまして、1番に登壇させていただきます。

早速、質問に入ります。

広報たまな8月号における市民会館建設に関する記事について、質問いたします。広報たまな8月号に、「市民会館の建設について」の見出しで、最近の経緯が書かれています。ところが、この記事の内容は、非常に私どもから見ると恣意的に感じ、市としては、早く安く市民につくってあげようと思っているのに、議会が反対するからできない。できなかったら交付金が受けられなくなるかもしれない。など、負の情報を市民に植えつける、情報操作とも受け取れます。

1つ、議会制民主主義二代表制を無視した広報活動であると感じております。市の見解を問います。

2、このような1方向だけを向いた記事は、だれの責任において書かれているのか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

[企画経営部長 瀬崎正治君 登壇]

○企画経営部長（瀬崎正治君） おはようございます。

福嶋議員の一般質問にお答えいたします。

議員御指摘の広報たまな8月号における市民会館の記事につきまして、まず掲載に至った経緯、理由について御説明します。

市民会館の建設については、議員御承知のとおり、実施設計まで終了しておりますので、建設工事に必要な予算案を本年3月議会に上程しましたが、地方自治法第176条第1項の規定に基づく再議を経て復活したことは御承知のとおりと存じます。この再議自体、レアなケースでありますし、また、建設計画を推進する過程で、これまでも多様な意見がございましたので、建設工事に着工する前の段階で、これまでの経緯、計画

の概要、再議の経緯とその理由、さらに財源問題など、市民に対して詳しい説明が必要であると判断しまして、広報たまな6月号の巻頭から4ページにわたり詳しく掲載したところでございます。

ただ、結果として入札不調が続き、その対応策として、6月議会に追加提案した事務費の補正予算も通過しませんでしたので、6月号に掲載していた今後のスケジュールに矛盾が生じ、その理由、経緯を市民に広く説明するために再度8月号に1ページを使いまして掲載した次第です。

今回、議員御指摘の件は、この8月号の文面、表現が適切でないとのことではありますが、この記事については、入札不調やその後の対策について事実を淡々と記載したものであり、間違ったこと、事実と相違することは掲載しておりませんし、決して議会を否定しているものでもないと認識をしております。

以上でございます。

失礼いたしました。2番目の質問の記事はだれの責任において書かれているのかというところでございますけども、広報たまなに掲載する記事は、原則、所管課において作成し、広報を担当します秘書課において編集をいたします。この編集の際に、レイアウトの変更や用字用語の統一など、広報担当職員の手が入ることも多くありますが、記事が伝えたい全体としての意図であったり、趣旨が大きく変わったりすることはございません。よって、今回の記事も、市民会館建設の所管課である管財課において作成しており、広報担当課の秘書課で編集し発行したものでございます。御質問の記事の責任所在でございますが、広報たまなは玉名市が発行する刊行物ですので、責任は玉名市にあるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 答弁いただきましたけれども、記事は淡々と事実のみを書いているという答弁でありました。事実のみという、事実ではあるわけですがけれども、例えば、まず否決されたり再議に至った経緯については、なかなか市民の皆さんに議会のすべてを見ていただくというわけにはいかないわけですし、いろんな議論の中で、議会は議会なりに一生懸命議論した中で結論、ああいう結論に至ったと。そういう中で再議になったのも、いろんなちょっと言葉は悪いですけど、駆け引きというか、そういうことがあって再議になったと。それでも、執行部側は、私は聞き取りのときも話したんですけども、あれまでして通したんだから十分この入札については自信があったんじゃないのかと、そういう話もしました。執行部側としては自信があったということなんですけれども、それでも2回にわたる入札をやりましたけれども、入札がなかったと、不調に終わったということは、私は、世間もこのことを否定したというふうに

受けとめております。

それと「淡々と」とありますけれども、事実をそのままということですが、例えば、「本会議では質疑や討論もなく。」というふうに書いて、これはあくまで議会に対する批判的な言葉ですよ。ある職員、市の職員です。ここにおられる方じゃないです。

「あの記事を見たとき、こら議会にけんかを売っとるとたい。」と思つたて、そういう言葉もあるんですよ。そういう受け取り方が、多く受け取ったと、たくさんいらっしゃるといふことですよ。市はあの金額で十分安い金額で、いつもおっしゃる市民に負担を残さない、負担をかけない、安い金額で余り面倒をかけないその場所で、急いで建てる。もう建ちますよと、早く建ちますよという思いの中に、この計画をどんどん、どんどん進められてきたわけですから、「この金額では不足する見込みになったため改めて積算し直す必要が生じました。」と、これは業者側がこれじゃできないからということ、市側じゃないじゃないですか。市はもうちゃんとできると思つてやったんじゃないですか。業者の人たちができないから、この金額じゃできないからといって入札をされなかったと、不調に終わったということですよ。事実はそういうことですよ。

それとあとの、ずっと最後のほうですけども、できなかった場合、翌年以降に受けられる保証はありませんとか、市民の皆さまの負担を可能な限り抑えるとか、この辺の文言は事実というよりも、執行部側の思いじゃないですか。現実には、十分議論、委員会等々で、また各会派等々で議論し尽くされた中で否決されたということですよ。私がここで問題にするのは、こういった市の意向側を市民に押しつけて、議会が悪いんですよというふうにとれるじゃないですか。議会報は右も左も上も下もなく、きちんと平等に書いてありますよ。いつもみんな検討して議会報の委員の方が検討して、きちんとあつちもこつちもないというような形で書いてありますよ。あれが淡々と事実を載せてあるということですよ。もう一度答弁をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 確かに広報たまの記事につきましては、市の強い思いというのはあらわれております。ただ内容につきましては、決して虚偽の事実を書いていることもなく、市民に正確に今までの経緯をわかってもらいたいということで書いております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 事実を間違つてはいないと。もう間違いではないですよ。間違いではないですけども、間違いではないと私は、これはもう本当に恣意的な文章だと思います。情報操作ですよ。議会での検討は全然、もちろんここに書く必要ないかもしれませんけれども、「本会議では質疑や討論もなく」という言葉を必要ですか、これ

に。必要だと思いますか。どうしても必要だったんですか。どうしても必要だというならば議会が悪いということを見せるためじゃないですか。議会が悪いんですか。議会がああやって議論して議決をとることはよくないことなんですか。答弁をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 先ほども申しあげましたが、議会に対して、議会の結果に結論に対して他意はございません。ただ、この記事を書くに当たりまして、当然、私どもが再度設計費の見直しをしたいということで提案したことに対し、議会がどうであったか書かないわけにはまいりませんので、そのことを正確に書いていただけてございます。

以上でございます

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 先ほど申しあげたけれども、この金額が不足するというのは市側の考えじゃなくて、請け手の業者側の話ですよ。だから、議会でも否決されたんですよ。それと、他意はないとおっしゃいましたけれども、こういう言葉が他意じゃないですか、他意があるということじゃないですか。だから、職員の中にも、「これは議会にけんか売るとるとたい。」と、そういうとり方が多くの方がするんですよ。そのことは読んで全然思いませんか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 私も、先ほど職員の中で、これは「議会にけんか売ってるのか。」という職員がいたということでございますけれども、私も先ほど申しあげましたように、できるだけ市側の強い気持ちは確かにございます。ございますけれども、事実を淡々と正確に書いたつもりではございましたので、逆に私どもも、一般の方向人かお聞きしました。これをどう思われるか。その結論としては、たまたまかもしれませんが、私がお聞きした方々は「別に普通だよ。」というふうにおっしゃいました。これもやっぱりそれぞれどうこれを読んだ人が感じるかは、やはりそれぞれだと思います。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） なかなかこのことに関しては、当然「謝ると自分たちが悪かになるけん、謝るな。」ということがあるかもしれませんが、あるかもしれませんが、なかなかかみ合わないとは思いますが、再議までして2度も入札が不調に終わったと、このことに関して、この計画に関して、反省は全然ないのかその辺を伺いたと思います。普通は、「これはちょっと安すぎたつばい。」と、その1回目の時点で結構そういう話が出たはずですよ。議会からも出てました。議会のほうは「これじゃなかなか難

しかろう。」と、そういう中で、できるということで2度も入札をして、ちょっと条件かえてされましたけれども、その辺のときに反省はなかったんでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 議員御指摘の入札不調に対する、執行部の責任はという点でございますけども、当方としまして、今回の入札不調の理由は、熊本地震からの復興等により業者に受注する余力がないことや資材や労務単価の高騰により受注の魅力がないことと想定していますので、これが予測できなかったのか、もっと費用を見込むべきではなかったのか、さらにもっと早く対処できなかったのか、という御指摘と存じます。このことは、福嶋議員が委員長であられる公共施設等建設特別委員会の中でも複数の委員からの質問にお答えしていますように、昨年度において、実施設計を行なった際に、単価や見積もりをとって建設費の積算をしており、年度末時点での設計費用としては適正であったものと認識をしています。しかしながら、その後数カ月間に急激に単価が高騰し、費用的な問題が生じてきたこと、それに加えて、業者に受注する余力がないことから、入札の申し込みも1件しかなかったということが複合的な要因であると認識しております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） そういう説明ありましたけれども、私はもう早い時点で対応をすべきじゃなかったかなと思いますけれども、もともと安くここにもあります市民の皆さまに負担を可能な限り抑えるという考えの中で29億7,000万円弱ですか、それでできるという強い思いが、やってみせるという強い思いがあつてのこれまでの経緯だと思いますので、その辺を貫き、貫かれてできなかったんで、それはもうそれで諦められたほうがいいんじゃないかと思っております。それと責任の問題ですけれども、管財課であり、秘書課と答弁されましたかね。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 管財課になります。

○13番（福嶋譲治君） 管財課になる。管財課の責任でこれまで書くんですか。ちょっと、答弁をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 先ほども答弁しましたように、記事そのものは管財課で書いております。もちろん私も見ております。広報たまなそのものの編集については秘書課のほうで、当然あとでチェックはしますが、最終的にどこの責任かという話になると、これはもう玉名市の責任ということでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 玉名市の責任ということをおっしゃいました。玉名市の責任ということは、市長の責任ということで受け取っていいですか。記事についてです。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 確かに、市長は、玉名市のトップではございますけれども、玉名市の責任ということでございます。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） いいですよ、もうこれはどっちみちなかなかいきあわんとですよ。もうこれは聞き取りのときに話をして、何らかの反省の言葉もなければもういきあわんだらうという話をしておりました。ただ、もう市長も今限りでということで引退というか、出馬しない旨を表明されておりますし、もうこのことはまた今議会で、また142万6,000円ですか、その再積算の経費を上程されておられますけれども、これはもう下げて、もう次のどなたが市長になれるかわかりませんが、次の市長に委ねるのが適切かと私は考えます。あえてここでもうやめられる前の市長がこのことを無理に上程して何とかしようと、何か理由があるのかどうかわかりませんが、私はもう出されないほうがいいんじゃないかと、やめられたほうがいいんじゃないかと、このことについてはやめられたほうがいいんじゃないかと思っ、この質問については、もう終わります。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 次に、光通信の整備について質問いたします。

この質問につきましては、平成26年第6回定例会で、定住化についての質問の中でインターネット光ケーブルの接続をということで一度質問しております。また、本年3月議会にて、議会においても、宮田議員が質問をされております。答弁見直しましたが、なかなか難しいと、民間がやることで難しいという話で、答弁が書いてありますが、それでもあの周辺、特に天水町とか横島町の方、また、通ってない石貫地区等々からいろんな、どうしても必要じゃないかという意見が聞かれますので、あえてここで質問させていただきました。実は、石貫地区のほうに転居されて来られて、ところが光通信じゃない、インターネット光ケーブルが通ってなくてADSLだったということで転居された方がいらっしゃるということで、すぐ転居されたそうです。それくらい今やっぱり光ケーブルというのは、光通信というのは大事なものになってきておりますので、質問いたします。同じような質問になるかと思っておりますけれども、1、玉名市における光通信の整備状況はどうなっているか。また、近隣市町はどういうふうに整備されているか。2、今後の整備方針はどうなっているのか。全域整備のめどはあるのか質問いたします。3番目に、定住化への影響と市民サービスの平等性について質問いたします。合併後10年以上が過ぎまして、いろんな部門で統一化、平準化、平等性を保つた

めの作業がされておりますけれども、今また答弁にあると思っておりますけれども、この辺の差がどうしても見えてくる。定住化ゾーンも、もう最初の合併後しばらくたって3カ所だったですかね、4カ所か。設定されておりますけれども、それはまだ生きているのでしょうか。また、それに対するそこらあたりのこの光通信の整備はどうでしょうか、答弁お願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

〔企画経営部長 瀬崎正治君 登壇〕

○企画経営部長（瀬崎正治君） 福嶋議員の玉名市における光通信の整備状況についてお答えいたします。

まず光通信は、民間通信事業者が行なっております超高速ブロードバンドサービスで、主に西日本電信電話株式会社の設備を使用し、各社でインターネット接続等のサービス提供が電話交換局単位で行なわれている状況です。しかしながら、この光接続サービスの提供が行なわれていないところといたしまして、NTT石貫局エリア、これは、石貫の富尾を除くすべてと三ツ川、月瀬の箱谷でございます。NTT横島局、NTT天水局でございます。また、光接続サービスと同等の通信速度料金でケーブルテレビ事業者ひまわりテレビが提供されております。インターネット接続サービスは、市街地、横島地区全域、天水地区の一部にて行なわれております。近隣の町村につきましても、周辺、玉名郡内という形ですか。

〔福嶋譲治君 「そうですね荒尾も含めて城北。」と呼ぶ〕

○企画経営部長（瀬崎正治君） 近隣の市町村。荒尾市も含めまして、ここは全域、あるいはほぼ全域でフレッツ光サービスが提供されております。

続きまして、今後の整備状況と全域整備のめどについてでございますけれども、光回線等インターネット接続サービスについては、市が行なっているサービスではなく、民間事業者が行なっているサービスであるため、設備等を有しサービス提供を行なっている事業者へ未提供地域の早急なサービス提供を陳情要望している状況です。しかしながら、光回線でのサービス提供を行なうには、事業者によるサービス提供装置の整備、局舎の改修、光ケーブルの布設等設備投資に多額の経費が必要となるため、現在サービス未提供地域である石貫局、横島局、天水局エリアにつきましては、採算性の問題により、民間事業者独自での開局は困難であると回答を受けております。

また、近隣においてはサービス提供実現のため、自治体がサービス提供に要する事業所の初期設備投資にかかわる赤字補てん分を補助する民設民営一部補助型により、光接続サービス提供を促進する事業が行なわれ、サービスの提供が開始されております。本市で現在の未提供エリアの3局を通信事業者に対し、補助を行なう民設民営一部補助型の事業を行なった場合、市が補助する費用が約7億円となる試算が出ております。この

事業に対する財源措置として国、県からの補助メニューはなく、すべて一般財源での対応となり、現状としましては、非常に厳しい状況でございます。

続きまして、定住化への影響、市民サービスの平等性についてお答えします。現在、全国的に定住化に向けた取り組みがさまざまに取り上げられ進められているところです。玉名市においても定住者獲得に向けた取り組みを実施していますが、20代から50代いわゆる働き盛り世代の移住や定住が今後予想される超高齢社会を乗り切る鍵と考えます。若者の流出を防ぎ、働き世代の定住化を図る手だてとして、高速なインターネット接続環境が整えば居住地での仕事が可能となり、より多くの情報提供を得られ、生活環境にも好影響が期待されることなどから、今後の定住化につながっていくものと考えます。

また、市民サービスの平等性についてですが、光接続サービスは、民間通信事業者が行っており、市内での情報通信格差が生じている現状を早期に解消しなければいけません。情報通信格差解消には、先ほど申し上げましたとおり多額の一般財源が必要となることから、現在急速に進行している携帯電話、スマートフォンなどのモバイル通信技術の動向や通信事業者からの情報収集を行ない、多角的な手法検討を行なっていく必要があると考えます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 1番については、玉名市の中心部、岱明町あたりは通っているけれども、周辺天水町、横島町、それと石貫地区等々その辺ができてない。ただ、近隣は大方全域光通信が、インターネット光ケーブルが通っているという答弁のようでした。近隣の市町、過疎債等々も使ってらっしゃるんですかね、そういった意味で、ほぼ全域、光ケーブルが通っているという答弁でしたけれども。私としましては、玉名は城北の中心になると、荒玉、この有明広域、特に有明広域関連でも中心になると自負している中で、こういうのは非常に残念だなと思うところです。ただ、民間業者がやられることということがありまして、非常に金額的にも多額にかかる。一遍にやった場合に、7億円かかるということでしょう。ちょっとそのことについていいですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 先ほど申し上げました7億円という数字は、先ほど申し上げました各3局、まだ未整備のですね、それを個別にやっていったときに7億円ということでございます。以上でございます。ですから、それを一度にやってしまうならばもっと安くは済むということでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） はい、わかりました。

それと2番の今後の整備の方針はどうなっているかということで、ほぼ全域整備のめどは、もうほとんど立ってないと、今のところは市が補助金を出してやるつもりはないというような答弁だったと思います。

3番の定住化への影響と市民サービスの平等性についてを問うということで、非常にこれについては前向きな部分を含む答弁がありまして、だったら何とかやってくれないかなという思いがあるわけですがけれども、定住化ゾーンはまだ生きてるんですかね、定住化ゾーンを前に定めてあると思うんですけども。ちょっとお願いします。

それと、定住化ゾーンを定めてあったのが生きているとすれば、そこには光通信はどうなんだろうということを質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 済みません、ただいまの御質問に対してちょっと、答弁を用意しておりませんので、はい今から急いで。

○13番（福嶋譲治君） はい、お願いします。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） これは、市の市民会館に対する考え方は、市の考え方はこうだと。光通信に関しては、市の考え方はこうだということがあると思います。本当に重要であるならば、少しずつでも市が負担してでもやらないと若い人、これからの産業の中で、非常に重要になってきますし、例えば、場所はどこでも光通信が来てれば1番市の片隅でも、東京、また、世界、日本全国、世界と通じて仕事ができるわけですので、そういった仕事がどんどんふえてきておりますので、これはもうトップに立たれる方の考え次第だと思っております。

何らかの形で進める方法をしていっていただかないと、また、冒頭に申しました石貫地区に転居されて来たものの、いいとこだと思って来たけれども、光通信は通ってなかったと、インターネット光サービスではなかったと。じゃあ、ここでは仕事はできない。また転出されたというようなことがほかにも起こってくると思いますし、もうわかっていけば来ないと。定住化の努力が何なのかと、これは定住化についての質問はしておりませんので、私の意見として言いますけれども。定住化というのは何なのかと、人を呼び込むことですがけれども、玉名市も5年で100万円とか、いろんなことをやっておられますけれども、本当に多くの人を定住化させるという方向にはいってないと思います。やっぱりそういう条件、子育ての条件、インターネットの条件、そういうのがそろったところに人は集まってくるわけで、その辺の努力はまた別な方向で、方向が違わんじやないかなという考えを持っております。もう少しかかりますか。

○企画経営部長（瀬崎正治君） はい。

○13番（福嶋譲治君） それでは、これは質問に出しておりませんでしたけれども、広報たまな9月号がこの一般質問の提出に間に合わなかったんですよ、その後来たんで、その後来た広報たまな9月号の5ページですけれども、「小岱山から眺めよう、菊池川とともに発展した玉名」と、今、日本遺産にも認定されましたので、こういうことで、非常にいい写真が載っております。そういう中に菊池川、玉名平野、金峰山、有明海と写ってる様子を、大きな字で書いてあるわけですけれども、この写真を見ると金峰山は写っていないわけです。これ山が写っているのは熊ノ岳、俗に二ノ岳、熊ノ岳どちらでもいいんですけど、それが写っているわけでありまして、私は、景観策定委員会的时候もちょっと金峰山系というあったことでこだわって、松田課長あたりともいろんな意見を交わしたんですけども、県のほうのどこかに尋ねたら、金峰山系ということで通しているからということで、熊ノ岳、二ノ岳という名前はないで、その景観策定の冊子にも出ないでおります。実はこの熊ノ岳、二ノ岳は、玉名市でも、熊本市でも1番高い山になります。熊ノ岳が685メートル、隣の三ノ岳が681メートル、4メートルの差です。ここに書いてある金峰山は665メートル、かすんで写っていないのか、この熊ノ岳の影に隠れているのかわかりませんが、金峰山は写っておりません。

それと、私いつも三ノ岳は玉東側、玉東側と言っておりましたけれども、地図を見てもみましたが、熊ノ岳、三ノ岳は、頂上稜線を境に、玉名市と熊本市に分かれておりまして、両方が共有する山になっております。小岱山から見る眺めもいいんですけど、すばらしいんですけども、熊ノ岳をその登山道を整備していただければ、もっとすばらしい景観が得られますので、そういうのもお願いしたいと思います。

この金峰山と書いてあるのは、私はよければ固有名称ですので、金峰山系ということでなくて、金峰山という固有名称ですので、私は熊ノ岳、もしくは二ノ岳という固有名称に変えていただけたらなと思います。

これはだから質問出していませんでしたので、意見として申し述べておきます。答弁いいですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 先ほどの定住化ゾーンは、まだ生きているのかどうかそれからそのエリア定住化ゾーンのエリア内の光通信について答弁を申し上げます。

まず、定住化ゾーンにつきましては、平成27年度末で終わっておりまして、そのあとは定住化ゾーンについては定めておりません。

その時点での定住化ゾーン、平成27年度末までの定住化ゾーンの中の光通信につきましては、全域は整備ができてないということでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 平成27年度末で定住化ゾーンというのは、もう終わったと。非常に残念ですね。何の努力もなされずに、定住化ゾーンを定めたまま何にもしないで、27年まできてもうやめたということのようですので、これは光通信の質問とはちょっと違いますので、思いだけ言いますけれども、やっぱり行政の継続性、定住化推進をする中で、定住化ゾーンが定められたわけですから、やっぱりきちんとそれは努力しながら途中も努力しながら、これからは何らかの努力をするということでしたら、ききたいと思えますけれども、どうも前の市長がしたことはやめようやめようと、そういったあれなかなと受けとめております。1番の質問の市民会館もまた同じようなことを言うことになりますけれども、もう市長もやめられるわけですから、次の市長に委ねられることを強く提言して私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

15番 前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） おはようございます。日本共産党の前田正治です。

通告に沿って一般質問を行ないます。

1、国保問題について。公的医療保険には組合健保、協会けんぽ、共済組合、国保組合、後期高齢者医療制度、市町村国保、このような6つの保険制度があります。国籍に関係なく原則として、日本国内に現住所のある人は、この6保険制度の中、どれか1つの保険に加入することになっています。皆保険体制であります。国民健康保険は公的な医療保険の1つであり、人々が医療を受ける権利を公的責任で保障する人々の医療保障を実現するものであります。国民健康保険は、国民の健康を保障するセーフティーネットと呼ばれて皆保険体制を下支えする役割を果たしています。平成30年の4月から国民健康保険の運営に、熊本県が加わります。国保の都道府県化が行なわれます。現在、その移行に必要なシステムの問題や税率の問題などの調整がなされているところであります。国民健康保険の問題について3点質問します。

1、玉名市における国民健康保険加入世帯の所得階層状況をお聞きします。2、その所得階層における資格証明書発行状況はどうなっているか。3、国民健康保険の都道府県化に向けて行なわれた、第3回国民健康保険税試算の玉名市における結果を聞きたいと思えます。実際の一人当たり保険税額、世帯当たり保険税額との比較では、現在より高くなるのか、低くなるのか、同じか。

以上、お尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） おはようございます。

国保世帯の所得階層の状況について、まずお答えをいたします。

平成28年度におけます国民健康保険被保険加入世帯数は1万974世帯で、そのうち所得が0円から200万円未満の世帯が8,892世帯で、全体の81%を占め、200万円から500万円未満の世帯は1,428世帯で、13%、500万円から1,000万円未満の世帯は469世帯で、4%、1,000万円以上の世帯は185世帯で、2%となっております。

次に、低所得者層におけます資格証明書の発行状況についてお答えいたします。

平成29年度一斉更新時の資格証明書の発行件数は56世帯で、所得階層ごとの内訳は、所得が0円から200万円未満の世帯が46世帯で全体の82.1%を占め、200万円から500万円未満の世帯は8世帯、500万円以上の世帯については2世帯の発行状況でございます。

また、資格証明書の発行状況が低所得者層に集中している事実におきまして資格証明書の発行についてどのように配慮しているかということにつきましては、国民健康保険の保険期間は8月1日から翌年の7月31日でございます。7月末に一斉更新を行ないますが、国保税を完納しておられる被保険者との公正公平性の観点から、被保険者証、短期被保険者証、資格証明書を発行しており、国保税の早期かつ確実な収納へつなげることで国民健康保険事業の健全な運営に資することが目的でございます。その一斉更新の際に国保税が何期残っているかという滞納の状況、直近3回の納付の状況などの要件を見て、資格証明書発行の準備をいたしますが、その中でも低所得者に対しましては、所得割がかかっている人とかかっている人を確認し、所得割がかかっている人に対しましては、資格証明書を発行しております。所得割がかかっている人に関しましては、資格証明書の対象から外して短期被保険者証を発行しております。また、一斉更新後に所得割があり、資格証明書となった人で窓口で相談に来られた人に対しましては、面談の上、入院などの緊急性を有する特別な事情等があると判断した場合、1カ月や2カ月の短期被保険者証に切りかえて発行いたしております。その際、切れる前には、国保税の納付をされますよう、納付されて更新されますように御案内をしているところでございます。

次に、3点目の国保の都道府県化における第3回国保税の試算結果についてお答えいたします。

現在、国、県から示されております。納付金及び標準保険料率の試算であります。8月28日に行なわれました都道府県移行検討部会及び9月4日、昨日に開催されました国保連携会議における説明では、1人当たりの保険税は11万円程度になる見込みでありまして、現在の現行の保険税は9万3,000円でございます。おおよそ1万7,000円ほどアップする試算が示されました。しかしながら、これは仮に平成29年度

の納付金及び標準保険料率が導入された場合の納付金の試算でございます。平成30年度の本算定につきましては10月から算定が開始され、その後国から係数が示されて正式には、来年1月に確定する予定であるとの説明を受けております。現段階では、新制度が開始される平成30年度からの正確な額をお答えできない状況でございます。

このような国、県の動向も含め、現在、玉名市国保運営協議会にて随時状況報告を行なっております。去る7月12日の協議会におきましては、平成30年度玉名市国民健康保険事業の運営について諮問を行なったところでございます。今後、国保運営協議会からいただく答申の結果及び市議会文教厚生委員会への御説明と意見をいただく中で、平成30年度からの玉名市国民健康保険事業の運営が健全なものとなるよう慎重に協議し、決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） ただいま答弁がありました国保加入の所得階層の状況、加入世帯全体の約80%が、所得が0円から200万円であります。そして資格証明書を発行してある世帯もその0円から200万円の階層に集中をしております。所得350万円以上の世帯には資格証明書の発行は0件という統計が出ております。国保税の支払いに大変苦勞することが容易に判断できる世帯に資格証明書発行が集中しております。私はこういう状況において資格証明書の発行が機械的になっているんじゃないかというふうな心配をしたわけですが、るる検討されているように今の答弁からは受けとめたわけです。

再質問します。資格証明書は病院受診の際に、3割負担ではなく10割の負担でありますから、低所得者に対して、低所得世帯に対しての資格証明書の発行、これは病院を受診することをみずから低所得者が、みずから断念することにつながると思います。

部長にお聞きします。私は、資格証明書発行世帯の状態は、通常保険証発行世帯と比べまして、経済的にも健康的にも精神的にも劣悪な状態にあると思いますが、部長の見解はいかがですか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の再質問にお答えします。

やはり先ほど申し上げましたとおり、階層別の状況等を考えますと非常にやはり低所得者の方のその資格証明書、また、短期被保険者証の発行される割合というのが非常に多くなっているというのは事実でございます。ただ、本市といたしましては、これまで資格証明書、短期被保険者証、やはり御指摘のとおり、低所得者にかかなりの割合でこの保険証の発行ができない状況、当たり前の状況が、発行ができない状況にある中、やはり平成27年度からやはり資格証明書、それから短期被保険者証というのを発行を再

検討いたしまして、平成25年度現在では、資格証明書が366、そして、短期被保険者証が706あったのを平成29年度では、資格証明書56、それから短期被保険者証が654というふうに内容をかなりその個人個人に相談業務を充てながら改善を行なっているところがございますので、そういう劣悪な環境にある方にも寄り添った形で今対応しているというふうな状況でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 執行部がそういう低所得世帯に対しての努力をこの間図ってこられたというのは、今の答弁でもわかりました。

そういう努力があって、再質問しますけど、私は、低所得者世帯への資格証明書の発行、これは先ほど申しましたような皆保険体制のもとで、人々が医療を受ける権利を公的責任で保障する医療保障を実現することに反する結果をつくり出して、つくり出す政策であるというふうに私は思います。市民の暮らしを考えた場合、資格証明書を発行しないことがベストだと思います。部長の見解はいかがでしょう。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

資格証明書の発行に関しましては、先ほど申しましたように、低所得の方がほとんどでございますが、その中にもやはり納めることができる人もやはりおられると、その階層の中で、国保の保険税も納めておられる方も多数おられます。ですから、そういう均衡を図る上で、納税をやはり推進するためには、そういう資格証明書というふうな制度も必要かというふうにも考えておるところです。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 納税を推進する一方で、本人が病院に行くことをためらって、市民の健康を害するようなことがあったら、それが本末転倒ではないかというふうに私は思います。

再質問をします。発行に当たって市民生活を考慮して、所得制限を設定すると。例えば、所得400万円以下の世帯には、資格証明書は発行しないようなそういう運用をするというか、決め方によっては、こういったことも可能ではないかというふうに私は思います。部長の見解を求めます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

前田議員の提案も今後考えさせていただきますが、現行のところやはり低所得者におきましては、もう個々の相談内容というものが非常に複雑になってきておりますので、それに沿った形で、やはり短期被保険者証、それから資格証明書、今、そういう制

度でありますけれども、全体的に廃止するというふうなことは、やはり税の均衡ある納付に関しましては、やはりこういう制度を活用しながら個々に対応してまいるのがベストではなかろうかというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） いや、私は資格証明書を、あるいは短期被保険者証、これが制度的に廃止になればそれが1番よかったですけど、私は制度的に廃止したがいいと思います。ところが、資格証明書の問題も短期被保険者証の問題も国民健康保険法という法律の中で定めがありますので、その法律を玉名市が運用するに当たって、例えば、条例、要綱、規則などで400万円以下の、例えばですよ、所得400万円以下の世帯に対しては、もう資格証明書は発行しないというような決め方をしたらどうかと言ったわけです。検討の余地があるということでありましたので、ぜひ積極的に検討していただきたいと。

次に、再質問いたします。今年の3月議会でも短期被保険者証の発行状況について答弁がありました。短期被保険者証は1カ月、3カ月、6カ月などの期限つきで、期限つきの保険証であります。期限が切れたらこれは使用できません。ですから、期限の確実な更新が欠かせません。期限が切れた状態が放置されると保険証がない、いわゆる無保険状態になります。短期被保険者証の更新について執行部の対応をお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

8月の一斉更新時に短期被保険者証該当者の皆さん方には、半年の短期被保険者証を発行し、有効期限前には納付をされて、窓口にて更新の手続きをいただけるよう文書にて御案内をしております。また、半年の有効期限でありますので、1月末で切れるわけですが、2月初めに更新されていない人に対しまして、さらに文章で更新をするよう通知をいたしております。また、それでも更新されない場合、国の指導に基づきまして、所得割がかかっていない世帯に対して納付がなくても、3月初旬に短期被保険者証を送付いたしております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 短期被保険者証発行世帯の把握、これは確実になされているかと思えます。更新についての対策も今答弁があったとおりにかと思えます。期限が来て、文章でのお知らせ、あるいは家庭訪問、窓口対応などでどうしても面接できない人には、所得割のかかっていない人には無条件で郵送するというふうな対応をされてるといふことですので、無保険状態を放置しない取り組みはさらに徹底をしてもらいたいこのように思えます。

次に、再質問を行ないます。平成30年4月から制度移行による国保税額、いまだはつきりしておりません。しかし、玉名市国民健康保険加入世帯の所得状況は先のとおりであります。この状況のもとで制度の移行によって国保税の引き上げは、私は絶対にあってはならないと思います。このことについて部長の見解をお聞きいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えいたします。

国保税のアップはあってはならないという御質問で、私どもも国保の運営上、赤字が続かないならばできるだけ上げないほうがいいというのは当然のことでございます。

これまでの少し経緯を申し述べますと、国保の税に関しましては、平成24年に保険料の改定を行ない、その後6年間今まで保険税の改定は行なっておりません。これは当初導入しました改定後平成24年度におきました段階においては、玉名市の国保税の1人当たりの平均の額というのは、県下トップクラスでございました。平成26年度まで非常に玉名市の保険税の率は高くありまして、ずっとトップを維持しておりましたけれども、平成27年度になりまして、14の各市がやはり税率の改正を行ないまして、その段階におきましては、今、14市の中で玉名市の位置は、平均的には第8位という国保の税率の高さになっております。平成29年度におきましては、改定しておりませんので、もっと下位のほうになってきてるかなというふうに思っております。県から示されたアップするというふうな方針でございまして、その中でやはりいきなり満額県の回答のように上げていいのか、又は据え置きでいけるのかというのは、やはり今後の動向を見ながらいくわけですが、非常に難しいのが、難しいといえますか、平成28年度の国保の収支が実は単年度収支で、合併しましてこの12年間で初めての黒字になったところでございます。ですから、今までずっと赤字で来ておりましたけれども、黒字ということで、保険料のアップに関しましては、微妙なところに今なっているかというふうにも思っておりますが、ただ、県下統一の料率については、玉名市はこれだけ上げてくださいというふうなことの通達が今後なされてくるかと思っておりますので、その辺も今後の動向を踏まえて検討してまいりたいと思っておりますので、上げないほうが当然いいと思いますが、今後の動向を冷静に見きわめながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 平成24年度の税の改定があったということですが、私もかすかにそのときのことを記憶はしております。確か、上げ幅については、3通りの試算があって、あんまり上げると、これは徴収率に影響すると。なら1番下げるとちょっと国保会計に影響して、改善ができないんじゃないかということで、確か3通りの中の真ん中をとったんじゃないかなという思いがしております。それは市民のことを執行部

が考慮しての結論かなというふうに理解をしているわけです。

再質問を行ないませんが、国保の都道府県化に伴う厚生労働省が通知をしました。先ほども言いましたが、第3回試算の最大の特徴は、制度が移行することによって発生する保険料負担の急変を避ける姿勢を明確にしたことにあります。マスコミでは、「厚生労働省は平成30年度には保険料の激変が生じないような検討を求めた。」このように報道をしております。玉名市ではこの間、独自の政策として、一般会計から法定外繰入を行なって国保税が上がることを押さえてきました。ですから、玉名市では、市民生活を守る上では法定外繰入がどうしても欠かせないことを議会と執行部が一丸となってこれから国や県に積極的に働きかけることが、私は必要かと思えます。法定外繰入ができなくなれば、税の引き上げに直結をいたします。制度移行に伴う税率改正について、今も部長が若干述べられましたが、法定外繰入の有無を含めて税率改正についての執行部の見解を求めます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

一般会計からの繰入金のか考え方について、制度上どういうふうに考えるのかというふうなことでありますが、先ほど答弁いたしましたように、各市の状況も今国保の税がどういう位置にあるのか、そして、やはり繰入金の状況も、これは国保以外の玉名市民の皆さん方の負担を仰いでいるわけでございますので、この辺もやはりしっかりとそういう皆さん方にも説明をしながら、導入の方向に向けては、やはり広い視野を持ちながら税の改正に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 国保問題については最後に、先ほども申しましたが、来年4月から熊本県が国保の運営に加わってくる。いわゆる都道府県化が始まるわけですがけれども、私はやっぱり今の国保加入世帯の状況、所得状況を考えれば制度移行に伴う税率の改定アップ、税のアップですね、これは絶対に避けなければならない、あつてはならないということを申し添えまして、次の質問に移ります。

○議長（永野忠弘君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時27分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） では、次の質問を行ないます。

2、キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金について。

人口減少化が玉名市でも進行しております。減少化を食いとめるさまざまな施策が実施をされておりますが、この大きな流れを鈍化させることには、いまだ成功しておりません。こういう中で、地域の活性化や地域づくり、地域コミュニティの推進などの観点から、一区一輝運動、玉名21の星事業、キラリかがやけ玉名づくり応援事業などの取り組みがこの間なされてきました。ところが、この取り組みに水を差すような小学校の統廃合が推進をされて、いよいよ平成30年4月からは玉陵中学校区で6つの小学校が廃校になります。小学校がなくなることで、地域の活性化や地域のコミュニティなどがますます困難となり、地域衰退の一途を突き進むのではないかとという不安があります。キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金について3点質問します。

1、この事業について執行部の評価をお尋ねいたします。2、平成30年度以降、この事業補助金は、私は、継続すべきと思いますが、執行部の見解をお聞きします。3、平成25年度から28年度の決算で見ますと、この事業補助金実績は年々減少しております。執行部は、これをどのように分析をしているのかお聞きをいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

〔企画経営部長 瀬崎正治君 登壇〕

○企画経営部長（瀬崎正治君） 前田議員のキラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金についての御質問にお答えします。

まず執行部の評価についてでございますが、この補助金は、平成26年度に制度創設し、各小学校区のまちづくり委員会等任意団体のほか、NPO法人や一般社団法人など、幅広い形態の団体に交付しています。取り組み事例としては、地域で所有する公園の花づくりや松原海岸復元のための松林管理など植栽管理、花火大会とコラボさせた音楽イベントや田んぼアートを活用した地域イベント、子育てサポートにつながるイベントなどの開催、地域の歴史を後世に伝えるための出前授業を開催するものなど、多彩な事業が採択されました。採択団体からは、「今まで雑草だらけだった山を補助金により草刈りができた。そこで頂上に鯉のぼりを立て観光名所としたことで、多くの登山家が訪れるようになった。」という声や「休止していた地域の祭りが復活し、にぎわいが戻った。」などの声を聞き、地域の活性化という観点から一定の効果が上がっていると認識しています。

次に、事業の継続についてですが、今回、平成29年度から平成31年度まで事業を継続するに当たっては、取り組む団体の固定化が見受けられ、あるいは取り組み内容が同じで複数回補助金に頼って実施される傾向があるという状況に鑑み、取り組み団体の将来的な自立や新たな団体の取り組みなどを促すために補助金の額を低減させる激変緩

和措置をとったところですが、なお、この3年間の取り組みにより、補助金に頼らない自主的な地域づくり活動ができる団体を1つでも多くふやしていきたいと考えているところではありますが、平成32年度以降の事業の継続につきましては、この3年間の取り組み状況を踏まえた上で再検討してまいります。

続いて補助金実績が年々減少していることについてでございますが、この補助金は、平成26年度21団体の23事業採択し、368万8,712円、平成27年度14団体の14事業に243万3,336円、平成28年度11団体の11事業に216万2,151円を交付しました。交付実績としては、年々減少しておりますが、補助金に頼らず自分たちで無理なく運営ができる規模で継続している団体や自主財源確保を目指しながら模索している団体もふえてきていると分析しており、一概に地域づくり活動自体が減少したとは考えておりません。

なお、補助金を利用する団体が固定化され、申請件数が減少傾向にあることから、利用促進を図るためにさらなる周知を行ない、幅広い団体に活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 再質問をします。

平成30年度以降、この事業補助金は継続すべきと私、申し上げたところですが、平成32年度以降は再検討するというふうなことであります。それで、再質問をいたしますが、次年度が前年と同じ事業を行なえば補助金を減らすそういった方針が今とってあります。地域では同じ事業を維持継続することも大変な状況にあります。それでも火災や風水害、あるいは地震災害などに対して地域が協力できるような地域のつながり、共同づくり、それは地域の安心安全のために地域住民がみずから努力をしてつくり上げているものだと思うわけです。梅林では、ふれあい祭りの開催が8月にありまして、第15回目となりました。これについての補助金は、以前から企画経営課のほうを担当してきたかと思いますが、この祭りに担当職員が参加したこと、これは見たことがありません。地域の実情について状況や苦勞、あるいは要望など、地域に直接足を運んで、地域の声を聞いたことはあるのでしょうか。地域の状況や要望をつかむためにどのような取り組みがなされているのか、部長にお尋ねをいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 地域の要望や実情につきましては、当然この補助金を交付する過程におきまして、いろいろ詳しいことは聞いておりますので、その中でつかんでおるといふふうに把握しております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 私は、今の玉名市において、地域の状況を率直に聞けばですね、執行部がつかめば、次年度が前年と同じ事業なら補助金を減らすなどの方針、これは、地域の状況と全く整合しない政策ではないかと思えます。地域の頑張りを否定する何ものでもありません。方針の見直しが必要かと思えますが、見解をお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） このキラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金、あるいは、先ほど前田議員もおっしゃいましたように、合併前の一区一輝事業それから継続した玉名21の星事業、いずれも補助金、若干形態は変わっておりますけれども、考え方としてはずっと統一した考えでございます。その考え方というのが自主、自立したまちづくり団体をなるべく多くつくっていききたいと、そういう方針できております。ただ、ですから本来は、当初からなんとか自主財源を確保していただくように、それぞれの活動団体をお願いをしながら、なるべく早く提言をしていきたいという考えであったと思えますけれども、結果的にはそれがずっと続き、今に至っていると。この段階で削減を始めたという状況でございます。ですから、私どもとしては、本来的な考えとしては、先ほど申し上げましたように、自主自立した活動を行なっていただきたいというのが根底にあります。それは私どもの考えだけじゃなくて、もともとのまちづくり活動のあり方でございます。ですから、その柱の部分は変わりませんが、実態を見てみますと同じまちづくり活動団体でも、ある特定の目的のもとにやりたい、とにかくやりたいことがあって、個人個人が集まって積極的に推進される団体、それから、ある一定の地域において、何度か先ほど前田議員がおっしゃったように、人口が減少する中でコミュニティー活動の維持を図りたいとそういうことで、例えば、祭りとかいうのを続けられている団体がありますので、そこを一律に考えるのはもう少し検討がいるかなというふうには思っておりますけれども、例えば、祭りにしましても、私もあるまちづくり団体に入っておりましたときに、当然財源ありません。財源ありませんから補助金を当初受けておりました。ただ、祭りを行なう中で、自分たちのブースをつくって、そこで自分たちのメンバーの一部がそこで販売をして利益を上げたり、あるいは他のいろんな祭り、西部商店街の祭りであったり、高瀬裏川の花しょうぶまつりであったり、そういうところに飛び込みで参加して、収益を上げる。あるいは人手につきましても、今の地域振興係の職員をお願いをして手伝ってもらったり、あるいは消防団であったり、その他いろんな団体の方をお願いをして、積極的にお願いをして手伝ってもらおうと。そういうこともやってみりましたので、てきましたらそういう地域活動もそういう努力を続けられて、なおかつ非常に厳しいという状況であるならば、そこはまた再考したいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 一区一輝運動から玉名21の星事業、そしてキラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金、その間ずっと続いて来たわけですけども、答弁がありましたように、その団体あるいはその地域の自立自主、そういった活動を自主自立した活動を目指してこの事業が行なわれて来たわけですけど、地域の実態は、私はなかなかやっぱりそこまで至っていないというのが実情ではないかと。そういう中で、前年と同じ事業なら補助金を減らすというこの方針、これは一律には考えないと部長はおっしゃいましたが、まさに一律に考えたからこそ、こういう方針が出てくるのではないかなというふうなことを思うわけですけど、部長はそこそこでこれからもさまざま検討していくみたいなことを言われましたが、例えば、梅林地区の夏祭りがやっている決算を見ますと、いろいろ補助対象外の費用があったりとかということで、結果として補助金は減っている状況であります。実状は同じ事業でも維持継続していくというのが、非常に厳しい状況。これはまだ決定ではありませんが、話としては1戸当たり300円のうちわを買ってもらっていますが、来年度からは運営するために500円に上げんとできんかもしれんと、そういう話もありました。そういう中で、補助金が減るということは、これは、私はいかがかなと思いますけど、それでも部長、補助金を同じ事業なら減らすという方針は、その考えに変わりはありませんか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 梅林地区のお祭りの財源確保のためにどういうことをなされているかは私は存じ上げませんが、先ほど申し上げましたように、例えば、祭りの中で、その活動費の捻出のためにビールを売ったりとか、焼き鳥売ったりとか、いろいろ焼きそば売ったりとか、いろんなことができると思います。人手が足りないならば、先ほど申し上げましたように、いろんな団体にお願いするとかいうこともできますし、私どもも担当課がございますので、まさに私ども、そのお金だけの支援じゃなくて中身の支援もコミュニティー活動の維持のために中身の支援もしていけないというのは当然わかっておりますので、そういう相談もいただきながら、どうやれば運営補助金が減る中でも運営できるかそういうのを模索していくというのも大事なことです。コミュニティー活動の維持のためには大事なことだと思います。自分たちでそうやってお金を捻出してやったという、そういう結果もその団体の方からにとっては大きな励みになると思いますので、できればそういうふうをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 地域がどういった活動をしてるか、部長がよく把握されてい

ないみたいですけど、我々梅林地区でも消防団がですね、物を売ったりとかいろいろ努力はしています。自主財源の確保の為にですね。それでもうちわは上げんとでけんかもしれんという話が出てくる。そういう中であって、補助金を一律に減らすというのはいかかなということをお願いしているわけです。

次に、再質問をいたします。平成30年4月から玉陵小学校がスタートします。一方で、今までの小学校がなくなる地域が5つあります。学校施設の維持費用として年間6万円が地域に出されて、廃校後3年間で跡地の活用を一応決めようということになっております。跡地の活用については、地元を含めて今後協議が進んでいくものとしまして、廃校小学校地域の振興につきましては、地域の疲弊をとめるために、当面存続する小学校と一律ではない、特別の振興対策を実施する必要があるのではないかと思います。廃校小学校の跡地活用と並行して、特別の振興対策の実施について、部長の見解を求めます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 小学校が廃校になる地域の特別な振興策ということでございますが、現時点ではそこは考えておりません。ただ、今後状況を見ながら必要に応じて、そこも検討すべきかと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 特別の振興対策の実施について状況を見ながら検討すると、そぎゃんとは必要ないという立場ではないわけですね。やっぱり検討の余地はあるという意味でとらえていいのでしょうか。ちょっと部長の答弁をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 小学校がなくなるということは、非常にやっぱり地域の方からすると大きなことです。小学校というのはシンボリックな存在でしたので、当然、小学校がなくなることによって学校があつてた時間、子どもの姿を見なくなることでありますし、非常に寂しい状況になるかと思えます。そういう意味で、何らかの措置が必要ということであるならば、当然、今の学校の跡地の活用を含めて活性化策を教育委員会のほうでも考えられてると思えますので、そこを核とした活性化策というのが必要になってくるかもしれないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 小学校の跡地については、前の議会でも言いましたけど、現在も災害の避難地、避難地域ですね、グラウンドなんか集まってくる。あるいは、先ほど申しましたような梅林地区では、小学校のグラウンドを使って夏祭りを実施してい

ると。さまざまな学校を中心にした取り組みがこの間ずっとされてきたわけです。やっぱりそれが一気になくなるわけではありませんけど、それは小学校に子どもたちが通って、学校がずっとそこに存続したからこそ、そこを使わせてもらって、そういった活動が続けられていたかなど。結果として、地域のつながりが維持できたかなというふうにとらえているわけです。ぜひ、私は、小学校が廃校になるその地域の特別の対策というかですね、積極的に検討してもらおうということを申し上げまして、次の質問に移ります。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） 3番目、水道事業に関連して。

株式会社シェフコまでの水道配水管工事に関して、私たちが玉名市を訴えた行政訴訟は、残念ながら私たちの訴えは認められませんでした。不当判決であります。今後の展開や裁判に伴う費用のこともありまして、我々は、最高裁への上告は断念することにいたしました。裁判は我々が敗訴となりましたが、この戦いを通じて議会では全く説明がなかった株式会社シェフコ誘致に関係する多くの事実を引き出すことができました。水道事業に関連して4点質問をいたします。

1、配水管布設にかかわる申込者負担金の規定は、どういう状況で適用するのか。
2、企業局の認識として、株式会社シェフコから給水申し込みの時期はいつの時点と判断するのか。
3、株式会社シェフコまでの配水管布設後、新規給水申し込み状況はどうなっているか。
4、給水の主な使用が販売目的であることについて、企業局の見解をお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） このたび、平成27年6月より継続をいたしておりました水道事業に関する裁判が今年8月をもって終結をいたしました。結果は、先ほど前田議員が言われたとおり、一審、二審とも勝訴と司法の判断が下りまして、その判決が確定したところでございます。議会の承認を経て、補正予算を組み、水道工事を行なったわけですが、それが不当であった場合には、議会の承認そのものが覆されることになり、議員の皆さまにも御迷惑がかかると心配をいたしておりましたけども、行政が行なった行為は適切であったと信じ、裁判に臨んだところでございます。このたびの裁判は、玉名市が締結した水道に関する請負工事契約が専ら株式会社シェフコ熊本工場という民間企業、1企業の利益のためのみ目的として違法に支出されたものだとして訴訟が起こされました。しかしながら、我々行政といたしましては、因果関係はわからないものの、竹崎区の水道水が濁って区民が困っており、起こってしまった現象からすれば、この水道工事は区民の将来にわたる不安を解消するため、とらざるを得なかった対応だったと

考えております。むしろ、行政がやるべきことであつたにもかかわらず裁量権を逸脱した行為ということで裁判が始まったわけでありまして。しかしながら、原告側は裁判の中で、訴えの争点の整理を指摘され、さらに裁判の途中で訴えの一部を取り下げるなどの事態に陥っております。これは、もともとこの訴え自体に無理があつたのではないかと思うところであります。我々行政が行なつた行為は適切であつたにもかかわらず、訴訟を起こされたことで、裁判にかかる費用を支出する事態となっております。ただいま裁判の結果が、判決が不当であつたと言われておりますけれども、我々行政といたしましては、この訴訟自体が不当だつたのではないと思つておるところでございます。ただ、今回、裁判一審、二審に勝つたものの、この裁判にかかつた費用は360万円を超えております。この費用もお客様からいただいた料金収入で賄われており、多大な支出であつたと認識をいたしております。水道事業に関連する利用者の皆さんに御迷惑がかつたんじゃないかなと考えております。今後はこのような裁判が起らないように、これ以上によりよい市政を、行政を行なっていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 福田高広君。

[企業局長 福田高広君 登壇]

○企業局長（福田高広君） 前田議員の水道事業に関連してについてお答えいたします。

御質問の配水管布設にかかわる申込者負担の規定はどういう状況で適用するかについてでございますが、まず、水道施設の一部である配水管の布設・維持管理にかかる費用は水道事業者である玉名市が原則として負担し、給水装置については需用者が負担することになります。議員御指摘の玉名市配水管布設工事の負担金に関する規定でございますが、これは本来であれば水道事業者が予算を調整し、配水管を整備すべきなのですが、財源上予算の準備ができず、他方で給水装置の設置を申請する需要者が配水管布設にかかる費用をみずから負担することを了解し、配水管布設工事を新設する場合にこの規定を適用することになります。

次に、企業局の認識として、株式会社シェフコからの給水申し込みの時期はいつの時点と判断するかでございますが、企業局といたしましては、玉名市水道事業条例第10条第1項の規定に「給水装置の新設、増設、改造、修繕をしようとする者は管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない」と定めてあります。株式会社シェフコが給水装置工事の設置工事の申し込みを行なつた時期は、平成27年3月11日に給水の申し込みを行なつた時期と判断しております。

次に、株式会社シェフコまでの配水管布設後、新規給水申し込みの状況はどうなっているかについてでございますが、結果的に、いまだに1軒も給水申し込みはあつてございません。配水管を布設した路線は、事業所など新設も多く見込まれる場所で、玉名市

の主要な幹線道路の県道であり、今後、沿線住民の自家用井戸の水質悪化等が発生した場合や事業所が進出しやすい環境を整えたことにより、将来的には水道需要は見込まれるものと考えております。さらに株式会社シェフコが地元に基づいて安定して操業を続けていただくことで、継続的に水道使用の収益が見込めると考えております。

最後に、株式会社シェフコにおける給水の主な使用が販売目的であることについて見解を聞くのですが、水道法第15条では、「水道事業者は、それが供給規定に反しないものである限り、申込者の使用水量の多少、他所、用途、信条、社会的地位にかかわらず、給水契約を締結しなければならない。」と使用目的に制限を設けてないことから、市が供給した水道水を工場が生産活動に使用することは、需要者の自由であると考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

前田正治君。

○15番（前田正治君） 再質問をします。

株式会社シェフコから給水申し込みの時期について企業局の判断は、平成27年3月11日ということでありました。これはつまり配水管工事が決定したあとであります。平成26年11月28日、12月議会の直前、株式会社シェフコへの配水管布設工事費の補正予算が、議会に提案される直前に竹崎区と株式会社シェフコ、玉名市、三者で株式会社シェフコ熊本工場における水使用に関する協定書が締結してあります。私は、この時点で株式会社シェフコから玉名市の水道水を使用する意思が示されたものだと判断をいたします。

市長にお聞きします。株式会社シェフコから玉名市の水道水を使用する意思はいつの時点で示されたと判断されるのでしょうか。

〔「市長が答えんか」と傍聴席から呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 企業局長 福田高広君。

○企業局長（福田高広君） 前田議員の再質問にお答えします。

ただいま申されました。平成26年12月は、三者の協定が結ばれた日で、話し合いがなされた日でありまして、正式に企業局に給水装置新設申込書があった日付は、平成27年3月11日でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 協定書が結ばれたのは11月28日であります。

私は、この時点で株式会社シェフコから玉名市の水道水を使用する意思が示されたものだと判断をしております。

市長にお尋ねします。株式会社シェフコから玉名市の水道水を使用する意思はいつの時点で示されたとお考えでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 時期の問題でございますけども、今、企業局長から申し上げましたとおり、正式にというか、文書の上では、3月11日ということになると思いますけども、その以前からお話としては給水が欲しいというふうな話があったというのは、私も実際聞いておりますし、その時期はいつかと言われたら、その以前だということ以外にお答えがないということでございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 今市長の答弁で、株式会社シェフコが水道水を必要とする意思が示されたのは、11月28日の協定以前のことだと判断するということなんですけど、そうなれば規定に基づいて株式会社シェフコに負担金を求めてもいいんじゃないですか。市長、どうでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） まず補正予算に組んだ規定は適用しないのかということでございますけども、裁判で判断されたとおり、負担金に関する規程第1条におけるその年の年度ということでございますので、補正予算にも含まれるというふうに解するのが適当であり、補正予算を含めたものであれば、負担の規定は適用されないと判決が確定したため適用いたしません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） このあとからまた出てくるとですけど、株式会社シェフコが給水申込書を実際に出したのは、配水管布設工事がしかかったあとなんですよね。ところが株式会社シェフコが水道水を必要とする意思が示されたのは、もうそのずっと前なんですよ。水道水の申し込みがあったと判断できる経緯をですね、私はこれからちょっと資料に基づいて述べたいと思います。

株式会社シェフコ協議報告書。

テーマ、竹崎区による撤退の意思が改めて確認されたことに関する株式会社シェフコの今後の対応について。

日時 平成26年6月5日木曜日。

場所は商工観光課。

出席者は、株式会社シェフコ、玉名市。

趣旨は、この会議の趣旨ですね、5月27日実施した竹崎区民と市長との意見交換会に、意見交換において、竹崎区民の株式会社シェフコの撤退を求めるので、市は再度株式会社シェフコに申し入れてもらいたいとの意向を受け、株式会社シェフコ側の対応を市に報告するもの。

株式会社シェフコ社内での方向性、製品に関しては水道水を使用することで竹崎区民の将来にわたる不安を取り除く。水道管の布設費用は、玉名市負担でお願いしたい。地下水を使用しないことで、1、立地の際に地元に対する説明がなかったこと。2、1年にわたり大量に地下水を使用し続けたことの2点はともかく、地下水の将来における不安材料はなくなることから、住民の理解も得やすいものと思われる。水道水を使用することに伴う課題を次に確認した。

玉名市における課題。水道課によると上水道の供給計画区域外においては、市ではなく、事業主が布設費用を負担するのが原則。ただし、誘致企業であるため、市の負担による布設について検討の余地はないか、クエスチョンですね。市が建設費用を負担する場合、市が1企業のために上水道を布設することに対して、住民の理解が得られるのか、クエスチョン。場合によっては竹崎区民から住民監査請求の可能性もあるのではないかと。株式会社シェフコにおける課題。大前提として、OEM依頼先企業、ナチュラループラスに地下水から水道水に変更することを了解してもらう必要がある。布設費用を一部でも負担することが、これは株式会社シェフコがですよ、布設費用を一部でも負担することが可能か。その他の項目として、株式会社シェフコは竹崎区民に対して、社長みずから謝罪と今後の方向を説明する機会を持つべきであることを意見する。玉名市が意見するということですね。株式会社シェフコとしては、今回の水道水を使用する方針について、まずは、市から地元へ打診をしてもらいたい。ただし、OEM依頼先企業（ナチュラループラス）の了承が得られたあとに限る。これは先ほど言いました平成26年6月5日の報告書で、協議をした記録であります。

次に、こういったやりとりがずっとされてるわけですけど、平成26年6月19日水質検査について。株式会社シェフコ側としては、取締役のみのため、本来は、水源地への立ち入りはできないが、今回のみ特別に水源地への立ち入り及び採水、いわゆる水をとることを許可する。平成26年6月25日、本日10時から正午にかけて無事に採水。水の鑑定については、広島国際学院大学の名水バイオ研究所にて行なうとのこと。株式会社シェフコ側としても、委託元へ地元住民の理解が得られず、他の手段として上水使用の話をするため、市が上水道を布設するという確約とまではいわないが、そうい

ったものが欲しかったため、あと云々と続くわけですけど、顧客の理解を得たあとに議会の承認が得られず、水道管が布設できませんでしたでは厳しい。株式会社シェフコからの依頼、12月補正予算に対するスケジュールについて、10月末までに水道水使用の方針が固まればいいのかと。12月補正予算が通れば、平成27年3月末までには完成するとのこと。こういったやりとりが残されているわけです。こういったことを見ますと、明らかにこれは株式会社シェフコが配水管布設工事以前において、玉名市上水道を必要とする事実が記録に残っております。したがって、記録からすると、株式会社シェフコが水道水を必要として、11月、遅くとも11月28日時点では、給水を申し込んだと判断できるのではないのでしょうか。企業局長の認識を再度お尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 福田高広君。

○企業局長（福田高広君） 再質問にお答えします。

先ほども答弁いたしましたとおり、正式な申込書は平成27年3月11日で受け取っているというふうなことでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 企業局としては、そういうふうにはしか言われんですよね。先に申し込みがあったと言ったら、規定の適用せんといかんような事態が考えられるから、そういったお答えしか来ないかなということは大体予測をしておりました。

それで、再質問ですけど、これは市長にお尋ねしますのでよかでしょうか。

株式会社シェフコは水道水を必要とはしたが、配水管の工事費用については、玉名市にお願いしたいと先ほど言いました記録にも出ております。この問題は、当初、株式会社シェフコが玉名市に説明した内容は、地下水くみ上げは1日30トン、原料は阿蘇から運ぶ。このようになっておりました。ところが実際には、阿蘇から原料を持ってくることはなく、地下水は1日300トン、約1年間にわたりくみ上げた。そのために、竹崎地区の地下水に影響を及ぼす結果となったわけです。水道を使いたいなら、配水管布設工事が整うまで待つか、あるいは配水管布設に関する申込者負担金の規定どおり負担金を出して直ちに配水管工事を申し込むかであります。株式会社シェフコの進出経緯を見れば、株式会社シェフコの要求どおりに玉名市の全額負担で工事を行なう。これはそういった工事を行なう要素は全くありません。うそをつかれても株式会社シェフコに便宜を図る虚偽の説明を信じ込んで企業会計の利益を損なう施策を実行したことになります。裁判では、配水管布設工事費の負担金に関して必要な株式会社シェフコからの工事施工申請書は存在しませんでした。これはどういうことかといいますと、つまり配水管布設工事費の負担金を株式会社シェフコに求めるための、玉名市の側の条例上の根拠がなかったわけでありまして。そもそもこの工事施工申請書様式も条例には整っておりませ

ん。抜け道だらけの規定となっております。当初配水管布設については、一般会計で検討をされておりました。それが突然、水道局の金で工事をするようになったようであります。

市長にお聞きします。

なぜ、方針が変更になったのか、議会に工事費用の補正予算を計上する時点では株式会社シェフコからの水道の申し込みがないのに、ないですよ、3月何日しか給水が申し込みはないんですから、なぜ企業局の予算を使ったのか、市長の答弁を求めます。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 福田高広君。

○企業局長（福田高広君） 再質問にお答えします。

当時竹崎地区の地下水等々の

〔「市長が答えんか。」と傍聴席から呼ぶ者あり〕

○企業局長（福田高広君） 問題がありましたので、

〔「帰ってもらえ。」と呼ぶ者あり〕

○企業局長（福田高広君） これは企業局の予算で配水管を布設したということになります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 市長、記録によりますと、当初、一般会計からお金を出して布設するということが検討をるるされました。今は、企業局から出した理由は、企業局長からお答えいただきましたが、途中でそういう方針転換があったのはなぜでしょうか、市長の答弁を求めます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

今回のこの水道の布設につきましては、当事者である前田議員も裁判に加担をされてるということで裁判の結果が正当だろうか、正当でないかということ争ったというふうな結果がございまして、最終的には私たち行政は法に基づいて適正にやったという答えが出たということでございますので、いろいろ御意見はあるかというふうに思いますけれども、最終的には私たちは法に基づいて、適正に処理をして今回布設をしたということでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 市長、ちょっと言葉尻をとらえると申しわけなかですけど、この裁判は、裁判の結果云々じゃなくてですね、玉名市が支出したことが、市長が先ほども言われましたように、市長の裁量権を逸脱してるんじゃないだろうかと、きちんと

負担金工事規定に基づく適用をすべきじゃないかという争点で、最終的には規定の適用がないということで、私たちが負けたわけです。

行政訴訟は、住民と行政側、例えば、玉名市側とこの裁判が戦われました。税金から360万円の弁護士費用などなど負担した大変だという市長の答弁もありました。私たちは、やっぱりそれに伴うような弁護士費用を負担して、玉名市の市政運営が不当だということで訴えたわけです。市長は最後に、そういう訴えが起こるような市政運営はこれからはやっぱりしちゃでけんというふうなことをおっしゃいました。まさにそのとおりだと思います。この間、6月議会でも言いましたけど、3月だったかな、税金徴収に絡む裁判、それと入札問題にかかわる裁判、やはりこういった住民から行政が訴えられるような、そういう市政運営は、これは絶対あっちゃいかんということの一つ肝に銘じていただきたいというふうに思うわけです。

市長、お尋ねいたします。

私は、この株式会社シェフコへの配水管布設工事に伴う費用の負担、企業局から出されておりますが、当初の予定どおり一般会計から出すということで、水道事業会計に一般会計から戻すべきではないかというふうに考えますが、市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 先ほどから何度も申し上げますけども、最善を尽くし、法に基づいてやった結果ということで、これが最善だろうということでございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） この株式会社シェフコに工事費を負担させるという問題は、私も何遍も言いますが、もともと株式会社シェフコは費用を負担するつもりはなかったわけです。玉名市に負担してくださいというお願いをしているわけですから。それで株式会社シェフコに負担させないがためにどういった策を講じればそれが、いわゆる法に触れないようなことにつながっていくかというのがる検討されて、先ほど読み上げました私が紹介した記録の中にもそういったくだりがずっと出てくるわけです。これは誘致の経緯を先ほど言いましたが、企業が進出するに当たって、うそをつかれてそれをうのみにして進めた結果引き起こした、この問題であります。そこまで株式会社シェフコに肩入れする、そういう事情がどこにあつとかなと。そういうことで、私たちは裁判に踏み切ったわけです。

それではちょっと話を進めまして、再質問、次の質問します。

株式会社シェフコまでの配水管布設後、新規給水申し込み状況は0件であります。加入促進についての取り組みはどうなっているのか。株式会社シェフコが必要とする給水量ならば40ミリの管でよいはずなのに、ここには100ミリの配水管が布設をしてあ

ります。活用を図って行くべきではないでしょうか。未加入を放置する状況は、水道事業の運営に当たり、適正かつ能率的な運営に努めなければならない、そういうことに反していませんか。新規加入の促進についての見解を企業局長お尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 福田高広君。

○企業局長（福田高広君） 再質問にお答えいたします。

加入促進をどうやっていたかということでございますが、沿線住民に対しては、具体的促進を行なっておりませんが、この沿線には事業所やアパート等、収益が見込めそうな所有者に対しては口頭で水道水への切りかえを何回かお願いいたしました。諸般の事情によりいまだなされてないのが現状でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 沿線住民の方は、聞くところによりますと、地下水が豊富だからわざわざ水道につなぐ必要はないと、そういう方が大半だということをお聞きしております。結局、余計な費用をつぎ込んで、つくった施設はずっと稼働率が100の40ですので、40%、管の稼働率からいけばですよ、そういうことになるわけですけど、それはやっぱり企業局として公営企業局として、ちょっとやっぱりいかがかなと。もっと加入促進を強める必要があるのではないかと思います。局長、再度見解をお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 福田高広君。

○企業局長（福田高広君） 再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、100ミリの管に40ミリということで、40%。しかしながら、先ほど申しましたとおり沿線住民あるいは事業所、アパート等、たくさんありますので、これからも水道水への切りかえをお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） じゃあ、次の質問に移ります。

給水の主な使用が、販売目的であることについて、企業局長の見解は、水道法では、水道の使い道までは定めていないと、そういった趣旨だったかなというふうに理解をしました。平成28年3月の新聞で、消費者庁は事実に基づかない説明をして、勧誘行為をしていたなどとして水素水や健康食品などの販売会社ナチュラループラスに特定商取引法違反で、一部業務停止を命じる方針を固めたことが報道されました。この会社はマルチ取引を中心とした訪問販売を展開している大手でありまして、株式会社シェフコの取引先でもあることが先ほど紹介した記録の中にも出てきます。マルチ取引の特徴は、人間関係を犠牲にした貧困ビジネスという指摘もありますように、マルチ取引に関し

て、トラブルが多いのも事実であります。現在の株式会社シェフコとナチュラループラスとの関係はあるのかどうか、市長の認識をお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 前田議員の再質問につきまして、お答えをいたします。

株式会社シェフコに委託している、販売しているナチュラループラスとの関係はあるのかということをございますけども、このことにつきましては存じておりません。株式会社シェフコに限らず、誘致企業すべてにおいて、どの企業がどこ取引をされているかを把握するというわけではございませんし、企業の経済活動に行政が口を出すものではないと考えております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 市長は知らないとおっしゃるなら、先ほど読みあげました記録にははっきり出てきますので、確認をしてください。私は玉名市の水道水を使用した商品がマルチ商品として取り扱われることについては、好ましいことではないというふうに思います。そのことについては、市長の見解はどうですか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 誘致企業の先の取引関係の云々ということにつきましては、私たちが関知してるところじゃないということをございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 玉名市の水道水を使って、それにいろんな加工するのかどうかよく知りませんが、それを販売する。その販売方法がマルチ取引ということで、このマルチ取引についての消費者庁からの先ほどの新聞の記事を紹介したとおり指導があったというか、停止を命ずるような方針が出されたというか、そういうことであります。私は、現在も株式会社シェフコとナチュラループラスに取引があるならば、これは確認せんとわからんわけですよ、確認してくださいと私は言ってるわけですけど、そこまでする必要はないということです、市長の考えはですね。私は、現在の株式会社シェフコとナチュラループラスに取引があるならば、株式会社シェフコに対して改善を申し入れることが必要だと考えます。これは玉名市の水道を供給する道義的、社会的責任から当然のことだと思います。市長はどぎゃんふうに思いますか。「そら企業がすることだから関知することはない。」と、やっぱりあくまでそのようにお考えですか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） どうかということをございますので、単純にすれば、そういうことだろうというふうに思いますけども、先ほどから何回も言っておりますけども、市が供給した水道水を工場が生産活動にするということは、需要者といますから使用者の自由であるということをお考えすると、その先の先のことにつきまして、いろいろ問題が

あるということであれば、そこで問題が解決するべき問題じゃないかなというふうに思っています。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 問題があると社会的に報道をされたから、それを確認してくださいと、いやそれは知らんということですので、それは確認をしてですね、改善も申し入れると、玉名市が、そしてそれを企業がどう判断するかは、これは企業の責任であります。申し入れ自体は、玉名市として、どこからもとがめられる問題ではないと、私は思います。市民が使う水道水をマルチ取引の商品として使っているわけでありますから、好ましくない。先ほど市長も「いや、そう言われればそうかな。」ということもちらっとありましたが。

[高寄哲哉君 「いや、そうじゃなか。」と呼ぶ]

○15番（前田正治君） 私は堂々と申し入れをしたらいいと思います。そうじゃなかというならちょっと市長、ならどがんか、ちょっと答えを1ついただきます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） そうじゃないということは、私はもう先ほどから言ったように、あなたに対して言われたとおりに対して、そうでないということ言ってるだけです。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） そうだ、こうだ、ああだの抽象的でよくわかりませんが、玉名市の水道水は、もともと市民の生活を、あるいは市民の環境を、衛生を行政が保証すると、支えていくと、そういう意味から水道法に基づいて水道が布設をされて、最終的には全市的に布設をするということだと思います。そういったことででき上がった水道水を企業の営利目的のために使うと。使い道は企業の勝手に玉名市が関知するところではないとおっしゃいますが、その使い道自身がマスコミでも報道されたような消費者庁から指摘されるようなことで使っていると、これはやはりいかがかなということあります。堂々とですね、もし、今もってナチュラルプラスとの関係があるということならですね、私は改善を申し入れるべきだということを申し述べて、私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） 皆さんこんにちは。5番新生クラブ城戸淳です。また、傍聴席の皆さま、お疲れさまです。よろしくお願ひいたします。

さて、10月の市長、市議会議員選挙が近くなりました。今議会で最後になられる勇

退を決意された高崙市長、そして議員の皆さま、長きにわたり玉名市政の発展のために努力されたことは立派であり、敬意を表する次第でございます。本当にお疲れさまでございました。

それでは、改選前の最後の質問ということでさせていただきます。

さて、日本経済社会は多くの課題に直面をしています。地域もまた同じであります。日本の地域は、短期的にも長期的にも多くの課題が重層的に積み重なっており、これらが相互に絡み合いながら、全体として低迷していると思います。その解決策は道は自明ではなく、各方面で試行錯誤が続けられている状況であると思います。しかし、難しいからといって手をこまねいているわけにはいきません。地域を元気にしなければ日本は元気にならないという精神で、これからの地域づくりを考えていかなければならないと思います。また、地方の厳しい状況から今後は頑張っているところに、支援をとということが現実的にならざるを得ない時期に来ているのではないのでしょうか。安倍首相は、地方創成について言及した重要なことは地方がみずから考え行動し、変革を起こしていくことという言葉に明確にあらわれています。地方創生に向けた動きで、自治体や地域の力が試され、先進的な取り組みをする自治体や成果を上げた自治体と、そうでない自治体とで格差が開いていき、新たな自治体間競争の時代へと進んでいるなど私は思っております。

それでは通告に従いまして、質問いたします。今回、2項目質問させていただきます。

最初に、総務省のマイナンバーカードを活用したマイキープラットフォーム構想についてです。まずこのマイキープラットフォーム構想の経緯について少し説明をさせていただきます。マイナンバーカードを活用した地域活性化を図る目的で、平成28年1月に当時の高市総務大臣が中心となり、マイキープラットフォーム構想の検討委員会が開始をされました。そして、全国に先駆け平成28年3月に、この構想の説明会と意見交換会が本市司ロイヤルホテルで開催され、熊本県、行政、九州管内商店街関係者、約140名が参加し、開始をされました。さらには、平成29年7月14日、九州管内の県や市町村、商店街関係者の説明会がホテルしらさぎで開催されたところです。なぜこの玉名市においてこのようなマイキープラットフォーム構想の説明会が開催されたのでしょうか。それはハローポイントをベースとして行政と商店街が連携し、地域活性化を既に行なっているからです。総務省も全国展開する上で、玉名モデルと銘打って紹介をされています。

そこで質問です。

1番目に、このマイキープラットフォーム構想とはどういう構想ですか。答弁をお願いします。

2番目からの質問は、質問席からいたします。よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

[企画経営部長 瀬崎正治君 登壇]

○企画経営部長（瀬崎正治君） 城戸議員のマイキープラットフォーム構想とはについてお答えいたします。

マイキープラットフォーム構想とは、総務省のマイナンバーカードの普及策の一つとして始まったものでございます。マイキーと呼ばれるマイナンバーカードのICチップの空きスペースと公的個人認証の分を活用して、公共施設や商店街などにかかわる各種サービス呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤をマイキープラットフォームと呼び、これを利用して、行政の効率化や地域経済の活性化につなげようとする構想です。構想の柱といたしましては、2つございます。1つは、マイキープラットフォームを活用した複数にまたがる、例えば、図書館などですね、公共施設の利用者カードの集約化事業、もう1つは、総務省が準備している自治体ポイント管理クラウドを利用した地域経済応援ポイントの活用事業でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 5番 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 答弁をいただきました。

このマイキープラットフォーム構想というなかなか一般の市民の人たちからいろんな人にわかりにくいような言葉になっておりますけど、今、部長が言われましたように、要するにですね、マイナンバーカードの空きスペースですね、これのマイキー部分、ICの部分ですね、この空きスペースに、要は民間でも活用するもの呼び込むというか、呼び出す。そういう手段として、先ほど言われていたように、共通の基盤をマイキープラットフォームと呼ぶんですね、実はさっき言われたように。その中で、それを利用して行政や効率化、1番この目玉なのが地域経済の活性化ですね。これがどういう具体的な道筋、どういう具体的なことをするのかというのがですね、この1番のポイントでございます。

これは初めて聞く方もいらっしゃると思いますけれども、これは地域経済、特に地方経済の中では画期的なこれは構想だと思います。例えば、今、ハロースタンプというのが実際あって、これを利用して行政ポイントだったり、いろんな市民のお客様がそれを使ってお得感を感じて、そのポイントをためられております。ただ、ポイントというのは、今の状況では原資というのは限られてますよね、各お店120店舗ですかね、その買い物をされたことに対してポイントがついてくる。そのポイントを集めて商店街でいろんな物をまた購入されるということで、この構想には1番のポイントが先ほどちょっと部長のほうから言われましたけど、企業ポイントですね、企業ポイント。恐らくだれ

でも、例えば、クレジットカードを使ったらそのポイントがたまってくるとか、飛行機で旅行に行ったらマイレージがたまるとか、最近NTTとか、そういう携帯電話のポイントがたまるとか、あとは最近1番電力会社等のポイントがたまるとか、そういうポイントを実は原資というのがふえるんですね、そのポイントを実はハローポイントにかわるわけですね、自治体ポイントに。ということは何十億円というポイントが玉名市でかえられて使えるような形になるとですね。これが1番のこのものすごいことなのです。そこには各自治体がいろんな努力をして、いろんなメニューをそろえないとなかなかそれがうまくいかないというのが、一つ重要なポイントだと思います。

そこで、続いて質問させていただきますけど、この構想には、地域経済の活性化に活用できると言われております。具体的にはどういうことだと思っておりますか、答弁をよろしくお願いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 活用方法に関しましては、今、大まかなところは城戸議員がおっしゃったとおりでございます。もうちょっと詳細に御説明いたしますと、先ほどお話しに、城戸議員にお話しに出た協力企業、参加企業、このマイキープラットフォーム構想に協力する企業ですね、そのポイントが毎年約3,000億円あると言われております。その3,000億円のポイントのうち、例えば、皆さんいろんなクレジットカードのポイントだったりとか、飛行機のマイレージポイントとか利用されていらっしゃる方もいらっしゃるし、利用されていない方ももちろんいらっしゃると思いますが、その利用されていない部分というのが、先ほど申し上げました3,000億円のうちの3割あるということで、ということは約1,000億円の失効ポイントがあるわけでございますので、その1,000億円のポイントをこのマイキープラットフォーム構想に参加する自治体の中の、例えば、先ほど話が出ました玉名市のようなハロースタンプの協会の加盟店が使うことができるならば、大きな魅力になる。極端な話、玉名市しか入らなかったら、全部その使わなかった失効ポイントの1,000億円、全部もし使われるならばその1,000億円が玉名市で消費される。そういう夢のような話でございます。内容としては、大体こんな感じでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ちょっと、今の答弁の中にはなかったんですけど、要はどういう地域活性化ができるのですかという。今そういう企業ポイントのやつを言われましたけど、例えば、玉名市で今、行政ポイントがありますよね、その中でいろんな福祉でポイントを玉名市が出されておりますけど、結局このマイキープラットフォーム構想には、玉名市でこういう事業をしますからということを考えて登録をしないといかんとで

すよね。そのどうゆうのば考えてらっしゃいますかということを知りたかったんです。具体的に先ほどちょっと図書館とか言われましたよね、その内容をちょっと知りたかったんですが、よろしくお願いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 具体的な活用方法でございますけども、先ほどから話が出て、まず、地域経済応援ポイントの活用というのがございます。例えば、この地域経済応援ポイントに関しましては、全国の消費者の方々が、このポイントを活用して、いろんな自治体のこのプラットフォーム上のインターネットのサイト、サイト上にて販売されている物品について買うことができます。ですから、例えば、ハロースタンプの加盟店もそういうふうに魅力ある商品をネット上に出すことができれば、それは購買につながると、そういうメリットが出てきます。あるいはクラウドファンディングですね、そういうクラウドファンディング等に必要な投資資金をその上で集めたり、あるいは結局、先ほどお話ししたのは、市外にいて、そのポイントを使って商品を買うという話ですけども、実際観光客の方が来られて、例えば、公的な施設でそれを利用されるとか。そういったあるいは土産物買うとか、そういったことも可能ではございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 具体的には、そういう例があります。玉名市の循環バスへの活用だったりも一つの手だと思いますし、先ほど言われましたふるさとチョイスの玉名土産のインターネット販売。これもポイントで購入できるということですね、総務省に登録をさせていただいて、ポイントで買われることが、全国からあるということと。先ほどクラウドファンディング事業ということで、投資ということですね。これはこれ、私とある理事長と一生懸命話すんですけど、今、玉名市の中で花火大会がございまして、かなり人間も来られてますけど、それが玉名市からの補助金をもらってされていますけど、実は今、玉名市の商店街連盟というのが解体をされたんですね、実は。解体をされて、次のステップに行かないといけないということで、例えば、振興組合をつくるのか、それともまちづくり会社をつくるのか、そういう選択が出てくるとですよ。そういう中でいつも話をしてるのはやっぱりまちづくり会社ですね、これはまちづくり会社をつくるためにお金をいろんな方から投資をしていただくと。そういうのをつくらんと、この商店街の核となるやつがですね、なかなかこれから先はうまくいかないのかなと。その中で先ほど言いました今、玉名商工会議所が花火大会を、実行委員会をつくってされていますけど、これは、もともと玉名商工会議所は、いろんなお店の経営指導ですよ、これが本当の仕事なんですよ、商工会議所というのは。今は大俵まつりだったり、花火大会だったり、職員もそのいろんな企業も協力をしながら運営をしております。

す。もちろん玉名市の職員の人たちも30人も40人も花火大会には出てボランティアで協力をされています。そういう形態もあるでしょう。ただ、私たちが今考えているのは、そのまちづくり会社に投資をしていただいて、花火大会の運営だったり、いろんなことをそのまちづくり会社が行なうんですね。そういう投資をしていただく。そういうのを最近いろんな話の中で我々も考えております。このクラウドファンディング事業は非常にこれから先のおもしろい事業で、いろんな全国から投資をしていただいて、例えば、投資をしていただいた方には花火大会のいろんなその席を設けるとか、6次産品いろんなやつをあげるとかですね、ふるさと納税じゃありませんけど、そういう特典をつけながら投資をしていただくというのも、非常にこれから先は興味があるメニューというかでございます。そしてまた、玉名市の先ほど言いました公共施設、体育館だったり、博物館だったり、市民会館もですね、使用料とか発生します。図書館だったら本を借りる。それもこのポイントで補えるんですね、活用できるんですね。この辺もいち早く玉名市としては何をするのか。いろんなことがあるんじゃないかと、差し当たって9月25日がこれ総務省に登録の締め切りですね、そのためには、ただ登録するだけでは、やっぱりいかんですね、何かをしないと。その事業を一緒に出していただいて登録をする。だからできるのをせないかんとですね、だから、先ほどすぐできるのは、例えば、ふるさとチョイスの玉名物産の販売とかですね。玉名スタンプ会にはちょっと機械を据えんといかんもんだけん、まだお金がかかるけん、すぐ簡単にはできないですけど、そういうのも一つ考えていただきたいなと思っております。

それでは、続きまして、次の質問に移りたいと思います。それでは、この構想のメリットとデメリットは何だと考えてらっしゃいますか。答弁をよろしくお願いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） はい、失礼いたしました。

メリット、デメリットは、先ほど申し上げましたように、メリットの部分は、先ほど申し上げました非常に可能性のある莫大なお金が、ポイントですね、クレジット等のポイントが実際の市町村が活用できるポイントとして眠っていると、それが活用できるというのがメリットでございます。

デメリットとしては、実際そのポイント、クレジット等のポイントを、例えば、ある方が、まずそのポイントを活用しようと思ったら、まずはマイナンバーカードをつくらないといけない。そこでパスワードとか必要になる。そのあとで、マイキープラットフォーム上のアカウントをつくってそれを登録しないといけない。そしてプラットフォーム上で、の自分のサイトの中でポイントを移行しなければならない。いろんなポイントを自治体ポイントとしてですね、そういった作業がございますので、若い人は割りとなれていらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、高齢者の方にとってはちょっとなか

なか簡単にはいかないもので、それをだれかがお手伝いするということが必要になるかなと思います。そのあたりがデメリットというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 私も、そがん思っておりますけど、メリットとしてはもちろん、地域経済の活性化だけではなくて、これから先は子どもとかお年寄りを見守る方向にもこれはつなげられるとですよ。例えば、学校だったり、病院だったり、そのマイナンバーカードをタッチすれば、例えば、ひとり暮らしの親御さんがいらっしゃって、子どもは東京とか大阪のほうにいらっしゃる。タッチするだけで、その自分の携帯に、「今うちのお母さんは、病院に入った。」「ああ、病院から出られた。」と、そういうこのシステムこれから先できるんですね。これが。それと子どもに関しては、学校に機械を置いとけば、学校が終わったあと、それをタッチすれば、「今、学校から帰りました。」ということで、親御さんのメールが入って、「ああ、だったらこれから何分で家に帰るな。」と、「ちょっと遅いな。」「おかしいな。」とか、そういう見守りもこの構想の中にはあるんですね、これが地域経済を活性化させるのではなくて、子育て支援とかそういう玉名市の基盤、基礎になることも十分にできるんですね。

デメリットに関しては、今、部長も言われましたように、高齢者がなかなか厳しいなと、だからサポートをする体制というか、告知をちゃんとつくらんと、高齢者がなかなか使いにくいのかと思いますけど、この辺はサポート体制をやる気があれば、きっちりとサポートをできるんじゃないかなと思っております。この辺はいいです。

それでは最後に、問題は、今いろいろ構想だったり、使い勝手だったり、ことを話しましたが、この構想に対して、玉名市は取り組む考えはあるのか、そしてまた、取り組むのであれば、どういう方向性を考えていらっしゃるのか。また、これはどの部署で取り組むのか。こちらをよろしくお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 市として取り組むのかどうかという御質問ですけども、平成29年8月、総務省よりマイキープラットフォーム運用協議会の参加依頼があったことは、先ほど城戸議員のお話の中でもございました。私どもとしては、その協議会には参加表明をしております。この協議会は、事業への趣旨に賛同している自治体が参加するものでございます。ということで、前向きに考えておりますけども、先ほどお話がございましたように、今年の9月25日から実際の実証実験が始まります。問題は、その実証実験に参加するかどうかですけども、その点につきましては、まだ決定はしておりません。玉名市としてはですね。理由につきましては、当然、何の事業をするにも当たり前の話ですけども、費用対効果というのがございます。先ほどから話に出ておりま

すとおりに、非常に夢のある事業ではございます。利益ももしかしたらすごく出るかもしれませんが、ただ、実際にそのあたりも今の時点でははっきりしておりませんし、1番問題なのは、総務省が費用を提示してないということです。一応、総務省の考えとしては、来年度の運営事業、クラウドの運営管理費とかですね、そのあたりについては、総務省は見るつもりでいるというふうにお話しは承っておりますけれども、それもまだ確定しているわけではございませんし、その次の年度からは全然そこはまだわかっておりません。イニシャルコストにつきましては、経済産業省の補助金があるという話で、実際の例えば、さっきの話があった端末を導入する、入れないといけないんですけども、その端末を設置する費用等につきましては、補助とかがあるという話なんですけれども、1番問題の管理クラウドのランニングコストについてははっきりしておりませんので、まだうちもそのあたりを見きわめた上で参加するかどうかを決定していきたいと、いずれにしても、それも9月25日までなんですけれども、そういう考えでおります。

それと、担当課でございますが、本事業につきましては、本事業につきましてはどうか、新規の事業につきましては、その内容に応じて事務分掌上、どの部署が一番ふさわしいかということで、今までも検討してきておりますので、その方向で今後も、現在の関係課を中心に協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 今の答弁に対して、本当に私はやる気を感じられてないというか、こういうのは本当にいいのでしょうかという。やはりこの間も、私が6月議会ですかね、一般質問して、今、金栗四三PR推進室ができましたよね。やはりこれはやる気が必要なんです。やる気で、なんでかという2回この総務省のですよ、総務省の。最初は全国で総務省の説明会が何で玉名市であったかというのを、この辺は考えていただきたいと思います。

〔「そうだ。そうだ。」と呼ぶ者あり〕

○5番（城戸 淳君） 全国の中で、玉名は初めて、小さいこの玉名市で、その総務省の猿渡審議官が感銘されたんですね、ちょっと感銘されたのをちょっとわかんなはらん人もおんなはると思うんですけど、言いますけど、この玉名スタンプ会のハロースタンプ地域貢献事業をされてますね。これ全国的にそんなにそがんしょっとこはなかですよ。行政ポイントも大空町、柳川市、玉名市として3件ですよ。そういう中で、玉名スタンプ会は、子どもの健やかな育成と地域の安全を貢献する目的として、PTAに子どものその満点のポイントをPTAの資金にしたり、そういう地域事業をいま一つ、まず子どものためにしています。それとあと1つ、高齢者がもう運転が長くしたときは、免許をやっぱり返納せんと、子どもさんたちは心配で、両親が心配で事故を起こしたら

けないということで、その返納したら2,000円のお買い物商品券をあげてます。これは毎年ですね、大体これが1年間で大体100人ぐらいい間違いなくされてますね、自主返納を。こういうやつと、最近では天ぷら油をですね、このハロースタンプの加盟店が回収して、それをエコ燃料にしてまた再生する。そういう事業も玉名スタンプ会としてはしてるんですね。これに猿渡審議官が感銘されたんです。全国どこもなかさうです。自主返納して、我々の財源で2,000円をやりよるとですよ、実は。それも玉名スタンプ会が行ないよるとですよ。ポイントを発行しながら、お客さんと手を組みながら、お客さんの得になるようにして、それで「玉名はすばらしい。」という猿渡審議官の思いで「玉名さん、おたくで開催します。」と、「このプラットホームの1発目は。」ということで、司ロイヤルホテルでされたんですね、その当時。そのときは、九州管内、各地の商店街はやっぱり「これはいけるぞ。」ということで集まってきて、目の色が違いました、皆さん。多分その中に、玉名市も行政で多分行かれたと思いますけど、私から見るとほかのところの方がやる気あつですね、ほかの行政の方が、もう目の色の違うんですよ、特に市長、副市長あたりは、よその地域の副市長は「これだ。」と、今から地域活性化を我々がするなら「これだ。」ということで、すぐさま突き進んで、今度ももうかなり多くの自治体が登録し、事業を展開されております。

あと1つ言っときますけど、今、総務省が芸能人を雇ってマイキープラットフォーム構想のキャラバンと言いましょか、プロモーションテレビを今、つくりよんなはつですよ、実は。これがまだ芸能人はだれか決まってないんですけど、マイナンバーカードを持って行こうという。その中で、全国の中で3つ、横浜、京都、玉名なんですよ。玉名。この6万ちょっと、6万7,000人位の玉名がプロモーションのテレビに映るとですよ、これは大チャンスですよ。これはただもう登録して、事業をせんと、間違いなくそら映らんとすたいね、手を上げてないところに別にプロモーションは出てこないけんですね。そういうのも踏まえて、非常にこれは、まずはできることからですよ。例えば、先ほど言いました物販ですね、ふるさとチョイス。これをインターネットで販売するだけの事業を抱えて、登録を総務省に25日まで登録をすれば、これが登録されるんですね。1年間は無料だと、先ほど言いましたように、本当にこれは確定してます。無料だそうです。猿渡審議官から聞いております。そしてそのあとは人口割合でそのクラウドの使用料とかがあるそうで、ここは確かに確定してない。ただ、最初に玉名市が選ばれて、玉名モデルで銘打ってこのマイキープラットフォーム構想がなったのはですね、玉名市はこれをまだ考え中ですとかいう、私は余裕はないと思いますよ。このチャンス。

〔「そうだ。」と呼ぶ者あり〕

○5番（城戸 淳君） このチャンスを生かさんなら、今の金栗さんと一緒ですよ。や

る気があれば、職員さんも一生懸命なるんですよ。そういう思いを込めて、私はこれはこの窓口は間違いなく企画経営課でせんと、取りまとめができんと思うですよ。例えば、福祉課、商工政策課、文化課、教育総務課、いろいろメニューが出てくるですよ。これから先は。それを取りまとめるのはどこが取りとめますか。企画経営課だと思いますよ。例えば、その企画経営課の中にプロジェクトチームをつくってもいいじゃないですか。そういうやり方を早急にやっぱりこの辺はアンテナを立てていただきたいと思います。9月25日ですよ。私が言いよるとは何かおかしかですかね。25日登録すれば、玉名が全国テレビに出ますよ。これを私はその登録しない手はないと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 今のテレビの話は私、初めて聞きましたので、もう玉名市が加入することが前提のような流れになっているというふうにも受け取りましたけども、私どもも決して参加しないと言っているわけじゃなくて、先ほども答弁しましたとおり、前向きに考えております。前向きに考えておりますけども、先ほど、これも先ほど申し上げましたとおり、クラウドの関係運営費用が年に数億円かかります。これを加盟自治体、人口割なのかもしれないんですけど、加盟自治体で案分して負担することになりますので、そこが幾らになるか、そこは非常に問題でございます。ただ実際、その9月25日までにその費用は出ない、恐らく出ないでしょうから、玉名市としてはリスクを背負って、リスクを背負って、はっきりわからない、費用がわからないままリスクを背負ってでも夢のある可能性のある事業に踏み切るのかどうかという判断をしないといけないということでございます。

それから担当部署につきましては、城戸議員の話ですけど、複数の部署にまたがるから企画じゃないと無理だということだと思いますけども、そういう理屈でいうと、かなりの事業が企画に集まってまいります。確かに、企画経営課というところは、多くの課を対象とした事業を行なっております。ただ、それはあくまで総合的な企画調整と、玉名市全体のです。そういうところで、所管していることございまして、その一部、複数の課にまたがるとしても一部の目的が特化した事業につきましては、それぞれふさわしい部署というのは、また考えていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 玉名市が登録する、よその状況はそんなら調べられましたか。よその状況をちょっと御存じですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） これは8月31日の熊本日日新聞ですので、8月30

日現在だと思うんですけども、全国で23府県と熊本県内の10市町村を含む194市町村で協議会が構成されると、そこは決まっております。ただ、実証実験の申し込みはまた、先ほどの話で25日現在ですので、実際この194の市町村のうち、どれだけ実証実験に9月25日の段階で参加されるかは、まだ未定でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） もう参加は今、続々とあっているそうです。これは聞いていただければわかります。だから、先ほど「なら検討します。」と言われたので、よその登録されたところに聞いてみてください。「これどういう形で登録なされたんですか。」と。ただ、玉名市だけが反対するんじゃないくて、もう150、60は多分登録されていると思いますよ、総務省の登録ですね。25日までだから協議会の中でそれだけ意思は表示はされたそうです。意思表示は。ただ、登録があったかどうか分かりませんがその中で、そのくらいは間違いなく登録するそうです。そういうのも、そういう前向きなところがかなり多いということは聞いておりますので、その辺を聞いていただくと、なかなか自分のところだけの判断で、よその自治体も聞いていったほうが私はいいと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 今のお話も初めて伺いました。私が今まで聞いておりましたのは、25日にならないと、どこか申し込むかはわからないということでございましたので、今の城戸議員のおっしゃること、情報につきましては、早速調べさせて、至急検討の材料にしたいと思います。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） とにかくこのマイキープラットフォーム構想に関しましては、玉名市としては、必ず参加をしてください。これは私からの強い、強い要望でございます。じゃないと玉名は恥をかきます。本当に総務省からかなり玉名は、玉名モデルとして注目を浴びた自治体が「あらっ」ということになりますので、ぜひ、これは強く要望して時間もありませんので、次の質問に移らせていただきます。

○議長（永野忠弘君） 城戸議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時31分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番(城戸 淳君) それでは、次の2項目目の一般廃棄物処理(し尿)・浄化槽清掃許可業についてです。

この問題は、私もいろいろ勉強させていただきましたけど、許可業の問題は、ほかの自治体をちょっといろいろ私も調べさせていただきました。よそは経営統合だったり、合併によって平等化が進んでいる状況だと、いろいろ調べたところ、そういう状況でございました。玉名市の許可業者が遅れているなど、いろいろ玉名市の中の業者の方を調べてみたら、玉名市は遅れているのかなという思いがありまして、この一般質問もすることになりました。

まず1番目に、一般廃棄物許可業者からの嘆願書、社員からの要望書について質問をいたします。

6月中旬ごろ、高峯市長に株式会社アーステックの富高取締役から嘆願書、そして社員6名の連名で要望書が提出されていると聞き、その内容を知ることができましたので質問することにしております。まず、嘆願書の内容を少し読み上げさせていただきたいと思います。

平成26年4月に株式会社アーステックを設立し3年が経過いたしました。設立して2年間は旧社の事務所をアーステックの事務所として使用していましたが、一緒に仕事していくには、3社が活動できる場所、事務所ですね、が必要であるとの意見で、当時、山口顧問、当時、市役所の職員だったそうですね、前は。に相談したところ、国、熊本県、玉名市、広島の債権会社から差し押さえをされていた現在の土地、これは事務所もついております。を債権者に顧問が話をつけられ、確保ができました。その土地には太陽光が設置し、売電できる権利もついていて、現在は九州電力に売電し、大きな収益を上げています。平成28年6月から事務所に入り顧問指導のもと、収支の一本化、会社組織の体制をどのようにするのか等のいろいろな話をされ、指導されましたが、「収支は既に一本化されている。組織体制のつくりは時期尚早。」と言い張って、旧社の体制で事務所2階で、3社各々業務を行なっております。私と顧問から、「この株式会社アーステックは会社ではない、収支の一本化もされず、組織体制もできていない。」と口うるさく言われるので、聞きたくないと判断した彼ら(現在の代表取締役社長と社長の奥さん、そして副社長、副社長の母)は、多数決により5月末日をもって私を社長並びに代表取締役解任、顧問は末日をもって顧問契約解除という手段をとってきました。想像ではありますが、会社乗っ取りをたくらんでいるようです。このような状況で、収支も玉名、大浜、横島と別れていて、決算のときに事業所合計となり税理士事務所から報告があります。平成28年度決算を見たところ、地代家賃で玉名0円、大浜

188万8,000円、横島722万2,000円、リース料玉名44万8,000円、大浜128万8,000円、横島423万1,000円の収支があり、地代家賃については、広い土地も事務所もあり借りる必要はなく、リース料は機械等のリース料で、玉名くらいの金額は考えられますが、大浜、特に横島は高額で、株式会社アーステックの経費を偽り、その経費分を何も関係ない会社に流し、その会社からまた利益を得るような背任行為を行ない、個人の利益だけを追求しているようで許可業者としてあるまじき行為であり、市の代行業者として資格はないと私は思いますので、会計処理の調査をお願いします。

最後の締めに、この文には、市民からの信頼をなくす行為であり、背任罪、横領罪も適用される行為と考えており、警察に告訴する準備もしておりますと書いてあります。これが嘆願書の内容です。

そしてまた社員さんからの要望書が1つ出されております。社員の要望書には、副社長1人が、社員に何の落ち度もないのにやめてもらうと言われたと聞いて、旧社の社員で、全員退職願を提出しました。1カ月もたたないうちに仕事の段取りで指示をしておいて、指示されたとおりの業務を遂行していたところ、そういう指示はしてないと怒られ、また、全員で退職願を富高社長の自宅に行き提出しましたが、2回とも富高社長、山口顧問が緊急会議を招集され、お互いの意見を聞き、私たちが正しいと判断され、社長みずから私たちに頭を下げられました。富高社長と山口顧問が衛生許可業者（市の代行業者）の一本化、平等化を図るために努力をされていることはわかっておりますが、株式会社アーステックという会社自体が一本化されず、市の代行業者としてふさわしい会社にしようと富高社長、山口顧問が言われる内容に不服な役員4人が、2人を邪魔者扱いし、多数決により富高社長の社長解任、代表取締役も解任され、山口顧問の解雇も決定されたようです。役員の利益しか考えず、社員の給料も低額で過密労働を強いられている状況では、市の代行業者とは言えないのではないのでしょうか。社長、顧問が考えておられる代行業者としてのあり方に従業員全員賛同をしておりますので、会社の現状を知っていただきたく下記の事項を要望いたします。

1、株式会社アーステックの会社運営状況を把握され、社員の給与が適正であるか、職場環境はどうか、適正な人員での作業が行なわれているかの確認をお願いします。

2番、会社の現状を見ればわかると思いますが、2階の事務所に旧会社の体制で事務等も行なっており、とても雰囲気が悪く、勤められるような会社ではありません。収支も一本化されず、旧社（自分）の利益だけを求めるような株式会社アーステックという会社は、会社の体をなしておりませんので、御指導をお願いします。

3番、株式会社アーステックの衛生関係（浄化槽清掃、汲み取り）の許可を取り消し、合併前の2社に許可を出していただき、富高社長、山口顧問とともに、行政の代行

者として仕事を続けていきたいと考えております。

最後に、この会社は2人に乗っ取られるような状況です。今後のことを考えると、私たちは不安です。私たち社員は不安で、強硬手段としてストライキを考えております。行政には御迷惑をかけることとなりますが、市の代行業者の社員として要望をお知らせいたします。

以上が要望書の内容でございます。嘆願書、要望書の内容は、今言ったところでございます。

そこで質問でございます。このような嘆願書、要望書が出されていて、市はどのような対応をされたのかお答えをください。

残りは自席のほうから、質問席のほうから質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

〔市民生活部長 小山眞二君 登壇〕

○市民生活部長（小山眞二君） 城戸議員の一般廃棄物許可業者からの嘆願書及びその社員からの要望書についての御質問にお答えいたします。

議員御質問の嘆願書及び要望書に対する市の対応につきましては、まず、嘆願書は業者から提出されまして、要望書は関係者のほうから提出され、環境整備課にて受付を行ないました。7月に会社に出向き、内容につきまして聞き取りを行なったところでもございます。今後の対応につきましては、現在検討してまいっているところでもございます。

以上でございます。

〔「何ば検討しよっとか。」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） それでは、再質問という形で、株式会社アーステックには正式に市の許可は出されていると思いますが、許可もない、何も関係ない会社から借りる必要もない土地を借りて、車も借りてらっしゃいます。使用料を支払いのその他にも、また自分のところに入れる行為は、市の許可業者として資格があるとは思いますが、この辺はどうでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 城戸議員の再質問にお答えいたします。

現在、その内容について調査を行なっているところでございますので、申しわけありませんが、発言は控えさせていただきます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 質問ですけど、帳簿を多分出してくれということを出向いて言われたんでしょ。そのときは。そのときは出されないということですよ、帳簿は。帳

簿を出せばすぐ多分これは解決するというか、全容がわかるのかなと思いますけど、そういう帳簿が出してないということをお聞きしましたので、その辺はまだもらってないということでもいいんですかね。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 帳簿等については、今のところ手元にはございません。今後、法的なところもございまして、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） それでは、ちょっと社員さんのことをちょっと伺います。

社員さんがストをされたと聞いております。まず株式会社アーステックから通知が来て、仕事に戻ってきてほしいという通知で、ストをされてですね、会社へ行ったところ、業務妨害と言われて帰ったということです。しかし、電話があり、話し合いをすることになり、会社に行ったら強制労働的な草取りをさせられた1人が熱中症で倒れて、救急車で運ばれたということです。あとで警察が来て状況確認をされた。このような事件が起きたことは、市としては把握をされておりますか。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 城戸議員の再質問にお答えします。

作業中にお一人の方が倒れて救急車で病院に運ばれたということについては、把握しております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 把握をされているということですね。はい、わかりました。

それではまた再質問ですけど、この社員さんの6名のうち5名は、何をさせられるかはわからないということで怖くなり、5名は退職をされたそうです。市の代行業者の社員として長い人は20年以上も行政の職務にかかわり、勤めてきておられます。その社員さんたちを、何か助けるということは、市の代行業者で、市が大体、市のやつを代行されている会社の社員さんたちですけど、そういう助けるということは、何か考えてらっしゃいますか。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 再質問にお答えいたします。

会社内部の人事的な内容でもございまして、雇用問題まで立ち入ることは難しいかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい、わかりました。

この問題がどのような結末になるかわかりませんが、要望書を行政に提出されたのは、自分たちは市の代行業者の社員で、市の職員に等しい身分であるので、要望書を提出されたと聞いております。

最後にどうかこのやめられた社員の人たちを長年勤められた人もいらっしゃいますし、救うようなことも考えてください。よろしくお願いします。

〔田畑久吉君 「一般廃棄物許認可についてだけ議論せよ。」と呼ぶ〕

○5番（城戸 淳君） 次に2番目の質問に移ります。

許可業者の経営統合、平等化の考えはあるのかを質問いたします。

平成17年1市3町で合併したときに、許可業者は7社、名前を言いますと、有限会社田上総業、有明環境技研株式会社、玉名衛生社、有限会社玉名衛生協会、荒金衛生社、有限会社田中商会、有限会社有明総合環境があり、環境整備課長で岱明から本庁に来られた当時、山口課長が合併、経営統合、平等化を業者の皆さんに話され、内容はどうかということかという、農業集落排水施設の管理委託を受けている業者には、あなたのための施設ではない。市の施設であり、行政はいずれ平等化、経営統合するので、今のうちに他業者と仲よくし、協力し合える体制をつくるようにと、家庭経営では、大きな施設の管理委託等を受託することはできないなどの行政指導をされたと聞きました。その結果、有限会社田上総業、荒金衛生社、有限会社有明総合環境が合併し5社になり、その後、玉名衛生社、有限会社田中商会、有明環境技研株式会社から分かれた許可のない旧有限会社大柿商会が合併し、株式会社アーステックを設立された。現在4社となっていると、このように平等化を推進するため、山口課長時代に玉名総環有限責任事業組合が設置をされております。今の状況はどのようになっているのか、把握をされているか、お尋ねを申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 城戸議員の御質問にお答えいたします。

平成17年度1市3町の合併当初から、公共下水道区域の拡大、人口減少などによる業務の縮小を余儀なくされる中、業務合理化による車両など機材の経費削減、人材育成などによる施設管理技術者の資格取得に伴う転業化を図りながら、合併あるいは経営統合を推進している状況でございます。先ほどもお話が出ましたように、許可業者の状況につきましては1市3町合併当初は7業者でありましたが、現在は4業者となっております。市としましても許可業者の経営統合、平等化につきましては、必要不可欠で重要な課題として十分認識をしており、機会あるごとに業者の方へ説明を行なっているところでもございますが、今後も経営統合、平等化に向けて最善の方法で努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 多分、管理委託等の取り合いがあつて、この株式会社アーステックが入らなかつたんでしょね。山口課長は株式会社アーステックを立ち上げるときも他社に声をかけてらっしゃいます。それは平等化を図り、業務の取り合いをさせないためです。また、これが1番重要で、玉名市民に対し玉名市のどこで、どこに住んでいても同じ料金、同じサービスを提供できるように、玉名総環有限責任事業組合を立ち上げられ調整されて来られています。玉名総環責任組合には、現在4社が集まり、そして行政が指導・調整役として入り、経営統合、平等化を図り、市民サービスの向上等を検討しなければならないのに、現在、話し合い等の調整ができない状況だそうです。このような状況で下水道が進んでいる地区の許可業者は収入が減り、今度10月に選挙があります市長市議選に勝つて業務委託をもらおうと考えるはずですよ。そのような取り合いがないように、経営統合、平等化を早く進めるために、玉名総環責任組合の4社を集め指導・調整役として働くべきではないでしょうか。市としてはどうでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 城戸議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、やはり市としても十分認識をしております。重要性につきまして。やはり今後どのように進めるかということで、具体的な方法というのは、まだ具体的にはないんですけれども、業者の方々の経営統合、平等化についての認識を持っていただくということが大切かなというふうに思っておりますので、今後、業者の理解と協力が大変必要になってくるかと思っておりますので、その点を進めて推進していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ほかの自治体では、経営統合・合併により平等化が進んでおり、業務の取り合いもなく、適切な住民サービスができていると聞いております。玉名市も1日も早く経営統合か合併を推進し紛争がなく、適切な市民サービスができるように調整役として行政指導をするようによろしくお願いします。

私は、合併より経営統合のほうがよいのではと考えます。農業集落排水施設、天水が3カ所、横島5カ所、旧玉名市に水の守があり、全部で9施設を組合が公社を立ち上げ運営し、平等に利益配分をする。許可業者には、合併浄化槽の新規分を少ない業者から平等になるまで分配していくようにすれば、業務の取り合いもなくなり、本当の平等化が図られるものと思います。このように調整してきたのが、熊本市です。

以上、質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、城戸 淳君の質問は終わりました。

14番 宮田知美君。

[14番 宮田知美君 登壇]

○14番（宮田知美君） 市民クラブの宮田知美です。

せんだって何の前触れもなく、北朝鮮は8月29日の早朝、太平洋に向けて弾道ミサイル発射という暴挙に踏み切りました。日本の上空を飛び越え、北海道から東北、関東、信越に避難を呼びかけるサイレンが鳴り響きました。新幹線や在来線が一時運行を見合わせたほか、休校に踏み切る学校があるなど、市民生活にも大きな影響。いつ自分たちのところに落ちてくるかわからないと日本列島が緊張と不安で交錯いたしました。

テレビでは、Jアラート（全国瞬時警報システム）が作動し、避難への呼びかけが連呼されていました。「北朝鮮からミサイルが発射された模様。頑丈な建物や地下に避難してください。」と繰り返し放送していました。携帯電話も避難するようになっていました。

[何事か呼ぶ者あり]

○14番（宮田知美君） 済みません。質問中ですのでいいですか。

携帯電話も避難するようになっていました。画面には北海道、東北、北信越地方が赤で示され、「東北地方に向かってます。」と言っていたので、今回は九州や玉名には来ないと確信し、安心した人も多かったのではと思います。しかし、金正恩氏は、今後も核を自由に生産でき、核弾頭をもって太平洋へのミサイル発射訓練を頻繁に続け、戦略戦力の実践化、近代化を続けるべきとの方針を明らかにしたと報じていました。また、翌日の8月30日の新聞報道では、北朝鮮の金正恩氏が今回発射した中距離弾道ミサイル火星12号の発射モニターを見ながら喜んでいる姿が映っていました。ミサイルが発射されたことについて県内や市民の方々の反応ですが、県内も早朝から緊張に包まれ、県職員は情報収集に奔走、県民からは九州にも飛んでくるのではと、熊本上空に飛んできたなら避難できるのだろうか、さまざまな方々が心配されたようです。号外も配布されました。通過が予想された市町村の対応や反応についてですが、総務省消防庁によると、少なくとも7道府県の16の市町村で防災行政無線から音声流れないトラブルが発生、機械の設定ミスなどが原因で、市町村が受信した情報が住民に伝わらないトラブルも各地で起きました。各地で実施しているが、情勢の緊迫化に現場の準備が追いつかない実態も浮かび、政府は弾道ミサイル飛来を想定した避難訓練をこれから先どうやって住民に伝えていくか、非常に苦慮されているようです。これから先、頻繁にミサイルが発射され、Jアラートが鳴り続けるような事態になったら、玉名市としての避難方法や安全確保、また、防災無線の整備など大丈夫なのか、その対応について質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 宮田議員のJアラートが鳴ったときの市民の行動についての中での避難方法、安全確保など行政の対応についての御質問にお答えをいたします。

まず、本市における全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの現状でございますが、現在のところJアラートと本市の防災行政無線との自動連動はできておらず、弾道ミサイル等発射時においては、Jアラートによる国民保護サイレンと緊急情報の伝達には時間差が生じることになります。しかしながら、緊急事態が発生した場合は、代替手段として、ほとんどの携帯電話へ緊急エリアメールの瞬時の発信とともに、玉名市安心メールとの自動連動による同様の配信が可能となっております。

防災行政無線との連動につきましても、今年度から整備を進める防災行政無線の統合、デジタル化とともに整備に取り組んでいるところでございます。

次に、避難方法や安全確保などの行政の対応についてお答えをいたします。まず、情報の周知につきましては、玉名市では先日の北海道上空を弾道ミサイルが通過した事例と同様に、弾道ミサイル等が発射され、ミサイルが日本上空を通過又は着弾するおそれがあり、中でも九州又は四国、中国地方への影響が考えられる場合に、当該地域に対し、全国瞬時警報システム、Jアラートを通じて緊急エリアメールや玉名市安心メールによる住民へ安全確保の周知を行ないます。

次に、避難方法や安全確保の方法につきましては、内閣府が示しております「弾道ミサイル落下時の行動について」の通知に基づき、屋外にいる場合には、近くのできるだけ頑丈な建物へ避難する。また、屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動することなど、7月の広報たまな及び玉名市ホームページにおいても周知を行なっているところでございます。

市といたしましては、今後ともさらなる玉名市安心メールの登録の加入促進や広報たまなへの継続的な掲載等により、情報の周知に努めるとともに、防災行政無線の統合、デジタル化にあわせ、Jアラートとの自動連動に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 今、ちょっと答弁いただいたんですが、県が総務省のほうから受けて、県が熊本県の各市町村に流すというか、それと玉名市の防災行政無線とが連動してないということなんですかね。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

県というよりも実は、消防庁のほうから人工衛星を通じて、市にありますJアラート

の受信機、こちらのほうに送信がされます。それをもとに玉名市の場合は安心メールに自動連動をするというような形になります。それとあと、消防庁のほうから携帯電話のほうにはまた情報をすぐ即座に瞬時に提供をいたしまして、それがそれぞれ個人でお持ちの携帯電話、スマートフォンに自動連動をしているというような形になっております。以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 済みません。そうしたら、その辺にある防災行政無線があるじゃないですか、あれとは連動してないんですか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

その辺にある防災行政無線との連動は、現在できていないというふうな状況であります。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） そうしたら、その安心メールとかそういう携帯をお持ちの方はそういうふうに安心メールがいろいろ聞けますよね。我々もいわゆる朝っぱらから携帯が鳴り響きましたですよね。でも、そういうのを持ってない独居老人とか子どもたちであるとか、これが夜とかなんとかならまだしも、昼間歩いていたりなんかしら、何にも今すぐ避難しなきゃいけないという瞬時の判断ができないと思うんですが、その辺のところを持ってない人はできないということですか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

確かに、防災行政無線のほうからの自動連動はできていないというふうな状況でございますので、そちらのほうからの情報というのは流ることができないというような形であります。ただ、テレビとかそういうような情報で、情報源からその情報を仕入れるということだけしか、ちょっと今のところないかなと、そういう方に関してはですね。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） ということは、やはり、あとでちょっと言おうかなと思ってたんですが、これは1分1秒を争うそういう場面ですので、ほかのどんな事業よりもやっぱり早く、その辺のところは進めておく必要があると思うんですよね。やっぱりもう何年も前から北朝鮮とのこういった駆け引きみたいなものというのは行なわれているわけですし、Jアラートとかほかのやつもメールとかいろいろ入ってきてるじゃないですか、そういったのが一般に広がる、一般の人にわかるようにするためには、やっぱりそういう防災行政無線というのは不可欠なものだと思うんですよね。ですから、整備されてる、しようとされていることはわかるんですが、やっぱりそこはすべきだと思うんで

すが、いかがですかね、急いで。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

確かに、防災行政無線との自動連動というのを一度考えたことはございました。ただ、今それぞれの本庁以下、それぞれの支所の中で、これ統一化できておりませんので、それぞれの防災行政無線を使って放送するような形になるといった場合、例えば、その整備するに当たって、1つ、1機当たり、1機当たりというか、1つの支所で防災行政無線それぞれ持っておりますので、1つのところで約1,000万円かかる予定だったと聞いております。ですから、ここで4,000万円というのがちょっと予算的に必要になってくるといふような状況もございましたので、今回、デジタル化、防災行政無線のデジタル化、統一化を本年度から進めておりますので、そちらのほうで早急に整備していきたいというふうなことで考えているところです。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） これから先、進められるということですが、大体早くてそれはいつぐらいまでにできるんですか。自動連動になるまでは。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

今、予定しているのは平成31年度の予定であります。ただ、岱明、横島、天水のほうは、そちらのほうから進めていくような形になりますので、そちらのほうは若干早なるかなとは、整備自体は早くなるかなとは思っております。全部終わるのが平成31年度の予定です。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） ということで、今の平成31年度までにはその総務省とかそういう消防庁あたりが出したやつと一緒にすぐ連動できるようになるんですね、もう一回確認を。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

今、おっしゃいましたように、平成31年度においては、防災行政無線、この自動連動は整備ができます。

以上です。

〔「もう、よかろう。」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 今、平成31年度までには自動受信して、ぱっと皆さんに無

線で流れるということなんですけども、そういう中において、せんだって防災の日が9月1日の日にあって避難訓練が行なわれました。多くの犠牲者が出た九州北部の豪雨や、昨年の熊本地震などを教訓に、全国で防災体制の見直しが進むと。しかし、浸水被害のおそれがある高齢者などの利用施設でも避難訓練の設定がまだまだ1割にも満たないなど、取り組みはまだ道半ばであるというふうに新聞などでは報道されております。例えば、先ほど防災行政無線などがすぐ流れて、「避難してください。」と言われたとき、高齢者の方々やそのような人たちはどういうふうな形で避難するのか。また、それに対して高齢者に対して周囲の人たちはどういうふうな対応をとればいいのか、そのような形、それについて質問をいたします。

それともう一つ下のウのほうですが、夜あった場合はいいんですが、多くの人たちが集まる学校や保育所などのそういうところにいる、預かっているところに対して、いろんな災害訓練とか避難訓練を行なっているものの、こういったミサイルが飛んでくるといようなことに対しての危機感みたいなものも皆さんに周知しなければいけないので、その周知方法や避難方法について改めてどういった形で行なうのか、続けて質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 宮田議員の生活弱者や要保護者への周知方法と避難訓練の必要性について、施設の入所者を対象とした観点でのお答えでよろしゅうございませうか。

〔宮田知美君 「はい。」と呼ぶ〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 介護施設等では、寝たきりの人も多く移動等が困難であり、また歩くことができても慌てて転倒し、骨折されるなどの二次的被害の発生も心配されますので、このようなことを踏まえた現実的な対応マニュアルを作成して、施設に対し周知と自主的な避難訓練をお願いしたいというふうに考えております。

次に、ウのほうの保育所への周知方法と避難訓練の必要性についてお答え申し上げます。

保育所への周知方法と避難訓練の必要性の御質問のうち、保育所に関する部分でございますが、保育所や認定こども園などの教育・保育施設におけるJアラートの警報があったときの対応につきましては、それぞれの所長等施設の管理者の責任のもと、子どもの安全確保を第一に考えた適切な行動をとっていただくことが必要だと認識しております。したがって、市といたしましては、今後Jアラートの警報が発令されたときに備え、国や玉名市国民保護計画等の情報を整理した上で、子どもたちの安全確保のための避難方法などを盛り込んだ通知文書を作成し、各施設へ周知したいと考えております。また、

それぞれの施設では、火災や自然災害等を想定した避難訓練の年間スケジュールを立てておりますので、Jアラート警報時においても、適切な行動ができるよう警報発令時を想定した訓練の実施についても、通知の中であわせて依頼してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 引き続き、宮田議員の学校や保育所への周知の方法と避難訓練の必要性について、学校関係についてお答えいたします。

非常時や災害の発生時における教育委員会から学校への周知方法につきましては、現在のところ電話やFAX、メール等が考えられますが、ミサイルの発射から着弾するまでの時間はわずか数分間でございます。瞬時に全小中学校に周知徹底することは事実上不可能でありますので、ミサイル発射に至るまでは、世界や日本国内においても何らかの動きがありますので、日ごろから世界の情勢等把握しながら、正確な情報を得る努力を行なっておくことも、子どもたちの命を預かる教職員として大切な仕事であると考えております。一旦Jアラートの警報が発せられましたら、学校においては、職員の携帯電話やテレビ放送で情報をつかみ、非常事態の発生に際して、あらかじめ共通理解したことをベースに学校管理職でどうすべきかを判断し、校内放送、あるいは大声で知らせ、より安全と考えられる場所に誘導するという対応をとることになります。これまでも不審者、火災、大雨を初め、大地震に伴う津波や土砂崩れ等を想定しながら避難訓練を定期的に行なっております。中でも特に重視していることは、情報を正しく正確につかみ、それをもとに素早く判断し、対応できる子どもの育成です。例えば、津波が発生したという情報を得たとき、すぐに運動場に出るべきなのか、あるいは校舎内にとどまるべきなのか、それとも高台に向かうべきなのか、選択肢は複数考えられます。また、学校以外の場所においても危機が迫ることがあります。その時自分の命を守るために情報や周囲の状況を的確に把握し、主体的に的確な判断ができるようになるために発達段階に応じて、自分にとって危機というものを感じ取れるように、いろいろな場を想定し、訓練、そして経験を積ませるよう努力しております。本年度から各学校では、校務分掌として防災主任を位置づけ、防災計画の立案や地域の危険箇所の情報の収集を初め、危機への対応強化に取り組んでいるところでございます。Jアラートや警報発令に対し適切かつ迅速な避難行動が確実にとれるようにするため、学校にさまざまな事態を想定した避難訓練の実施を呼びかけ、その訓練を通して、子どもたちにおいても自分の命を自分で確実に守ることができるように、危機に対する心の持ち方や迅速な行動、そして判断力を身につけさせていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 今、各方面から答弁をいただきました。

この学校の場合は、学校の中で津波とか火事とか、もっとそのほかのいろんな災害に対していろんな訓練や避難訓練を行なわれていると思います。その中で通学時でもこういうことがあったり、そういったことも想定してされていると思うんですよね、いろいろ。保育所の場合も、そういったふうに多くの子どもたちが集まったり、人が集まる場所では、そういった避難訓練やなんかされてると思います。ただ、せんだっての新聞を読んでみますと、上天草市で避難訓練を5日前にしたと、このJアラートに対してですね、ところがその5日後に、まさかと思ったんですがJアラートが鳴って、北朝鮮がいわゆる太平洋をまたぐように打ってきたと。それを聞いたときに、上天草市の人のコメントでは、「訓練していたから、自分たちは警報聞いてうまく避難できた。」と、すぐ近くの、いわゆる木の陰に隠れたり、建物の下にくぐったりとか、机の下に潜ったりとか、いろんなことができた。しかし、こういうのができていない人たちはどうなんだろうかと。自分を振り返ってみたときに、確か6時前後だと思うんですが、ただ、茫然とこう「ああ、そうなんだ。」と見てた。それを何人かの人に聞いても、東北地方という赤い出たので、自分たちのほうには来ないんだなと感じたので、瞬時にみんな動かなかったんだろうと思いますけれども、やはりいざ鳴っても訓練をそういうものに対してやってなければ、ただ茫然と見るだけなのかもしれない。ですから、小学校に対しても、高齢者ましてひとり暮らしの人たちの老人世帯も今、多ございますので、区長さんとか、いろんな人たちに言って、今回もそういう小学校やそういったところについても、改めてもう一回Jアラートというか、そういう危機的なものに対して行動を起こす訓練をするように要請をしたいと思います。よろしくお願いします。

それと、先ほど部長のほうから答弁の中に、防災無線を平成31年度までに整備するというふうなことを言ってられました。平成31年というと、あと2年足らずなんですけど、できるだけ早くやってほしいなと思います。というのも、私、前、公立玉名中央病院企業団議会で、沖縄の自衛隊病院に研修に行ったときに、世界地図が置いてあったんですよね、そのとき見せられた。中国のほうから見た日本、韓国のほうから見た日本ということで、太平洋側を見たときにやはり日本というのは南北に細長いですのでとても邪魔なんです、日本列島というのは中国側から見たら。大連あたりから出て行こうとしても、ずっと下のほうまで行って、太平洋側に出なきゃいけない。韓国にしてもしかり。北朝鮮からしてもしかり。やはり日本列島は非常に邪魔になる。やはり太平洋を越すような形で全部行ってしまうわけですね。あの弾道ミサイル打つ訓練にしてもですね、訓練というか、そういう実験をするのでも。ですから非常に日本は危ない、というのが、ちゃんと太平洋の数百キロメートルまで飛んでいけばいいけど、途中でですね、

壊れたり爆発したり、そこがまた核を積んでたりとかですね、生物兵器を積んでいたりしたら、もう大ごとですよ。ですから、そういったことがないように、やはり日ごろから訓練をしていくべきだろうと。やっぱり向こうの中国側から見れば、非常に日本というのは邪魔な列島になっておりますので、そういったものを1つ頭に置かれて、これから先の玉名市民の安心安全のために、いろんな策をしてほしいと思います。

これで私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（永野忠弘君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

明6日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時24分 散会

第 3 号

9 月 6 日 (水)

平成29年第5回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成29年9月6日（水曜日）午前10時00分開議

開 議 宣 告

日程第1 一般質問

- 1 8番 内田 靖信 議員（自友クラブ）
- 2 12番 近松 恵美子 議員（無会派）
- 3 4番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
- 4 6番 西川 裕文 議員（新生クラブ）

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

日程第1 一般質問

- 1 8番 内田 靖信 議員（自友クラブ）
 - 1 農業委員会等に関する法律改正に伴う選任方法等について
 - (1) 農業委員会等に関する法律の主な改正について
 - (2) 法改正後の農業委員会委員の選任方法について
 - (3) 新定数19人の地域バランスについて
- 2 12番 近松 恵美子 議員（無会派）
 - 1 市民力を生かす事業の成果について問う
 - (1) キラリかがやけ玉名づくり応援事業の実績について
 - (2) 人材育成事業について
- 3 4番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
 - 1 災害支援協定について
 - (1) 本市の「災害支援協定」の現状について
 - (2) 避難所への災害対応型紙コップ式自動販売機の設置について
 - 2 災害発生時における避難所運営について
 - (1) 避難所運営マニュアル作成の有無について
 - (2) 住民主体の災害発生時の避難所運営の流れについて
 - (3) 避難所運営マニュアルに基づく避難所設営の訓練の実施状況について
 - (4) 本市では、避難所支援班はどのように組織され、災害時にはどのような動きとなるか

3 市の福祉施設の温泉の利用料金について

(1) 施設ごとの利用料金に違いがあるが、画一化された料金への変更は検討されているのか

4 6番 西川 裕文 議員 (新生クラブ)

1 戦没者合同慰霊祭について

2 築山小学校の施設整備について

3 斉藤副市長の市政に携わられたこの4年間を振り返り、どう思われるか。また、今後の玉名市への思いを伺う

4 池田教育長の教育行政に携わられた4年間を振り返り、小中一貫教育の取り組みの現状と成果について伺う

散 会 宣 告

出席議員 (23名)

1番	北 本 将 幸 君	2番	多田隈 啓 二 君
3番	松 本 憲 二 君	4番	徳 村 登志郎 君
5番	城 戸 淳 君	6番	西 川 裕 文 君
7番	嶋 村 徹 君	8番	内 田 靖 信 君
9番	江 田 計 司 君	10番	田 中 英 雄 君
11番	横 手 良 弘 君	12番	近 松 恵美子 さん
13番	福 嶋 譲 治 君	14番	宮 田 知 美 君
15番	前 田 正 治 君	16番	作 本 幸 男 君
17番	森 川 和 博 君	18番	高 村 四 郎 君
19番	中 尾 嘉 男 君	20番	田 畑 久 吉 君
21番	小屋野 幸 隆 君	22番	竹 下 幸 治 君
23番	吉 田 喜 徳 君		

欠席議員 (1名)

24番 永 野 忠 弘 君

事務局職員出席者

事務局 長	堀 内 政 信 君	事務局 次長	荒 木 勇 君
次 長 補 佐	平 川 伸 治 君	書 記	松 尾 和 俊 君
書 記	富 田 享 助 君		

説明のため出席した者

市長	高 寄 哲 哉 君	副市長	齊 藤 誠 君
総務部長	上 嶋 晃 君	企画経営部長	瀬 崎 正 治 君
市民生活部長	小 山 眞 二 君	健康福祉部長	村 上 隆 之 君
産業経済部長	早 上 正 臣 君	建設部長	磯 谷 章 君
会計管理者	今 田 幸 治 君	企業局長	福 田 高 広 君
教育委員長	桑 本 隆 則 君	教 育 長	池 田 誠 一 君
教育部長	戸 寄 孝 司 君	監 査 委 員	坂 口 勝 秀 君

午前10時02分 開議

○副議長（江田計司君） おはようございます。

永野議長より、本日、本会議を欠席する旨の届け出がありました。

よって、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務をとらせていただきますので、皆さま方の御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（江田計司君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） おはようございます。8番、自友クラブの内田です。

農業委員会等に関する法律改正に伴う選任方法等について一般質問を行ないます。

農業委員会は、原則として市町村に1つ置かれているものでございまして、その農業委員会は、農業委員を構成員とする合議体で、市町村とは独立した機関でございまして、その業務内容は、農地利用増進法や土地改良法、その他の法令により、その権限に属させた事項、また、農地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止に関する事項、また、農地等の交換分合のあっせん、その他農地事情の改善に関する事項。さらには、農業及び農村に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関する事項等々とされておりまして、現在玉名市は、農業を基幹産業と位置づけまして、地域振興を図っておりまして農業委員の果たす役割は多岐にわたり、また、極めて大きなものがございまして、長らくその農業委員は、選挙権のある農業者の選挙によって選出をされます選挙委員と区域内の総合農協や農業協同組合又は市町村議会が推薦し、市町村長が選任します選任委員がありまして、改正前の農業委員会等に関する法律により、それぞれ選出選任をされてきたところでございまして、平成28年4月1日に従来の農業委員会等に関する法律が一部改正をされております。新たな方法により農業委員が選任されることとなったところでございまして、それによりまして、また、玉名市においても議第80号によりまして新たに農業委員会委員の定数を定める条例が提案をされております。

そこで伺います。1点目に、農業委員会等に関する法律の主な改正点について伺います。2点目に、法改正後の農業委員会委員の選任方法について伺います。3点目に、新定数19名の地域バランスについては、どのように執行部は考えているのか伺いたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） おはようございます。

内田議員の農業委員会等に関する法律改正に伴う選任方法等についての、まず、農業委員会等に関する法律の主な改正点についてお答えをいたします。

農業委員会の主たる任務として、地域担い手への農地の利用集積集約化、遊休農地の発生防止解消等がございます。全国的にも農業者の高齢化が叫ばれる中、このような何よりも重要である農地利用の最適化を積極的に推進していくため、平成28年4月1日に改正農業委員会等に関する法律が施行をされました。

改正点の主なものといたしまして、農業委員の選任方法の変更、それと農地利用最適化推進委員の新設という2点が挙げられます。

まず1点目の農業委員の選出方法の変更でございますが、これは従来の公選制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に改められます。任命の際には、農業に積極的に取り組んでいる地域担い手の意見が農業委員会に的確に反映されるよう、認定農業者が委員の過半数を占めるようにすること。農地転用許可等において、農業分野以外の者の意見を反映させるため、農業委員会の所掌事務に関し、利害関係を有しない者、いわゆる中立委員も含まれるようにしなければならないことが定められ、あわせて青年層や女性の積極的な登用も努力義務とされております。

次に、2点目の農地利用最適化推進委員の新設でございますが、従来の農業委員会の機能が委員会としての決定行為と各農業委員の地域での活動の2つに分けられていることを踏まえ、それぞれが的確に機能するように、主に合議体としての意思決定を行なう農業委員とは別に、担当区域における農地利用の最適化の推進のため、新たに農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱しなければならないとされたところでございます。農地利用最適化推進委員につきましては、農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者という要件が定められており、地域の農地所有者や農業者の信頼を得て、農地利用の調整を公正かつ円滑に実施していく能力が必要であることから、例えば、普及指導員の経験者や経営を次世代に譲った農業者などを委嘱することが望ましいとされているところでございます。

次に、法改正後の農業委員会委員の選任方法についてお答えをいたします。

具体的な選任方法としまして、市の広報紙及びホームページへの掲載や市の掲示板に掲示するなどして、農業者、地域住民を代表する者、各種農業団体等に推薦を求め、推薦された者又は公募により応募があったものについて、市長は農業委員候補者評価委員会に意見を求め、当該意見を考慮し、年齢、性別、地域性等に著しい偏りがないように配慮した上で決定するものでございます。

なお、推薦の求め及び公募に関する受付期間はおおむね1カ月間とし、受付期間の間及び終了の各時点において、推薦を受けた者及び応募をしたものの数とそのうちの認定農業者の数を遅滞なく、市のホームページ等で公表するものでございます。

3点目の新定数19人の地域バランスについてお答えをいたします。

従前の選挙委員は、農業委員会の区域内に住所を有するものに被選挙権が付与されていましたが、改正後の農業委員には、このような制限はなく、例えば、農業委員会の区域内に住所を有さないものの当該区域内において、農業経営を行なっている者や農業事情に詳しい者などが農業委員に推薦応募することも可能となっております。また、農業委員の選任に当たっては、あらかじめ地区ごとの定数枠を設けて推薦を求めることは当該地区の構成員で応募しようとするものの選任の機会を制限することになるため、国から適当でない旨の通知もなされているところでございます。

なお、農業委員の過半数は原則として、認定農業者でなければならないとされておりますので、農業者、地域住民を代表するもの、各種農業団体等に対し幅広く協力を働きかけ、推薦を求めていきたいと考えております。また、先ほどお答えいたしました農地利用最適化推進委員に関しましても、今後その担当区域、定数について綿密な調査研究を進め、適正な区域定数を定めた上で、農業者等に推薦募集を行なっていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 再質問を行ないます。

現在、国縣市町村を上げまして、男女共同参画社会を目指して、それぞれ達成目標数値を掲げて取り組んでいるところでございます。直近のデータで、玉名市におきます女性の管理職の登用比率、あるいはまた、各種行政委員会における女性の登用比率について、どの程度まで目標が達成をされているのか伺いたいと思いますし、また、本市の各種委員会の女性登用率の現状を踏まえまして、農業委員会委員の、また、先ほど申されました農地利用最適化推進委員につきましても定数の過半数程度の登用を、女性の登用を目指すということが必要になってくるというふうに私は考えておりますが、どのような見解をお持ちなのか伺いたいと思っております。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

まず女性委員の登用につきましては、現在の本市の体制においても委員の議会推薦枠4人はすべて女性という市議会の御判断をいただいております。本市各種委員会の女性比率につきましては、集計が取れている最新の平成27年度の末のデータで、選挙管理委員会、公平委員会等の行政委員会の全体平均で19.6%という数字でございます。

また市職員の女性管理職は4名で、その女性登用比率は7.5%となっております。

ところで、国が定めた第4次男女共同参画基本計画におきましては、平成32年度まで30%を目指すという目標値も示されております。従いまして、農業委員会の新体制においてもこの男女共同参画推進の趣旨を十分に踏まえていく所存でございます。ただ、改正法は青年女性の登用を努力義務にとどめているのみでありますので、女性枠としての枠を設けるとすることは難しいと考えざるを得ないのが実情でございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 国の目標が、平成32年度に30%を登用するという目標に比べ、女性の管理職が7.5%、あるいは各種行政委員会の女性登用率が19.6%と、相当まだ目標達成には開きがあるというふうに受けとめております。この農業委員会は、先ほど説明がありましたように、議会推薦が4名、女性の方を農業委員として推薦をして活動をいただいていたという経緯がございます。当然、この目標値を設定するならば、国の目標値の30%は少なくとも御案内のとおり、法律で云々ということではございませんがこれは、行政努力として30%を目標として選任等々の方法を私は考えられた方がいいと思います。

その点について、どのようにお考えかお伺いたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

確かに今議員おっしゃいましたように、国が30%というのを、女性の登用枠というのを定めております。現在、玉名市においても第3次の男女共同参画計画を策定しているところでございます。その中でも、当然、国の登用率というのを目標にやっていくべきであると思っておりますし、当然、農業委員会、各種農業委員初め、各種行政委員のほうも行政委員会のほうもそういう目標というのを、確かに30%を1つの目標として、あるいは過半数までにはいかないにしても、それまでの目標は定める必要があるかなとは思っております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） どうぞ、その点については、行政内部でさらに検討を加えまして、ぜひ、30%を超えるような、あるいは達成するような方策を見出していただきたいと思っております。また、ちなみに現在の玉名市におきます認定農業者の総数とそのうち女性の認定農業者の方々は何名おいでになるのか、参考に伺いたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

本年4月1日現在でございますけれども、玉名市の認定農業者は1,040名でございます。そのうち女性認定農業者が243名となっております。率でいきますと、23.3%という形になります。

以上です。

○副議長（江田計司君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 女性の方が243名も、認定農家になられておるということは、もう十分に受け皿自体は、人材としてはもう豊富にあると、このように理解しております。どうかこの点については、もうぜひ、30%の国の目標達成を目指して、何らかの内部的な制度をつくっていただきたいと、そのように強く要望しておきたいと思えます。

次に、農業委員、また、農地利用最適化推進委員の地域バランスを図るための具体的方策についてお尋ねをしたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員、再質問にお答えいたします。

農業委員の任命に当たりますには、いわば地区ごとの定数枠を設け、地区から推薦のあったものを選任するといった運用は、先ほど申し上げましたように、現に慎むように国からも通知があつているところでございます。とは言え、ただいま議員御指摘のありましたように、農業委員として業務を遂行していくうえで、担当区域としての地元を熟知していることも必要性も十分理解をいたしているところでございます。農業委員と農地利用最適化推進委員は相互に連携協力していくことも必要であることも明らかでございますので、市内のあらゆる地域からまんべんなく応募推薦がなされるよう、広く関係団体等に呼びかけていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 女性の登用にしましても、この地域の定数等々については、もう法はうたっていないと言うことでございますね、こういうことは現に慎めということでしょうが、この農業委員、農地利用最適化推進委員の地域バランスの件については、当然、先ほど来説明がありましたように、法の趣旨は当然尊重しなくてはならんというふうに思っておりますが、ただ他の市町の例を見ても、地域バランスを考慮しなかったがために議会における農業委員の選任議案等が不同意となったところもあるようでございます。そうしますと、円滑な農業行政の支障ともなります。この点につきましては、執行部においては、特段の行政的な配慮が必要となります。さらに議論を内部的に深められて、均衡のとれた農業委員、あるいはまた農地利用最適化推進委員の選任をぜひお願いをしたいと存じます。よろしく願いいたします。

次に、農業委員候補者評価委員会の構成と職務内容はどのようになっているのかを伺いたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員、再質問にお答えいたします。

農業委員候補者評価委員会につきましては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、任命に至る過程の公正性、透明性を確保するために設置予定の委員会でございます。構成員としまして、現在考えておりますのは、構成員としまして、玉名市の副市長、それと産業経済部長、総務部長、農業委員会会長、農業委員会事務局長を予定しているところでございます。所掌事務といたしまして、候補者の評価に当たり、候補者の活動歴等の署名審査、あるいは必要に応じて候補者との面接等による審査を行なうものでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 次に、先ほど答弁の中で応募推薦の依頼先である地域住民を代表するもの、また、各種農業団体とは、具体的にどのようなものを考えておられるのか伺いたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

応募推薦の依頼先といたしまして、広く市内一円から応募推薦がなされるように、例えば、区長会協議会であったり、農業委員会業務と深い関連性を有する農業協同組合、土地改良区、農業共済組合などを想定しているところでございます。

○副議長（江田計司君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは次に、農地利用最適化推進委員の定数はどのように設定する予定なのか伺いたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

改正法では管内農地面積を単位をヘクタールとして100で除した数を上限としております。推進委員の上限については、本市に当てはめると53人が上限となります。これに準じつつ現行定数38人の農業委員から新体制19人に移行後、実際の業務量、業務内容がどのように変わるのか綿密詳細に予測をしながら、担当区域の設定も含めまして、適正な定数を決定したいと考えているところでございまして、現時点では、ちょっとまだ未定の状況でございます。

○副議長（江田計司君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは最後になりますが、新しい農業委員、また、農地利用最適化推進委員の報酬額はどのように設定される見通しなのかを伺いたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

今回の改正では、従来の農業委員の機能を委員会としての決定行為と地域活動に分化させ、新体制での農業委員と農地利用最適化推進委員に専門分野として、それぞれ担当していただくものでございます。つまり従来にも増した地域活動を担う者として、農地利用最適化推進委員を新たに設置したという法改正の趣旨を踏まえた上で、適正な報酬額を決定していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） この今回の法律が改正をなされて、また、定数条例も提案がされております中で、特にこの農業委員あるいはまた農地利用最適化推進委員の女性の登用、これらをぜひ、30%までに引き上げる努力をいただきたいということと、さらにこの2つの役職の地域間のバランスですね、これをぜひ、均衡を保てるような方策を行政内部で検討されて、この恐らく来年の6月あるいは7月の議会ということになりましようが、任期終了後になりましようが、ぜひ、議会同意がスムーズに行なわれるような選考過程、あるいは女性の登用、あるいは地域バランスを保つ、そのようなさまざまな行政内部の努力をされるように切に要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○副議長（江田計司君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） おはようございます。12番議員、無会派の近松です。

先ほどは、内田議員より女性の登用について力強い御発言をありがとうございました。また、今期限りで勇退されます諸先輩方、本当に大変御指導いただき、お世話になりました。ぜひ、後釜には女性を探していただくようお願いしたいというふうに思っております。やはり女性はよそからお嫁に来る人が多いですから、その人間関係の基盤がなかなか少ないとか、それから家庭を大事にしますので、家庭にエネルギーを費やしていますので、外とのつながり少ないとか、いろんな面で非常にハンディがありますので、ゆくゆくやはり女性枠というのを設けない限りふえないだろうなというふうに感じております。みなさんお感じにならないでしょうけども、私は時々、この議会で男性が一人で、全員ほか女性だったら、私はどんな気持ちで、ここで発言するだろうと考えることが多々あります。ぜひ、勇退される皆さま方には、まだ決まってない方は、女性を御推薦いただきたいというふうをお願いして、始めたいと思います。

最近、私の知り合いの方がオレオレ詐欺に引っかかる寸前だったという話を聞いたん

ですね、何回も何回も電話がかかってきて、ところが、その方歩いて外出できない方だったものですから、振り込みに行くことができなくて、騙されずに済んだというわけなんですけども。その方がですね、ひとり暮らしの女性で伝って歩いてたんですね、家の中。ところが、その「また、お母さん。また電話するね。」とかいうもんだから、いつ電話がくるだろうということで待ってまして。電話が来たらすっ飛んでいかなくちやと思っていたものですから、そのオレオレ詐欺に、結局はお金を振り込まなくてすんだんですけども、終わったときに気がついてみたら、歩けるようになってたと言ったんですね。だから「自分は歩けないこと忘れていた。」と、そのように言いました。人はやはり夢中になると、夢中になるものがあると元気になるんじゃないかと、私はそのように考えています。ですから、介護予防とか健康づくりというのは、単に健康のための健康づくり、体操するだけじゃなくて、やはり夢中になるものをつくっていくということが、一番の健康づくりであり、介護予防であるというふうに思っております。

それで、私は地域で子育てやそして現役の仕事を終えた方が自分の役割を見つけていくという、自分の力の発揮し所をやはり地域の中に見つけていくという、そういうお手伝いを行政がしていくというのは、非常に健康づくり、介護予防、地域の活性化に大切なことではないかというふうにずっと考えております。そういった意味で、今回は、キラリかがやけ玉名づくり応援事業と人材育成基金助成金についてお伺いいたします。

まず、キラリかがやけ玉名づくり応援事業については、市民活動を組織的かつ継続的に行なうボランティア団体、NPO法人など、営利を目的としない団体に対して、活動に対しての補助金を出すものというふうになっております。私は、行政の業務が増大し、人的にも予算的にも限界が見えている今日、地域の方々と共に暮らしを考えていく必要があるというふうに考えております。そういった意味で、市民との共同のまちづくりの推進を目的としてこの事業が行なわれているものと理解しております。人材育成基金については設置目的として、「玉名市の未来に向け、社会の各分野において主導的役割を果たすべき創造性豊かな人材を育成するため、玉名市人材育成基金を設置する。」と書いてあります。私は、この2つの事業はとても大切なものだというふうに考えています。しかし、効率的に運用されているのか、目的は達成されているのかという点から質問いたします。

まず1番目、申請件数は伸びているか、新規申請件数の数はどうなのか。2番目、28年度に採択した事業の件数と内容。これは人材育成基金助成についても同じです。そして事業の効果をどのように判断しているか。この3点についてお伺いいたします。

○副議長（江田計司君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

〔企画経営部長 瀬崎正治君 登壇〕

○企画経営部長（瀬崎正治君） まず、キラリかがやけ玉名づくり応援事業のほうから

御説明いたします。

申請件数が伸びているか、新規申請件数について。過去3年間の実績から申しますと、平成26年度、21団体に23事業を採択し368万8,712円、平成27年度、14団体の14事業に243万3,336円、平成28年度、11団体の11事業に216万2,151円を交付し、申請件数としては、年々減少し伸びておりませんが、これはきのうも申し上げましたけども、補助金に頼らず、自分たちで無理なく運営できる規模で継続している団体や自主財源確保を目指しながら模索している団体もふえていると分析しており、一概に地域づくり活動自体が減少したとは考えておりません。平成28年度の新規申請件数につきましては、地域に点在する資源や魅力を手づくりでフットマップのデータを作成し、印刷製本のみを委託して制作された1件でした。

次に、平成28年度に採択した事業の件数と内容ですが、11団体の11事業に対して216万2,151円を交付いたしました。実績の詳細として対象経費となった具体的なものを申し上げますと、例えば、花づくりの花の苗や肥料代、植栽管理の消毒液や運搬用トラックやトラクターの借り上げ料、チェーンソーや刈り払い機の替え刃代、祭り等のイベントにおける音響設備等の委託料、講師や出演者への謝礼、チラシやポスター作成の委託料、標識作成の材料代など、さまざまな内容に補助金が活用され事業を展開されております。事業効果の判断方法としては、事業の目的である地域課題の解決やまちの活性化等を図り、豊かな社会をつくることが市民活動団体の公益性のある主体的なまちづくり活動につながると考えられることから、これら補助団体のその後の活動については調査等による確認はしておりませんが、市内の様子や市民等からの伝え聞きなどで継続した地域づくりの取り組みが行なわれているものと認識しております。

次に、人材育成事業についてでございますが、人材育成基金助成事業につきましては、毎年の採択数に増減はあるものの、研修会への参加事業や研修会の開催事業を実施する団体又は個人に対し助成金を交付しております。

○副議長（江田計司君） 部長まだ言うてなかとばいた、そら。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 人材育成も。

○副議長（江田計司君） よか。

○12番（近松恵美子さん） はい。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 過去3年間の実績を申し上げますと、平成26年度海外研修参加が1団体及び1個人で、交付確定額16万6,000円、国内研修参加が3団体で交付確定額14万1,000円、研修会の開催が1件で交付確定額2万4,000円の合計33万1,000円、平成27年度研修会参加が1件のみで交付確定額7万3,000円、平成28年度海外研修参加が1団体及び4個人で交付確定額25万3,000円、研修会の開催が1件で交付確定額3万4,000円の合計28万7,000円でご

ざいまして、申請件数としては、各事業により増減しております。平成28年度の新規申請件数が1件で、本市の高齢化率が30%を超え、人口減少も進む中、地域包括ケアの実践に必要な共通言語の理解や多職種による会議等を円滑かつ効果的に進めるノンテクニカルスキルを学ぶ研修会の開催事業でございました。

次に、平成28年度に採択した事業の件数と内容ですが、福祉先進国であるデンマークにおける認知症コーディネーターの育成や地域高齢者精神医療にかかわる人材育成の場となる認知症ケアメソッドを学ぶ海外研修への参加が1団体、貿易大国である台湾の農業情勢等を学ぶ海外研修への参加が3個人、全国の女性リーダーが集い農業先進国ヨーロッパの農業経営と農家生活との調和に向けたワークライフバランスを学ぶ海外研修の参加が1個人、先ほど申し上げましたノンテクニカルスキルを学ぶ研修会の開催が1件となっております。

事業の評価として、報告会等を個別に実施していただき、玉名市で対象者が一堂に会した報告会等は実施しておりませんが、補助金を確定する前段となる実績報告の際、紙ベースのレポート等の提出を義務づけ、この内容を確認したあとに交付額の確定を行っております。レポートには所属団体に帰ったあとの報告会内容を記したものと研修参加により得た新たな気づきの記載があるもの、プレゼンテーション形式で発表したものを紙ベースに変換したもの、アンケート結果や写真を多く使った報告書などさまざまな工夫をした内容となっており、一定の波及効果があったと感じております。また、報告内容を市のホームページに公表することで、市民に限らず広くPRできていると考えております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） キラリかがやけ玉名づくりの補助金につきましては、申請件数が減っているということで、このことについては、補助金をいただいたけどもそのあと自主的に運営できるようになったからその団体が減っているというふうな答弁をいただきましたけども、私は、やはり新規がふえてないという意味では、これはもうちょっと努力すべきことではないかなというふうに思います。なぜ新規がふえてないかというところとやっぱり周知が足りないのではないかなというふうに思います。ですから、今、人材育成基金のほうでは報告書をつくっているということでしたけども、このキラリかがやけ玉名づくりのほうでもそんな報告書をオープンにされてますでしょうか、私、インターネットで見たんですけどもキラリかがやけ玉名づくりのほうはどういうふうな活動をしているというのを活動報告を見ることができなかったんですけども、やはり広報にて募集はしますけども、具体的にこういった活動に対して費用が出るのかということも自分たちも使えるのかどうかということがなかなかイメージつかないので、私はやはり今お

話いただいたような音響と謝礼と、それからポスター代とか、こういうところ補助いただいて、こんな事業しましたとか、そして何人ぐらい来て、どういうにぎわいになりましたとか、そういうふうな報告書というのはまとめて区長さんたちには、1番関係がある区長さんたちには配布するとか、関係者に配布するとか、それから図書館に置いておくとか、市役所の窓口においとくとか、やはりペーパー化して目に触れるところに置いて、皆さんにこの活用を促すというような方法もとっていただくほうがいいんじゃないかと、せっかくの補助金ですので、やはり知ってる人だけが得をするような行政であってはいけないという意味で、もっと周知に力を入れていただきたいというふうに思っていますけども、部長のお考えどんなでしょうか。今後、今言われましたけど、自立してるから、使わなくなったからそれでいいんだみたいな回答でしたけども、今後についての考えをお伺いします。

○副議長（江田計司君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） これから、きのうも似たような話がありましたけども、人口がどんどん減ってくる社会の中で、行政に頼らず、行政もだんだん予算の縮小してきますから、行政に頼らず、ひとりひとりが、市民ひとりひとりが自分の何らかの役割を持って活動していただくということがとっても大事になってくると思っています。そういう意味で、このキラリかがやけ玉名づくりの事業というのは、とっても大切な事業ですので確かに、議員おっしゃるように、広報活動が足りてないというところも少し感じているところがございます。今後は、先ほどおっしゃったように、まずは報告書等をつくって、余り詳しいものは必要ないと思いますけども、ある程度中身がわかるそういった冊子をつくって、なるべく人の目に触れるところに置いて、それを見ていただいた方が「こういう活動があるんだな。」「自分もこういう活動に参加してみようか。」とっていただけるように周知を図っていきたいと思っています。

報告会につきましては、この前のキラリかがやけ玉名づくりの前の21の星事業、そのときは、その団体というのが各校区、ですから皆さん同じ立場なんですよ。そういうことでしたので、報告会を開いて、お互いどういうことをやってるんだと、「ああ、じゃあ、これを参考にしようかな。」とか、いろんな苦勞、共通の苦勞もございますから、そういうのを話し合ってください場というのを設けておりましたけども、キラリかがやけ玉名づくりにつきましては、そういう団体に限らず、個人ベースでの集まりである団体等も含まれておりますので、報告会というものが必要かどうか、そのニーズも見極めながら、また今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） じゃあぜひ、またもう一工夫して、利用者をふやすよう

にお願いしたいと思います。

私は、たくさん申請が出てきて、もう予算が足りないぐらいになったときにその中で選別していく中で、いい活動が残っていくんじゃないかなと思っておりますので、予算が足りないぐらいの申請があるように、努力していただきたいなということを思います。

それから次は、事業効果をどのように見てるかということで、先ほどにぎわいがあるとなそのようなお話もありましたけど、きのう前田議員の質問にもありましたけど、私はやはり、私もこの中のお祭りに行ったことがありますけど、そこにこの事業を採択されてる、補助金を受けてるっていうこと知らなかったもんですから、そのイベントのどこに補助金が使われてるのかという見方ができなかつたんですけども、やはりそういった意味で、これを採択した採択委員会か何かありますね、そのメンバーが、やっぱりこの事業には参加することが1番じゃないかなというふうに思います。そして、多田隈議員やそれから前田議員からやはり何年も続ける団体に対して補助金を減らすのは何事かというふうなお考えがありましたけども、そのことについて私はきょうは何も申し上げませんが、やはり現場に行ってみる。行って見てこれだったらやはりいるなとかですね、削れるなとか、申請のときはこうだったけど、行ってみたらにぎわいが少なかったじゃないかとか、すごく多かったじゃないかとか、肌で感じるために、やっぱり担当職員並びにその採択に関係した方は、ぜひ現場に行ってみて体感していただきたいというふうに思いますので、それをよろしくお願いいたします。

次に質問したいんですけども、人材育成基金については海外研修にも何名か行っておられます。最高限度額は10万円ということですが、私は本当に意義あるものだったら15万円でもいいと、そしてできるなら話戻りますけども、各種計画を自分たちで努力して減らしたような職員も海外研修くらい行かせてあげたらいいのになというふうに思っているわけですけども。ただ、やはりそれを自分のものだけにするのか、本当にその公費をいただいてしたのを地域に還元していくかという意味で、この目的が指導的役割を果たすべき人材育成を目的としたものであるというふうに書いてありますので、やはりその人が指導的役割を果たせる人なのかどうかという見きわめは、現在、やっぱりそれを活動の実績がやはり自分のためじゃなくて、地域のために人のために活動している人かどうかということが、やはり求められるんじゃないかと思うんですね、どういう勉強したいから行きますじゃなくて、その人自身がどういう人なのかと、そのことによって、やっぱり10万円出す価値があるかどうかと、そういうことを考えていくべきじゃないかと思います。そういった意味で、先行する場合に、もうほとんど全部申請した人は通っているみたいですけども、やっぱりその人の活動実績というものも選定委員会では1つの評価の基準としているのかどうかということをお伺いしたいということ

と、民間事業所が、介護事業所が、2件行かれてますけども、私は、民間事業所はやっぱり民間の資金で研修は行くべきじゃないかと思えます。この辺がどうなのかなと、その方が地域で指導的な役割を果たしてくれるんだらうかと、やはりただ事業所で指導的な役割を果たすぐらいの活動でしたら、やはりそのお金は職員に回したほうがまだいいんじゃないかなと、私は思うんですけども、その2点ですね、活動の実績があるという人を評価基準にしているかどうかということと、それから民間事業所の人に対する助成するのはいかがなものかという2点についてお伺いいたします。

○副議長（江田計司君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） まず、第1点目の補助をする際にその方の活動実績があるのかどうか、あるいは指導的役割を果たせる人かどうか。研修を受けた上でのそれを皆さんに情報を共有していただいて、指導的役割を果たされているかというのは、事後のことなのでちょっとわかりませんが、まずは審査の段階で、ある程度はその方の立ち位置といいますか、やられているそういう活動内容とか、そういうことについても審査をいたしております。ただ、それが十分かと言われるとなかなか難しいところもございまして、確かに、私どもとしても貴重な市のお金をその方に助成するわけですから、もっとしっかり見きわめることも必要かなと思えますので、今、ちょうだいいたしました御意見を参考に、審査会でまたそのあり方について考えていきたいと思えます。

続きまして、民間事業所への助成ですけども、確かに、民間事業者が御自分の事業のために、民間事業所にお勤めの方が、御自分のその勤め先の事業の目的に資するような研修を行かれる場合は、民間事業所のほうでお金を出して研修をさせるというのは当たり前前の考えです。ただ、その方もその事業に直接関係のある研修に行かれるのか、あるいは個人として行かれるのかとか、非常にいろいろ難しいところもございまして、今聞きしたお話ももっともなことだと、私も理解しておりますので、そのあたりもどう線引きをするかというところを審査会で今から検討してまいりたいと思えます。いずれにしても、まだこのきのうの前田議員の御質問でもありましたけども、キラリかがやけ玉名づくりも人材育成もまだ過渡期的な補助の事業でございまして、前から続いてはきておりますけども、今後さらに改良を重ねながら、本来の目的に沿った支出になるように努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 全体の、市の全体の予算から見たら、このここに掛ける費用というのは、非常に少ないですけども、その効果というのは非常に大きいと思うんですね。やはり地域の波及効果と、とても大きいので、その活動する時間というんですかね、それはもう本当に無料奉仕でしていただいているわけですから、本当に大事

なことなので、やはりその採択するときの選定委員会でもその基準というものをもう1回見直していただきたいというふうに思います。

それから、本当に言われたように過渡期で、今からやっぱりこれをしっかり今までのを精査しながら考えていくべき時期なのかもしれないと思いますけども、私はやはりまず学習ありきじゃないかと思っているんですよね、地域にどんな問題があるのかと、これを解決しないと、私たちの将来はどうなるのかということは何かしっかり学んで、じゃあ、自分たちはここをできるからここをしようかと、活動してみる。そのときに行き詰まったとき、さらにステップアップしたいときにどこかに視察に行くというのが、やっぱり1つの流れじゃないかというふうに思うんですね。そういう意味で、やはり生涯学習と、そしてこの人材育成というのは、生涯学習の中に入るんじゃないかというふうに私は思っています。その学習活動と地域の課題を学ぶという活動があって初めて人材育成なんですけど、それが縦割りになってるというところが非常に問題じゃないかというふうに思っております。その市民活動というのは、健康づくりから介護予防から子育て支援から、それから教育問題から貧困問題、それから地域づくり、それから食の教育、食育と地域にいっぱい活動してる方がいらっしゃるんですね。その方がこういうものを知らない、ほとんどの方が知らない。そしてちょっと敷居が高いわけですね。ですから私は地域活動支援課みたいなものが必要だと思うんです。そこで公民館が把握している自主団体、それから介護課が抱えているそういうボランティア団体、健康づくり保健センターが抱えている、それも全部一緒にして、その団体に対してこういう助成金、補助金がありますよという説明会をする。そしてまた報告会もそういうふうにする。そういうやっぱり各団体をつかんでいくということが大事じゃないかなというふうに思います。私は、これからの地域づくりの進め方をいうのは、今ある既存の縦割りになってるグループを一堂に会していくということ。そして情報提供していくということ。それとともに、やはり地域の課題を学ぶ場をちゃんとつくっていくという、生涯学習の視点というものを取り入れていくということがとても大事ではないかなと思います。地域には忙しい方もいますけども、定年後暇な方もいらっしゃいます。私はその方々も見ることにつけ、「アリとキリギリス」ですかね、あの、例えばイソップ話を思い出しますね。「今、楽しくこの人たち毎日遊んでるけども、いざ何か病気したり、介護になったとき、いったいどうなるんだろうか。」と、「10年先どうなんだろうか。」と、思うときに、やはりできる人が助け合う社会をつくっていくということが、その人たちの余暇の10分の1でもそういうふうにしてくださったら、本当に安心して暮らせるまちになるのになというふうに思いながら見てることがあります。そういう意味で、10年先、自分たちの生活はどうなるのかという、そういうふうな学びというものも必要じゃないかなと思います。生涯教育とそしてその人材育成、地域づくりのドッキング。そして、地

域を活性化していくということが必要じゃないかと私は考えているんですけども、そういう意味で、部長は、総合的にどんなお考えなのか伺いたします。

○副議長（江田計司君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） おっしゃるとおりまちづくり活動というのは、すべての分野にまたがるわけで、当然、そのそこを集約して活動を何と言いますかね、もっと円滑に情報も、そこ情報の交換もできやすくすると、ということは必要だと思います。そういう意味で、先ほど議員おっしゃったように、役所のそれぞれの部署で、それぞれのそういうまちづくり活動団体に対する助成、あるいは支援という形に今なっておりますので、福祉だったら福祉という形ですよ、そのあたりについて難しいところもあるかと思っておりますけども、やはり大きな意味でのコミュニティ社会づくり、それをどこかが主となって進めていく。これは必要でございますので、今後組織のあり方として検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 大変な作業が必要ですので、きょう、明日できることでもありませんし、人的にも大変な作業だと思いますけども、合併後に市民活動団体の名簿というのがこのくらいできたと思うんですけども、それあたりもやっぱり更新して精査していかないといけないというふうに思いますけども、ぜひ、市民との協働ということで、市民の力を発揮していただくことが、まず玉名の元気づくり、何よりも介護予防、健康づくりになると思います。私は、健康のための健康づくりをしているより、人に役立って楽しくてうれしくて健康になる社会をつくりたいというのが、10年前の出馬したときからのずっとの思いでございますので、ぜひ、お忙しい皆さん、今の現場の仕事で精いっぱいかもしれませんけれども、やはり構想を持って、夢を持って、進めていただきたいというふうをお願いして、おしまいとします。

○副議長（江田計司君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時12分 開議

○副議長（江田計司君） 休憩前に続き、会議を開き一般質問を行ないます。

4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 皆さん、こんにちは。4番、公明党の徳村登志郎でございます。

思えば、4年前に初当選して以来、熊本地震等がございましたが、すべての定例会で一般質問させていただくことができました。そしてきょうで議員1期目の最後の一般質問となります。一般質問させていただくたびに、議員として少しでも市民のためになるよう市民目線を大切にしようとの思いでやらせていただきました。

それでは通告に従い、一般質問させていただきます。皆さんの記憶にも新しいと思いますが、今年7月の九州北部豪雨では、筑後川の支流の川が氾濫するなどして、福岡県で33人、大分県では3人が亡くなり、朝倉市では今も5人の行方がわかりません。この場をお借りして、遺族の方々に心から追悼の意を表しますと共に、行方不明の御家族におかれましては、捜査の進展はございますようお祈り申し上げます。

さて、平成7年の阪神淡路大震災や平成23年の東日本大震災、さらには昨年の熊本地震など、我が国ではこれまでも地震、津波、さらには台風等による風水害など多くの災害が発生しております。このような経験から国を始め、各自治体では、防災減災に対する意識が高まり、各地でその対策や防災訓練などが講じられてきております。このような大規模災害発生時にはライフラインや情報通信網の途絶、パニックの発生、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより被災自治体の災害対応能力は著しく低下いたします。このため、被災自治体、特に市町村単独では、多岐の分野にわたり、かつ膨大な量の応急復旧活動を満足に遂行できないという事態が生じます。このような事態に対処する手段の1つとして、物資の供給、医療救護活動、緊急輸送活動等の各種応急復旧活動について、被災自治体をサポートする旨の災害支援協定が多くの自治体と民間事業者や関係機関との間で締結されています。民間事業者は自治体にはない専門的な技術や知識、資機材などを有していることから、さまざまな分野の民間事業者と協定を締結することで広域的確な応急復旧活動が期待できるものであります。そのような中、被災時にはその初期段階及び避難所において飲料を確保することが重要であります。近年、自動販売機の中には、災害時に被災者に対し無料で飲料提供する「災害支援型自動販売機」があり、各地方自治体においては、災害時に被災者に飲料を提供することを目的に飲料メーカーとの災害支援協定を進めている自治体があります。中でも東日本大震災の経験から生まれた災害対応型紙コップ式自動販売機は、災害発生後、電気・水道が確保されれば災害時にお湯、お水、特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理等において大きなメリットがあると言われております。これまで主な実績として、常総市での鬼怒川決壊による避難所では、9月10日からの提供開始から10月10日の避難所閉鎖まで、延べ8,000杯が提供されました。また、昨年4月の熊本地震では、災害協定締結先の医療機関において1日最大500杯の提供がされ、各地から派遣された災害派遣医療チームDMAT（ディーマット）の方からも、「お湯の提供は大変に助かった。」との声も出ております。

そこでこの災害支援協定について伺います。1つ、本市の災害支援協定の現状について。2、本市においてもこのように災害時に、避難所や病院等においてお湯と飲料を提供できる災害対応型紙コップ式自販機の設置及び災害協定の締結を検討するべきであると思いますが、この災害対応型紙コップ式自動販売機の設置について。

以上、2点執行部の見解を伺います。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 徳村議員の災害支援協定についての中の、まず、本市の災害支援協定の現状についてお答えをいたします。

玉名市におきましては、現在のところ、民間16事業者との災害協定を締結しており、その内訳は、災害時における救援物資提供に関する協定が6社、災害時における応急対策活動に関する協定が3社、そのほか、それぞれの目的に応じて廃棄物の処理等の支援活動に関する協定、あるいは物資等の緊急輸送に関する協定、特設公衆電話の利用設置に関する協定、燃料油の要求に関する協定など7社との災害協定を締結しているところでございます。また、これらの多様な災害支援協定につきましては、1995年の阪神淡路大震災や2011年の東日本大震災、昨年発生した熊本地震などを経験し、その必要性が広く認識をされております。本市といたしましても、現在協定を締結している分野以外にも、多種多様な民間事業所等との災害協定の締結に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。さらに現在締結している災害協定の協定先、協定の具体的な内容についても、今後、市民に周知をできればと思っているところであります。

次に、避難所への災害対応型紙コップ式自動販売機の設置についてお答えをいたします。

本市におきましては、幾つかの公共施設に災害対応型自動販売機を設置をしておりますけれども、議員御指摘のお湯や水の飲料が無料で提供される災害対応型紙コップ式自動販売機の設置は行なっておりません。しかしながら、この自動販売機は、清潔で安全な紙コップを使用し、災害時においてもほ乳瓶を使用することなく調乳したミルクをコップで飲ませることができることやアルファ米の短時間での調理が可能となること。また、安全な水による薬の服用ができるなど、避難所への設置は大変有用であると認識をいたしております。市といたしましては、今後、避難所への設置の可否につきまして、例えば、学校施設の設置が可能であるか、あるいは現在設置してある自動販売機の契約期間や設置台数の問題、収益性の問題等を十分に考慮した上で導入について検討を行なうまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

1の本市の災害支援協定の現状についてですが、既に本市の災害支援協定が民間16事業所に及んでいること、また、今後も協定を締結している分野以外にも、民間事業所と災害協定を積極的に締結していく旨の答弁をいただき安心いたしました。

そこで再質問になりますが、答弁にはなかった分野ですが、避難、収容の分野における帰宅困難者を応援してもらえる事業所、例えば、ホテル、旅館、JR、コンビニなど、これらとの協定は、今後検討されていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 徳村議員の再質問にお答えをいたします。

帰宅困難者が発生した場合は、以前の質問ではお答えいたしましたが、JRに関しましては、質問が以前ございましたので、お答えをいたしたしことでございますけれども、九州旅客鉄道、いわゆるJR九州などの待合室の開放や毛布等の備蓄などの対応が考えられると思っております。また、ホテルとかそういうとの協定についても、今後考えていく必要があるかと思っておりますけれども、帰宅困難者に特化した協定については、現在のところでは予定はしていないところでございますけれども、しかしながら、今後検討する課題の1つであるということで認識をしているところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

帰宅困難者については、部長がおっしゃったとおり、以前、一般質問させていただいたことがありました。そのときは、熊本地震の最初の余震発生後、JR玉名駅で帰宅することができずに、ビル階段踊り場で一夜過ごされた方が数名いらっしゃったことをお伝えいたしました。発生時間が通勤、通学ラッシュ時を既に過ぎていたため、多くの帰宅困難者は出ませんでした。また、2度目の本震は深夜の発生でしたので、幸い帰宅困難者の問題は再び起こりませんでした。しかし、災害の発生時間帯によっては、多くの帰宅困難者を生むことにもなりかねません。そこで、今後の課題と感じた次第です。このような災害発生時に災害支援協定が結ばれている事業所にホテル、旅館、JR、コンビニなどがあれば、どれほど助かるかもしれません。さらに答弁いただいたとおり、推進をしていただくことを期待しております。

次に、2の災害対応型紙コップ式の自動販売機の設置についてですが、現在は、まだ設置がないとのことでしたが、避難所の設置は大変有用との答弁をいただき、また、設置導入が期待できるのではないのかなとうれしく思っております。実際に提携協定先の飲料メーカーの被災者の方へのアンケート調査によれば、支援物資の飲料と比べてどうだったのかとの問いに、80%の方が「よかった。」と回答されております。よかった

と回答された方の声は、「冷たいものが飲みたいときに氷も入っていてありがたかった。」また「飲みきりサイズでちょうどよかった。」「コップ自販機ならではの商品、入れたてのコーヒーなどを楽しめた。お世話になりました。」という声が届いたそうです。できたての飲み物を、ちょうどよい分量でお腹に入れることができる点に、紙コップ式自動販売機の利便性を感じられたようでした。また、今後、ほかの施設にもこのような自動販売機があったらうれしいですかという問いには、100%の方が「うれしい。」と回答されたみたいです。「お金を持たずに避難したので、非常に助かった。」「現金の持ち合わせが少ない中で、いろんな飲み物が気軽に飲めて助かった。」「温かい物やいつも飲んでいるコーヒーがあると、いざというときの心の支えになる。」といった声があったそうです。市職員の方からも「自販機のおかげでお湯の補給などにスタッフの手がかからず、ほかの支援活動や本来の業務に専念できました。」「コップ式自動販売機では、冷たい物や温かいものが選択でき、すぐに飲めて大変助かりました。」お湯ボタンがあるのは、災害時には非常に便利です。発生時期や天気、気温など、どのような災害状況下でも、その時々でホット、コールドを選ぶことができます。年間を通して利用できるのが紙コップ式自販機の強みだと感じました。このようにさまざまな感想も上がっております。このように災害支援協定を締結することは、援助を受ける自治体と、それを応援する民間事業者の双方にメリットを生みます。自治体においては、災害時に対応策活動に関するさまざまな援助が受けられるだけでなく、平常時の物資備蓄にかかる空間的及び金銭的成本を抑制することができます。特に非常食や飲料水など、消費期限を有する物資の提供受けることが金銭的成本の削減効果は大きいといえます。また、協定が締結された際には、企業名及び団体名とともにその旨が広報されることが多いことから、民間事業者側の大きなメリットとして、当該民間事業者のイメージアップがあげられます。応援内容の多くは、当該民間事業者が通常業務で取り扱っている物品や業務の提供であり、協定の締結に当たって民間事業者側で特段の準備が必要がないということも魅力になっているようです。答弁にもあったように、市のホームページ等の活用を始め、多くの市民の方に知っていただければ、災害時の安心の一助になると確信しております。

それでは、次の質問に移ります。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 災害発生時における避難所運営について質問いたします。

この夏、台風大雨災害は全国各地に大規模な被害をもたらしました。災害発生時は、災害対策基本法等に基づき、予防、応急、復旧、復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体との権限と責任が明確化されております。地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速・適切化等を定めており、さらに多様な災害発

生に備え地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することになっております。熊本地震やこの夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員がかかわったことにより、災害対応に支障を来たケースが見られたそうです。国や県との連携や対口支援の受け入れなど、自治体職員は特に初動期において多忙を極めます。この間に職員がさまざまな事情から避難所運営に当たってしまうと、被災者救助を初め、災害復旧に重大な影響を及ぼしかねないと思われまます。

そこで本市の避難所運営について伺います。1、内閣府が公表している避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組みの方針には、「市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう、わかりやすい手引、マニュアルの整備が必要である」となっています。近年の災害多発の状況に対し、早急に避難所運営マニュアルの作成にとりかかるべきではないかと思いますが、本市の避難所運営マニュアル作成の有無について伺います。2、内閣府公表の避難所運営ガイドラインには、「避難所生活は、住民が主体となっていくべきもの」となっていますが、住民主体の災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているのか伺います。3、内閣府の避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組みの方針には、地域住民も参加する訓練を実施することになっていますが、避難所運営マニュアルに基づく避難所設営の訓練の実施状況について伺います。4、熊本地震では最大1日1,400名を超えるほかの自治体職員の派遣を受け入れました。内閣府の避難所運営等の基本方針によると、「被災者のニーズの把握や他の地方公共団体からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする避難所支援班を組織し」とありますが、本市では、避難所支援班はどのように組織され、災害時にはどのような動きとなるのか伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 徳村議員の災害発生時における避難所運営についての中のみならず、避難所運営マニュアル作成の有無についてお答えをいたします。

避難所運営マニュアルにつきましては、東日本大震災や昨年発生した熊本地震等の大規模災害が発生した場合においても避難所運営が円滑に行なわれるよう、その運営に関する具体的な手順について定めたもので、今後、県内市町村においてもその策定が急がれているところでございます。そのような中、本年度から2カ年計画で、地域防災計画策定業務委託により、玉名市地域防災計画策定を行ない、あわせて避難所運営マニュアルの策定を行なうところでございます。なお策定に当たっては、市民の代表者や防災関係機関、学識経験者等で防災計画策定検討委員会を組織し、委員の皆さまの意見を聞きながら、より実効性のある避難所運営マニュアルの策定に努めてまいります。

次に、住民主体の災害発生時の避難所運営の流れについてお答えをいたします。

避難所運営のあり方については、東日本大震災を教訓に、できる限り公助に依存せず、自助、共助の精神に基づき、地域コミュニティが避難所の開設、運営等をみずから行なえる体制づくりが課題となっているところでございます。そのような中、先ほど答弁いたしましたように、今年度から2カ年かけまして、避難所運営マニュアルの策定を行なうところでございます。今後マニュアルの策定に当たっては、避難所運営における行政としての役割や避難者みずからの役割、また、地域の特性を考慮したマニュアルの策定を行なうとともに、地域防災活動により関心を持っていただけるよう、自主防災組織のさらなる結成、育成を強化し、適切な避難所運営の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、避難所運営マニュアルに基づく、避難所設営の訓練の実施状況についてお答えいたします。

避難所運営マニュアルにつきましては、今年度から策定を行なうところでございますが、策定に当たりましては、毎年実施しております総合防災訓練等を通じて課題を抽出し、地域の実情を十分考慮した上で策定を行ないたいと考えております。今後、避難所運営マニュアルが策定された後、そのマニュアルに基づき、避難所設営訓練も視野に入れた防災訓練に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本市では避難所支援班はどのように組織され、災害時にはどのような動きとなるのかについてお答えをいたします。

避難所支援につきましては、熊本地震を教訓に、今年度より全庁的な組織体制による警報発令待機班を組織し、災害が予想される規模に応じて自主避難所を開設し、その業務に当たっているところでございます。また、熊本地震のように避難所開設が長期化した場合には、各部ごとに避難所班の人数を割り当てて、避難所開設運営の業務を行なったところでございます。現在、熊本地震等を教訓に、避難所を開設するだけにとどまらず、避難者の健康対策やニーズに応じた支援物資の供給とその質の向上が課題となっているところでもあり、今後はそれらの課題への対応も検討しながら避難所支援の組織と活動内容につきまして、地域住民の皆さまや関係行政機関、ボランティア団体などとの連携を視野に入れながら、より実効性のある避難所運営マニュアルを策定し、災害時の避難所運営に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

まず、避難所運営マニュアルについては、本年度から2カ年計画で策定されるとの答弁をいただきました。まだ本市においては策定されていないということですが、玉名市

の実情にあった避難所運営マニュアルを一刻も早く策定していただきたいと要望し、また、提案もさせていただきたいと思います。

平成28年4月の熊本地震における避難所にあつては、更衣室や男女別のトイレ、授乳室が確保されていない。車中泊やペット同行避難への対応など、いろいろな課題が指摘されました。このような状況から、熊本地震における避難所の状況や課題を精査し、女性への視点等重視し策定されることも重要かと思ひます。避難所運営マニュアルは大地震等による大規模な災害が発生した状況で、長期的な避難が継続する場合に、市職員、施設管理者と地域住民が協力して円滑な避難所運営ができるよう、その指針をまとめたものになると思ひます。また、避難所運営マニュアルに求められるものとして、以下のようなものがあると思ひます。

1つ、大規模災害長期避難時における地域住民が主体となった避難所運営体制。初動期の避難所にあつては地域住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織をつくることになっているがどのようにしていくのか。2つ目は、高齢者や障害のある人、授乳室など、子育ての家庭への配慮。3つ目は、男女共同参画の視点として、避難所運営における女性の参画。4つとしては、ペット同行避難への対応。5つ、在宅、車中泊避難者への救援物資等の対応。このような点もぜひ、考慮していただければと思ひます。

避難所運営マニュアルに基づく避難所策定の訓練の実施については、あらかじめ運営予定責任者を決めて研修等を行なうことが必要だと思ひますし、地域住民が参加する訓練も必要と思ひます。ただ、運営責任者が被災することも想定できますので、そのようなとき、だれでもマニュアルをもとに避難所を立ち上げることができるようなわかりやすさが重要だと思ひます。

最後になりますが、答弁でいただいたとおり地域住民、関係行政機関、ボランティア団体との連携をとっていただき、避難所の運営主体は住民による自主運営であり、被災者の生活再建が早期にできるように行政のほうは支援していただければと望みます。

それでは、次の質問に移ります。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 本市の福祉施設の温泉利用料金についてお尋ねいたします。

旧玉名市、岱明町、横島町、天水町にはそれぞれ福祉施設があり、温泉地玉名の名にふさわしく、それぞれ温泉の利用ができるようになっていきました。しかし、施設ごとに入浴料金に違いがあり、市民の声として、「なぜ同じ玉名市にある福祉施設なのに、入浴料金に違いがあるのか、納得がいかない。」との御意見をいただきました。調べたところ、玉名市福祉センターが市内の方が100円、市外の方は200円、60歳以上で利用できます。岱明ふれあい健康センターは、高校生以上の利用で、市内の方は250円

市外の方は500円、横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」は、70歳以上の利用で市内の方は200円、市外の方は500円、天水老人憩の家は、玉名市在住の60歳以上の方のみ150円で利用できます。このように施設により利用できる年齢設定も入浴料もまちまちになっており、合併前の自治体の設定のままだと感じました。例えば、年齢60歳の方が玉名市福祉センターで入浴すれば、100円。岱明ふれあい健康センターなら250円、横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」なら300円、天水老人憩の家なら150円といったふうに、すべての福祉施設での入浴料に違いが生じます。実際、合併後10年以上も経つわけですから、同じ福祉施設にある温泉という観点からも、地域格差を是正する意味合いも含め、利用者の納得を得るためにも画一化された料金への変更が検討されていないかどうか、執行部の考えを伺いたいと思います。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の福祉施設の温泉の利用料金についての御質問にお答えします。

健康福祉部で所管しております温泉施設は、玉名市福祉センター、岱明ふれあい健康センター、横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」、天水老人憩の家の4施設でございます。そのほか、公立の温泉施設は、大衆浴場玉の湯、岱明コミュニティセンター潮湯、草枕温泉てんすいがございます。現在、所管しております4施設とも社会福祉協議会が指定管理者として運営しております、利用料は、先ほど議員申されましたように、市内利用者で100円から300円の設定となっております、管理運営費の主要財源として運営に努めていただいております。

利用料金の変更の検討につきましては、合併後幾度となく、施設の利用も含めまして、検討を重ねてまいりました。平成18年、19年に指定管理の導入時7つの施設の運営形態についてどうするのかと議論を重ねまして、結論といたしましては、施設の目的、そして施設の経営、規模、設備、そして維持管理等の違いがございまして、差が、料金等についても差があるのは当然であるという当初見解でございました。その後は、平成25年に市民の皆さんが利用しやすい施設にするため検討を行ない、フリーパス券を統一し、岱明ふれあい健康センター、横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」、草枕温泉てんすいを統一したところでございます。さらに、平成26年には福祉施設を利用される個人、団体に差異がございましたので、統一化を図ったところでございます。利用料金につきましては、指定管理者が定着しており、利用料は主要な財源であり、さらに、市民の皆さんに認知されていることから、画一的な利用料金の統一は現在考えておりません。しかしながら、引き続き検討を重ね、年齢を制限を設けての統一化など、できることから取り組む考え方もありますので、検討を進めてまいりたいというふう

に考えております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

答弁いただいたとおり、玉名市にはほかにも岱明コミュニティーセンター潮湯、大衆浴場玉の湯、草枕温泉てんすいもございますが、これらの施設は福祉施設とまた目的用途も違うように認識しております。ただ、今回、特に福祉施設である岱明ふれあい健康センターの入浴料には、特に高齢者60歳以上の設定がございません。今回、質問した疑問を市民の方、強く感じているようです。福祉目的から考えれば、福祉施設の温泉の規模や内容には違いがあるとはいうのはわかりますけれども、高齢者が利用するということでは考えれば、料金の統一が望まれると考えております。

そこで再質問させていただきます。まずは、岱明ふれあい健康センターの入浴料金に高齢者60歳以上の設定をまずは導入してはどうかと思いますが、執行部の見解をお聞かせください。

それと横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」の高齢者設定がここは70歳になっておりますが、どうして70歳なのか、その理由もお聞かせください。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

まず1点目の岱明ふれあい健康センターの60歳以上の設定はできないかという御質問ですが、これにつきましては、今後、先ほど答弁いたしましたように、岱明のみならずほかのところも含め、検討をしてみたいというふうに考えております。

それから2点目、横島ふれあい健康センターの70歳以上の方につきましては、やはり合併当時のその旧町での高齢者対策としての年齢設定だろうというふうに、そこがまだ踏襲されてきているということで、変更をその辺は行なっていないということがございますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございました。

ぜひ、岱明ふれあい健康センターの件ですね、前向きに検討いただければと思います。また、横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」のほうですね、これも合併前のそのまま踏襲されているということであれば、これも新たに60歳という方向で見直ししていただければと思います。

それで、最後になりますけれども、来月は玉名市は市長、そして議会も改選を迎えます。高寄市長を初め、先輩議員の方々の勇退もあり、改選後は新市長とともに、議会に

も新しい顔ぶれがそろうと思います。もちろんその中で、私自身もしっかりと仕事をさせていただく決意で頑張っております。

今年が玉名市にとって大いなる発展の分岐点になるよう、議会人として力を尽くしてまいります。

以上で、私の一般質問を終わります。

○副議長（江田計司君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時01分 開議

○副議長（江田計司君） 休憩前に続き、会議を開き一般質問を行ないます。

6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。本日最後の質問者になります。6番、新生クラブ、西川裕文です。

まず傍聴席の皆さま、最後まで傍聴ありがとうございます。

それでは、質問いたします。まず、戦没者合同慰霊祭について質問いたします。

本年も、4月27日に市民会館において行なわれました、戦没者合同慰霊祭でありまして、遺族会の皆さま方が主体となって戦争でお亡くなりになった親御さんたちのみたまに対して毎年お参りをされております。私も出席をさせていただきました、日本の将来のことを念じ、自分自身の命を捧げてこられた方々に対しましてお礼をさせていただきました。戦後72年を経て、御遺族の方々の高齢化や代がかわり慰霊祭につきましても変化してるのではないかと思います。

そこで伺います。この慰霊祭ですけれども、慰霊祭は太平洋戦争以前の日清・日露戦争、満州事変でお亡くなりになった方も含まれておられるのか。また、現在、市民会館の西側に当時の市長さん名で平和の碑が建立されておりますけれども、慰霊祭に対する市自体のかかわりは具体的にどうなっているのか伺います。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 西川議員の戦没者合同慰霊祭についての御質問にお答えします。

本市におけます戦没者合同慰霊祭は、熊本県戦没者追悼式に倣いまして、1931年、昭和6年の満州事変から1945年昭和20年に終結した太平洋戦争までに亡くなられました玉名市出身の戦没者を慰霊するため、無宗教方式により毎年4月にとり行なっ

おります。県戦没者追悼式を主催する熊本県英霊憲章会に於ける玉名市出身の戦没者数は平成29年度現在2,452人となっております。式典におきましては、祭壇への献花、それから参列者全員による黙祷のあと、国歌斉唱、慰霊の言葉、献詠、それから献花と続き、最後に主催者と玉名市遺族連合会長のお礼の言葉とそういう形でかかわりを持ちながら、慰霊祭を行っております。玉名市遺族連合会と連携し、毎年多くの御遺族の皆さまに御参列をいただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 答弁ありがとうございました。

突然合同慰霊祭について伺ったわけですが、先月9日高瀬蔵のほうで、西南の役の関ヶ原と言われる高瀬の開戦の講演がありました。開戦は3日間の短い戦いでしたが、この戦いを機に薩軍、熊本藩は田原坂へ退却することになって、そして高瀬の開戦の中で亡くなられた方々や消失した家屋も多数あったというふうな話でありました。ちょうど明治維新から本年が150年、高瀬の開戦、西南の役から140年と、ちょうどその前の高瀬の開戦の前、西南の役の前の年に神風連の乱がっておりますけれども、梅林地区には神風連の自害された記念碑等々も残っております。このようにここ約140年の間に戦争により多くの方々が、特に玉名地域の方々、犠牲になっておられます。兵士の方もいらっしゃいますけれども、一般の方々も多数おられます。現在の戦没者合同慰霊祭に関しましては、先ほど部長のほうから説明いただきましたように満州事変から太平洋戦争までというふうなところで、亡くなられ、招集された方々の英霊を祭るところでなっておりますと思いますが、その戦い、今までの戦いの中でも犠牲になられた方、多くの方がいらっしゃいまして、名前もわからない、当然、兵士という方じゃなくて、不明な方々も多数おられると思います。ちょっとほかの方から伺ったんですけども、年寄りの方から伺いましたけども、昔は各地区で神風連の乱から太平洋戦争まで、招集された方々以外にも亡くなられた方々の慰霊の会等々が行なわれとったと。年を経ていくと先ほど申しましたように、高齢化になったりしてなかなかそういう霊を慰める慰霊祭等々が地域では行なわれなくなって、結局、現在ではほぼ玉名市及び先ほどありました遺族会の方々と一体となった玉名市の戦没者合同慰霊祭というのがメインになって行なわれているというふうな話を伺いました。また官軍墓地も近くにございますけども、見に行きましたけども、田原坂もそうだったですけども、「勝てば官軍、負ければ賊軍」ではありませんけども、官軍の方々は名前もあって祭られておりますけども、熊本藩とか薩摩の方々は、それから地元で亡くなった方々等々については、なかなかそういうふうな祭りもされておらんというところがありまして、いろいろなそういう昔は、そういうことで昔は地域ごとで慰霊をされとった、今現在はもうどう

しても満州事変から太平洋戦争までの慰霊祭というふうなところになっているということも踏まえて、やっぱり今後、高齢化の遺族の方々本当にもう戦後72年たっておりますので、本当に高齢化されておりますし、代がかわればなかなかもうその慰霊等々ができませんというふうなところもありまして、これは再質問のほうにしてみせませんでしたけども、今後、今の慰霊祭とあわせて、今まで行なわれたような明治維新後、神風連の乱、西南の役等々も含めたところでの全体の慰霊祭等々も、供養慰霊祭というふうなところで名前が不明な方々も含めたところでの慰霊祭を検討していただければどうかと、個人的に思ひまして、再質問になりますけども、部長の答弁をお願いいたします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 今、先ほど申し上げました満州事変からの今現在、市で行なっております慰霊祭、それ以前の戦没者の方々の合同の慰霊祭を考えてはというふうな再質問でございまして、それにつきましては、私個人としての見解になろうかと思ひますけれども、やはりそれぞれに西南の役とか日清戦争とか、そういう方々を祭った拠点というのがあろうかと思ひます。そこで何らかの形でやっておられる団体もあるというふうにも確認をしております。ですから、そういったものを、そういった方々と一緒にするかどうかというのは、まだ突然の質問でしたので考えておりませんが、そういうその神風連の乱、西南の役、日清戦争、それから日露戦争、それから第一次世界大戦、いろいろな大戦がありましたので、そこそこを大切にその団体の皆さんとの関連も含めながら、そういう要望があるならば検討していきたいな、検討することも必要ではなかろうかなというふうには思っております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 答弁ありがとうございました。

突然に通告もなく質問しましたけども、本当に先祖があつて今玉名があると思ひます。そういうところで繰り返しになりますけども、高齢化した中でのなかなかそれを続けるというのもなかなか難しいような状況になっている中で、ぜひ、検討していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは続きまして、築山小学校の施設整備について質問いたします。

現在の校区内で、PTAの方々や役員の方々、住民の方々から築山小学校の施設整備について、大きな声が上がっております。現在、玉名町小学校の校舎の建設等々がありまして、玉名町小学校でも要望を上げられつつあるというふうな経緯があり、それも踏まえたところでの今地元での声が上がっております。

そういう中で、昨年3月発行されました玉名市公共施設長期整備計画の中で、築山小学校に関しましては、体育館プールの建てかえ計画、校舎の大規模改修計画がそれぞれ平成36年から39年、平成42年から45年にかけて行なうように、計画としてはなっております。本年度築山小学校は特に新1年生の入学児童が多く、全校生徒643名のスタートでありました。ちなみに、比較するといけませんけども、玉名町小学校は653名でありました。平成24年10月の玉名市学校規模配置適正化規準計画の中で、築山小学校の平成29年の児童数というのはちなみに598人でありました。玉名町小学校は726人の児童数の推定値となっております。単純に5年前の推計値と現在の数値を比較して、今後の児童数に対する推計をするというのはできませんし、現在の小学校の下の子どもの数えを単純に5年後の経過した時の児童数を推計するというのは難しいということとも言えると思いますけども、単純にかなり児童数はふえているということでもあります。特に旧体育館、プール建設時代に比べると、かなりの児童数がふえているということです。

以上のようなことも踏まえまして、体育館、プールの規模に関して、建設当初の約2倍程度の児童数になっていることも考慮した計画になっているのか質問いたします。

また、校舎の改築に関しましても、6月議会において、多田隈議員さんのほうから質問がありましたプレハブ校舎等々の質問もございましたけども、その中で、今後検討するというふうな答弁もありました。現在、校舎内に使用されていない相撲場が築山小学校の中にあります。昔つくられましたので、今、いつの時代につくられて、どういう方々が携わってこられたかというのを調査中ですけども、これらの場所等を考慮すれば校舎内にも余地がありますので、早期の建てかえも可能ではないかと思えます。

以上のことのようなことで、市の考えとしては、体育館、プール、校舎の改築等々についてどのように考えられているのか伺います。

また、最後になりますけども、運動場の拡張について質問いたします。10数年前になると思いますが、一度地元より拡張の話があったと思います。築地立願寺線の開通によって運動場が狭くなり、また、児童数の増加によって現在の保護者の方々も含め、地域の方々より、特に「運動会するときなどは運動場が狭くて入れん。」と、また、「前が見えん。」というふうな話が多く今あっております。運動場の拡張に関して市の考えはどうか、質問いたします。

○副議長（江田計司君） 教育部長 戸寄孝司君。

[教育部長 戸寄孝司君 登壇]

○教育部長（戸寄孝司君） 西川議員の築山小学校の施設の整備についての質問にお答えいたします。

まず、玉名市公共施設長期整備計画では、平成36年度に計画している体育館とプー

ルの改築につきましては、築山小学校と同規模であります玉名町小学校において、平成21年度に建設した体育館とプールの規模等がございます。このあたりを参考にしながら規模等の検討はしていくこととなっていくこととなります。

次に、校舎につきましては、児童数の推計が6年後までは推計が取れますので、それによります学級数、現在では教室は足りてる状況でございます。玉名市公共施設長期整備計画の中では、既存の建物の構造をそのまま再利用し、床面積は基本的に変えない大規模改修で平成42年度に計画しております。今後、社会的な要因による変化から児童数が大幅に増加したり、増減したときに、その校舎の床面積に不足が生じた場合、そのあたりにつきましては、その規模に対応した整備をする必要があると考えております。

最後に、グラウンドの拡張につきましては、現状が不定形で狭あいという認識はございますが、学校敷地内の高低差や用地の取得、それから境川の大規模な改修等の問題もございますので、早急な整備は現在のところ厳しいものと考えております。しかし、今後、グラウンドの拡張を検討する場合には、校舎の建設あたりも含めた全体的な整備計画をする必要があると考えております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 答弁ありがとうございました。

統合によって小学校が閉校になる校区もありますので、要求ばかりはいいませんけれども、児童数に応じた規模の対応を今、部長のほうからもありましたけども、施設整備を行なう場合には、よろしく考慮を願いたいというふうに思います。

また、地元としても、当然、運動場等々につきましては、用地交渉等々については、地元としても当然協力をすべきであると皆さんも思っておりますので、そういうことで、地元のPTA、PTAOB並びに地域の方々も今答弁いただきましたので、それに対してありがたく思います。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは、続きまして、斉藤誠副市長様に質問いたします。

突然ですけども、私自身も今回の一般質問をもって、現在の市議職としては最後の質問になります。来月選挙がありまして、はっきり言ってどうなるかわかりませんので、あえて今回質問をさせていただきます。

副市長として市政に携わられて約4年になられますけれども、この4年間を振り返られて今現在、副市長どのように感じておられるか、具体的な成果についてどのように考えられておるか伺います。

また、今後の玉名市をどのようにしていきたいか、どのようにしていこうと思われているのか、質問いたします。

○副議長（江田計司君） 副市長 斉藤 誠君。

[副市長 斉藤 誠君 登壇]

○副市長（斉藤 誠君） 西川議員の副市長として市政に携わってきたことへの振り返りということと、具体的な成果ということでお尋ねでございます。

平成26年5月22日、第2回の臨時議会において賛成多数ということで、議会の同意をいただいて、同日付で市長より選任書の交付を受けたところです。現在3年と4月目を迎えているところでございます。

御承知のとおり、副市長の職務というのは、地方自治法第167条に示されておりでございます。市長から選任を受ける際に、「輝け玉名「戦略21」」の実現のため補佐をとということでございました。日々、その重責を感じて今日まで高崙市政が目指す「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」の実現に向けて、市長の補佐役として考え方や御意見、あるいは提案をしながら諸施策に職員と一緒に取り組んでいるところでございます。今後も引き続き職責を果たしてまいりたいと思います。

具体的な成果ということでございますけれども、事務分掌上、副市長決済というのがあります。ですから、もうその決済にかかわる分については、すべてに携わってきたこととなりますし、当然、予算関係についても提案された案件については査定から入っておりますので、どれをと言われても、すべての案件に権限があるやつには当然かかわってきたと思いますし、決済権のないやつについても、当然相談を受け、指示をしたり。ですから、具体的にこれをというのは、私が目指すところの市政運営ではありませんので、携わってできたということで御理解をお願いいたしたいと思います。

それから、今後の玉名市への思いということでございますけれども、私自身、補助機関ですので、個人として、今後の玉名市のビジョンを語る場ではありませんけれども、あえて申し上げますと、合併によりまして、新しい玉名市が平成17年10月に誕生しまして、平成19年3月に第1次玉名市総合計画を策定したところです。その中で市の将来像を「人と自然がひびきあう県北の都 玉名」として、今まで進めてきたところでございます。10年が過ぎまして、今年3月に第2次総合計画を策定し、今年度から平成38年度までの10年間、「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」を将来像とした市の最上位計画というのを策定したところでございます。今年度からその将来像を目指して事業等を進めていくわけですが、執行部によりまして、どうしても財政面を考えてしまうわけでございます。御承知のとおり、交付税が段階的に削減しているわけですが、また、施設や道路等の集約及び改修が必要な時期でもあります。限りある財源を有効活用し、将来にわたって住民サービスが低下しないよう、公共施設適正配置計画あるいは公共施設等総合管理計画に基づく施設等の整備や各施策に取り組んでいく必要がありますし、合併により最も有利な合併特例債も終了しますことか

ら、最小の経費で最大の効果が上がるよう、交付金や補助金を活用して計画的に早期に実現して住民サービスの向上に努めて、玉名市に住みたい、あるいは住んでよかったと言える玉名市に発展するよう期待をするところです。

○副議長（江田計司君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうもありがとうございました。

長年行政マンとして、また、約4年間副市長として市政に携わってこられました。今特に第2次計画等々が柱となって、今後、住みたい、住んでよかった玉名づくりということと、輝く玉名人、玉名づくりということによっていただきました。今後も職員の皆様と一体となって、より輝く玉名人、玉名づくりを頑張りたいと思います。ありがとうございました。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは最後になりますけども、池田教育長様に質問いたします。

池田教育長におかれましても、教育行政に携わられたこの約4年を振り返りまして、特に小中一環教育の取り組みについて頑張っておられたと思います。小中一環教育の取り組みにつきましての現状と成果について教育長のほうどのように感じられておるか質問いたします。

○副議長（江田計司君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 西川議員の小中一環教育の取り組みの現状と成果についてお尋ねでございますので、その件につきまして、現状をお答えいたしたいと思います。

まず現状についてでありますけれども、議員も御存じのとおり本市におきましては、平成26年度より小中一環教育がすべての小中学校で実施され、本年度で4年目を迎えております。玉名市が進めている小中一環教育は、小中学校が同じ教育目標を掲げ、子どもたちの発達段階を考慮しながら、9年間を見通した系統性、一貫性のある教育課程を編成実施することで、小学校から中学校への滑らかな接続を図ると同時に、共同による体験活動や交流活動等をとおして、より豊かな人間性や社会性の育成と学力の向上を図ろうとするものです。玉名学もその特徴的な取り組みの1つです。

実施するに当たりまして、同じ義務教育機関でありながら、それぞれ独立した学校文化を持つ小学校と中学校間で、講師の違う先生方が乗り入れ事業することや玉名学など、新たな取り組みに対する教職員サイドの不安感が大きかったと聞いております。そのため当初は、校長、教頭、教務主任会などでの研修や小中一環教育推進フォーラムにおいて、教職員自身の理解を促す取り組みを行なってまいりました。

その中で具体的な取り組みとして、まず中学校区ごとに地域の特性等に根ざした共通

の子ども像を策定いたしました。そしてその実現のために中学校区ごとに知育・徳育・体育部会を設け、定期的を開催し、小中学校の先生方が具体的な共通実践事項などを洗い出し、同じ足並み、しかも同じ指導レベルでの共通の取り組みを実践するというところを始めました。このほか、中学校区ごとの職員合同研修や教職員相互乗り入れ授業、小中合同の行事や合同あいさつ運動等をそれぞれの中学校区で進めてまいっております。これにより、小中学校の教職員は、それぞれの学校のことだけでなく、学校種の垣根を越えて、小学校1年から中学校3年までの成長や発達を俯瞰して、全職員で育てるという意識を持って系統的、計画的に教育に当たるようになってまいりました。すなわち小中一環教育の視点に立った教育活動の展開が、すべての小中学校で図られるようになりました。

さらに学力向上についても、中学校区ごとに小中合同で研究授業を実践しております。共通の事業スタイルの開発や発達段階に即した学習規律を小中学校の先生方が共に考えることで子どもたちの授業や学習に対する不安を軽減し、中学校入学後の授業の進め方に対する不安がずいぶん解消されるようになりました。同じ中学校区の小学校では、小中の連携についても検討が進み、独立した一つ一つの小中学校から中学校区の小中学校が大きな一つの学校という概念が教職員の中に生まれてきました。

次に、成果についてお答えいたします。当初、不安を抱いていました教職員は、小中学校の連携が進み、子どもたちを9年間という長いスパンで見ることができるようになりました。さまざまな研修や先進校の取り組みを周知する中で、教職員の意識が不安から期待へと変化していきました。中学校の先生が、小学校で乗り入れ事業を行なうことで、入学前から新入生の実態を知ることができ、入学後のさまざまな指導に生かせるようになりました。小学校の先生は、卒業後の子どもたちを継続的に観察することができ、情報の連携もさらに進むようになり、これまでバラバラだった小中学校の先生方が1つの組織として教育活動を行なうようになり、子どもたちの中学校生活に対する不安や戸惑いは解消され、学校生活をより充実させていくことに繋がったと考えております。

中学生は小学生から尊敬され、目標とされる自分というものを意識し、小学生は数年後の自分の姿を中学生の姿に移して、先を見通した行動ができるように努力する変容した姿が徐々に見えてきております。いよいよ来年度は併設型の玉陵小中学校が開校します。これまで本市が推進してきた小中一環教育をさらに進めた、より深まりのある取り組みができるものと信じております。また、本年11月15日には、岱明中学校区における小中一環教育の研究発表会を開催します。本市が進めてきた小中一環教育の成果をお見せすることができるものと考えております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうもありがとうございました。

教育長、池田教育長は就任以来、特に先ほど申し上げた玉陵小学校づくりで、玉陵中学校区の6校区に足を運ばれて、統合のために一生懸命されておったと、そのイメージが一番強く感じております。その結果として、来年4月の開校の運びとなっておりますけども、今後もいろんな地域とのお話を聞いていただいて、小中一環教育を進めていただきたいと思います。

その中で1つ要望ありますけども、先ほどありました玉名学の中で、これはいつも言われておる、再来年、金栗四三さんの「いだてん」がありますので、ぜひ、子どもたち、児童生徒たちに、玉名学を通して金栗四三さんを知っていただく、そういう機会づくりをどんどんしていただくようお願いをしたいというふうに思います。

先生もずっと教職もされてこられましたので、今、特に保護者の教育も大事になっているというふうな感じを受けております。前以上にですね。保護者も含めた時代をつくる児童生徒のために、そしてそれを指導する教職員並びに市の職員さんの成長のために、今後も御指導いただきたいと思いますというふうに思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（江田計司君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

明7日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。御協力に感謝します。

午後 1時38分 散会

第 4 号

9 月 7 日 (木)

平成29年第5回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成29年9月7日（木曜日）午前10時00分開議

開 議 宣 告

日程第1 一般質問

- 1 3番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
- 2 23番 吉田 喜徳 議員（保守前進クラブ）
- 3 1番 北本 将幸 議員（無会派）
- 4 9番 江田 計司 議員（無会派）

日程第2 議案の委員会付託

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

日程第1 一般質問

- 1 3番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
 - 1 玉名市の都市計画道路の現況について
 - (1) 現在の計画の進捗状況見直しについて
 - 2 玉陵校区の閉校する小学校の跡地活用の状況について
 - (1) 交付税算定額はどうか
- 2 23番 吉田 喜徳 議員（保守前進クラブ）
 - 1 市長在職14年を振り返って、将来の玉名市に期待すること
- 3 1番 北本 将幸 議員（無会派）
 - 1 持続可能な財政運営への取り組みについて
 - (1) 第2次玉名市行政改革大綱での成果、課題について
 - (2) 合併算定替激変緩和措置による影響、今後の財政計画について
 - (3) 第3次玉名市行政改革大綱での取り組みについて
 - 2 玉名市公共交通施策について
 - (1) バス路線の運行の効率化について
 - ア バス路線への助成額の現状について
 - イ 乗り合いタクシーへの転換について
 - ウ 市内循環バスの現状について
 - (2) 公共交通不便地域の解消について
 - ア 新規バス路線の導入について

イ 公共交通不便地域における公共交通サービスの導入検討について

(3) 既存の公共交通の利便性の向上について

ア 利便性向上への取り組みについて

イ バス停留所環境の充実について

ウ 玉名駅、新玉名駅における交通結節機能の強化について

(4) 公共交通の利用促進について

ア 運行ダイヤやルートなどがわかりやすい情報提供について

イ 商業、福祉、道路行政が一体となった体制構築について

ウ 利用促進につながるサービスの実施について

(5) 交通弱者への支援策について

ア 玉名市外出支援サービス、玉名市福祉バスの実績について

4 9番 江田 計司 議員 (無党派)

1 大正開漁港跡地の太陽光発電について

(1) 親会社が保証人になることの要請はしたのか

2 公共施設の建設について

(1) 岱明町公民館建設はこれでいいのか

(2) 市民会館建設の現況は

(3) 旧庁舎跡地活用はどうなったのか

日程第2 議案の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員 (24名)

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君

23番 吉田喜徳君

24番 永野忠弘君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	瀬崎正治君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	早上正臣君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	福田高広君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	戸寄孝司君	監査委員	坂口勝秀君

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） おはようございます。3番、自友クラブの松本憲二でございます。

ちょうど約4年前に市議会議員として当選をさせていただいて、約4年があったという間に過ぎたように自分では感じております。本当何にもわからないような状況で、4年前、市議会議員に通していただきまして、いろんな勉強をさせていただいたなというふうに、この4年間ですね、思っております。自分は、農業を一生懸命やって、その生計を立ててたわけですけども、市議会議員としてならさせていただいて、福祉の問題であったり、教育の問題であったり、そういうことを全然自分の身近になかったことを、本当に勉強させていただいて、一生懸命やっぱり玉名のために頑張らなければいけないなというふうに思って、4年間無我夢中で活動してきたというのが現状です。今期で最後の諸先輩方いらっしゃいますけれども、本当にいろんなことを先輩たちから学ばせていただいたなというふうに感謝をいたしております。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、玉名市の都市計画道路の現状についてということでお聞きしたいと思います。玉名市には、都市計画ということで、この町小学校区であったり、築山小学校区であったり、この旧玉名市のこの中心市街地に都市計画ということで、道路の整備の計画が立ててあるわけですけども、なかなかそれが、計画が実行に移ってないのかなという現状を踏まえまして、どのようなふうに、今その都市計画道路がなっているのかというその現状をまず伺いたいと思います。

答弁のほうをよろしく願います。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長（礒谷 章君） おはようございます。

松本議員御質問の玉名市の都市計画道路の現況についての中の、現在の計画の進捗状

況と今後の予定につきましてお答えいたします。

都市計画道路とは、都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて計画決定された道路でございます。また、人や物を移動させるための交通空間であるとともに、火災や地震などの災害時に避難路としての役割や延焼を食い止める防火帯の機能も担っております。本市の都市計画道路は、20路線を都市計画決定しており、総延長は48.58キロメートルでございます。整備率につきましては、平成29年3月末現在で路線の一部改良も含めて32.76キロメートルが完了しており、整備率は67.4%でございます。現在の整備状況でございますが、県道長洲玉名線から国道208号を結ぶ都市計画道路「岱明玉名線」、延長にいたしまして1,100メートルを、平成32年度の完了を目指し整備を行なっているところでございます。

次に、未整備路線につきましては、都市計画道路20路線のうち7路線ございまして、いずれも昭和37年度に都市計画決定を行なった路線でございます。

最後に、今後の整備の予定でございますが、未整備路線及び一部未整備路線のうち、松木地区からJR架線橋をアンダーパスで横断し、市道高瀬大橋春出線、通称駅通りと申しておりますが、を交差する地点を起点といたしまして、その北側にある国道208号線を終点とする都市計画道路「前田東線」の整備を優先的に検討しているところでございます。また、その事業の財源につきましては、国の交付金を活用しての整備を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

今、都市計画道路を計画して67.4%がもう今完了ということになっておりますけれども、あと7路線、中心市街地でその未整備の場所があるということなんですけれども、昭和38年ぐらいに、その都市計画として、その認定を結局しているわけですよ。もうそれから、結局、もう約50何年という月日が流れていて、その整備がなされていないというような状況の路線もあるわけですよ。これが本当にちょっと聞き取りをした中では、直近の見直しでは平成24年の3月末に見直しを1回かけてるということとでちょっとお聞きをしているというふうに、

[建設部長 磯谷 章君 「19年。」と呼ぶ]

○3番（松本憲二君） 19年。平成19年ですか、平成19年にじゃあ見直しをかけてるということなんですけれども、どうして50年も前に計画した道路が、未完成ということが生じているのかということ、部長はどのようにちょっととらえていらっしゃるのかということのをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

まず、昭和37年度に都市計画決定された22路線ありましたが、これにつきましては、県が昭和30年代後半に、県により長洲町を中心に、有明海有明臨海工業地帯の建設計画が決定されるに及び、これに適用する宅地造成及び交通の円滑化を図る必要がありましたので、隣接地区であります旧岱明町、旧玉名市そして荒尾市の経済、交通、住宅、文化等の関係を勘案いたしまして計画決定されたわけでございます。そして粛々と工事は進めてまいりましたが、やはり国の財源あたりもだんだん厳しくなっておりますので、今の状態、67.4%という整備率になっているところでございます。以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 50年前から高度経済成長期に入って、そういう計画がなされたけれども、なかなかやっぱり進まなかったという答弁じゃなかったかというふうに解釈をいたしますけれども、あと皆さん、多分、どういうところに都市計画道路というのが計画をされているかというのが、多分わからないのかなというふうに思いますけど、私も初めて資料をいただきまして、今先ほど礒谷部長のほうからありました岱明玉名線が平成32年度末で一応開通をするということなんですけれども、その国道208号から今度は境川ですかね、境川のほうに向かって、大体、築地中線というのが大体計画をされている、それも都市計画道路の一つ。それともう1個はハローワークさん、今玉名市の国道208号沿いのハローワークさんの付近から、築地立願寺線ですかね、あの築山小学校のすぐ横の通り、あそこまで行く道路が玉名駅平嶋線というんですかね。それともう1個、今度は、玉名中学校のすぐ西側ですかね、正門のほうのあの通り、あそこが結局は、築地立願寺線から国道208号までの1本の道路として寺畑山田線というんですかね。それと、あとはホテルしらさぎさんのところから玉名女子高校さんとちょうど玉名町小学校さんの間ぐらいを抜けるというふうに解釈していいんですかね、そこが立願寺南岩原線というんですかね、そういうところ。それともう1個は、ちょうど玉名地域振興局の前のコンビニエンスストアセブンーイレブンさんのところから亀甲の熊本中央信用金庫さんのところまで抜ける後田横町線というのが認定をされていて、まだなかなか手つかずというような状況になっていると思うんですね。そんな中で、今ちょうど境川の改修工事が国道208号沿いのところで、スムーズに流れるようにということで、あそこの改修があつたと思うんですけれども、この1つちょっと例を挙げますと、玉名駅平嶋線というのと、大体並行してその境川が多分流れていると思うんですけれども、その境川のちょっと堤防敷きの道路といいますか、そういうところの拡幅、その境川の改修と一緒に、あの辺ちょうど僕もよく通るんですけれども、田ん

ぼがちょうど東側にはほとんど広がってまして、そういうところを買収をして、そのこの何と言うんですかね、都市計画道路とはまた、そこは都市計画道路に認定はしてないですけども、そういうところを早めに整備をして代がえというか、見直しというかです、そういうところに変更というのが、その可能なのかというのが、ちょっとひっかかるわけですけども、その辺は、部長どういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

境川の改修事業と同時に堤防道路を広げて、それを代がえできないかと、玉名駅平嶋線のという御質問でございますが、この堤防道路は国道208号と築山小学校道路である市道立願寺築地線を結ぶ、地区内の生活道路として、境川改修事業に合わせ車の離合がしにくい箇所的一部分を拡幅している工事でございます。一方、都市計画道路玉名駅平嶋線は、国道208号と玉名バイパスを南北に結ぶ幹線道路として、また、岱明玉名線を経由し、国道501号とつながることで、有明フェリーや新玉名駅など交通結節点を結ぶアクセス道路として計画決定された重要な路線でございます。したがって、2つの道路は性格上異なった機能を有しておりまして、計画の廃止となりますと、全体的な道路のネットワークの機能を損なうおそれもございますので、現時点では廃止については考えておりません。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今、部長のほうから廃止というのは、今、全然考えてないということなんですけれども、しかしながら50年たって、その計画がいまだに実行に移っていない。少しも手つかずの状態の路線ばかりなんですよね、はっきり言った話。こういうところが果たして、もう今、現状この道路に指定をされているその現地に行ってみますと、住宅なんか非常にもう建ってるわけなんですよね。そこを立ち退き、用地買収を結局かけて費用がどれだけ膨らむのか。結局は国がもし50%なら50%、県が25%なら25%、市が25%の持ち出しというのが、多分あると思うんですけれども、しかしながら、その境川というのは、今、田んぼの状況ですよ、ある程度が。じゃあ、そういうところを買収をして、じゃあ、費用の面で幾らぐらい結局かかるのかと。25%の結局、財源が都市計画道路でも結局、玉名市持ち出し分というのがかかってくると思うんですけれども、じゃあ、境川は斎場があるところまでは、県の管轄というふうには聞いておりますし、そこから先の築地立願寺線までが、結局、玉名市の管轄というふうにお聞きしてありますから、結局そこから先を、斎場から先を玉名市のほうで整備した場合に、幾らぐらいの費用持ち出しになるのかというの、費用がど

れだけかかるというのが、そのこの都市計画道路を1本、結局ハローワークの横に1本通した場合に全体的で、じゃあもし10億円かかるとするじゃないですか、その時に、結局、国が50%で5億円、県が2億5,000万円、玉名市が2億5,000万円。もし持ち出しが結局かかるとする。しかしながら、境川ほうを斎場から築山小学校のところまでした時の結局、費用が幾らぐらいかかるのかというのが、その費用対効果じゃないですけどもその費用の持ち出し部分というのがあると思うんですね。やっぱりそういう面を一つずつ精査をしていながら、果たしてこの都市計画道路が本当にその開通ができるのかというのが、非常にその不安視なところがあると思うんです。1つは、その都市計画道路に指定されているそのずっと道路の沿線上、沿線上に結局土地を持っておられる方々は都市計画道路というのがあるから、いろいろなその縛りというのが多分あると思うんですけども、そういうことで、その市のほうに相談だったり苦情だったりというのが、今、現状であってるのかというのをちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

現状でそういう苦情があってるのかという質問でございますけども。

[松本憲二君 「相談とか苦情です、いろいろ。」と呼ぶ]

○建設部長（礒谷 章君） 相談ですね。相談でございますけども、前田東線で1回御相談がございました。今、東京在住で、あそこは空き家の状態になってますことから、そういう御相談を受けたことはございます。ほかでは記憶にございません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 前田東線で1件御相談があったということなんですけれども、結局、路線上に、土地を有してらっしゃるその所有者の方々、その地主さんたちは、不動産、結局宅地として売りたいとか、そういう思いを持ってらっしゃる方々も多分いらっしゃると思うんですけども、なかなかその都市計画道路にかかっているということで、不動産屋さんがなかなか相手にしてくれないとかという話もちょっと若干聞くわけですね。やっぱりそういう中で、じゃあ、市としてそういう都市計画道路を計画をしているわけで、その先行して、そういう土地を先行取得ですよ、結局、玉名市が計画を立ててるわけですから、今もちろん住宅だったりいっぱい建ってるわけで、多分50年前にはずっとあいてる土地もいっぱいあったと思うんですけども、その先行投資で市が、単費に多分なると思うんですけども、そういう感じで買うというのが果たして可能なかというのを、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

用地先行取得ということでございますけれども、用地先行取得といいますのは、本来地価が高騰している時代に購入して初めてメリットが生かされるものでございます。現在のような地価が下がっております場合は、メリットは生かすことができないと。仮に買収区域も確定しない状態で購入してしまえば、不要地や不足地が生じてしまうおそれがございます。また、ルートの見直しや優先度によっては、長い間塩漬けの土地となるおそれがございます。それに伴いまして、恒久的にその部分を維持管理をしていかなければならない。したがって、現段階では、用地の先行取得は行っていない状況でございます。ただし、事業が決定いたしまして、着工めどがついた場合には、用地先行取得も考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） その計画が決定をされて、そういう場合だったら先行取得も考えるということなんですけれども、その指定してある路線上で、現状として、私その路線上の付近を通るときにも、不動産屋さんが解体をされて、空き家になった家を不動産屋さんが解体をされて、また新たに家を建てられて、建て売り住宅だったりとかという感じで販売をされてる場所も見わけですよね、結構。そうしたらやっぱり都市計画が決まってこの道路が決定をされていくときというのは、やっぱり立ち退き費用、やっぱり新築物件に結局なりますから、ものすごく費用がいっぱいかさむと思うんですよ、費用がですね。だからせっかく空き家の状態で解体をして、そこを先行して取得をしとけば、費用的にはその賠償費用ですよね、賠償費用は安く上がるんじゃないかなと、普通私はそういうふうな結構とらえるわけなんですけれども、補助事業になかなかひっかからないという面も、国と県の補助事業にかからないから、結局は自主財源で、結局買うことになるからということなんですけれども、しかしながら、費用の面で、やっぱり新築物件だったらもちろん補償料というのはものすごく高くなりますから、その辺もやっぱり視野に入れて、1つずつ計画道路のですね、実現するにはそういうこともやっぱり加味していかないと、なかなかこの難路線、中心市街地の。本当に現実味があるのかなというふうなのが、私、非常に疑問に思うところがあって今回、こういう質問を、本当にやっぱり今、車社会ですから、その道路網の整備というのが一番、定住化にも、一番道路網の整備というのは、一番必要不可欠なところじゃないかなと、いうふうには思うわけですね。だからその辺の費用の、じゃあどっちが結局、国の補助、県の補助を待ってやるのか、採択を待ってやるのか、それともある程度先行取得をしといて、そしてこれだけは玉名市が土地として確保してるんで、じゃあ、お願いしたいということで、申請を上げて認めてもらっていくのかというのの2通りのパターンがあると思うん

ですね。結局、路線上、じゃあ1,100メートルのうちの300メートル、400メートルは、じゃあ先に玉名市が取得できるところからもう取得してますよと、計画路線上のですね。そういう感じでいくのかというのを一つずつやっぱり確実にやっていかないと、なかなかこの都市計画道路というのが実現味が帯びてこないのかなというふうに私は思います。今、部長がその廃止するという考えはないというふうにおっしゃったので、一つずつその辺を精査をしていただいて、計画をしてから50年以上過ぎている路線がまだありますので、その辺をきっちりもう一回見直しをされて、そしていち早く現実味を帯びた都市計画道路の着工に着手していただきたいということをお願い申し上げます、次の質問に移りたいと思います。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番(松本憲二君) 次に、今、玉陵小学校、着々と、まだ仮称ですかね、仮称、玉陵小学校が着々と建設が進んでいる中で、6校を統廃合して1つの小学校になるということで、閉校をする小学校のその跡地の活用、前田議員のほうでも少し一般質問の中でも触れられたと思うんですけども、その跡地の活用の状況についてということなんですけれども、小学校1小学校について、地方交付税の算定措置というのが多分なされていると、私は認識をしてるんですけども、結局6校の小学校が閉校して1つの小学校になるということで、児童生徒数は本当に変わらないんですけども、そういう地方交付税の算定額というのが、どのように変わるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(永野忠弘君) 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長(上嶋 晃君) おはようございます。

松本議員の玉陵中校区の閉校する小学校の跡地活用の状況についての中での交付税算定額はどうかという御質問にお答えをいたします。

普通交付税の小学校費の基準財政需要額につきましては、学校数、学級数、児童数の3つを基礎数値として算定されております。玉陵中校区の学校再編により大きく影響するところは、学校数と学級数、そしてスクールバスの導入台数でございます。平成29年度の基準で試算しましたところ、学校数が6校から1校になることによる基準財政需要額は5,447万4,000円から907万9,000円となり、4,539万5,000円の減となります。また、学級数が32学級から14学級となる影響額は、3,230万円から2,805万円となり、425万円の減となります。児童数につきましては、平成29年度と同数と仮定して、スクールバス7台の導入を反映したところでの基準財政需要額は1,352万2,000円から5,767万2,000円となり、4,415万円の増加を見込んでおります。最終的な玉陵中校区における小学校費の基準財政需要額

の合計は9,480万円程度となり、平成29年度と比較しておよそ550万円の減少が見込まれます。

次に、歳出予算額の見込みについて申し上げます。学校数の減少に伴います学校管理費は、およそ3,000万円からおおよそ1,000万円となり、2,000万円の削減を見込んでおります。しかしながら、スクールバス7台の導入により、新たにその委託料が3,500万円程度生じます。結果的には1,500万円程度歳出予算は増加する見込みでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今、答弁をいただいたわけですが、最終的には約2,000万円くらい地方交付税の算定額が減ると、玉稜中校区は1中1小学校ということでそのモデル地域として、今度開校されるわけですが、小学校の学校規模・配置適正化基本計画でも玉稜中学校区が終わって、今、天水中校区、そのあとが玉南中校区、そのあとが有明中校区と、そのあとに岱明中校区ということになってますけれども、一般財源の地方交付税のずっと減縮を段階的にされていくわけでもありますし、こういう中で、維持管理費はもちろん減るんですけども、交付税算定額というのも小学校を減らすということに関しましては、この1年間に2,000万円、玉稜中校区でですね。玉稜中校区の場合は、小学校の数が多いですから、天水中校区の場合だったら、3つの小学校、有明中学校でも3つの小学校というふうになりますけれども、財政的には少しずつはやっぱり厳しくなっていくのかなというふうに私はとらえるんですけども、この交付税の算定額がこのように2,000万円目減りしていく中で、一応、その7台スクールバスというのが導入をされるということですが、一応、予定計画をされているということですが、閉校をする小学校の跡地の活用の具体的な今、どのようにその状況になっているかということをお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

玉稜中校区の各小学校の跡地活用につきましては、新しい学校づくり委員会「保存継承・跡地利用部会」を立ち上げまして、その中で検討しているところでございます。6小学校の取り巻く環境がすべて違っておりますので、そのまちづくり委員会の部会ではなく、校区単位で検討したいということで、そういうお話がありましたものですから、昨年の11月から今年の6月にかけて、小田小学校校区を除く5校区に担当職員が出向きまして、支館長や区長さんなど地域の代表の方々と意見交換をしましてですね、こちらの状況等を説明しまして意見交換をやっているというような状況でございます。その後、各校区からの意見等を整理して、7月の市の部局の中に19の関係課・局、それと

23の係ですね、23係で構成しております「学校再編に係る地域活性化対策検討会議」を開催しております。この中で、学校の状況、地域の状況等を説明しながら行政側として何らかの具体的な活用法はないかという検討を各課のほうに依頼して、その中で文化課のほうから石貫小学校について、石貫小学校校区には、石貫ナギノ横穴群それから石貫穴観音横穴ですか、の国指定の史跡などが多く点在するわけでございますので、それと、玉名地域にまた文化財いろいろあります。ちょうど中間的な位置に小学校がなりますので、そういう文化財の保存を活用できないかというようなことで、学校を使用したいという、使用することができないかという提案がされております。まだこれは課の担当からの意見ということで、出されておりますので、提案段階ということで考えております。整備内容や工程、具体的な事業計画がはっきりすることが出ておりませんので、決定してる状況ではございません。今後、石貫小学校の跡地の活用については、この文化財の保存といいますか、そういうものとして、石貫小学校が妥当であるかどうかですね、地域の皆さんと協議しながら方向性を決定していきたいというふうに、石貫小学校のほうは考えております。

それから、三ツ川小学校につきましては、地区の方から地域住民が主体となった、福祉関係の施設として活用できないかと、検討したいということでお話を伺っておりますので、これにつきましては、地域の話し合いの進捗状況など確認しながら、三ツ川小学校の跡地の方向性については動向を見守りたいというふうに考えております。

そのほかの校区につきましては、具体的な活用方法が決定しているものとしては、皆さん御存じのとおり、玉名小学校跡地に、公立の玉名中央病院と玉名地域保健医療センターを統合した新設の病院が建設されるというふうなことでございます。

それから小田小学校につきましては、地域で具体的な跡地活用考えたいという趣旨をお持ちでございます。それはどういうものかといいますと、医療関係の事業所が、地域と一体となって使いたいというふうなお話がありますので、詳しくはちょっと申し上げられませんが、その段階でお話をされておりますので、見守りたいというふうに考えております。

残る梅林小学校、月瀬小学校の跡地活用につきましては、まだ具体的な活用方法が示されておきませんので、今後何らかの形で進めていきたいなというふうに考えております。

6小学校につきましては、自然環境等が非常にすぐれておりますので、この自然を活用した何らかの活用方法がないか先進地の事例あたりも参考にしながら、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今答弁いただきました。

今のところでは大体お聞きしたところで4つの小学校は、大体具体的に少しずつなりとも話が進んでいるというふうな状況を今お聞きしたと思うんですけども、2つの梅林小学校と月瀬小学校に関しましては、今のところでは具体的な案というのが、まだ全然挙がってこないというような状況だと思います。

閉校をいたしまして、3年間ぐらい大体その期間を設けて、その跡地のですね、閉校した学校の跡地をどういうふうに進めていくのかというのを、3年間ぐらい猶予があるというふうに解釈をしているわけですけども、きのう前田議員が多分、おっしゃったのが、維持管理費が年間6万円ぐらいで、地域の方々に維持管理をしていただきながら3年間の猶予ということなんですけども、小学校のそのスペースというのは、非常に広くて草取りだったりとか、そういうのだけでもやっぱり6万円ぐらいで、本当に地域の方々がボランティア的にやっていただけるのかなということも、若干、ちょっと不安の材料の1つでもあるんですけども、この梅林小校区と月瀬小校区、私も両方とも小学校には伺ったことがあるんですけども、非常に自然豊かな、裏にはちょっと山があってですね、梅林小学校なんかはちょうど裏が結構山手なもんですから、すぐ横に川が流れて、きれいな水が流れてるなというふうに見てるわけですけども、市のほうである程度、石貫小学校は市の文化課が文化財が今岱明地区のほうだったですかね、あそこに保存がしてあるということで、日本遺産にも登録が結局されて、指定をされて、そういう遺跡を結局、玉名で出た遺跡ですよというような展示室にして、観光客だったりとか、日本遺産を見に来られる方のそういう施設にするのが非常に有効かなというふうに、私はその話を聞いてですね、思った次第です。しかしながら、あとの梅林小校区と月瀬小校区に関しましては、今のところ検討がないということで、私たち自友クラブは、平成29年度に入りまして、岡山県美咲町というところに廃校を活用したこの農村型リゾートということで、こういう取り組みをされてる。それともう一方、山口県周南市というのは、ここも周南市というのは本当に新幹線おりたら海のほうはもう工業地帯で、コンビナートところがいっぱいあって、しかしながら、すぐ裏手はすぐ山になって、山の奥深いところにこの周南市の大田原自然の家ということで、これは宿泊型体験施設ということで、非常に年間、周南市でしたら1万人以上のその方々が利用されているというような施設です。小学校のほうにちょっとお伺いしましたら、小学校の高学年になって5年生か6年生で集団宿泊体験施設、集団宿泊の体験学習ということで、大体、芦北の少年自然の家だったり、菊池の少年自然の家だったりということで宿泊を集団でされるというようなのも、ほとんどの学校がやってらっしゃるというふうにちょっとお聞きをしてるんですけども、私も振り返ってみれば、小学校のときに、私たちのときには、私、横島小学校卒業で菊池少年自然の家というところに2泊3日ぐらいで行

ったなという思い出がありまして、非常に自然豊かなところで、学校を廃校、閉校になったところをインターネットで調べてみますと、文部科学省が廃校跡地活用プロジェクトということで、補助金を出して改築をして、そういう施設だったりとか、体験宿泊型の施設だったりとか、そういうところで非常に推進をされてるというような状況もあります。その中でやっぱり地域の方々、校区単位の方々に、その跡地活用を検討してくださいといっても、なかなか案というのは出てこないと思うんですね。だから僕としては、率先していろんな事例が多分あると思うんで、そういうのを提案、市のほうからですね、市のほうから提案して、こういう施設とかもいっぱいありますよと、しかしながら、その施設を運営するには、地域の住民の方々の協力だったり、御理解だったりというのが必要になりますけれども、どうでしょうかというその提案をしていくというお考えは今、あるかないか、ということだけをちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 戸寄孝司君。

○教育部長（戸寄孝司君） 学校の跡地の活用方法として自然環境を生かしたそういう宿泊施設とか、研究施設だとか、子どもたちが学べる場所、子どもたちも大人も学べるような施設にしてはどうかということでの御提案でございます。

私どもも幾つかの施設は、私自身もお話は聞いております。私も直接、そういう施設を見には行っておりませんが、担当者のほうは何カ所か回っていることだと思います。やはり皆さん方、地域から地域の皆さん方の考えていくというのが我々行政側が押しつけるんじゃないかとというのが、やはり、小学校がなくなることによる不安というのが皆さん方、いろんな形でお持ちでございます。まだ、そのあたりの不安があるというようなことを地域の方々からお聞きいたしますので、やはり、そういうことを一つ一つクリアしながら又はこういう活用方法がありますよというふうな提案は、また、今後も続けて今後も続けていって話の中で出していけたらなと思います。それが費用対効果として確実になるものかどうかというのももちろんありますし、その施設を運営する団体そのようなものがどのような活用ができるか、民間が来てくれれば1番事業としては成り立つことなんでしょうけれども、それをそういう事業が1つとして成り立つかどうかというのも検討するべきところでもございますので、今後そのあたりも含めてお話をさせていただく、地域の方々とお話をさせていただくならばと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

私たちが伺ったこの2施設というのは、周南市のほうはもちろん市が1番最初に手がけて、そして今、指定管理で、指定管理業者を入れられて運営がなされている。この南和気荘のほうも指定管理で、一番最初は町がやっぱり投資というか、そういう補助事業

を結局受けられて施設を改修されて、市が携わっていく中で指定管理業者に、結局今委ねて経営をやられているということなんですね。やっぱり小学校がなくなる地区というのは、今先ほど部長がおっしゃったように、非常にやっぱり自分の地域が衰退するんじゃないかなろうかという不安を皆さんが多分抱えていらっしゃる。その不安を払拭してやるのは、行政の仕事だと思うんですね。だから、ある程度、やっぱり私たちは、議員として、こういうところに視察に行かせていただいているわけですけども、やっぱりこの担当の職員さん方にも、やっぱりそういう機会を与えていただいて、足を運んでいただいて、生の声をこういうのを手がけられた相手先の職員さん方の苦労だったり、そういうやっぱり生の声を結局お聞きになって、そういう提案型ですよ、地域の皆さん方に提案型として、やっぱり出していくというのも1つの選択肢じゃないのかなというふうに思っております。

今、非常にスポーツでいろんなその誘致合戦というのがあってと思うんですけども、小学校のその閉校した跡地には体育館ももちろんついてますし、グラウンドもあります。そういうところを利用して、スポーツの合宿の誘致であったりとか、利用してもらったたりとかというのも考えられますし、きのう僕はちょうど議会で家から出てくるときに、横島町の農村グラウンドで、グラウンドゴルフの老人の方々のグラウンドゴルフの大会があっていて、非常に人間いっぱいだったですね、グラウンドゴルフです。そういうので、いろんな大会を結局、年配者の方々に宿泊施設もついた、そういうグラウンドゴルフができる施設がありますよというようなものを提供ということも考えられると思うんですね。だからそれは、小学校の高学年で宿泊体験というのを結局されているわけですから、地元でそういうのがあっても全然おかしくないし、ましてや地元でそういうの持っていれば、持っていないところからいっぱいそういうところを使っただくということもあるし、会社の新入社員研修であったりとか、そういうのでもいっぱい農村型リゾート南和気荘だったり、この周南市の大田原自然の家というのは、非常にその会社関係でも、非常に使われているということなんで、その辺も非常にいろいろそういうところに出向いて行く予算が果たして部内で持ってらっしゃるのかどうなのかというのはわからないところなんですけれども、その辺は財政課のほうにお話になって、率先して取り組んでいく、ましてやその経営内容のいい施設のやっぱり職員の方々も、やっぱり担当職員が2人ぐらい行かれて生の声を聞いていただいて、やっぱりそういう提案型、ましてや地域住民の不安解消にやっぱりつながるような、そういう政策をしっかりとっていただきたいなというふうに思います。

4年間の最後の一般質問になりましたけれども、きのう公明党の徳村議員は、すべての議会で一般質問をしたというふうにおっしゃいましたけども、僕は2回ぐらい休んだのかなというふうに思っております。いろいろ本当に勉強させていただいたんで、また

来期に向かって、しっかりまた、勉強していきたいと思います。

私の一般質問は、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） これまでの一般質問におきまして登壇いたしましても何ら胸の鼓動を覚えなかったんですけど、本日は、私にとって、引退する私にとって最後の一般質問になりますので、多少感動を覚えて、胸が震えているところでございます。

思えば、昭和45年初当選して以来、3期目より連続で登壇させていただきました。合併がなければ96回目でありますけれども、合併があったために93回目の連続でございます。ただ、1、2期の初頭におきましては、やはり何回か質問をしておりますので、110数回を数えてるんじゃないかなと、このように思います。その間、歴代の市長さんを初め、執行部の皆さん、そして歴代の教育長、教育委員長さんを初め、教育委員会の皆さまに誠意ある答弁をしていただき、市政発展の一助になったかと思っております。

初めて当選したときには、昭和29年玉名町、伊倉町、大浜町ほか9村が合併して昭和29年に12カ町村が合併して、初代の市長が橋本二郎氏でありました。1年たって30年に南関町の一部を、三ツ川を編入して誕生いたしました。初代の橋本市長は「田園都市政策」を打ち出され、農林、水産業とともに工業も、あるいは商業も発展する「農耕併進政策」を打ち出されました。第2期の、2番手の川原市長は、「文化の香り高い健康都市政策」を打ち出され、玉名消防署があった今日の文化センターを、付近にあったのを移転させ、文化センターを建設されました。さて、3期目の松本市長は、「学園都市建設」をうたわれてその設立に成功をされました。次の島津市長は、「県議会議長並びに自民党県連の幹事長の経験を生かして、県市協定」を結ばれたと、こううふうに記憶しております。今日の高崙市長にあらまはしては、「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」を打ち出されて、スローガンに打ち出されてその施策の成功に着々と取り組んでこられましたことを。

[落雷による庁舎停電]

○議長（永野忠弘君） ちょっと停電です。

○23番（吉田喜徳君） 停電。

[「休憩してください。」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時22分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 雷さんも名残を惜しんでくれたのか、登壇するのをちょっと待ってというふうな、ジョークですけど、そのような気がいたしますが、いよいよ最後の登壇になりました、私にとっては。

そこで歴代の市長のスローガンなり、実績なりを申し上げました。高寄市長にあらまはしては、先ほど申しましたように、「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」というようなスローガンでいろいろと施策を展開されて、今日に至られました。

どうか在职14年間で振り返って、将来の玉名市にまた期待するものを、ここで聞きできれば、一市民として大変うれしく思います。

よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 吉田議員の御質問にお答えをいたします。

私は、旧玉名市長として2期6年間合併後の新玉名市長として2期8年間市政のかじ取りを行なってまいりました。その14年間で顧みますと、さまざまな出来事や重要な課題がございました。市長として課題解決に取り組むべき重責を果たすことができたのではないかと考えているところでございます。特に平成23年2月の玉名バイパスの完成、あるいは同3月におきまして、九州新幹線の全線開業に伴う、新玉名駅の設置は県北地域の多くの皆さんが誘致活動に取り組み、心から待ち望んだ駅であり、私にとりましても、昭和60年新幹線城北駅を誘致する会にかかわった1人といたしまして望外の喜びでございました。また、合併後の懸案事項でありました新庁舎建設では、当初60億円の建設費を20億円圧縮し、40億円で建設することができました。さらには、来年4月開校予定の玉陵中学校校区の小学校の統廃合や、公立玉名中央病院と玉名地域医療センターとの経営統合による新病院建設も、用地も決定し、平成32年度の完成をめどとして、城北唯一の熊本県ナンバーワンの基幹病院としての構想に一定のめどがついたところでございます。

私は、これまで8年間、市民の皆さまへの公約を取りまとめた『チェンジ玉名』と『輝け玉名「戦略21」』実現に向けて取り組んできたところでございますが、その根底にあるのは、市民一人一人の思いが通じる市民のための市政を基本姿勢として、市民にとって身近に感じられる温かい行政、バランスのとれた行政運営でございます。そして、将来の子どもや孫に負担を残すことのないよう、合併特例債などの有効な方法は最大限に活用し、最小の経費で最大限の効果が上がるよう努めてきたところでございま

す。私が将来の玉名市に期待することといたしましては、玉名市は私自身にとりましても、生まれ育ったまちであり、また、なくてはならないかけがえのない故郷でございます。この大好きな玉名市を子どもたちの輝かしい未来が展望され、市民のだれもが将来にわたって住み続けたいと思えるすばらしい都市となるよう期待するところでございます。また、新市長に望むことは、私もそうでしたが、市民目線を常に念頭に置き、市政運営を行なっていただきたいと思えます。市民一人一人の思いが通じる市政が展開され、玉名市がさらなる発展をすることに期待をいたしております。

市民の皆さまを初め、議員各位そして市職員の皆さまには長い間御支援と御協力をいただき感謝申し上げます。残る任期もあと2カ月程度となりましたが、最後まで精いっぱい玉名市発展のために頑張りますので、さらなる御指導をお願いし、吉田議員への質問の答えといたしたいと思えます。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 市長も考え深い旨を持っておられるんじゃないかなと思えます。振り返れば振り返るほど、懐かしさとあるいは11月12日で終わるのかと思うとほっとした気持ちと、1つの寂しさを私は感じております。

8期30年、並びに大学設立準備財団、あるいはまた、事業財団を立ち上げて、市役所に通うことができまして、合わせて40年間本当に執行部の皆さん、そして、教育委員会の皆さん、大変お世話になりました。歴代の議員の先輩方、そして現在の議員の皆さん、本当にお世話になりました。

以上をもちまして、吉田喜徳の最後の最後の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） おはようございます。1番議員の北本将幸です。

本日、地元熊本日新聞紙の一面には、熊本市も人口減突入と記事が掲載されておりました。記事によると、2016年の人口が、統計が残る1950年以降初めて122人減に転じたということでした。人口減少はついに熊本県の中心都市である熊本市でも始まったこととなります。この人口減少対策は、玉名市議会でも常に問題になっていますが、これからも、玉名市でもしっかりと対策をとっていく必要があります。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、持続可能な財政運営への取り組みについて質問いたします。玉名市においては現在、合併から10年以上が経過し、地方交付税加算の合併算定替が減少する5年間の激変緩和措置期間に入っています。この加算が削減されていくと、玉名市の財政

運営は極めて厳しい状況になっていくことが考えられます。さらに、平成33年度には完全に交付税加算が終わり、それまでにある程度財政計画の見通しを立てていなければ厳しい財政運営を迫られ、強いては行政運営自体が機能しなくなり、市民サービスの低下にもつながりかねません。そのため、適正な行財政改革を行ないながら、財政運営を行なっていくことが重要になります。玉名市においては、玉名市行政改革大綱に基づいた行政改革の推進に取り組まれていると思います。この取り組みは、平成19年に示された第1次玉名市行財政改革大綱が5年間、平成24年から第2次玉名市行政改革大綱が進められ、本年は、新たに第3次玉名市行政改革大綱が策定され、対策がとられていると思います。

そこで、持続可能な財政運営への取り組みについて3点質問いたします。1、第2次玉名市行政改革大綱での成果、課題について、2、合併算定替激変緩和措置による影響について、3、第3次玉名市行政改革大綱での取り組みについて。

以上、3点質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

〔企画経営部長 瀬崎正治君 登壇〕

○企画経営部長（瀬崎正治君） それでは私のほうから1番と3番につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、第2次玉名市行政改革大綱での成果、課題についてお答えします。平成24年度からの5年間を推進期間とした第2次玉名市行政改革大綱が昨年の平成28年で終了しました。この第2次行政改革大綱は、「持続可能な財政運営体制の構築」「自主性・自律性の高い自治体運営の実施」「適切な行政サービスの提供」の3つの方針を掲げ、それを具現化する取り組みとして、20項目からなる実行計画を立て進めてまいりました。達成状況につきましては、5段階で評価しておりまして、達成及びほぼ達成が10項目となっております。その中でも行政運営の根幹となる歳入を最大限に確保するための「税収の確保」という項目につきましては、収納率の向上を目指し、市県民税の特別徴収の推進や滞納処分の強化など4つの取り組みを進め、目標を達成し、現年度の市税及び国保税の合算の収納率は97.95%となっております。また、「企業誘致の促進」という項目につきましても、5年間で5件を目標に推進してまいりましたが、結果的に7件の誘致となりました。そのほかにも、保育所の民営化や体育施設使用料の適正化などを第2次行政改革の方針に基づき推進し、達成しております。達成できなかった項目につきましては、計画時に想定が難しかった事柄があったり、実際に取り組みを始めると費用対効果が低いなどの理由がございました。しかし、このことは、事業の改善や方策の代替案を考えるなど、目的を達成するための検討が図られることに成果があると前向きに考えており、絶え間ない行政改革の取り組みにつながっていくと考えております。

続きまして、第3次玉名市行政改革大綱での取り組みについてお答えをいたします。先ほどお答えをいたしました第2次玉名行政改革大綱で相応する成果を得ることができましたが、依然として厳しさを増す経営資源の制約が強まる中において、さらなる行政改革を引き続き実施していくことが必要であると考えており、本年の平成29年度から5カ年の行政改革を推進する第3次行政改革大綱を策定いたしました。第3次行政改革大綱の基本方針として、「次世代につなぐ健全で安定した行財政基盤の確立」、「主体性と自律性の高い行政経営の実現」、「積極的な業務改革による公共サービスの最適化」の3つを掲げ、それを具現化する取り組みとして、18項目の実行計画を立て進めていくこととしております。その方針の「次世代につなぐ健全で安定した行財政基盤の確立」におきましては、人口減少等の社会構造の変化を踏まえながら、財政健全化に向けた安定的な税収確保はもとより、公的ストックの効率的、効果的な運用など、自主財源の創出に努めるとともに、歳出増加を前提としない予算適正化と総額抑制に取り組むこととし、具体的には「使用料及び手数料の適正化」や「補助金及び負担金の適正化」などに努めます。

次に、「主体性と自律性の高い行政経営の実現」におきましては、地方分権の進展や市民ニーズの多様化に伴い、職員個々の意欲向上や能力開発を図るとともに、人材及び組織機構のマネジメントによる組織力強化を図ります。また、多種多様な行政活動を最適化し、行政に課せられたアカウントビリティーの徹底や職員の経営意識の向上に取り組むこととし、具体的には「専門職の計画的な採用と職員の適正な配置」や「外部評価や市民意識調査等による行政経営の透明性向上」などに努めます。また、「積極的な業務改革による公共サービスの最適化」におきましては、民間活力を積極的に活用したさらなる業務改革の推進や公共施設の適切なリスクコントロールとストック効果が最大限に発揮される中長期的なマネジメントに取り組むこととし、具体的には「公共施設管理運営の民営化又は指定管理者制度への移行」や「公共施設の計画的な保有量の圧縮」、「適正保全マネジメントによる更新整備コスト縮減」などに努めます。推進体制としては、これまでどおり外部の有識者等で構成される行政改革推進懇話会に助言を求めながら、市の内部組織の行政改革推進本部を推進機関として、確実なPDCAサイクルによる進行管理を行なっております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の2点目の御質問、合併算定替激変緩和措置による影響についてお答えいたします。

普通交付税に加算されている合併算定替は、平成28年度から1割、3割、5割、7

割、9割カットと段階的に縮減されまして、平成33年度には上乗せ分がなくなります。合併算定替の縮減推移でございますが、平成28年度は1割縮減で約1億1,000万円減少し、上乗せ分は約9億9,000万円となり、平成29年度は3割縮減で約2億9,000万円減少し、約6億9,000万円となっております。合併算定替が終了する平成33年度については、交付税の総額が未定でございますので、的確に見積もることは困難でありますけれども、現在加算されている約6億9,000万円が減少することになります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

まず1点目の第2次玉名市行政改革大綱での成果、課題についてですけど、20項目ぐらい掲げられて、15項ぐらいが達成、ほぼ達成という状況だったということですけど、この財政運営、財政改革を行なっていくには、歳入歳出両面から検証していくことが重要になっていくと思います。限られた予算をいかに市民サービスの向上につなげていくのか、さらには将来への発展的な投資や重点施策をどのように考えていくかが重要になってくるとは思いますけど、そこで1点再質問ですけど、玉名市では、歳出削減に対する一環として、事務事業の効率化を目的とし、事務事業評価を市内でされていると思います。その中で市内だけでなく、行政事務外部評価制度というのをされていると思いますけど、この外部評価制度を行なわれるに当たって、市としてはどのような目的で行なっていて、そこでの検証結果をどのように行政運営に反映されていくのかを伺いたしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 議員再質問の行政評価事業にある行政事務外部評価委員会の実施状況についてお答えをします。

行政評価事業につきましては、近年、多くの地方公共団体において導入が図られております。その背景に厳しい財政状況のもと、事業選択には今まで以上に「何が必要で何が必要でないか」という住民視点に立って選択することが求められており、効率的で効果的な行政マネジメントの構築とアカウントビリティの徹底、職員の意識改革などを図る上で有効なツールとして考えております。このことは、第2次玉名市総合計画や第3次行政改革大綱に重要性と必要性を明記し、推進していくこととしております。

本市では、この行政評価事業の中で、事務事業と言われる予算細目とつなげた単位で評価を行なっております。現在466の事務事業がございまして、前年度の取り組みを振り返る事後評価を実施しておりますが、評価者が市職員みずから行なう「内部評価」に加え、外部の客観的な視点による評価や議論の結果を、事務事業の改善、見直しにつ

なげる「外部評価制度」を平成27年度より導入し、行政事務外部評価委員会を設置いたしました。行政事務外部評価委員会は、有識者や、市民13名で構成しており、毎年10本の事務事業について外部評価を行なっていただいております。本年度も、先日の8月10日、22日の2日間で外部評価を実施し、行政内部の視点では気づきにくい点を御指摘、御提案いただくなど貴重な御意見をいただきました。その御意見を参考に、市の内部組織である行政改革推進本部が最終的な評価を決定することになります。

本年度は、最終評価が決定しておりませんので、昨年度の外部評価結果を含めた事務事業の最終評価と事業所管課の改善や取り組みについて例示をいたしますと、昨年も10事業が外部評価対象事業となっており、その中から、例えば、「橋りょう長寿命化事業」についてですが、本事業は近年、市道にかかる橋梁の老朽化が問題となっていることから国においても緊急性を重視し、法律の改正を行ない、橋梁のメンテナンスサイクルを制度化したものでございます。ただ、本市が地域性もございますが、他の自治体に比べ多くの橋梁を所有しており、老朽化対策を進めるとしても莫大な財政負担が予想されることから、橋梁の長寿命化並びに修繕、かけかえにかかる費用の縮減と平準化を図る必要があります、そのためには技術力の向上、人員の増加、財源の確保が課題であり必須と考えておりました。外部評価では、「公共施設のメンテナンスは、今後の自治体財政を圧迫する大問題となり得るが、余り知られていない現状がある。行政内部はもちろんのこと、市民の皆さんにも状況を理解いただき、問題意識を共有してもらうため、周知方法について検討すべきである。」という意見などがあり、総括の評価としては、「国の新しい基準を満たすよう予算や人員を拡充してでも安全が確保できる整備に努めてもらいたい。また、補償費の拡大が考えられることから、新たに橋梁長寿命化計画を再度策定し、効率的な事業の実施かつコストの削減を図っていただきたい。」ということで、外部評価では「拡充して継続する」との評価になりました。行政改革推進本部の最終的な評価結果も外部評価を反映した「拡充して継続する」事業であると評価し、翌年度には職員の増員と計画策定にかかる費用等の予算拡充が図られることとなりました。また、「農業振興・支援事業」につきましては、農業者の減少による耕作放棄地の増加や地域農業の衰退を食いとめるため、農業振興関係協議会等の団体に対し、負担金や補助金等を支出して組織強化及び運営支援を行ない、農家の育成や農業経営の安定を図る事業ですが、外部事業では、「農業を支援する重要な事業であるが、策定している基本計画において、農業の所得向上や後継者、担い手の育成等についてしっかりと議論し、明確なビジョンを描き、玉名の農業の将来を考えていただきたい。また、補助金等の支出については、本事業に限らず全庁的な精査を行ない、適正な支出となるよう努めるべき課題である。」という意見から、「執行方法の改善」との評価になりました。行政改革推進本部の最終的な評価結果も外部評価同様に「執行方法の改善」と評価し、翌年度には補助

金等につきまして大きな見直しを図り、削減等の対応を実施するに至りました。このように外部評価制度につきましては、大きな成果が得られていると考えており、継続して実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

外部評価委員さんたちが評価されて拡充になったり、改善になったり、そういう意見が出て、それが行政の運営に反映されてるということなんで、こういう外部評価制度を行なって、外部からの客観的な意見を庁内に取り入れていくということは大変重要なことだと思います。

答弁でもあったように、玉名市が今、466事業ですかね、されている中から恐らく10本、平成27年と28年されてるということですけど、行政側で、この10本に絞られたということは、行政がこの事業を見てもらいたいとか、削減してほしいとか、そういう意図が入ってしまうような気もするんですけど、この400以上もある事業の中からこの10本に絞られてる過程というか、意図はどういうような抽出方法をされているのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 次に、外部評価対象事業の選定方法についてお答えをします。

平成27年度より外部評価委員会を実施しておりますが、まだまだ試行錯誤を重ねながら外部評価制度の確立に取り組んでいる現状です。

議員御質問の外部評価対象事業の選定につきましても、改善を図りながら進めております。本年度は、まず事務事業評価対象事業296本から昨年度の評価結果は「現状のまま継続」以外であったものや事業所管課から外部評価対象事業として提案があった事業、また、外部評価委員会の委員から提案があったもの15事業に絞り、外部評価委員会を開催し、さらに10事業に決定するという過程で進めました。しかしながら、委員会では、外部評価対象事業を選定するためだけに会議を開催するのは非効率であるという意見や、行政の中で選定していいのではないかなどの御意見を頂戴いたしましたので、また、来年度の委員会開催までに再度選定基準等の見直しを図ることにいたしましたところでございます。今後さらなる改善を加えながら、よりよい制度の確立に努めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 行政のほうとしても改善したほうが良いような事業を選ばれて

いて、委員さんたちもその何百もあるのから選ぶのは大変という意見もあるとのことですので、試行錯誤今されてるとのことなので、今後もしっかりせつかくするんであれば、客観的な意見を取り入れて、行政運営に反映できるような制度にしていきたいと思えます。

このような外部評価制度のように行政が庁内だけでなく、外部の意見を取り入れる制度というのは、多くの自治体で取り入れられてきていますが、これは長野県飯田市での取り組みですが、飯田市では市議会が議会としての市の執行機関を監視評価する責務を果たすことを目的として、議会で行政評価を行なっておられます。いわゆる外部評価を議会が行なっているとのこと。内容としては、各ステップに分かれており、各常任委員会にて説明を求める施策及び事務事業を選定し、執行部側の説明及び質疑を行ない評価されているとのこと。飯田市では700以上もある事業の中から、議会側が説明を受ける事業を選択し、評価されていきます。最終的には、その評価をもとに提言書を作成し、決算認定への附帯意見として提言されています。このように議会側が行政評価をされているところもあり、現在、玉名市では、議会基本条例の制定に取り組んでおり、今議会では決算委員会も開催されます。議会側が行政のチェック機関としてしっかり機能していくようにこのような取り組みも議会側が行なっていくのが重要であると感じました。

次に、2点目の合併算定替激変緩和措置による影響についてですが、答弁いただいたように、合併から10年以上が経過して年々削減されていってるわけですが、その地方交付税が削減されていく中、一般会計はそれとは逆に年々増加していて、平成29年度、今年度の一般会計は今議会ですべて370億円を超え、過去最高を年々更新しています。要因としては、学校や市民会館などの建築物、道路や橋梁といったインフラ整備などの公共施設が一斉に老朽化し、その維持管理費が一気にかかっていることや高齢化に伴い、民生費が増大していることが要因だと思います。答弁いただいたように、平成28年に1億1,000万円、今年度の平成29年度に2億9,000万円削減される予定なわけですけど、この削減割合は今後5割、7割、9割とふえていくわけですが、この減額については、どのように対応されていく計画なのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

合併算定替への減少への対応でございますけれども、歳入の確保の面では、自主財源の一層の確保と充実を図るため、市税の適正課税と徴収率の向上、あるいは使用料及び手数料の適正化、市有財産の有効活用等につきまして積極的な推進を図ってまいりたいと考えております。

また、歳出面におきましては、行政評価の予算反映や各種団体・協議会への補助金・

負担金の見直し、あるいは計画的な建設事業を実施しまして普通交付税の減額に耐え得る財政構造を構築する必要があると考えております。それでもなお歳入が不足する場合がございますけれども、その時は財政調整基金を取り崩し、歳入を補てんする考えであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 減額されて、行財政改革を行なって対応していくとのことですが、それでもどうしても足りない場合は、今最後、答弁で言われたように、財政調整基金からの補てんもあるとのことですが、実際、今現在、平成28年、29年進んでいるわけですけど、その28年度と29年度は財政調整基金から補てんされたのか、されていないのか。されたとしたらどの程度されたのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

財政調整基金の取り崩しを実はもう平成28、29年度で行なっております。平成28年度が約8億8,000万円、29年度は、今議会におきまして5億7,300万円の積立をお願いはしておりますけれども、取り崩しの額につきましては、現時点で約15億円を計上いたしているところであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりその交付税が減ってくると、足りない分は恐らくこの財政調整基金から補てんするということになると思うんですけど、結局、平成33年度には完全になくなるんで、平成27年と比べると恐らく10億円ぐらいは来なくなるんじゃないかなと思うんですけど、となるとずっと補てんしていたら基金も結局何年かしたらすぐなくなってしまおうというような状況になってしまうと思うんで、しっかり歳入確保と歳出削減には、今後も取り組んでいただきたいと思います。

この合併において、国が市町村合併を平成の大合併というので進めていったわけですが、合併により行政の効率化を図り、地方交付税の削減を行なうことも目的の1つだったと思いますけど、実際、多くの都市が合併から10年以上を迎え、行政の効率化など取り組んできましたが、合併においては、自治体自体の面積が拡大したり、各支所の必要性や面積拡大に伴いふえた消防、福祉サービスの経費など、削減できない部分も見えてきて、総務省は平成の大合併を経て誕生した自治体に配分する地方交付税の算定見直しを行なうとされています。現在、さまざまな対策がとられていますが、現在の基準としては、各支所の運営経費や消防、福祉サービスの経費の基準を改め、面積拡大などの基準を見直されていますが、現時点で、本来これくらい削減される予定だったんだだけ

ど、国が見直しをすることによって削減されなくなった影響というのは、この5年間でどれぐらいあると見通しなのかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

当初は合併算定替と1本算定との差、つまり、特例による上乘せが約20億円でありました。合併算定替の激変緩和措置期間5年間の総縮減額は約50億円と試算をしておりました。ただ、今議員おっしゃいましたように、平成26年度から支所経費や行政区域広域化に係る経費を一本算定に加算する見直しを実施をされております。このかさ上げによりまして合併算定替がなくなる平成33年度におきましては、合併算定替と1本算定との差は約9億4,000万円となり、5年間の総縮減額は、当初の約50億円から約23億9,000万円に縮小されると見込んでいます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 現時点で試算されたら、国の見直しにより、本来ここ5年間で50億円程度削減される予定だったのが、23億9,000万円、約24億円になったわけですから、この削減されなかった26億円があるわけですから、こういうのはやはり合併しても経費が削減できなくて、市民サービスのために必要な各支所機能の充実や福祉サービス、消防や公民館など、各コミュニティが安心して暮らせる体制維持のためにしっかり活用していただきたいと思います。

3点目の第3次行政改革大綱での取り組みですが、いろいろ基本目標されて取り組まれていると思いますが、その1つで、答弁にもあったように、未利用市有財産の効率化というのを掲げられていますが、現在玉名市にその未利用市有財産というのがどの程度あって、どう生かしていこうという考えなのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 北本議員の再質問にお答えします。

未利用市有財産の利活用につきましては、市有財産のうち行政目的に利用しておらず、今後も利用する意向がないもの、つまり売却や貸し付けをして構わない物件の有無について毎年度、所管課である管財課から各課に照会し、取りまとめて利活用計画を策定しており、現在、未利用市有財産として、この計画に計上している物件は6件の土地、面積の合計が4,627平方メートルになります。この計画に基づき、これまで売却を行なった実績としましては、平成24年度から平成28年度までの5年間で5件、面積が7,926平方メートル、売却額の合計が4,342万円になり、これに売却後は不要となる除草などの経費を考慮すれば、その効果はさらにふえることとなります。もちろん売却する場合は、玉名市普通財産の利活用に関する要綱に基づき、原則一般競争入札に

よることとしております。しかしながら、立地条件、面積等で魅力ある物件については応札があるものの、そうでない物件については残念ながら売却できず売れ残っている物件もあるのが実情でございますし、入札に付すためには測量や不動産鑑定などの経費が必要となりますので、魅力がない物件の取り扱いが最近の課題となっているものと感じております。

今後は、公共施設の統廃合が進むなど、売却可能と思われる物件がふえることも想定されますので、もとの所管課と連携を密にし、ケース・バイ・ケースで柔軟な対応もできるよう、ただし、公平性や公明性は確保した上で検討を深めながら可能な物件については、積極的に売却や貸し付けを進め、引き続き市の財源確保や維持管理経費の削減に寄与できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 先ほど未利用市有地財産のところの利活用の取り組みを聞いたんですけど、実績として5年間で7,926平方メートルで、4,342万円の価格で売却したりされたということなんですけど、この売るときの価格というのは、市が設定されているのか、なんかそういうちゃんと評価してもらって設定してるのか、その辺どうですかね。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 売却する際の価格の設定につきましては、玉名市普通財産の利活用に関する要綱第5条に「予定価格は、不動産鑑定評価額又は固定資産評価額等を勘案し、市長が定めるものとする。」と定められておりますので、原則的には不動産鑑定を行ないませんが、当然、不動産鑑定を行なうと経費がかかりますので、例えば、物件の価値が低いものなどの場合は、鑑定を経ずに、周辺の固定資産評価額を参考に定めている状況でございます。

なお、いずれの場合におきましても、民間の委員5人からなる玉名市普通財産評価委員会にこの予定価格をお諮りしまして、適正な価格であるか最終的に決定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 未利用財産というのは、維持管理費もかかってくると思いますし、少しでも玉名市の財政運営の手助けとなるように利用していただきたいと思います。

今後、学校の統廃合などでどんどんふえてくる部分もあると思うので、しっかり計画立てて、ちゃんと売るなら売る、貸すなら貸すで活用していただきたいと思います。

もう1つ、歳入増加における、ここに第3次計画の実行計画を持ってきたんですけど。歳入増加における取り組みの一環として、使用料及び手数料の適正化が掲げられているんですけど、現在一般財源のおよそ3割が自主財源となっており、そのうちの約4%がこの使用料手数料の収入になってますけど、この適正化、見直しという点については、今後どのようなお考えなのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

使用料及び手数料の料金設定につきましては、利用者負担の公平性確保や受益者負担の原則にのっとり、施設の維持やサービス提供に必要なコストに対し受益者の負担が適正か否かを検証する必要があるとございます。平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられた際には、下水道・水道事業及びこれらに関連する市営住宅等の料金改定のみ行っており、公共施設の使用料とか各種サービスの手数料につきましては、引き上げを行っておりません。これらにつきましては、平成31年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて受益者負担の公平性、施設の利用状況等を考慮した上で、引き上げも含めた料金改定を行なう予定でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今答弁であったように、その消費税が8%にふえたときは上げたりはしてないということだったんですけど、今、平成31年10%に上がったときは、値上げも含めて検討されるとの答弁だったんですけど、その値上げ、もし値上げされるとしたら、その5%から10%分、今まで上げてなかったその5%程度くらいの値上げの範囲でされるのか、それとも今後公共施設とか維持する場合には、もっとそれ以上上げないと維持できなくなるのかというその辺については、どういうお考えなのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

使用料及び手数料の引き上げにつきましては、消費税増税分を基本とした料金改定を

予定をいたしております。いずれにしましても、施設の維持やサービス提供に必要なコストとそれに対する受益者の適正な負担を検証しまして、料金改定を行なう必要があるかなと考えているところであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりその負担をふやすというときには、やっぱり利用される方たちの負担にならないように、やっぱり維持管理費に必要で値上げしないといけない部分もあると思うんですけど、その辺はしっかりバランスとりながら進めていきたいと思えます。

そこで、もう一つ取り組みの中で、補助金及び負担金の適正化という項目も上げられているんですけど、現在ここに書いてあるのを読むと、補助金や負担金の交付は平成28年度は245団体に対し、おおよそ4億1,300万円交付されるとされています。今後、これを恐らく見直しされていくとのことだと思いますけど、この補助金の見直しについてはどういうふうな対応をされていくのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

本市では公益性の高い特定の事業や活動を行なう各種団体への活動支援として、補助金や負担金の交付を行なっております。しかしながら、年数の経過とともに公益性が低下したものや事業目的及び効果が不明確なものなど、補助期間の長期化による既得権化し、交付の効果や必要性が薄れているものも見受けられます。既にすべての補助金及び負担金につきましては、玉名市補助金見直し基準に基づき、定期的に見直しを行っておりますが、平成26年には補助金の交付規則を改正して、適正な支出を図っております。今後も交付基準及び見直し基準による各団体の活動内容や運営状況を精査しながら補助金等交付の適正化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 補助金については見直ししないといけないところもあると思えますし、少ない補助でもそれ以上の成果を地域に出されている活動もたくさんあると思えます。ただ見直しするだけじゃなくて、しっかりとそういう活動されているところには補助して、サポートしていけるような体制は今後も築いていただきたいと思えます。現在、玉名市においては、学校規模適正化による学校の建設や市民会館の建設、岱明町公民館の建設、サッカー場の建設など、大型の公共事業が計画されていますけど、公共施設の老朽化により維持管理費が莫大になってきています。また、民生費の増加は引き続き続いていくものと思われまます。一般会計だけ見てもこの任期中の4年間だけでも数

十億円ふえ、過去最高額の今現時点で、平成29年度は370億円以上になっています。今後の行財政運営について、不安視する声が市民の間にも少なからず存在するのは事実であります。市民サービスを維持しつつ行財政運営を行なっていくためにも、今後さらなる対策をとっていただくよう要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に、玉名市公共交通施策について質問いたします。

玉名市においては、玉名市地域公共交通連携計画において、玉名市の公共交通対策に取り組まれています。この計画は、平成25年から本年度、平成29年までの5カ年計画であります。公共交通においては、車社会の浸透や高齢化が進んでいる中、道路交通法が改正され、免許更新における認知症判定が厳格化されることで免許返納や取り消しは今後さらにふえると予想されます。このような背景のもと、高齢者や交通弱者と言われる方たちへの移動手段の確保が大きな課題になってくると思われまます。しかし、全国的にそうですが、公共交通を取り巻く環境としては利用者の減少などによりバス系統の廃止、減便などが進んでおり、決して充実した公共交通網が敷かれているとは言えません。対策としてデマンド型乗り合いタクシーなどスタートされていますが、まだまだ、市内には中心部から離れた地域では、日常の買い物や通院に支障が出ている交通不便地域が存在しています。また、そのほか路線バス運行維持のために必要な行政負担の増加が課題になっています。玉名市では、公共交通としてJR九州新幹線、JR鹿児島本線、路線バス、乗り合いタクシーなどが運行し、市民の日常生活における不可欠な移動手段として広く利用されています。今後、本格的な高齢化社会を迎えるに当たって、公共交通の役割がますます重要なものになってきます。人口減少、車社会の浸透により公共交通機関のあり方はますます厳しい状況であることは理解をしていますが、玉名市活性化やまちづくりの観点からも公共交通網の整備が重要な課題であります。ある程度コストをかけても公共交通機関の整備を行なっていく必要があると考えます。

そこで、玉名市公共施策について質問いたします。1、バス路線の効率化については、バス路線への助成額の現状、乗り合いタクシーへの転換、市内循環バスの現状について、3点。2、公共交通不便地域の解消については、新規バス路線の導入、公共交通不便地域における公共交通サービスの導入について、2点。3、既存の公共交通の利便性の向上については、利便性向上への取り組み、バス停環境の充実、玉名駅・新玉名駅における交通結節機能の強化について、3点。4、公共交通の利用促進については、運行ダイヤやルートなどわかりやすい情報提供、商業、福祉、道路行政が一体となった体制構築、利用促進につながるサービスの実施について、3点。5、交通弱者への支援策については、玉名市外出支援サービス、玉名市福祉バスの実績について質問いたしま

す。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

[企画経営部長 瀬崎正治君 登壇]

○企画経営部長（瀬崎正治君） 北本議員の公共交通に関する御質問の中で、1番から4番について、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目のバス路線の運行についてということでございますけれども、近年の公共交通を取り巻く環境が大変厳しい状況にあることは議員も御承知のことと存じます。具体的には、高齢化、少子化の進行やモータリゼーションの進展に伴う公共交通利用者の減少が交通事業者の収支状況の悪化を招いており、このことが減便、廃止や値上げなどのサービス水準を低下させ、さらに利用者が減少しているという現状がございます。このような状況を受け、お年寄りや学生など移動制約者の日常生活における移動手段を確保するため、行政が財政支援を行ない公共交通を維持しているのが現状でございます。

1点目の路線バス運行にかかわる補助に関する御質問ですが、運行に要した経常費用が経常収入を上回り、その結果、経常欠損を生じた場合には、当該欠損について、国、県とともに、市が財政支援を行なう仕組みとなっております。その額についてですが、平成28年度、これは運行期間は平成27年10月から平成28年9月まででございますけれども、その実績で申し上げますと、本市内には全部で21系統の路線バスが運行しておりますが、そのうち20系統に約7,600万円の財政支援を行なっているところでございまして、合併直後の平成18年度と比べますと、これが5,800万円ですけれども、その額は3割ほど増大しております。経常欠損額が増大する要因といたしましては、原油高騰等による経常費用の増大等もございしますが、近年では、利用者の減少が事業者の経常収入の減少を招いており、結果的に経常欠損の額も増大している傾向にあります。利用者数を申し上げますと、平成28年度は約77万人で、合併直後の106万人と比べますと、3割程度減少しております。

2点目の乗り合いタクシーへの転換についてでございますが、本市内を運行するものとして、平成18年度から天水・河内みかんタクシー、また、平成25年度から滑石・岱明しおかぜタクシー及び大浜・横島いちごタクシーが、いずれも財政負担が大きかった路線バスの廃止代替手段として運行しておりますが、運行に要するコストといたしまして、運行事業者に対する運行費補助額で申しますと、いずれも平成28年度実績で、みかんタクシーは、熊本市との共同運行でございしますが、本市負担分としては198万2,126円、しおかぜタクシーが1,023万3,625円、いちごタクシーが1,049万2,000円で計2,270万5,951円となっております。また、利用者数を見ますと、みかんタクシーが玉名市民2,300人を含め、2,731人、しおかぜタクシーが9,983人、いちごタクシーが7,626人で、計2万3,400人となっております。

なお、メリットとデメリットについてでございますが、利用者の方からは、「家の近くにまで来てもらえるので、非常に助かる。」といった声を頂戴することも多く、また、利用も順調に増加していることから、この点はメリットとして挙げる可以考虑しております。一方で、「予約制」の「乗り合い」で運行いたしますので、運行時間の定時制の確保等について不満の声を頂戴することもあります。この点は一般の乗用タクシーと比べますと、予約制乗り合いタクシーの劣る点かと考えています。要は乗るまでに時間がかかるということですね。

3点目の路線バス「市街地循環線」の現状についてでございますが、当初の計画と運行開始した昨年10月から直近の7月まで10カ月間の実績で申しますと、輸送人員は2万1,750人の計画に対し、2万7,109人、1便当たり乗車人数につきましては、2.2人の計画に対し3.3人、月当たり輸送人員の平均につきましては1,813人の計画に対し2,711人と当初の計画を上回る結果となっております。

続きまして2点目、一定の需要が見込める地区での新規バス路線の導入についてでございますが、計画策定時におきまして、築山地区の「都市計画道路築地立願寺線」沿線エリアは一定の需要があるものの、公共交通が不便である状況でございましたので、これを改善するために検討することとしたものでございまして、現にこれに基づき、平成28年10月に路線バス「玉名市街地循環線」を新たに導入したものでございます。なお、今後、不便地域対策として新規バス路線を導入することにつきましては、当該地域に一定の需要があれば検討に値するものと考えておりますが、現状ではそのような地域は確認できないことから実現可能性は乏しいものと考えております。また、公共交通不便地域の解消に向けた対応についてでございますが、不便地域は郊外を中心に点在しており、昨今の急速な高齢化の進展等を考えましても、これを解消する必要性は高いと認識しております。現在、対策を講ずるに当たっての方針づくりに向け、他団体の事例等の研究を行なっているほか、現に幾つかの校区から喫緊の課題として、主に高齢者の日常生活における交通手段の確保を訴える御要望も頂戴していることから、順次これらの地域の公共交通に関する実態調査を進めているところでございます。今後、対策を講ずるに当たっては、市内にさまざまな公共交通機関が運行している現状を十分に踏まえ、これらを1つのネットワークとしてとらえ、相互の乗り継ぎや役割分担などにも配慮した一体的な利用環境づくりを進めていくことが重要であると考えております。

3点目の既存の公共交通の利便性向上について、また、玉名駅、新玉名駅における公共交通結節機能の強化についてでございますが、既存の公共交通の利便性向上の取り組みといたしまして計画にも掲げているとおり、既存の広域バス路線の維持のための取り組みのほか、JR利用者の利便性を高めるため、JRのダイヤ改正時には関係者で協議を実施し、玉名駅及び新玉名駅との乗り継ぎに配慮し、利用者の利便性向上を図っていると

ころでございますが、特に新玉名駅に関しましては、本市はもとより県北の玄関口であることも鑑み、引き続き移動手段の確保に努めてまいりたいと考えております。バス停留所環境の充実についてでございますが、例えば、「玉名中町停留所」は、玉名温泉街エリアから熊本市方面への相互間の移動に際しての乗りかえ拠点となるため、待合環境の充実を図る必要性は高いと認識しておりますが、これを含め、今のところ整備には至っておりません。今後、停留所の役割や利用者数等を総合的に判断し、検討を行なってまいりたいと考えております。

4点目、運行ダイヤルートなどがわかりやすい情報提供についてでございますが、本市におきまして、特に中心部において複数の路線バスの系統が集中しているため、利用者にわかりやすい情報提供が必要であると考えております。このような認識のもと、市の総合的な交通施策に関すること等を審議することを目的に設置しております玉名市地域公共交通会議では、毎年、市内の公共交通に関するマップと時刻表を作成し、公共施設、商業施設、転入者等に配布し、情報提供に努めているところでございます。

次に、商業、福祉、道路行政が一体となった体制構築についてでございますが、利用動機につなげるため、他分野と連携した取り組みも重要であると考えており、例えば、商業施設と連携し、特典つき切符を販売するなどが考えられるところでございます。現在バス事業者におきましても、厳しい経営状況を背景に、生産性向上に向けた取り組みが求められていることから、実現可能な取り組みについて事業者とともに検討してまいりたいと考えております。

最後に利用促進につながるサービスの実施についてでございますが、まずはこれまで利用する機会の少なかった方々に対し、利用促進することが大切であると考えておりまして、小学校低学年を対象にしたバス乗り方教室の実施、後期高齢者説明会の場を活用した公共交通機関の紹介、介護保険事業者に対する公共交通機関の説明、広報紙を用いてその公共交通機関の紹介などを行なっているところでございます。また、割引切符につきましては、一義的には運行事業者において企画されるものであると考えており、現に産交バスにおいては通勤定期券保有者を対象に、土曜日、日曜日、祝日に家族とともに定期区間外においても100円で利用できる「エコ定期券」を販売し、利用促進を図っておられるところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 続きまして、5点目の交通弱者への支援策について玉名市外出支援サービス、玉名市福祉バスの実績についての御質問にお答えいたします。

まず、玉名市外出支援サービス事業でございますが、身体上又は環境上かつ経済上の理由により、一般の交通機関を利用することが困難な在宅のひとり暮らし又は高齢者の

みの世帯の方に対し、自宅と有明圏域管内の医療機関や公共施設などへの送迎を行なう事業でございます。実績につきましては、平成27年度で170人の方が、延べ2,437回、平成28年度では166人の方が、延べ2,378回の利用がございました。

次に、玉名市福祉バス運行事業でございますが、市営温泉施設へ無料で送迎を行なうことで、高齢者の健康づくりを推進する事業でございます。4カ所の市営温泉へ3台のバスで15のルートを一地域、週1回の割合で回っており、平成28年度は1万5,967人の利用がございまして、15コースの1日の平均利用者は22人でございました。ここ数年の1日平均利用者は変わらない状況でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

まず最初のバス路線への助成額の現状についてですけど、現在、平成28年で7,600万円で、合併したときは5,800万円ぐらいで、2,000万円ぐらいふえてて、おそらく年々増加してきていると思います。公的な公共交通網を維持していく分で補助しないといけない部分はあると思うんですけど、その補助されている行政側として、バス運営されてるところに対して、運行方式の見直しとか、その運行の効率化などについて何か提言とか提案とか、そういった協議とかはされているんですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 再質問にお答えいたします。

まず、市は運行事業者に対し運行に関する改善等を求めることはできるのかについてでございますが、昨今の地域公共交通を取り巻く環境から、地方自治体に求められる役割は年々増大しており、路線バスにつきましては、運行効率化を図りながら維持・確保していくことが行政としての責務であると認識しているところでございます。このような認識のもと、地域公共交通総合連携計画に掲げる事業の推進に当たり、路線バス運行事業者と連携をとりながら、路線再編等実施しているところでございます。また、今後は定住自立圏構想による路線バスに関する実態調査事業等通じ、圏域内を運行する路線バスの現状や課題について整理分析を行なうことにしており、これらをもとに関係者で連携をとりながら、必要な見直しを行なってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 連携をとっていかれるとのことですけど、やっぱり財政負担してる側としては、ただ欠損がこれだけでだから補助していただくだけでなく、その運営についてしっかり協議して、ちょっとでもよくなるような対策をとっていただきたいと思

います。でも、効率化だけ求めてしまうとバス事業者は当然、利益がないところからは撤退したいと思うんで、それだと公共交通自体が維持できなくなっていくというそのバランスが難しいと思うんですけど、その辺しっかり協議しながら、便利な交通網を整備していただきたいと思います。

次に、乗り合いタクシーへの転換ですが、実際、岱明町、横島町においては、バス路線の廃止があって乗り合いタクシーに変換されたわけですけど、現在、利用者も2万人ぐらいって結構な人が利用されてると思いますけど、実際のところ、そのバスを運行されていたときと、今、乗り合いタクシーになって変わったときでは、その経費的な部分、利用者的な部分を比較すると、どういう状況ですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 乗り合いタクシーの導入効果についてでございますが、みかんタクシーとしおかぜ・いちごタクシーとは補助金の算定方式が異なりますので、一概には言えない部分もございますが、廃止前の路線バスの維持に要していた費用と比べてみますと、天水・河内みかんタクシーにつきましては、約3割から4割程度の費用でおさまっているようでございます。滑石・岱明しおかぜタクシーと大浜・横島いちごタクシーは、廃止前の路線バスの維持に要していた費用の範囲内で補助し運行しているため、それほど変わらない状況となっておりますが、1日当たりの利用者を見てみますと、年々順調にふえており、廃止したバス路線における人数と同程度まで推移しておりますので、一定の導入効果を確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ということは、維持費が同じぐらいで、利用者は今乗り合いタクシーのほうはふえてきているということなんで、経費的に変わらなくて、利用者はふえて同数ぐらいあるということは、この乗り合いタクシーというのは、やっぱり市民の方からすると、利便性の向上につながっているんじゃないかなとおります。けど、今年運行されて予約時間が1時間ある問題とか停留場所の点など要望や改善してほしい点が多々出てきていると思いますけど、実際今、岱明町、横島町での乗り合いタクシーではおられる場所は、現在、六田、中央病院、玉名駅、旧市役所があった文化センターの4カ所なんですけど、この新庁舎、新しい市役所にも行けたらいいという声を結構聞かれますけど、そういう運行ルートの見直しとか、停留所の見直しということについて、今後、今時点で考えたりとか、今後考えていこうというお考えはないか伺いたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 現在の区域外からの停留所といいますか、運行の場所

につきましては、実際の利用される地区の方々から御意見を頂戴しながら、いろいろ検討した上で決めてあるところで、例えば、その場所を増加するとかなると、当然運行ルートの方がかかってまいりますので、それこそ逆に利用しづらい状況にあると思います。ただ、どんどん時代が変わると実態も変わると思いますので、利用者の方々の御意見等参考に変えるべきときは変えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やっぱりバス路線の廃止でその運行されているんで、おりの場所をふやしたり変更したりするのは、今答弁でも難しい、すぐには難しいというような感じなんですけど、実際運行されたときは、市役所は文化センターのところにあったわけで、新しくなってこっちに来たわけで市役所というのは市の中枢でもあるんで、せめてそこら辺にはとまれるように変更しても、実際、来るようにしてほしいという声もあるので、その辺は、今後検討していただきたいと思えます。

今、天水町、岱明町の一部と横島町で乗り合いタクシー運行されてるんですけども、実際今、玉名市には交通不便地域と言われるところがたくさんあると思うんですけど、そのような地域に対して、新たなこういう乗り合いタクシーのような制度を導入されるようなお考えとか、予定とかないですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 先ほど答弁いたしましたとおり、乗り合いタクシーの導入というのは、既存のバス路線の代替手段として導入したものでございますので、その経費との比較ということで今のところはうまくいっているということでございます。ただし、当然、玉名市内には、今の公共交通不便地域のうちの定義でも、確かにその不便地域内にいらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。その地域も点在しております。実際、その方々が非常に困っていらっしゃるという現状も認識はしております。当然、その方々の数は今後ふえてくるということもわかっております。ただ、玉名市に限らず、どこの自治体も非常にこれはやっぱり難しい問題で、一方では大きな計画の中でバス路線の維持というのを挙げながら、実態としては、運行事業者も、先ほど議員もおっしゃったとおり、できれば採算性がとれないところはどうかしてほしいと思っておられる部分もございますし、だからといってそれを全部行政で引き受ける、例えば、乗り合いタクシーを全域に入れるとか。入れるなら今のルール以外に、バス路線の代替手段としてでなく、入れるということならば、ある程度の区域にたくさん入れないといけませんよね。そうなるとう然ものすごい経費になりますし、それと、それ以上に難しいのは運転手の確保です。運転手の確保。そこがございまして、ただ、だからといって乗り合いタクシーは、ほかの地域には全く検討しませんよということではなくて、既存のバ

ス路線やほかにもコミュニティーバス、あるいは地域運営主体のそういう路線、路線と
いますか、代替手段。例えば、NPO法人とかですね、そういうところが運営して、
利益を得ずに運行してらっしゃるケース等もごございますので、今後、先ほど答弁で申し
上げましたとおり、特定の地域からのアンケート調査等も行なっておりますし、幅広い
視点で、どういう手段が1番現実的かということを考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 新たな導入というのはやっぱりバス路線関係の経費の部分もある
ので、なかなか難しい点もあると思いますけど、現在乗り合いタクシー実際にされてメ
リットが出ている部分が大分あると思うんで、もっと活用できるところは活用してい
った方がいいんじゃないかなと思います。

先日、報道でもあったように、国土交通省がタクシーに定期券のような制度を導入す
る方針を発表されました。国土交通省によると、タクシーの利用者は全国で10年前と
比較すると約3割程度減少しているとのこと。しかし、免許証の自主返納などが今
後を進められていく中、車を持たない方たちの移動手段としては、このタクシーも重要
な移動手段であると思います。電車、バスなど一体となり乗り合いタクシーのような
制度などをもっと活用していくことで、玉名市独自の公共交通網を築いていっていただ
きたいなと思います。

次に、3つ目の既存の公共交通の利便性向上で、バス停環境の充実についてですけ
ど、たまに車とかで運転していて、高齢の方が路肩に座ったりされることがあるんで、
「何されてるのかな。」と思うと、前を通り過ぎたら、「ああ、ここバス停だったの
か。」という、思うようなところが結構あります。今のこの夏の時期なんかは、日よけ
もなく、イスもなく、バスを待たないといけないなら、なかなか需要増にはつなが
っていかないんじゃないかなと思います。財源的に余裕がないというのもわかりますけ
ど、実際この計画の目標として、バス停環境の充実というのを計画に掲げられているの
で、しっかりそのバス停環境の改善にも今後取り組んでいただきたいと思いますが、
答弁でちょっと言われたかどうかわかんないんですけど、今はそういう環境の整備とか
は、実際はまだされてないということだった、どっかされたりはしてるんですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 私が存じあげております範囲では、まだ確かそういう
環境整備は行っていないと思います。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やっぱりそういう計画に上げられているんで、しっかり整備で
きるころからでいいんで、しっかり進めていただきたいと思います。

その下の玉名駅、新玉名駅における交通結節機能の強化についてですけど、この公共交通対策においては、やっぱりいかに切れ目のない交通網を築いていくかだと思いますけど、実際、玉名市として、この交通結節機能の強化を目標とされていく中で、玉名駅とか、新玉名駅とかありますけど、そこからおりる人たちがどれくらいで、どれくらいの人が移動できるというような具体的な人数というか、目標というのは掲げられてその結節機能強化に取り組まれているのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 新玉名駅からの移送人数についてでございますが、乗り継ぎの際は送迎、自家用車、路線バス、乗用タクシー等多様な手段が考えられることから、輸送人員については特段の想定は行なっておりませんが、路線バスの乗り継ぎにつきましては、全部で7つの系統が乗り入れており、可能な限りJRとの乗り継ぎを考慮しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） その具体的な人数は想定されてないということですけど、現在でもよく聞かれますけど、新玉名駅に着いてそこから移動しようとしたけど、タクシーが2、3台いたけど、前の人がもう乗って行ったらタクシーがいなくて、バスもなくて、いざ実際、玉名市にパッと来た人は、そこからどう移動していいかわからなかったというような話もあります。やっぱり駅というのは、玉名市の最初の玄関口でもありますし、駅からおりて移動もできなかったとなると、その玉名市の第一印象というのは余りよくないんじゃないかなというのがあります。今後は、大河ドラマなどもあって、観光客の増加が見込まれるし、増加するように取り組んでいかれると思います。そういう多くの観光客を呼びこんでいこうと思うのであれば、やっぱりそれ相応の駅からの移動手段というの、しっかりやっぱり計画に入れて整備しておかないと、なかなかうまく具合に観光戦略になっていかないんじゃないかなと思うので、公共交通だけじゃなくて、そういう観光戦略との一体となって、今後取り組んでいただきたいと思います。

次に、利便性の向上について、もう1点質問なんですけど、議会の開会日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略KPIの達成状況」というものの説明があったんですけど、この項目の中に、公共交通網の充実で、公共交通の利便性向上という方針が一つ掲げられているんですけど、この達成率は後退しているとなってるんですけど、この「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、この今現在、後退となっているんですけど、これをちょっとでも達成していくような何か計画とか対策とか、今考えられているのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 総合戦略におけるK P Iの達成状況についてでございますが、さまざまな要因により、利用者の減少が続いている状況の中におきましても交通事業者と連携し、公共交通の維持・確保を主眼に、路線バスの運行効率化等さまざまな施策を実施しているところでございます。取り巻く状況は厳しいものがございますが、引き続き関係者と密に連携をとりながら維持・確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 目標を掲げられて、実際後退しているわけですから、改善できるように何らかの策は、目標を立ててるからには策を打っていただきたいと思ひますし、この目標のところでもう1個数字的なところを言ってあれなんですけど、この公共交通連携計画で、公共交通整備に満足している市民の満足度の目標値が掲げられています。この5年間の計画では、平成23年が7.8%が満足しているということで、これを平成29年度まで15%以上にするというのをこの計画で目標に掲げられていたと思ひます。今年度出されたこの総合計画にも同じこの公共交通について満足している市民の割合という目標値が掲げられているんですけど、平成29年度までに15%以上と、今年度までですね、15%以上とされるのを目標とされていたのに、この総合計画では、平成33年度、さらに今から4年先で14.4%目標値とされてるんですけど、これだと目標値が下がっているように感じるんですけど、この目標値を下げられた理由というのが何かあればお伺ひします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 地域公共交通総合連携計画と第2次総合計画前期基本計画に記載している公共交通施策の満足度の向上の目標値に関する整合についてでございますが、地域公共交通総合連携計画の現状値や目標値、並びに第2次総合計画の現状値や目標値は、2年に1度実施している市民意識調査での結果を反映しています。地域公共交通総合連携計画では、平成23年度の満足度7.8%で、平成29年度には2倍の15%という目標を立てておりましたが、第2次総合計画では、平成27年度時点の現状値12.9%に、市民意識調査による市民の重要度及び満足度に応じて期待値を割り出し加算し、平成33年度の目標値14.4%を算出しました。結果的に目標値を下方修正することになりましたが、第2次総合計画においては、平成23年度における、より現実的な数値を設定したものと認識しております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 結局この総合計画を立てられるときは、この下にあるこの公共

交通総合連携計画をもとに、恐らくこれをつくることになると思うんですけど、15%というのは、結局1割5分ぐらいなんで、そんな高い目標値じゃないと思うんですけど、それをさらに14%まで下げられたというのはどうかなと思うんですけど、算出の仕方とか違うのかもしれないですけど、やっぱりその目標は高く持ち過ぎてもいけないんですけど、15%というのは、決してそんな高い目標じゃないと思うんで、市民の15%が満足というんじゃ、もっと上を行政側としては目指して対応をしてほしいなと思います。この総合計画でも今14.4%と目標されているので、せめてこれは最低限クリアできるように、今後対策としていただきたいなと思います。

次に、4点目の利用促進についてですが、その利用促進につなげるには商業や福祉、道路行政が一体となった体制構築が必要になると思います。公共交通機関と商店街や各観光施設、医療機関、福祉施設など一体となった取り組みが必要ではないかと思いません。公共交通を福祉の観点からとらえれば、高齢者の外出の動機づけにもなり、健康づくりにつなげることもできます。医療、福祉施設との連携したサービスの提供では、健康維持にもつなげることができます。あるいは商業的な観点からとらえれば、商店街や観光施設、商業施設と連携を図れば、消費行動の拡大にもつながり、地域活性化につながっていくと思います。さらにこういう効率的な運行を実施するには、きょうの一般質問、松本議員が言われたように、道路整備もやっぱりしっかりしていかないといけないと思います。こういう商業や福祉、道路行政が一体となった取り組みを今後も築いていただきたいと思います。

最後に、5点目の交通弱者への支援策についてですけど、外出支援サービスと福祉バスの実績ですけど、結構利用されている人が多いと思います。でもこの利用ですけど、確か対象者が玉名市に在住の60歳以上のひとり暮らしの高齢者の方で、料金負担にも困っているとか、いろいろ確か制限があったと思いますけど、主にこのサービス利用できるのは、高齢の方が主体であるかなと思います。それ以外に障がいを持っての方とか生活困窮の方たちへの支援体制としては、玉名市としてはどうお考えかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 北本議員の再質問の高齢者以外の障がい者の交通手段又は生活困窮者の交通手段についての支援策ということでの質問にお答えします。

障がいのある方に対しての移送サービスはありませんけれども、障害者手帳の内容によりバスやタクシーなどの割引の制度、それから各交通機関を利用する際に移動に対する介助のサービス等がございます。介助サービスにつきましては、視覚障がいのある方への同行援護、自己判断能力が制限されている方への行動援護の障害福祉サービスがあり、両サービスを利用できない方につきましては、地域生活支援事業の移動支援事業を利用していただき外出する際の介助支援に努めておるところでございます。

また、市の事業ではございませんけれども、事業者が運輸局に登録して行なう有償運送制度がございます。現在、玉名市では、NPO法人の地域たすけあいの会が実施しており会員登録後、移送サービスを利用していただくものでございます。生活困窮者につきましても、特段の移送サービスはありませんが、生活困窮者が生活保護を受給となった場合の通院費用は、生活保護制度にのっとなって給付されることがございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 交通弱者の方たちに対する支援を行なっていくに当たっては、どのような人を対象に、どのような移動に対し、どのような輸送サービスを行なっていくかが重要で、具体的な対策をとっていく必要があると思います。

玉名市としても、今後もきめ細やかなサービスを目指して取り組んでいただきたいと思います。

今回、持続可能な財政運営と公共交通に関して質問をいたしました。今後人口減少とともに税収は減少し、財政は大変厳しい状況になることが見込まれます。しかし、民生費などの社会保障費は増大することが予想され、市民サービスにかかる費用は今後ますます増加していくものと思われ。その中でも今回、質問しました公共交通整備など取り組まなければいけない課題はたくさんあり、そのほか公共施設の維持など、ハード面の対策も山積みであります。このように厳しい財政だからこそさまざまなアイデアによる先進的な事業などを行ない、ソフト面の強化にも一層取り組む必要があります。また、質問中紹介しました。長野県飯田市の取り組みのように議会のチェック機能を最大限に生かされている地域もあります。現在玉名市では、議会基本条例の制定にも取り組み、議会改革真ただ中ではありますが、議会側もただチェック機関としてだけでなく、それをもとにきちんと政策提言していけるように、市行政側も行財政改革にしっかり取り組み、市民、議会からの提言を取り入れながら、市民サービスの向上につなげていかれることを要望いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時12分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 皆さん、こんにちは。9番、最大の人を誇ります無会派の江田です。

最終日の最後ですね、そして、この任期中の最後の一般質問であります。何か感慨深い思いもあります。そして、いつもいつも最後の最後まで傍聴していただいております傍聴席の皆さま、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

1番目の大正開漁港跡地の太陽光発電について、質問をいたします。この件に関しましては、平成27年の9月議会から3回質問をいたしております。ある議員さんが「何遍すつとよかつな。」と言われましたけども、私も地元の議員として、どうしても将来のことを考えますと、不安で納得がいきません。20年後というと、この件を知っている人というのは、恐らく私も生きちゃおらんですね、恐らく役所の方もだれも知られていないんじゃないかと思えます。結局、あるのは契約書という書面だけです。だからこの契約書がものを言うわけですね。そのためには、やはりこの契約書をしっかりしたことを書いておかなければいけないんじゃないかと思えます。

6月議会において、20年先、要するにこの契約が終わったときですね、この終わったときに契約書に書いてあります「現状回復」そのためには、保証金とか保証人とかについて質問をいたしました。先方の会社にお伺いしていろいろ話を聞いたけど、保証金は今さらどうのこうのということでは言われました。しかし、保証人に対しては、行政のほうから要請があればなってもいいよ、というような話でございました。

そこで、先方のときも市長に伺いを立てました。あれから2カ月以上がたちましたけども、連絡をとってみるようなことを市長言われましたけども、その後どうなったのかお伺いをいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

〔企画経営部長 瀬崎正治君 登壇〕

○企画経営部長（瀬崎正治君） 江田議員の大正開漁港跡地の太陽光発電事業用地に関する御質問にお答えします。

保証人の件につきましては、相手方の親会社にその意向がある旨、先般の6月議会を含め、これまでに複数回発言されておられますので、十分御承知のことと存じますが、本市の決まりごととして、「貸し付けの場合は必ずしも保証人が必要ではない」という規定であるため、この契約に限らず、土地の貸付契約には保証を条件にはしておりません。ですから、この契約についても当初から同様であり、現時点におきましても保証いただいております。ただ先般の6月議会、保証人になってもらってはどうかということで御質問もございましたし、私どものほうから担当課である管財課から親会社に対し、この件につきましては、当然ながら既にお伝えをしております。今後、保証をいただく

としても保証のあり方、いろんな方法が考えられますので、それらの効果等を検討するとともに、当然相手方の御意向も、どうかということも確認が必要でございますので、その御意向も伺いながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 市長は6月議会で、「子会社に出資している親会社の責任は、当然契約書にあらうがなかろうが、そういうことはある。」というようなことを言われましたね。結局、親会社が責任を持つようなことを匂わせたと思うんですね。そして東芝の話もされました。1番苦労していると、しかし、あの東芝というのは、結局子会社が原子力発電事業で失敗してああいう状況になったわけですね、しかしそういう責任のとり方というのはやっぱりぴしゃっと株主とか書いてあるわけですよ。だからですね、私が思うのに、その子会社に契約書に何もそういうことはうたってなかわけですね、そしていろいろ前回も言いましたけども、結局この最終的にビーイーソーラーズリーの会社には、訪問も何もしとらんのはらんとですよ。だからそれは前回もそういうことは言いました。だから結局その当時、この契約がされたのが平成26年8月26日だったのですかね、その当時の最初から副市長おられたからですね、事務方のトップで、副市長としてはどういう考えでおられるか。私たちが銀行から金を借るときは、結局最初の取り引きのときは、もうその何というんですか、もちろん、担保も提供、それと、会社の謄本、それとか定款、それとか、要するにどういうその取締役がおって、どういうことになるかですね、そういうのをちゃんと出して、そして金を融資をいただくわけですね。そういうことはありましたでしょうか、副市長にお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 副市長 齊藤 誠君。

○副市長（齊藤 誠君） 太陽光発電の事業用地の賃貸借に当たって、契約の際に相手方に提出を求めた書類でございますけども、玉名市普通財産の利活用に関する要綱第12条に基づきまして、法人の場合は、登記事項証明書及び印鑑証明書並びに暴力団との関係がない旨の宣誓書の提出を義務づけております。株式会社ビーイーソーラーズリーの当該書類とそれに加えて、同社の定款についても相手方から提出をされております。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 恐らくそれは書類は回ってきて確認をされたと思いますけども、実際的にはその何というんですか、今までのいきさつは管財課からきていろいろあったでしょ。だから、副市長はそれはそういう具合で結構ですよ。ただ、先ほど私がお尋ねしたいのは、その市有財産、市の財産の売却するときは、要するに、議会の承認が要る。しかし、貸し付けについては報告も要らないし、承認も要らないと言われました。ですから、保証人も保証金も要らないようなことを部長の答弁ありましたですね。ちょっと

お尋ねをしますけども、例えば、今、市営住宅なんかありますね、これを貸すときは保証人も保証金も、保証金は恐らく市のだからいらんと思うけども、保証人なんかは要らんとですか、お尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

市営住宅の入居の際は、玉名市市営住宅条例第11条第1項第1号の規定により、保証人を立てていただくことになっておりますので、保証人が立てられない場合は入居は認められないということになります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） その市営住宅1つ貸すにも保証人がいるとですよ。これはどういうことかというんですね、入っって家賃も払わん。居座ってもらいと困る、立ち退きはでけん。結構今までも払わんでずっとおんなはる人もおるわけですよ。その市営住宅1つにしてもそういう具合で保証人がいるとですよ。ましてや20年間貸して、そら20年先はその会社はどがんたるとるかわからん、そらわからんですよ。まして、これ地元ならよかっばってんですね、東京の会社ですよ。しかも、親会社と子会社のぴしゃったしたあれがなかつですよ。だからえらい、この市の行政としては、ほんなこてずさんな契約、無責任。だれが責任のあるかわからんですね。

[高寄哲哉市長 「むこうが責任だろたい。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） は。何ですか。言おごたるなら、ちゃんと議長に言うて、言うてくれんですか。

結局、契約書に、借りてる会社の契約書には、借りている会社の負担で土地は現状に回復して返還しなければならないと書いてあるわけですね。だから20年先に、これは要するに市に返すときは現状に回復しなければならないと書いてあるんです。ところが1番心配しとるとはですね、20年先ですばい。さっき言うたごつ、皆さんだれもひよっとすっと生きとる人がだれかおるかもしれんけども、市長は元気よかけん、そのときまで生きとるかもしれんけんですね

[高寄哲哉市長 「全員生きとるけん心配せんでよか。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） はい。元気よかけんですね。ところがですね、要するにそういう状況の中ですからですね、要するにそういうのが1番心配しとるわけです。その前市長言われました20年貸しとると、年間に155万円ですかね、20年たつと3,000万円以上の金が市に入ってくるって。そら相当市に対してよかて。確かにですね、それに固定資産税も入ってくる。ただですね、私がなんで保証人、保証人ば言うかという、20年先その会社がどうなるとるかわからんとですよ。そのための保証ですよ。そ

らですね、今調べたところによると、この現状回復費用が最低でも1,500万円かかるわけですよ。今でそがんですよ。20年先になってくると、さあ今、一斉にこの太陽光発電のソーラーばしよる。これが一斉に現状回復する可能性があるわけですよ。そのときになって果たしてどうなるか、どれくらいかかるかわからんとですよ。ですから、この前からずっと言っておりますけれども、保証人、保証金の問題。しかし、もう3年たって、先ほどから東京に交渉はしよるとかいうけども、果たして今ごろになってと言われる可能性があるかもしれんですよ。だから結局一番いい形に持ってくるのは私もいろいろ考えました。いろんな人に聞きました。この土地の賃貸契約書の第20条、疑義などの解決の中で、この契約について疑義のあるとき、また、この契約に定めない事項については市とその貸してる、借りている人が協議の上で解決するものとうたってあるわけですね。だからいろいろ話を聞いてるうちに、そら親会社が保証したってちゃよかつばってん、親会社も20年先は投資会社だけん、どがんなるかわかりませんばいと。だから、私が心配するのは、結局20年先現状回復するそのお金をどがんするかです。そこで1つの提案ですけどもですね。1番間違いなかつはですね、太陽光の売電のお金ですよ。これはもう間違いなく入ってくるわけですよ。これは、年間、確か3,000万円近く入ってくるとじゃないですか。だからどうせ今から交渉するならですね、その最後の1年間分、銀行でちゃ金借るときは土地ば担保にとったりいろいろするでしょうが、その1年分ば担保として、そうすると担保でととって現状ばぴしゃっと回復したら、それは返したっちゃよかつですよ。そういうことも考えてはどうでしょうかということをご提案をしたいと思っておりますけど、いかがでございますか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 先ほど答弁いたしましたとおり、保証のあり方にはいろいろございますので、今、江田議員がおっしゃった案も含めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） そういう状況で、今交渉ばしよんなはるならですね、そうすると先方もどうせ20年先、それを解体して現状に戻すためには、金があるわけですよ。幾らかかるかわからんですよ、今で1,500万円、ひよっとすると2,000万円、3,000万円かかるかもしれんですよ。それぐらいで1年間の3,000万円を担保にとるならば、先方も何も言わさんと思うですよ。今さら保証金ば保証人ばと言わんでですね、そういうこともどうかよろしくお願いをいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 2番目の公共施設の建設について質問いたします。

公共施設の建設に当たっては、公共施設等建設特別委員会でこれまで何回もいろいろ検討、議論をされてきました。その中で、①岱明町公民館建設はこれでいいのか、を質問いたします。

きょうは御心配になって来ておられます。

この議会に岱明町公民館建設事業で、建設基本設計及び実施設計、駐車場用地測量設計の事務等の補正予算が提出されております。3月議会でも、議案が承認されなかったのに、なぜ今回提出されたのか。この公民館建設については、皆さま御存じのように旧岱明町のころから計画をされており、合併協議会でも現地建てかえが約束事であったにもかかわらず、平成24年度に公共施設適正配置計画に基づき、岱明支所に集約させる計画が2度にわたって議会で承認をされませんでした。そしてその後は、岱明ふれあい健康センターが利用率が悪いということで、相乗効果を期待して、利用者の意見よりも行政の都合で12月議会に提案をされました。議会にて補正予算は削除されました。なのに再び提案をされているのはなぜなのか、お伺いをいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

[企画経営部長 瀬崎正治君 登壇]

○企画経営部長（瀬崎正治君） 岱明町公民館建設についての御質問にお答えいたします。

岱明町公民館建設につきましては、任期満了に伴い、市長が今回退任され新しい市長のもとで、新たに検討してはどうかというお考えを持っていらっしゃるかと思います。これまで議会でもさまざまな議論が交わされ、

[「だれがそがん思っとるとかい。」と呼ぶ者複数あり]

○企画経営部長（瀬崎正治君） 市民からの要望や請願等がなされていることは、議員も御承知のとおりと存じます。振り返りますと、岱明町公民館の建てかえにつきましては、市町合併前の岱明町時代より検討がなされ、一度中断し、平成22年度に岱明地域協議会において、公民館建設に関して議論があり、再度、検討を始め、今に至っております。その間人口が減少し、少子高齢社会となり、財政状況につきましても厳しさを増すなど、社会情勢が変化してきました。そこで、今後の公共施設のあり方や将来を見通したマネジメントの必要性も考え、平成24年度に公共施設適正配置計画を策定いたしました。その計画の目的にもございますが、以前は、住民サービスの充実を図るため、箱物といわれる公共施設をこれまで次々と建設してきましたが、その結果、それらの施設の維持管理、更新がこの先の大きな負担であることはだれでも思うこととございますし、これまでも御説明してまいりました。そのため国では、公共施設総合管理計画や長寿命化計画の策定など、地方公共団体の自主的・主体的な改革の取り組みを促しております。このような中、本市としましても、公民館の必要性は十分認識しているところで

ございますが、施設整備につきましては、公共施設適正配置計画の方針に基づき進めていく必要があると考えています。昨年の12月議会におきまして、岱明町公民館建設に関連する予算は否決となりましたが、その後、本年2月に岱明校区の区長様方から岱明ふれあい健康センター併設案に賛同する請願書が提出されております。その請願につきましては、今もなお、継続審査となっていることを踏まえ、ここで行政としての方向性をお示しすることが必要であるという観点から、今議会に再度予算を上程することと判断をいたしました。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 今お話がございました。平成28年10月議会に提出された岱明町公民館建設と岱明町の将来を考える会から出された請願では、現地建てかえ案を視野に入れた十分な検討を要望するとありました。その後、その利用者団体との話し合いはなされましたか、お伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） その後については、ちょっと私もはっきり確認しておりませんが、多分なかったんだろうと思います。

ただ、これまで十分利用者団体の方々とは協議を進め、当然、いろんな問題があるということで、施設整備につきましてはいろいろお話をお聞きして最大限できる範囲で配慮してきたつもりでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 利用団体との話し合いの中でも、もう先ほど部長言われたように、公共施設適正配置計画、これに基づいた上で、とにかくこれありきで話をされました。だから現地建てかえの案なんか全然話になかいですね、それはそうでしょ。だから、先ほど言われました、3月議会で27人の区長さんたちから「岱明町ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願」が出されている。6月の市議会だよりも区長さんより「使用する人たちのことばかり考えずに。」と言われております。けれど、使用されてる方たちの意見はその話聞いてなかわけですね。だから私たちの意見は「その使用されてる方の意見も聞いてください。」。だから何のために公民館があるのか、公民館があるから使用する。やっぱりそれは利便性の問題、いろいろあって話が出ておりました。だから、確かにこの公民館、岱明ふれあい健康センターの役割については、と公民館の役割を一般質問しました。それは確かに言われるように、「これを併設したら相乗効果があつて」、これは全く行政の都合なんですよ。果たして併設した場合に相乗効果がよくなるのか。しかし、実際利用するのは、その公民館を利

用している人たちなんです。その人たちの意見も聞かずに、これはもう極端にいうと行政の勝手なんですよ。ただ何回も申し上げました、その岱明ふれあい健康センター利用率が悪い、しかし利用率が悪かならどうして利用率の悪いか、そういうことも、私はやっぱり考えて、いろいろしていかないかとです。極端な場合は、なら岱明ふれあい健康センターは、民間に委託するならどうだろうか、前にも言いました。潮湯は民間に委託したけんものすごく利用率のよくなったんですよ。これは民間の業者は相当いろいろ勉強して、どうしたら利用率がよくなるか、相当研究されますよ。だからそういうことも、その検討をしていただいたらどうだろうかと思います。

ただ、私たちが反対するからいつまでたっても公民館がでけんと。あるときですね、確か何月かですね、区長さんたちの視察があったそうですね。その中でやっぱり話は「結局、反対しよるけんいつまででもでけんたい。」というような話だったそうです。その方とちょっと私もいろいろお話ししました。そしたら「あら、行政の言うことばかり聞いたっちゃな。」と、「あたたちのいうことも聞いてみんとわからんな。」というごたる人だったですよ。だけんですね、最後にこういうことを言われました。「私たち区長は、やっぱり行政の言うことばきかんと、自分たちの言うことば聞いてもらえんけん。」というようなことば、ちらっとこぼしなはったですね。だから行政の言うことには逆らえないと、そんなことも言われました。実際、この工程表ば見てみるとですね、岱明ふれあい健康センターはもう20年以上たつとるけんですね、中規模改修ばせんと、これしゃんむりせなんとですよ。これが、中規模改修が平成30年8月いっぱいかかるんですよ。それから増設部分が、公民館の建つとですよ。使用開始が平成31年7月です。だから私は今しゃんむり市長の在任中ということじゃなくて、時間のあるとですけん。これまた、次の市長さんにどういう考えなのか。結局あれでしょ、実際的に公民館としてさるつとは平成30年でしょ。最終的に供用開始は、平成31年7月からです。ですから、ちょっとその辺ばいろいろんな人たちの話を聞いてからでも遅くはない。何も今度の9月の補正に出さんでも、次の市長さんのとき出したっちゃどうでしょう。そういうことで、次の質問に入ります。あとはここで質問していいですか。

②の市民会館建設の現況について、お伺いをいたします。

3月議会で予算案は否決。しかし、臨時議会の再議で通された案件ですね。そして入札がありました。1回目も不調、2回目も不調、結局話を聞いてみると、市が提示している30億円弱ですね、全然話にならんとすばいと。これは本当かどうかわかりませんが、ある業者は「9億円ばかりオーバーするとすばいと」と、ちつとならよかっぱってん、ちらっと聞いたばってんですね、設計事務所さんもちらもうこれじゃ話にならんとすばいとということ言われたということをちょっと聞きました。それで結局、6月議会に設計価格の再積算に必要な経費の補正予算を提出されましたが、否決をされま

した。否決したのは、結局、価格の面をどうということかといろいろありました。そしてまた、今回また再提案をされております。なぜなのか。これも公共施設等建設特別委員会でいろいろ議論はいたしました。建設予定価格の高騰ですね、これはやっぱり今はまだ東日本もぴしゃっとまだなっとらんとですよ。そして、東京オリンピック2020年に開かれる、これで東京も建設ラッシュです。まして、追い打ちをかけたように熊本地震で、もうとにかく極端にいうと、ゼネコンは打ち合わんとですよ、熊本には。地元の業者も下請けもおらんで、あきれとらすとです。だからそういうのはどういふつもりなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 市民会館の本体建設工事につきましては、当初の計画では、本年4月初めに入札公告を開始し、5月中に仮契約、6月議会での承認をいただきまして7月からは工事に着工できる計画でございました。しかしながら、議員御承知のとおり、2回にわたり条件付一般競争入札への参加業者がなかった状況でございます。その理由としましては、先ほど議員おっしゃったとおり、熊本地震を初めとする建設ラッシュにより人手が足りず、下請け工事を含め、業者に受注する余力がないこと、また、資材や労務単価の急激な高騰により利益が少なくなることで受注の魅力がないことなどが考えられます。そこで、その対策として、建設工事費を最新の労務単価で再計算することや建設資材や機械設備、音響設備などの各メーカー価格について再見積もりを徴収するなど工事費を再積算し、適正な工事価格を求めた上で、改めて入札に付そうとこれに必要な設計事務費の補正予算を6月議会に上程しましたが、同意を得ることができなかったものでございます。

しかしながら、本事業は再三申しておりますとおり、既に国土交通省から事業採択がなされ、昨年度から社会資本整備総合交付金を活用して事業を進めており、今年度も既に工事費の前期分2億9,760万円の交付決定をいただいております。6月議会後この交付金の窓口である熊本県と今後の対応について協議いたしましたが、やはりこの交付金を無駄にせず、かつ合併特例債を活用することで、市民の実質的負担が最も少なくなる方法での建てかえをすべきと判断いたしました。よって、交付金の条件である今年度内の契約・着工が可能となるよう、工事費の再積算に必要な事務費の補正予算142万6,000円を改めて、今議会に提出した次第でございます。

市民会館の建設事業は、平成23年度に検討委員会からの建議を受け、改修ではなく、建てかえと決定してから既に6年が経過し、現在のホールも建築後50年が経過しております。躯体の老朽化が進んでいることはもとより、バリアフリー対策が不十分であるなど、利用者・来場者、双方の利便性が低下していることは、皆さん御存じだと思います。さらに照明設備や音響設備も老朽化しており、故障していても修理部品がないような状

況で、主催者側に事前にそのことを説明し、了承いただいた上で予約を受け付けているような実状もございます。市民会館は、市内に唯一無二の施設でございます。仮にこの機会を逃してしまうならば、建てかえの際に必要な市民負担がふえてしまうことは、これまでも申してまいりました。重ねての答弁になるかと思いますが、執行部としましては、交付決定を受けている国からの交付金と合併特例債を活用し、市民の実質的負担が最も少なく済む現在の計画を進めたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） この市民会館建設については、なんで議会在反対しているのかと。区長さんたちの言葉を借りれば、基本設計とか何とかには賛成をしながら、本工事には反対する議員のことをいろいろ書かれておりますけども、実は、基本設計のときには建設場所は決まっておらんだったんですよ。そして、実施設計になって、今のこの市民広場になったんですよ。ただ、そのときに実施設計は賛成多数で通りました。しかし、最終的にそのときは、この現地建てかえという案もあったんですね。ところが現地建てかえのときに現地の東側、だから反対をあとでされた方は、そのときは農業振興地域があるから建てられんというような話を聞かれたそうであります。そうしたらあとでいろいろ聞くと農業振興地域はかぶつとらんとですよ。それで結局、再議のあとの、このあれは反対をしたというのが現実です。ところが、担当者からいろいろ聞くと、色を見ても農業振興地域はかかつとらんとですもんね。だからいろんなその辺が恐らく聞かれた議員さんはどれが本当かわからんけども、状況とすればその農業振興地域があるから、恐らくそこに現地建てかえにすると時間が間に合わんというようなことらしかたです。

ちょっとお尋ねしますけどですね、設計から完成まで大体どれくらい時間があると思うですか、お尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） はっきりした期間は申し上げられませんが、おおむねですけど、設計に恐らく1年以上かかりますので、トータルで最低3年だというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 3年間とするですね。極端に言うと、現地に建て直した場合、3年ば足してみると、来年は30年ですか、30年、31年、32年、3年ギリギリいっばい間に合うわけですね

[森川和博君「間に合わんたい。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） 間に合うとですよ。

[森川和博君「間に合わんたい。反対するけん、俺が。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） 反対はせんでいいたい。

[森川和博君「反対するけん。何間に合うかい。」と呼ぶ]

○9番（江田計司君） ちょっと黙るときなっせ。それでですね、そういうことも考える。それと、やっぱり公共施設等建設特別委員会で、いろいろ視察に行きました。今のその図面ば見てみると、800席、小ホール300席ですね。ところが、いろんな企画にいろいろするとですね、「800席じゃ採算のとれんけん、わからんすばい。」という声のほうが多かったですよ。だからそういう意見もいっぱいあります。ですから、いろいろ心配されますけど、この市民会館が建つと50年ぐらい使わなるとですよ。そうするとそこ何年というとはですね、そろもう、よその施設ば使ったっちゃよかったです。ただ言われるように、いろんな資金面とかいろんなことがあります。しかし、そういうことも、まだまだ研究する余地があると思います。だからこういうのも、せっかくですけん次の市長さんに委ねてはいかがかだろろうかと思ひます。

それでは次の話に移りたいと思ひます。

3番目の旧庁舎跡地活用はどうなっているのかをお尋ねします。旧庁舎跡地開発については、私も過去において4回ほど質問をいたしました。また、いろんなところなど視察もいたしました。よく聞かれるのは、「玉名の核はどこですか。」よく言われます。今まで市庁舎があつてあの辺がちょっとにぎわつておつたもんですから、あの辺が核じゃなかろうかということも話したけど、今現時点では果たして核はどこだろろうか、バラバラバラです。やっぱりその一つの核がなければまちは発展せんすね、と思ひます。

平成28年3月議会で旧庁舎跡地等の活用基本設計業務、業務委託関連予算が提案されました。旧庁舎跡地などの活用に関しては、旧庁舎跡地及び周辺開発協議会からも陳情などが出されました。にぎわいの創出及び中心市街地の活性化につながるかどうか疑問の意見が多く出されまして、玉名市本庁舎跡地等検討委員会の中でも、玉名第1保育所及び子育て支援施設の建設に関しては、別の場所での意見が多く出されました。そんな中で、旧庁舎跡地等活用基本設計業務委託関連予算が修正されました。その後はどうなつたのか、お伺いをいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 瀬崎正治君。

○企画経営部長（瀬崎正治君） 旧庁舎跡地活用のその後について、お答えをいたします。

平成27年度に策定した玉名市本庁舎跡地等活用基本構想に基づく関連予算が、先ほどおっしゃつたように、昨年3月議会で否決されたことから、旧庁舎跡地の一体的な

開発構想案は白紙に戻った状況でございます。このような中、旧庁舎跡地は、昨年度建物の解体が終わり更地になり、現在駐車場として利用がなされております。ただ、跡地の有効活用の観点から、その活用策について早急に検討すべきと認識しております。

また、周辺道路の拡幅も含めて、今後どのように整備していくかというのは、できる限り多くの意見を聴取する必要があるとございます。その新たな活用案につきましては、どのような方法で、いつまでに決定するのかなど検討していく必要があるとございます。決定から実現に向けては、一定の時間がかかることは承知しており、現段階では、さまざまな選択肢を排除せず、議論を進めて慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 結局、今お話がありましたけど、これですね。

[江田計司君 実物を示す]

○9番（江田計司君） これがやっぱり1,000万円かかるとですよ。これはもうちゃんと言われたですね。ところがこれをつくられたまず第一の理由は、先ほど言われたように、この旧庁舎の解体費を合併特例債を使うために、これが出たわけですね。ところがこの商店街の人たちから聞くとですね、「あくまで今市が所有する土地で考えろ、ということ。」ですね。ですから、結局このようにならんわけです。そうすると、前にも言いましたけど、やっぱり1番問題の危険な崖ですよ。これが8メートルある。そのためには上を削って下に埋める。そしてそこにその玉名第1保育所を建てる。支援センターを建てる。しかし、これもまったく無計画なんですよ。1,000万円もかけてその計画したけども、最終的には何もならなかったというのが現実。それと何回も話をしました。1番今あそこの問題になっているのは、例の繁根木川の西側というんですか、民地ですね。これはやっぱり今解決しとかんとですね、そら一般質問で言いました。あの居酒屋さん3カ月か4カ月はそのままだったですね。最初これは地震でやられたのか、それとも市がそこは買収して入り口を広さしたかなと思ったらそうじゃなかったんですね。ある旧市役所におられた方の話を聞くと、「おいて、今ならばあの13軒か14軒ですかね、ここの話をつくばい。」で。しかし、これが代がかわったりなんかするとですね、もうなかなか話のつかんとですよ。だから今、この一帯は開発はせんと、先になるともうどがんもでけんですよ。ですから、本来ならば、例の山路さん、株式会社有明測量開発社さん、ここも話ば聞くと、「ああ、よかばい、立ち退いたっちゃよかばい。」と、そういう話もありました。この辺一帯ばやっぱり時間をかけてもいいから、この玉名市の本当の核になるような施設を考えたらどうか、1回市長に、「市長て、行政は金のなかならば、知恵ば出して民間のPFIはどがんでしょうか。」と言ったばつてん、全くバンと蹴られました。やり方はいろいろあると思うですよ。しかし、やっぱ

り時間と金をかけんと、まちづくりというのはでけんと思うです。熊本市の立派なの
できております。だからそういう面ではもうちょっと時間と金をかけて、いろいろ検討
していかなんとじゃなかろうかと思ひます。

高寄市長も勇退をされますので、なかなか今回の一般質問は気合が入りませんでした。
長年にわたって、高寄市長の御努力に感謝をいたしまして、私の一般質問を終わりたい
と思ひます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案の委員会付託

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「議案の委員会付託」を行ないます。

議第65号専決処分事項の承認について、専決第7号平成29年度玉名市一般会計補
正予算（第4号）及び、議第66号専決処分事項の承認について、専決第9号熊本県市
町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、飛んで、議
第76号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第5号）から議第84号固定資産評価
審査委員会委員の選任についてまでの、市長提出議案11件、以上の議案を一括議題と
いたします。

まず、先に、ただいま議題となっております議案のうち、議第82号固定資産評価審
査委員会委員の選任についてから、議第84号固定資産評価審査委員会委員の選任につ
いてまでの、人事案件3件の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第82号から議第84号までの人事案件3件については、議事の都合により、会議
規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議第82号から議第84号までの人事案件3件については、委員会付託を省
略することに決定しました。

議第82号から議第84号までの人事案件3件の委員会付託を省略いたします。

議第82号から議第84号までの人事案件3件については、9月25日の閉会日にそ
の審議を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除き、議題となってお
ります議案につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの
所管の常任委員会に付託いたします。

議案及び請願・陳情付託表

総務委員会

- 議第 6 5 号 専決処分事項の承認について 専決第 7 号
平成 2 9 年度玉名市一般会計補正予算（第 4 号）
（総則・第 1 表歳入歳出予算補正 歳入の部）
- 議第 6 6 号 専決処分事項の承認について 専決第 9 号
熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第 7 6 号 平成 2 9 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）
（総則・第 1 表歳入歳出予算補正 歳入の部・第 1 表歳入歳出予算補正
歳出の部、②総務費、④衛生費〔1 項保健衛生費を除く〕・第 4 表地
方債補正）

建設経済委員会

- 議第 6 5 号 専決処分事項の承認について 専決第 7 号
平成 2 9 年度玉名市一般会計補正予算（第 4 号）
（第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部）
- 議第 7 6 号 平成 2 9 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）
（第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費、
⑧土木費、⑩災害復旧費・第 2 表繰越明費）
- 議第 7 9 号 平成 2 9 年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 議第 8 0 号 玉名市農業委員会委員の定数を定める条例の制定について
- 議第 8 1 号 玉名市工場等設置奨励条例及び玉名市企業立地の促進等による地域にお
ける産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に
基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

文教厚生委員会

- 議第 7 6 号 平成 2 9 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）
（第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費、④衛生費 1 項保健
衛生費、⑩教育費・第 3 表債務負担行為補正）
- 議第 7 7 号 平成 2 9 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 7 8 号 平成 2 9 年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（永野忠弘君） 各常任委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

あわせて、8月28日の開会日に設置され、決算議案9件を付託の上、審査することに決定いたしました決算特別委員会におかれましても、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明8日から24日までは委員会審査のため休会とし、25日は定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時06分 散会

第 5 号

9 月 2 5 日 (月)

平成29年第5回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成29年9月25日（月曜日）午前10時00分開議

開 議 宣 告

- 日程第1 委員会の中間報告（調査事件）
- 1 公共施設等建設特別委員長報告
- 日程第2 委員長報告（審査事件）
- 1 決算特別委員長報告
 - 2 総務委員長報告
 - 3 建設経済委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
 - 5 公共施設等建設特別委員長報告（中間報告）
- 日程第3 質疑・討論・採決
- （議第65号から議第81号まで）
- 日程第4 閉会中の継続審査の件
- 日程第5 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）
- （議第82号から議第84号まで）
- 日程第6 委員会の中間報告（調査事件）
- 1 議会基本条例検討特別委員長報告

閉 会 宣 告

+++++

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

- 日程第1 委員会の中間報告（調査事件）
- 1 公共施設等建設特別委員長報告
- 日程第2 委員長報告（審査事件）
- 1 決算特別委員長報告
 - 2 総務委員長報告
 - 3 建設経済委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
 - 5 公共施設等建設特別委員長報告（中間報告）
- 日程第3 質疑・討論・採決
- （議第65号から議第81号まで）
- 日程第4 閉会中の継続審査の件

日程第5 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）

（議第82号から議第84号まで）

日程第6 委員会の中間報告（調査事件）

1 議会基本条例検討特別委員長報告

日程第7 議員提出議案上程

議員提出第4号 玉名市議会基本条例の制定について

議員提出第5号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 提案理由の説明

日程第9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）

（議員提出第4号及び議員提出第5号）

閉 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市 長	高 寄 哲 哉 君	副 市 長	齊 藤 誠 君
総 務 部 長	上 嶋 晃 君	企 画 經 営 部 長	瀬 崎 正 治 君
市 民 生 活 部 長	小 山 眞 二 君	健 康 福 祉 部 長	村 上 隆 之 君
産 業 經 済 部 長	早 上 正 臣 君	建 設 部 長	礪 谷 章 君
会 計 管 理 者	今 田 幸 治 君	企 業 局 長	福 田 高 広 君
教 育 委 員 長	桑 本 隆 則 君	教 育 長	池 田 誠 一 君
教 育 部 長	戸 寄 孝 司 君	監 査 委 員	坂 口 勝 秀 君

午前10時02分 開議

○議長（永野忠弘君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員会の中間報告（調査事件）

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「委員会の中間報告」を行ないます。

公共施設等建設特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出があります。

あわせて申し上げます。特別委員会の中間報告につきましては、定例会閉会日において付議事件の審議が終了した後、行なうことを通例としておりますが、今期定例会における同委員会の調査の経過と状況の報告は、本日の審議において、議員の意思決定に大きな影響を与えるものと懸念されます。また、付議事件の審議が終了した後の報告では、時期を逸するおそれがあります。よって、この際、本日のすべての議事に先立って、同委員会の中間報告の申し出を許し、委員長の報告を求めることにいたします。

公共施設等建設特別委員長 福嶋譲治君。

[公共施設等建設特別委員長 福嶋譲治君 登壇]

○公共施設等建設特別委員長（福嶋譲治君） おはようございます。

去る8月16日に開催いたしました公共施設等建設特別委員会における調査の経過と結果について報告いたします。

まず最初に、公共施設適正配置計画に関することについて、委員から、公民館と併設する部分以外の岱明ふれあい健康センターの改修はどうなっているのかとの質疑に、執行部から、今年度に空調設備等の設計を委託しており、来年度に改修するとの答弁がありました。

次に、委員から、岱明ふれあい健康センターとの併設ではなく、岱明B&G海洋センターや岱明中央公園まで含めたところで、岱明町の核となるような一体的な整備についての計画を練って見たらどうかと提案したが、全く検討はしないのか、との意見に、執行部から、岱明ふれあい健康センターと併設するところで計画を進めているため、現在のところ併設案以外で施設を集約する計画については検討に至っていない、との答弁があり、委員から、岱明ふれあい健康センターの利用頻度が上がらないことも公民館と併設する理由だったと思う。どこの公共施設でも利用頻度を上げるための工夫がなされていることから、利用頻度を上げていくためにも提案している総合的な計画についても検討してほしい、との意見がありました。

その後、執行部から、岱明町公民館建設事業について、前回の特別委員会では、2つの請願の内容が相反するものであるため、議会の対応を踏まえつつ、慎重な対応が必要

であるとの考えについて説明したが、行政としての方向性を示すことが必要であるとの観点から、次の9月議会において、岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の建設のための基本設計、実施設計費等の関連予算を再度上程する予定であるとの説明があり、次に、天水支所周辺施設集約化事業について、天水町公民館等集約施設増改築及び天水ふれあい館改修工事については、株式会社池田建設と本契約を締結し、7月26日に建設予定地において建設工事の安全祈願起工式をとり行ない、平成30年5月末完成の計画で工事に入っているとの説明がありました。執行部からの説明の後、委員から、9月議会に岱明町公民館の併設のための予算を計上するとの説明だが、その後、なぜ利用者団体との話し合いをしないのか。議会の対応を踏まえるとの説明であったが、今回の請願に対しても継続審査という方向性を示している。どうして一方的に、執行部の案を押しつけるような予算計上をするのか、との質疑があり、執行部から、これまで利用者団体の方々にも真摯に向き合って意見交換をしてきた経緯があり、まだ足りないのであれば、予算成立後でもしっかりと協議をしたいと思っている。公民館の建設の問題については、最終的に建設場所の問題が大きいものとする。利用者団体のことを考えるのが一番だろうという意見もわかるが、公民館に限らず公共施設は、今後の安定した運営を図るために、公共施設適正配置計画に基づいて計画されている。この問題が最終的に建設場所に帰結するのであれば、財政的な面からも利用者団体だけでなく、市民全体のことを考えないといけないと思っている。このようなことから、現時点では、現地建てかえは考えられないということが結論である、との答弁がありました。これに対して委員から、公共施設適正配置計画を最優先すること。この結論であるなら、そういうことを利用者団体に十分説明して、合意の上で予算計上されるのであればともかく、再度の説明もあっていない。手続き上もいかがなものか、との意見がありました。執行部から、施設整備については、今からも協議する余地は十分あると思うが、建設場所については、適正配置計画に基づいて進めることが当然のことであるとする、との答弁がありました。

次に、委員から、建設場所の問題もあるかもしれないが、利用者団体からは岱明ふれあい健康センターとの併設がだめとの意見であった。公共施設適正配置計画に基づいて進めるとのことだが、今1番利用している利用者団体の意に反して併設して建設した結果、利用がされなくなれば、ますます利用状況は低下することにならないか。利用者をふやしていくためにも、なぜ話し合いを持たないのか。利用頻度を上げるとか、利用者にもっと利用していただくとかいった考えが薄れているのではないかと、この意見があり、また、委員から、議会で現地建てかえも含めて検討するようにとの結論が出されている。そのことを無視して進められている。そのことについてもっと考えるべきである、との意見がありました。執行部から、今回の問題は公共施設のあり方に対する根幹

にかかわる問題であり、現地建てかえとなると、適正配置計画から外れることになり、例外となる。例外となると、例外となる明確な根拠がどこにあるかが問題である。区長さん方、利用者団体の皆さん、それぞれの考え方はあるが、総意として賛成、反対とはなかなかならない。施設の集約化を図るという方向性が基本であるとする、との答弁がありました。

次に、市庁舎跡地利活用に関することについて、執行部から、旧庁舎跡地は、玉名第1保育所の建てかえに伴う建設工事の一つにもなっている。跡地東側市道の拡幅も含めて、どのように整備していくかについては、できる限り早く、できる限り多くの意見を聴取して、新たな構想を早急に策定する必要がある。道路拡幅に伴う民家の移転についても簡単ではないが含めて考えていく。新たな構想については、策定から実現に向けて時間を要するが、現段階ではさまざまな選択肢を排除せずに議論を進め、慎重に進めていきたいと考えている、との説明がありました。執行部からの説明のあと、委員から、新たな構想については慎重に進めていきたいとのことだが、玉名第1保育所は、耐震基準も満たしていない中で運営しており、地震から1年以上が経過している。保育所の建てかえ候補地の選定、進捗状況はどうなっているのか、との質疑に、執行部から、今年度、建設候補地の選定と基本構想の策定支援まで含めて委託するよう予算を組んでいた。候補地については、旧庁舎跡地を含めて市有地を5カ所上げていたが、旧庁舎跡地については一体的な開発の問題があり、優先順位が低くなると考える。また、ほかの4候補地もどれも難しい状況である。なお、民有地については、現実的な3カ所に保育所の建設が可能か確認している状況である、との答弁がありました。

次に、委員から、旧庁舎跡地の利活用について、商工団体との話し合いはしているのか、との質疑があり、執行部から、今のところは行っていないが、前回の基本構想策定時と同様に進めている、との答弁がありました。

次に、委員から、旧庁舎跡地には、以前に増して駐車台数がふえているように感じるが、文化センターの利用状況はふえているのか、との質疑に対し、執行部から、文化センターは中央公民館も兼ねているが、平成28年度の利用状況は、利用率が21%となっている。1月から跡地を駐車場として利用するようになって、週末は特に駐車場の利用は多く、夏休みでもあることから、近くの飲食店を利用する際にも利用されている。文化センター2階図書館の来館者についてもふえているような感覚はある、との答弁がありました。

次に、市民会館建設に関することについて、執行部から、今年度になって業者選定の入札が2回不調となっており、その対策として、建設工事費を再積算するための委託料を6月議会に追加提案したが否決となった。国から交付金を受けている社会資本整備総合交付金を活用し、無駄にしないためには、今年度内に契約し着工する必要があるた

め、早期に事務費の増額補正をして、契約可能な事業費予算を確保する必要があること等から、改めて9月議会に業務委託料を再提案することとした。また、交付金を仮に未契約で繰り越した場合、次年度の県全体の交付金にも影響が出るため、年度内に契約できるように準備を進めたい、との説明がありました。執行部からの説明のあと、委員から、現在、交付が決定している社会資本整備総合交付金の2億9,760万円は、総事業費に対する交付額ではないのか。総事業費が上がれば交付額が変わる可能性はないのか、との質疑があり、執行部から、交付決定を受けているのは、2カ年にわたる工事費の今年度分に対する交付額となっている。この交付金は上限21億円の事業費に対して、交付率40%で、8億4,000万円であり、既に上限額に達しているため、総事業費が上がった場合でもこの交付額が上がることはない、との答弁がありました。また、委員から、この委員会でも約30億円の総事業費では応札する業者はないのではないかとの議論もあって、結果的に入札不調になっており、契約可能な事業費予算ではなかったことに対する執行部側の見解を聞きたい、との質疑があり、執行部から、設計当時の積算としては適正であったと認識している。結果的に単価が上がったので、再積算の提案をしている、との答弁がありました。また、委員から、5月の入札が不調になったとき、6月議会で補正予算を上げればスケジュールの前倒しができたのでは、との質疑に、執行部から、その時点では、条件を変えて入札をしてみても業者が決まれば2カ年内に工事が終わる可能性があったことから、そのような判断をした、との答弁がありました。また、委員から、9月議会で事業費を増額できたとして、年度内に契約をした場合、交付金は次年度に繰り越して工事ができるとのことだったが、6月議会の説明では、今増額しないと間に合わないとの説明ではなかったか、との質疑があり、執行部から、年度内に契約しないと間に合わないとの説明をしている、との答弁がありました。

次に、委員から、社会資本整備総合交付金の決定額2億9,760万円は、当初からこの額か。8億円近くではなかったか、との質疑があり、執行部から、この箱物に対する交付金の上限額が8億4,000万円であるとの説明は何度かしている。また、交付率を考えると6億円程度になるのではとも説明したことはある。事業年度は2カ年にわたるので、次年度も交付金はあるが、今の時点で交付額は未定である、との答弁があり、委員から、現市民会館を改築するなら20億円程度かかって、新築しても市の負担は20億円であれば建てかえるべきとの感覚であったが、2年間の工事で交付金はどれぐらいになる見込みか、との質疑に、執行部から、2年目の工事費に対する内示率が不透明であるため、確定的な額ではないが、上限額である8億4,000万円に、現在90%の内示率がついているので、仮に次年度に90%つくのであれば、7億6,000万円弱となるが、それに合併特例債を活用することで、30億円の総事業費に対して市の実質的な負担は8億円程度で済むとの説明をしている。総事業費が数億円上がれば負

担は若干上がることになるが、実質的な負担は改修するより建てかえたほうが財政的に有利にできる、との答弁がありました。委員から、これまで市民会館の建てかえについては、反対理由の主なものとして建設場所があり、10月には改選もあって新体制になる。再積算後のスケジュールでは、12月議会で事業費の増額補正と債務負担行為補正、1月に入札とあるが、それまでに解決するのか。平成31年12月完成予定にも影響があるのではないか。完成予定が仮に1年延びた場合、合併特例債は大丈夫か、との質疑に、執行部から、配付しているスケジュールは、すべてスムーズにいった場合の最短スケジュールを示したものである。交付金の決定を受けているため、可能性がある限りはこれで進めたい。完成予定が仮に1年延びた場合、合併特例債の適用期間ではあるため、平成33年3月までに完成すれば使えるが、合併特例債は他の事業にも充てられるため、完成が間に合わないような状況であれば、他の事業に充てられることも考えられる、との答弁がありました。

次に、委員から、仮に別の場所に建てる場合でも、都市計画を設定すれば社会資本整備総合交付金は受けることができるのではないか、との質疑がありました。執行部から、今回の交付金の対象地域は建設地を含む公共施設ゾーンのみであり、それ以外の場合で建設となった場合の交付はゼロと考える。また、現在地建てかえであっても、大ホールのみ建てかえであれば、交付金はないものとする、との答弁がありました。

次に、委員から、市民会館建設予定地にはいつも多くの車両が駐車してあるが、どういった人が駐車しているか調査はしているか、との質疑があり、執行部から、日中に五、六十台駐車しているのは、社会福祉協議会職員の通勤用車両であり、一般の方ではない、との答弁があり、委員から、市民会館の建設地であることから、車両の移動について社会福祉協議会との話し合いはできているのか、との質疑がありました。執行部から、建設工事が始まれば、別の場所にとめるように調整はしている。完成後は、現市民会館は解体されてあくため、そちらのほうにとめるようにお願いしている、との答弁がありました。

サッカー場建設に関することについて、執行部から、これまでの中北地区を建設候補地とした計画案に対して、太陽光パネルの反射や周辺の雨水対策、周辺住宅への騒音対策の問題、400メートルトラック併設案等の意見をいただいております、3月議会での附帯決議の経緯もあり、さきの6月議会において、基本設計業務委託に関する予算をいったん減額した。その後、サッカー場建設検討委員会の建議書を尊重しながら、これまでの議会からの意見をもとに、課内でサッカー場のあり方、規模、建設候補地等の検討を行なっている段階である。今後、従来の計画案を変更するとなると、市関係部署との再度の協議を行なう必要があるため、合意形成に至るにはしばらく時間を要する、との説明がありました。執行部からの説明のあと、委員から、特に梅雨時期の排水の処理が不

足すとの指摘をしてきたが、現地の確認はしているのか、との質疑があり、執行部から、大雨時の確認はできていない、との答弁がありました。委員から、太陽光設備周辺の道路では、一部土砂が崩れ、側溝もあふれていた。現地の確認もしてほしい、との意見がありました。また、委員から、石川県七尾市のサッカー場を視察したが、そこでは防災公園として補助金を活用して整備がなされていた。防災を兼ねた施設として補助金を活用して施設整備をする考えはないのか、との質疑に、執行部から、人口10万人以上、もしくは南海トラフ地震の対象地区でなければ、防災公園の対象とならない、との答弁があり、委員から、七尾市のように防災関係の補助金を活用してサッカー場を整備している自治体もあることから、再度調査をして活用してほしい、との要望がありました。

以上、審査案件に対する質疑応答のあと、今後も引き続き調査、慎重審議をする必要があることから、全員一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、公共施設等建設特別委員会の報告は終わります。

その他の質疑について報告いたします。

失礼しました。その他の点について、横島の山の上展望公園にあるジャングルジムについて、今年度解体し、来年度に展望所を備えた施設を整備する計画があるという質問がありました。今のは中尾委員からの質問でした。松本副委員長から、蛇ヶ谷公園テニスコートの駐車場不足について、県外から利用する際にテニスコート以外に駐車する場所がわかりにくい。有料でもいいから、駐車場整備を望む声が多いという質疑です。

次に、岱明コミュニティセンター「潮湯」の調理室の整備について、松本副委員長から、潮湯は合宿をするのに最適な場所となっているが、宿泊はできるのに調理をする場所がない、という質疑に、希望者には岱明磯の里で料理をしたものを磯の里で食べることができる、という話が出ております。

次に、小学校の統廃合について、高村委員からの質疑です。公共施設等建設特別委員会にて審査できないか。改選後の新議員で特別委員会の設置については審議の必要がある、という意見が出ております。小中学校の空調設備について、多田隈委員、前田委員から、空調設備の設計業務の入札が不調になった原因について質疑があって、小学校のみ設計業務の入札が不調になっており、入札はせずに、営繕課で設計を行なっているので、10月に工事の入札発注としたいということです。県下多くの自治体が空調設備に取り組んでいることから、受注業者の不足が原因ではないかと推測する。もともと今年度中に実施計画し、発注する計画だったのか、という質問に、設計後早く発注して、夏に工事をする計画であったが、入札の不調と営繕課職員も多くの業務を抱えているため、遅れている。私、委員長から、設計をしているとのことだが、順次導入することはできないか、に対して、早くできたところから開始することは考えてはならず、新年度

予算で光熱費を計上し、使用を開始する。多田隈委員から、玉名町小学校からの導入ではなかったのか、との質疑に、玉名町小学校と玉陵小学校は校舎の新築工事の中で空調も整備している。その他の小学校については、空調設備のみの整備である。全校一斉の使用開始を予定している、ということです。松本副委員長から、図書室など、普通教室以外には整備しないのか、との質疑に、普通教室のほかに学校によっては未整備の図書室やパソコン教室等にも整備することになっている、ということです。

以上、公共施設等建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、公共施設等建設特別委員長の報告は終わりました。

日程第2 委員長報告（審査事件）

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「委員長報告」を行ないます。

これより各委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の結果と経過について各委員長の報告を求めます。

議第65号専決処分事項の承認について、専決第7号、平成29年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から、議第81号玉名市工場等設置奨励条例及び玉名市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの市長提出議案17件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

あわせて継続審査の申し出があります。請第1号岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願の請願1件について、中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

各委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 城戸 淳君。

[決算特別委員長 城戸 淳君 登壇]

○決算特別委員長（城戸 淳君） おはようございます。

決算特別委員会の、ちょっと1時間程度かかりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまから決算特別委員会の審査の結果と経過を御報告申し上げます。

今般の決算特別委員会は9月14日、15日の2日間にわたり審査を行ないました。委員会に付託されました案件は、議第67号平成28年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第75号平成28年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの一般会計及び特別会計並びに企業会計の歳入歳出決算の議案9件であります。

以下、各決算議案の審査経過について、御報告申し上げます。

まず、議第67号平成28年度玉名市一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入決算額339億7,128万4,103円、歳出決算額322億8,682万4,393円で、歳入歳出差引額は16億8,445万9,710円となり、翌年度繰越額5億3,872万2,837円を差し引いた実質収支額11億4,573万6,873円となっております。執行部から、事項別明細書の予算減額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等の説明と各課における主要な施策の成果について、詳細な説明の後、質疑応答に移りました。

主な質疑について申し上げます。まず歳入ですが、委員からの市税の不納欠損の前年度からの比較についての質疑があり、執行部から、前年度から約800万円減少しており、不納欠損の80%は消滅時効である納付期限から5年が過ぎたことによるものです、と答弁があり、さらに委員から、滞納処分の執行停止後の支払い能力があった場合どうなるのか、との質疑に、執行部から、執行停止中も調査を続け、資力を回復すれば執行停止を解除し、差し押さえ等を行なう。消滅時効である5年が経過した場合、徴収権が消滅するため納税義務もなくなり滞納処分はできない、との答弁でした。また、委員からの滞納処分の事務を進める上で内規等はあるのか、との質疑に、執行部から、個別のマニュアルはないが差し押さえ禁止財産や執行停止条件などもあるため、チェックリストなど用いて差し押さえを行なうに当たっての留意事項を確認しながら、法律に基づき適切な執行を当たっている、との答弁がありました。

次に、委員から、都市計画税が課税されている人はどのくらいいるのか、との質疑に、執行部から、都市計画税は固定資産税とあわせて課税しており、平成28年度で8,023人に課税をしている、との答弁。さらに委員から、なぜ自分たちだけ払わないといけないのかと思う方もいるので、そういった方には課税の根拠やその用途などを説明してほしい、との意見がありました。

次に、委員から、保育所運営費利用者負担金の滞納状況についての質疑に、執行部から、平成28年度に入所されていた方の利用者負担金の滞納は、35人の108件で、169万5,700円、27年度までに納めるべき利用負担金の滞納は、26人の153件分で239万3,400円との答弁があり、これに対して委員から、どのように払ってもらっているのか工夫しているのか、との質疑に、保育料は、所得に応じた額になるので、低所得者は定額、あるいはゼロ円になるが、所得がありながら納付されない方がある程度おられるので、税と同様に預金調査、給与調査など実態調査を行なうほか、納付誓約に基づく納付や児童手当から特別徴収も実施しているとの答弁がありました。

次に、委員から、体育施設使用料について、平成28年度から合併前からの施設使用料を見直したが、収入はどうなったか、との質疑に、執行部から、平成27年度は28

6万9,235円、平成28年度が614万1,075円であったとの答弁。

次に、委員から、市営住宅の使用料の滞納に関して、近年の状況と繰り返し滞納されている方への対応についての質疑に、執行部から、滞納額は年々減ってきている。繰り返し滞納される方は事情がそれぞれ違うが、分納やボーナス等での一括納付をしていたらという状況、との答弁でした。

次に、委員から、大正開漁港跡地に建設されている太陽光発電施設について、土地の貸付額は幾らだったのかとの質疑に、執行部から、平成28年度の貸付収入は155万250円、との答弁でした。

次に、委員から、平成28年度は財政調整基金の積み立てより取り崩しが多かったが、その要因は何か、との質疑に、執行部から、歳入において普通交付税が合併算定替の減少により約2億1,700万円が減額され、歳出においては、熊本地震の復旧経費として約7億円を一般財源で対応したことが要因で、結果的に約8億8,000万円の基金を取り崩した。また、平成28年度から5年間で合併算定外は減額されるので、今後、財源が不足する場合は、基金を取り崩すことになるとの答弁がありました。

次に、委員から、住宅新築資金等貸付金について、債権者が保証人が亡くなるなどして回収が難しい場合の対応は、との質疑に、執行部から、相続者等も調査して回収に当たっているが、困難な案件も2、3件あり、弁護士とも相談の上、必要な手続きを検討する、との答弁でした。歳入については、このほか、国庫補助金、銀行口座に振り込まれた差し押さえ禁止財産の取り扱い、空き家等の固定資産税の滞納、ふるさと寄附金、個人番号カード、道路橋梁整備事業債の地方交付税措置など、多岐にわたる内容確認や質疑がありました。

次に、歳出についてですが、委員から、職員援助プログラムに関して、パワハラ、セクハラの相談はあったか。研修は実施しているか、との質疑があり、執行部から、平成28年度はパワハラ、セクハラの相談はなかった。研修は数年ごとに専門家を招いて行なっている、との答弁がありました。さらに委員から、市職員の心の病を診断できる病院の指定を検討してほしい、との意見に、執行部から指定病院はないが、公立玉名中央病院を産業医に指定しており、心の病がふえていることを踏まえ、精神的な病気を診断できる病院を産業医に変更することも検討している、との答弁でした。また、委員から、職員援助プログラムの委託料が非常に高いと感じるが、導入してからの成果は、との質疑に、執行部から、委託料は妥当と判断している。相談件数は少ないが、心の病にかかった職員だけではなく、部下からの相談を受けた上司もその対応を相談できるので、もっと利用があっていいと思われる。また、休業や病休となる職員は微増していると感じている、との答弁。これを受け委員から、目立った成果が上がっていないので、運用を検討してほしい、との意見がありました。

次に、委員から、職員研修事業について、職員研修は非常に有効であり、海外研修なども検討してはどうか、との質疑に、執行部から、海外研修の予定はないが、近隣の状況を鑑みながら検討したい、との答弁。また、委員から、研修旅費の不用額が100万円ぐらいあるので、残った予算を使い、先進地研修など、新たに計画して行くことはできないか、との質疑に、執行部から、可能なものは対応したい、との答弁でした。また、委員からの、自治大学校や市町村アカデミーへの研修者の人選はどうしているのか、との質疑に、執行部から、自治大学校等への研修は、本人のやる気が第一であり、希望をもとに決定する、との答弁があり、これに対して委員から、研修に行った人が帰ってきてから勉強会等を開き、ほかの職員が勉強するような機会をつくるべき、との意見がありました。

次に、委員からの行政評価事業に関して、対象事業の選定方法と評価の反映についての質疑に、執行部から、市の事務事業460事業のうち、行政評価対象の310事業から見直したい15事業を所管課及び企画経営課等で選定し、評価委員会がその中から10事業を選び評価する。この評価結果は、行政改革推進本部に評価委員会の意見として示され、これを踏まえて推進本部で評価を決定する、との答弁がありました。これに対し委員から、過去に評価委員会で、「執行方法の改善」との評価が出たものが、推進本部では「現状のまま継続」という結果になったものがあった。このように時の首長の裁量で決定されるようでは評価委員会の意味がないので、評価委員会の判定を尊重する透明性のある明確なルールづくりが必要ではないか、との意見がありました。また、別の委員からは、外部評価委員にかかる費用や職員の労力を考え、この1年間見てきたが、外部評価委員会の必要性を感じなかった。職員みんなが真剣に事業を行なっているので、自分のところの評価は、市民感覚、市民目線で自分でできると思う、との意見がありました。

次に、委員から、定住促進補助事業に関して、平成28年度から第2次となりどう変わったのかとの質疑に、執行部から、市内業者が建築する場合には50万円の追加補助を導入した。また、空き家を取得した場合に購入費の10%を補助することになっている。また、リフォームに関しても市内業者が20万円以上の増築、改築する場合も補助対象となった、との答弁があり。委員から、知らない人が多いので、十分に周知するように、との意見がありました。また、委員から、この補助金は市外の人を対象にしており、現住所が玉名市である場合は使えない。市民からは、なぜ市に税金を納めているのに、市内の人に使われないのかとの話も聞くので、十分検討すべき、との意見がありました。

次に、委員から、乗り合いタクシーについて、現市役所庁舎に停留所がないので不便である。また、利用できない地区もたくさんあるが平等性をどう考えているのか、との

質疑に、執行部から、廃止される路線バスが今まで走っていたところへ代替案として乗り合いタクシーを導入している。これまでバス路線がなかった地区からも相談がっており、公共交通不便地域のうち、現在睦合小学校校区への公共交通に関するアンケート調査を実施している。また、乗り合いタクシーの対象となる範囲を変更することによる、既存のバス路線やタクシー業者への影響も含めて、公共交通会議で検討していくことになる、との答弁があり、これに対して委員から、睦合小学校区域以外にもアンケートをとるべきではないか。また、今の定住促進補助金はかなり減らしてでも、玉名市全体の交通を充実して、住んでいる人が住みやすいまちにするほうが定住につながり、1番の魅力になる、などの意見がありました。

次に、委員から、老人クラブ支援事業に関して、高齢者がふえる中、老人クラブが平成28年度は86団体に減っているのが理由は何か、との質疑に、執行部から、趣味の多様化や組織の制約などもあり、役員のなり手がいないのが一番の原因と思われる、との答弁。これに対して委員から、補助金申請の書類づくりが大変で役員にならないとの話も聞くが、との質疑に、執行部から、申請書類はかなり簡素化しているが、改善すべきところがあれば検討する、との答弁でした。また、委員から、横島町の老人会の補助金が多い理由は、との質疑に、執行部から、横島町の老人クラブは活動が活発で、この活動に対する補助が多くなっている。今後、老人クラブとの新たな連携した取り組みを考えていく中で、補助についても検討していく、との答弁でした。

次に、委員から、乳幼児健康診査事業においても、もっと乳幼児の病気等が早くわかるように健診機会をふやしてはどうか、との質疑に、執行部から、1カ月健診は出産した病院で実施され、また4カ月健診など法に基づく実施している。成長時期により発見しやすい病気等があり、今の健診時期がよい、との答弁がありました。

次に、委員からの生活保護における医療扶助適正実施推進事業についての質疑に、執行部から、生活保護者の医療費が高額なので、平成28年度から看護師を雇い、ケースワーカーに同行し病状調査を行ない、生活保護者の支援を検討している、との答弁でした。

次に、委員からの消費生活センターの非常勤職員についての質疑に、執行部から、相談員は、専門的なスキルが必要で、いろいろ研修に参加しスキル習得を行なっている。スキルの特殊性もあり、消費生活センター開設以来ずっと勤めている方もいる、との答弁。これに対して委員から、専門性の高い職種で研修だけでなく、個人的に学習されていると思われる。その職種に見合った待遇が必要と思われるが、どう考えているのか、との質疑に、執行部から、一般非常勤職員について専門性が高い職種はほかにもあり、その職種に見合う報酬を考える必要があり、今後検討したい、との答弁がありました。

次に、委員からの商工業者の融資制度の利用についての質疑に、執行部から、平成2

8年度は、熊本地震を受け金利を引き下げた融資制度が創設され、一般の銀行から融資を受ける方がふえたり、熊本地震によりセーフティーネットの融資制度の枠が広がり、そちらを優先して使われる方が多かったため、市の制度を利用された方は少なく、2件であった。現在もセーフティーネットに関しては続いており、時期を見計らって、市の融資制度の金利等の見直しを考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、花しょうぶまつりの観光客がだんだん減ってきている。花の咲きぐあいの評判はよくないが、どう考えているのか、との質疑に、執行部から、本来花ショウブは水中の植物ではないし、裏川は大雨で年に何回も冠水し、土壌が流されてしまうので難しいところがあるが、業者や職員が頑張って管理しており、今年は例年より花数がふえた。また、多くのリピーターのお客さんからも花の多さより昔ながらの石積みと石橋に風情があるのがいいとの話も聞く。今後、まつりのコンセプトやお客さんの目的が花なのかロケーションなのかを精査したい、との答弁がありました。これを受け委員から、花を見に来る客が多いと思われるので研究をお願いしたい。また、お客が少ないのは、食事や買い物ができるところが少ないことも1つの原因と思われるので、建設管理課とふるさとセールス課の連携した取り組みをお願いしたい、との意見がありました。

次に、委員から、新玉名駅西側駐車場整備に関して、新玉名駅駐車場の現状については、との質疑に、執行部から、西側駐車場ができ、混雑は解消した。そこで多目的広場等の使用はやめていたが、駐車場利用者の絶対数がふえてきているようで、やむを得なく再度使用している状況、との答弁。これを受け委員から、受益者負担の検討をお願いする、との意見があり、執行部から、現在沿線の状況等のデータを収集しており、検討中である、との答弁がありました。

次に、委員から、安心メールの普及状況についての質疑に、執行部から、広報紙や各種会議等で広報をしているが、現在約4,000名の登録にとどまり伸び悩んでいる、との答弁。これを受け委員から、安心メールは有効な伝達手段なので、携帯電話を販売所で購入する際に、そこで設定してもらうような方法も考えてはどうか、との意見がありました。

次に、委員からの消防団の定数と実団員数についての質疑に、執行部から、定数は、合併当時は旧市町の定数を引き継いだ、1,712人となっていたが、分団再編を経て、現在1,694人となっており、平成28年度の団員数は1,541人、91%の充足率となっている、との答弁。これを受け委員から、充足率を踏まえ、定数の見直しは考えていないのか、との質疑に、執行部から、国、県からも機能別消防団員などを活用し、人員をふやすようにとの話も上がっている。団員をふやす努力をしているものの、余りにも定数と実数にかい離が見られれば見直しも検討する必要があると思われる

る、との答弁がありました。これに対して委員から、定数を満たすだけでなく、活動人員の確保が大事である。最近では自営業者より、会社員の割合が多くなってきていると思うが、昼間の出勤に関して会社等においてお願いなどしているか、との質疑に、執行部から、以前から会社に対して消防団活動の意義をお話しし、出勤について御理解をいただくよう、継続して取り組んでいる、との答弁がありました。

次に、委員からの自主防災組織の組織率についての質疑に、執行部から、平成29年度7月現在で、旧玉名市が49.4%、旧町は100%となっており、市内258行政区のうち、173行政区で結成済み、との答弁。これを受け、委員から、旧玉名市地区で組織率が上がらない要因はどう考えているのか、との質疑に、執行部から、旧3町、特に農村部はコミュニティーが以前から確立していたが、市街地は、人の出入りや職場の遠さ、核家族化などのさまざまな要因から、地域コミュニティーが希薄になっているところが大きな要因と分析している。平成29年度の総合防災訓練は、玉名町小学校区で菊池川や繁根木川の氾濫など、洪水を想定した内容で、11月に実施する予定であり、その中で自助、共助の大切さを訴えながら結成率の上昇を図りたい、との答弁がありました。

次に、委員から、合併して12年になるが、玉名市民体育祭の位置づけはどうなっているのか、との質疑に、執行部から、まだ旧地域ごとの体育祭となっており、玉名市民体育祭は中央公民館の体育祭であり、旧玉名市管内の体育祭の位置づけとなっている、との答弁。これを受け委員から、市全体で開催する考えはないか、との質疑に、執行部から、以前からスポーツ推進委員協議会等で検討をお願いしているが、まだ統一した体育祭の実施には至っていない、との答弁でした。

次に、委員から、女性の会助成金について、男女共同参画の考えに合わないし、男性も一緒に活動したほうがより活動の幅が広がるのでは。女性に限ることで補助が使いにくいとされているので見直すべきではないか、との質疑に、執行部から、この補助金は、平成30年度までを1つの区切りとしており、今後検討していく、との答弁でした。

次に、委員から、熊本地震からの復旧状況についての質疑に、執行部は、おおむね完了しているが、天水体育館については、浄化槽のひび割れが年度末に判明したため、工事は、平成30年1月の中旬完了の予定。また、文化財の永安寺の東古墳、西古墳については、今年度に調査を実施しており、復旧については来年度以降に予定している、との答弁がありました。

そのほか、歳出に関しては、空き家対策事業、熊本地震によるみなし仮設住宅入居者の医療費の減免、生活困窮者の就労支援、新規就農者の状況、空き店舗対策、企業誘致の現状、排水機場の改修と運転者の確保、公園等の植栽の管理、図書館の方向性、総合

型地域スポーツクラブの状況、音楽の都づくり、投票所に指定された地区公民館のバリアフリー化など、多岐にわたる内容確認や質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決に移りましたが、委員から、新玉名駅駐車場整備事業と玉名市民会館建設事業については、承認することに異議があるとの意見があり、挙手による採決の結果、議第67号については、賛成多数で原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第68号平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額108億1,990万1,837円、歳出決算額101億9,353万9,545円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は6億2,645万2,292円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、国保税の滞納に関して納税の猶予の制度はどのくらい活用されているか、との質疑に、執行部から、平成27年の税制改正により納税の猶予が税条例の中に定められたが、条例に基づく猶予の申請実績はこれまでない。市では納税相談での生活実態や収入状況等の聞き取りをもとに、分納により1年から2年で完納できるように納税計画を立てているので、結果的に猶予されたようになっていく、との答弁。これに対して委員から、その人たちの延滞金はどうなっているのかとの質疑に、執行部から、改めて延滞金免除の申請があった場合は、総合的に実態調査等を行なって判断している。納税相談で分納計画をされたからといって延滞金が免除になるわけではない、との答弁がありました。これを受け委員から、猶予の制度と分納することでは延滞金の取り扱いが違うので、納税相談において猶予の制度を利用する人には、その選択肢をきちんと説明し、納得してもらうようにすべき、との意見があり、執行部から、猶予制度における延滞金の免除については、納税相談等の中での説明を行ない、適切な執行に努めていく、との答弁がありました。

次に、委員から、特定健康診査の個別健診はなぜ夏の暑い時期に実施しているのか、との質疑に、執行部から、個別検診は医師会との協議してこの時期の実施を決めていたが、受診期間の延長等ができるよう、今後医師会との協議を行なっていく、との答弁がありました。

次に、委員から、重複頻回受診訪問指導について、対象の252人に対し、効果では42人となっているが、どういうことかとの質疑に、執行部から、対象者の抽出及び効果検証については、診療から2カ月後上がってくるレセプトをもとに行なっているもので、報告書として上がる時期には比較的对象者が少なくなっているとの答弁がありました。また、委員から、指導の状況についての質疑に、執行部から、戸別訪問は原則2回行なうことになっているが、断った方や1回しか受けなかった方もおられ、全員に指導

できていない。また、医師会からこの情報が欲しいとの話があったので、今後、情報共有を図っていききたいとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第68号については、全員異議なく、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第69号平成28年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額8億1,578万637円、歳出決算額8億1,421万2,842円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は156万7,795円となっております。

執行部からの説明のあと、委員からの健診の受診率が低いことについての質疑に、執行部から、県が保険者であり市として目標は設定していない。受診率は低い状況にあるが、対象者は75歳以上と高齢であるため、日ごろ病院で受診されている方が多いことから健診受診率に結びつきにくいと考えられるとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第69号については、全員異議なく、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第70号平成28年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額74億8,989万3,657円、歳出決算額72億577万7,900円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は2億8,411万5,757円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、介護保険料の不納欠損が前年度の倍ぐらいになっているが、なぜか、との質疑に、執行部から、滞納は制度的には2年で時効を迎えるが、今まで手をつけていなかったため残っていた。今回、亡くなって2年以上たっている方や10年以上の滞納を不納欠損とした。ほかにも2年以上前の滞納分が残っており、今年度末に不納欠損を考えているが、対象となる方には不納欠損することでペナルティーが発生するので相談されるよう通知を出している、との答弁でした。これに対して委員から、不納欠損して、介護が必要な状態になった場合、ペナルティーがあることで介護サービスを受けることを拒むようなことにならないのか、との質疑に、執行部から、不納欠損の期間等により、数カ月間サービスの負担額が1割から2割ふえるなどのペナルティーとなる。本当に生活が苦しい人には、生活保護による対応も考えなければならないと考えている、との答弁があり、委員から、介護難民をつくらないような対策を十分講じるよう意見がありました。

次に、委員から、いきいきふれあい活動の地区公民館での実施についての質疑に、執行部から、まず背景として、総合事業は、国の方針で要支援1、2に対するデイサービスやヘルパーは、市町村事業に、また、スタッフは地区のボランティアで実施しているが、ボランティアはなかなか見つからない。この要支援レベルの方が行き先が

なくなることが見込まれる中で考えているが、地区公民館を利用した通いの場づくりである。いきいきふれあい活動として、以前から地区公民館で取り組んでもらっているが、この活動では、区長の負担や参加者の固定化、活動回数の少なさなどが問題になっている。できれば週1回の活動をしていただきたいので、まず、区長の負担を減らすため、外部の介護事業所から職員が入れるよう介護事業所と協議を進めている。また、現在介護拠点整備を行なった地区公民館の区長に対しても、場所の提供や有償ボランティアの話をしているところで、合意ができたところから実施したいとの考えている、との答弁がありました。さらに委員から、送迎等の問題についての質疑に、執行部から、介護事業所ではリスクは大きいので、送迎は難しいとのこと。そこで実施回数をふやし、介護予防を兼ねて歩いていけるようにし、地区住民で助け合えないか検討している、との答弁があり、委員から、地域の方や関係者と密に話し合いながら進めてほしい、との意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第70号については、全員異議なく、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第71号平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額2,497万4,405円、歳出決算額2,239万5,754円で、歳入歳出差引額及び実施収支額は257万8,651円となっております。

執行部からの説明のあと、委員からの市町村設置型浄化槽の設置状況についての質疑に、執行部から、対象1,502戸に対し、約10%の153基を設置しているとの答弁がありました。

次に、委員から、合併浄化槽の設置工事の完了検査に資格は必要ないか、との質疑に、執行部から、完了検査に資格は不要であり、設計を行なった職員が施工監督、検査立ち合いをしているので、適正に浄化槽を設置できている、との答弁。さらに委員から、浄化槽にしても、水道にしても、工事に関する資格があると思う。予算も必要だが、機会があれば積極的に資格取得に挑戦して、スキルを上げる努力が必要ではないか、との質疑に、執行部から、業界や協会等の講習会に積極的に参加し、スキルアップに努めている、との答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第71号については、全員異議なく、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第72号平成28年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額8億719万7,069円、歳出決算額7億9,341万5,637円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1,378万1,432円となっております。

執行部からの説明のあと、委員からの工事の進捗と九州新幹線湯水等対策事業基金の残についての質疑に、執行部から、工事は平成28年度末で、工事費ベースでは75%が終わっており、平成30年度で完了予定。基金は7億円残る見込みである、との答弁がありました。

次に、委員から光熱水費の内容についての質疑に、執行部から、ポンプ施設の電気料で、今後ずっとかかるものである、との答弁。これを受け委員から、川は枯渇し、現在ポンプで汲み上げた水を流しているが、自然と地下水が流れ出るようにならないと、いつまでも維持管理が必要である。自然に水が流れていくような兆候はないか、との質疑に、執行部から、梅雨時期には少量流れているものの、ほかの時期は湿気はあるが、流れている状況ではない、との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第72号については、全員異議なく、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第73号平成28年度玉名市水道事業会計決算についてであります。

収益的収入8億8,847万3,928円、収益的支出8億142万3,912円、当年度純利益7,823万3,615円、また、資本的収入1,148万2,800円、資本的支出3億4,787万955円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、水道料金の単価が個人と事業所で同額か、との質疑に、執行部から、個人も事業所も同じ料金であり、基本料は水道メーターの口径の大きさにより異なるが、超過料金は同額、との答弁がありました。

次に、委員から、給水原価が平成27年度から10円ほど上がっているがなぜか、との質疑に、執行部から、簡易水道事業の統合によるものと考えている、との答弁でした。

次に、委員から、有収率を上げれば経営が良好になると思うが、今後の老朽化の更新計画では有収率の改善にはつながっていないのではないかと。有収率上げるため老朽管更新を前倒ししてはどうか、との質疑に、執行部から、水道事業によって重要な有収率向上のために、無収水量を減らすことが1番大事である。しかし、水道事業は、昭和30年代からの整備が始まっており、老朽管からの漏水が原因による不明水がかなり出てきている。老朽管の更新を進めれば、有収率も上がっていくと考えるが、老朽管更新だけではなく、不明水解消のために漏水調査を行ない、漏水解消も進めていく、との答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第73号については、全員異議なく、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第74号平成28年度玉名市公共下水道事業会計決算についてであります。

収益的収入15億329万751円、収益的支出13億6,276万1,714円、当

年度純利益は1億2,373万5,257円、また、資本的収入6億4,025万790円、資本的支出11億992万8,507円となっております。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第74号については、全員異議なく、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第75号平成28年度玉名市農業集落排水事業会計決算についてであります。

収益的収入4億5,268万607円、収益的支出4億1,816万6,934円、当年度純利益3,953万2,429円、また、資本的収入1億7,119万9,000円、資本的支出2億6,196万6,107円となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、尾田地区の水洗化率が悪いがどう考えているか、との質疑に、執行部から、尾田地区に限らず、普及促進に図っていく、との答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第75号については、全員異議なく、原案のとおり、認定することに決しました。

以上で、決算特別委員会に付託されました案件の報告を、これで終わります。

○議長（永野忠弘君） 委員長報告の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午後11時32分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き、委員長報告を行ないます。

総務委員長 前田正治君。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） 総務委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第65号専決処分事項の承認について、専決第7号、平成29年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分であります。

執行部から、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,279万円を追加し、総額を363億5,566万8,000円とするもので、内容として、7月の台風3号及び大雨に係る被害を受けた農地、農業用施設、道路、河川等、早急な復旧のための破損部分の修繕等で、歳入予算の繰越金の補正については、財源調整である、との説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第65号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第66号専決処分事項の承認について、専決第9号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

執行部から、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である公立玉名中央病院企業団が、平成29年10月1日をもって名称が変更されることに伴い、規約の一部を変更するものと説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第66号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第76号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分であります。

執行部から、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7億6,468万円を追加し、総額を371億2,034万8,000円とするもので、地方債補正については各項目ごとに限度額を変更するものである。歳入歳出予算補正について、歳入においては、分担金、国庫負担金、交付金等について、また、歳出については各項目ごとに説明がありました。

委員から、分担金について、暗渠排水工事における2万円の補助の財源は何か、の質疑に、執行部から、地元の負担軽減を図るため10アール当たり2万円を市が負担するもので、財源は一般財源である、との答弁でした。委員から、支所の市民生活課の窓口業務に関して、民間委託をやめ職員が行なうようになり1カ月が経過したが、状況はどうか、との質疑に、執行部から、8月から職員や非常勤職員で窓口業務を行なっているが、大きな混乱もなく対応を行なっている。しかし、今後業務の見直しや状況を注視していきたい、との答弁でした。委員から、一般管理費は金栗四三PR推進室の予算か、との質疑に、執行部から、金栗四三PR推進室設置に伴う職員異動に際して、臨時職員の任用が必要な場合の予算である、との答弁でした。委員から、金栗四三PR推進室に、来年、西郷隆盛を題材にした大河ドラマがあるが、その中で、池辺吉十郎などの内容を盛り込むわけにはいかないのか、との意見がありました。委員からマイナンバーカードの申請数は、との質疑に、執行部から、7月末時点で申請者数は4,912名、交付数は4,226名だが、メリットが見えないので交付数の伸び悩みがある。今後取り組みがふえることによって交付率も伸びると予想している、との答弁でした。委員から、地方債補正の社会教育施設整備費事業の内訳は、との質疑に、執行部から、580万円の増額になっているが、岱明町公民館の建設の実施設計及び駐車場用地の測量設計費の歳出の追加に伴う財源の変更である、との答弁でした。委員から、岱明町公民館建設については、岱明ふれあい健康センター併設案と現地建てかえ案とで二分している上に、公共施設等建設特別委員会において、岱明ふれあい健康センターに併設した公民館の早期建設に関する請願が継続審査中で、結論が出されていない。また、利用者団体の意向に沿わないなどで、歳入予算の削除を求め予算の修正をするものとの理由で、修正

動議が提出されました。委員から、岱明町公民館における請願の継続審議を理由にしてあるが、反対なら反対で、議決すべきだが、いまだ継続なので、執行部も再度提案している。修正には反対、との意見でした。委員から、市民会館建設事業については、2回にわたる入札不調の事態を鑑み、建設事業の見直しや現地建てかえも視野に入れた新たな検討の余地があるなどの理由で、歳入歳出予算の削除を求め予算の修正をするものとの理由で、修正動議が提出されました。委員から、市民会館建設の事業についても、2回の入札不調の原因を知るがための予算として提案してあるもので、修正動議については反対、との意見でした。委員から、修正理由の中で、工期について間に合うようであるが、まちづくり交付金等間に合わないと理解している、との意見でした。

以上で審査を終了し、採決に移り、まず、岱明町公民館建設事業に関する歳入予算の修正案については、挙手により採決の結果、賛成少数で否決となりました。

次に、市民会館建設工事再積算業務委託に関する修正案については、挙手による採決の結果、賛成少数で否決となりました。

次に、議第76号中付託分の原案について、挙手による採決の結果、賛成多数で可決とすべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 建設経済副委員長 宮田知美君。

[建設経済副委員長 宮田知美君 登壇]

○建設経済副委員長（宮田知美君） 今期、建設経済委員会に付託されております議案5件について、委員会の審査の結果と経過を御報告いたします。

まず、議第65号専決処分事項の承認について、専決第7号、平成29年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

歳出の部、11款災害復旧費が5,279万円の増額、これは7月の台風3号による暴風及び豪雨により被害を受けた農地、農業用施設、道路、河川等の早急な復旧によるものです。

以上、執行部の説明を受け、委員から、この復旧工事等には、国、県の補助はなかったのか、との質疑に、執行部から、今回の降雨は24時間で219ミリメートル、1時間当たり最大68.5ミリメートルを観測しており、災害復旧の補助要件である24時間80ミリメートル、また、1時間当たり20ミリメートルを満たしていたが、そのほかの要件を満たしていなかったため、補助に該当しなかった、との答弁でした。これを受け、委員から、今回は平野部でなく中山間地に近いところに限定をして災害が発生していると思うが、複数カ所まとめて復旧できるような補助金なども検討してもらいたい、との意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第65号中付託分については、原案のとおり全

員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第76号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。

歳出の部、6款農林水産業費は5,921万4,000円の増額で、主なものは、産地パワーアップ事業補助金で、キャベツの集出荷貯蔵施設や農業機械等に対する補助金3,827万円の増額であります。7款商工費は205万2,000円の増額で、主なものは、大河ドラマ「いだてん」金栗四三PR事業の1,096万3,000円の増額で、大河ドラマのPR成功事例地である長野県上田市や鹿児島県鹿児島市への視察旅費、広報用の名札のネクストラップや共用車につけるマグネット式ステッカー、顔はめパネルの作成等に係る経費であります。8款土木費は2,240万9,000円の増額で、主なものは、土砂災害特別警戒区域にお住まいで、熊本地震により半壊以上の被災をされた方に対して、居住の移転費等を補助する被災者住宅再建支援事業補助金などあります。11款災害復旧費は3,019万8,000円の増額で、7月の豪雨災害に係る市道、河川の復旧工事費であります。また、8款土木費の岱明玉名線道路新設改良事業については、JRとの協議に時間がかかっており、工事完了が遅れることから、事業費2億7,000万円を平成30年度に繰り越すものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、大河ドラマ「いだてん」金栗四三PR事業に関する和水町、南関町、県との連携についての質疑に、執行部から、今、1市2町それぞれでいろんな取り組みがされているが、協議会を立ち上げ、広域的に連携してPRを行ない、相乗効果を図っていく方向で進めている、との答弁。さらに委員からの民間を含めた取り込みについての質疑に、執行部から、民間との協議は進んでいないが、商品化の相談などもあっているので、早急に民間を含めた協議会を立ち上げ、検討や取り組みを進めていく。広域的には、行政が主体となったPR等を進めていくが、地域的には民間の気運の高まりの中で、各地域でさまざまなイベントが実施され、各地域を盛り上げながら日本全国に発信していくのが一番伝わると考えている、との答弁でした。また、このほかにも、フルマラソンや駅伝の実施、くまモンの利用、高校生など若い人へのPR、SNSの活用など、委員から多くの意見がありました。また、委員から、市内に土砂災害警戒区域はどれくらいあるのか、との質疑に、執行部から、土砂災害警戒区域は451カ所、そのうち特別警戒区域は411カ所ある、との答弁で、これを受け委員から、危険な住居移転等は計画的に進められないのか、との質疑に、執行部から、対象となる住居の移転等の相談を受け予算計上している。また、警戒区域については、県のほうで住民説明会を行なって周知している、との答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第76号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第79号平成29年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,570万円を追加するもので、管理用道路舗装工事など、5本の工事を追加するものであります。

委員から特段の質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第79号については、議案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第80号玉名市農業委員会委員の定数を定める条例の制定についてであります。

これは、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い条例を制定するもので、玉名市農業委員会を委員を19人と定めるものであります。また、執行部から、改正により、これまで選挙で選任されてきた農業委員が今後市長が任命することになること、それから、農地集積のあっせんなど、地元での現場活動を行なう農地利用最適化推進委員が新たに置かれることになり、今後、業務内容、業務量を研究し、人数等を検討していくことなどの説明がありました。

執行部からの説明を受け、委員から、これから耕作放棄地はふえ、農業人口が減っていく中、農業委員の地域配分の考えはどうか、との質疑に、執行部から、農業委員の選挙に関して、全国的に無投票率が90%以上あることなどを踏まえ、平成28年7月には、国から、「地域ごとの定数枠を設けることは慎むように」との通知があっており、地域での活動については、今後、地域ごとに担当する最適化推進委員が行なうことになる、との答弁でした。また、委員から、今まで行なわれてきた事務的な部分はどうか、との質疑に、執行部から、農業委員と最適化推進委員は十分連携していくことになっており、例えば、農地法の許可申請など随時農業委員が説明することになるが、現地調査などは最適化推進委員も一緒に行なうことになると思われる、との答弁でした。また、委員から、地域のことは、その地域の人じゃないとわからない部分もある、との意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第80号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第81号玉名市工場等設置奨励条例及び玉名市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い条例を整備するもので、法改正に伴う文言の整理などであります。執行部からの説明を受け、委員から、玉名市への影響は、との質疑に、執行部から、これまでは輸送機器や半導体など製造業だけが対象だったものが、農林水産、観光、スポーツ、文化、まちづくり等の

非製造業の広い範囲で対象となるので、こういったところに派生してくるか、しっかり研究していく必要があるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第81号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員長の報告は終わります。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

〔文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇〕

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） 今期、文教厚生委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第76号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてですが、3款民生費は436万5,000円の追加で、岱明ふれあい健康センター照明改修工事設計業務などで、今年度予算化している外壁及び空調設備改修設計に、今回、LED照明改修を追加することにより、国庫補助のカーボン・マネージメント強化事業の対象となるため、設計の追加を行なうものです。4款衛生費は、5万5,000円で、補助金の実績による償還金の追加です。10款教育費は2,072万2,000円の追加で、主なものは、岱明町公民館建設事業における建築基本設計及び実施設計、並びに駐車場用地測量設計業務等や復興基金交付金を活用した地域の神社等の復旧を図る地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金などです。第3表債務負担行為補正につきましては、岱明町公民館建築基本設計及び実施設計業務、並びに駐車場用地測量設計業務の限度額を設定するものです。

執行部からの説明のあと、3款民生費について、委員から、生活保護費の調査員の報酬が増額となっているが、どのような調査で何人分の報酬か、との質疑に、執行部から、厚生労働省の基礎資料とするための全国調査であり、生活保護世帯の家計を調査するもの。玉名市では3世帯が調査対象で、3人のケースワーカーにより調査を行なう、との答弁がありました。

次に、委員から、臨床心理士による相談内容はどのようなものか、との質疑があり、執行部から、例えば、生活困窮者で障がい等を抱えている場合、臨床心理士に同席してもらって対応しないと相談が難しい場合がある、との答弁がありました。

次に、委員から、岱明ふれあい健康センターの照明改修工事の設計業務委託料は、岱明町公民館の建築事業と関係はあるのかとの質疑に、執行部から、公共施設の空調や照明、ボイラーの設備を省エネ設備に改修することで、国の補助事業の対象となることから、来年度予定していた空調設備の改修工事にLED照明の改修を追加するためのものとの答弁がありました。

次に、10款教育費について、委員から、教育振興基金の利子収入は、基金の預金解

約に伴う利子収入と解約して購入した国債の年間利子収入との説明があったが、もともとの定期預金の原資の額は幾らであり、解約により購入した国債は何年もので年利率はどうなっているか、との質疑に、執行部から、定期預金の預入額は2,010万8,483円であり、年利率0.025%の1年定期であった。また、購入した国債は、額面で8,000万円。購入額は7,989万1,517円である。平成29年6月21日に購入し、年利率0.5%の20年満期のものである、との答弁があり、委員から、給付型の育英奨学金はこれまで何名の利用があっているのか、との質疑があり、執行部から、昭和63年から給付が始まり、延べ371名、実人数で151名となっている、との答弁がありました。また、育英奨学生の選考方法についての質疑については、育英奨学生選考委員会で、申請内容や成績、経済的状況を把握した上で決定している、との答弁がありました。

次に、委員から、岱明町公民館の建設については、昨年11月に利用者団体から、住民を交えたプロジェクトチームをつくり、岱明ふれあい健康センターへの併設案に加え、現地建てかえ案も視野に入れた十分な検討を行なう場をつくってほしいといった請願があり、議会でも採択しているが、検討を行なう機会は設けられたのか。また、今回、基本設計と実施設計の委託料が一括して上程されているが、通常基本設計をして承認された後に実施設計を行なうのが一般的ではないのか。なぜ一括して上程したのか、との質疑に、執行部から、昨年の12月議会で併設案が否決されたあと、庁内では併設案と現地建てかえ案で協議を行なった結果、最終的には、併設案が有利であるとの結論に達したため、住民を交えたプロジェクトチームを設置することや地元の方との検討の場は設けていない。また、基本設計と実施設計を同時に上程しているが、基本設計をしたあとに実施設計に移るといった行程になる、との答弁があり、これに対して委員から、利用者団体からの請願の中には、岱明ふれあい健康センター内のトレーニングルームはスポーツ施設であり、公民館の講堂として使うには不適であるとの理由もある。今後、両施設の高齢者の居場所づくりが必要になってくることから、まだまだ見直しが必要である。また、基本設計と実施設計の両方が予算上通ってしまうと、設計上の問題があっても、建設ありきで進んでしまうように感じられる、との意見があり、執行部から、予算が承認されたあと事業が進んでいく中で、地元の方々と施設の利用の仕方については協議をしていかななくてはならないし、例えば、トレーニングルームの使い方、機材等についても、細かな調整をしていく必要があると考える、との答弁がありました。

次に、委員から、政権が変わることがわかっている中で、今9月議会に予算を上程するのと、3カ月後の12月議会に上程するのではどう違うのか、との質疑があり、執行部から、併設案と現地建てかえといった2つの相反する声がある中で、公共施設適正配置計画に基づき、一刻も早い供用開始を目指すべきで、市の方向性を再度示すべきと

の理由で、今議会に再度の提案をしている、との答弁があり、委員から、3カ月遅れたらどうなるかとの具体的な回答がないことから、12月議会でも構わないのではないかと、との意見がありました。次に、委員から、小学校の部活動が社会体育に移行する中で、今後、岱明ふれあい健康センターの役割もますます大きくなる。執行部の併設案だとトレーニングルームを1つにしてしまうため、現在の利用状況を見ると、子どもたちが平日の夕方に利用しようと思っても使えない。小学校の部活動がなくなったあとの構想をどのように考えているか、との質疑に、執行部から、現在小学校の運動部活動の社会体育移行に向けて、各小学校とPTAも含めて話し合いが持たれている。部活動をやめるところ、総合型地域スポーツクラブに移行するところもある。教育委員会としては、コーディネーターを協議の場に派遣して、その都度状況を把握しながら、基本的には、学校主体で進めている。放課後の子どもたちの居場所はなくなることから、受け皿を整えて検討の場に入っていきたいと考えている、との答弁があり、委員から、今後子どもたちの居場所づくりは、岱明ふれあい健康センターをどう活用していくかにかかっている。岱明町公民館、岱明ふれあい健康センターには、多くの子どもたちが遊びに来ている姿を見ている。施設を集約することは、子どもたちの居場所をなくすことになり、今の時代に合っているのかと危惧する、との意見がありました。

次に、委員から、天水体育館の合併浄化槽への改修工事は、すべて一般財源となっているが、熊本地震が原因であることから、国、県の補助はないのか、との質疑に、執行部から、熊本地震による被害であったため、財政課と協議したが昨年度で地震が原因の施設整備は終わっており、地震による起債の活用は望めないということから、今回は一般財源で対応することにした、との答弁がありました。

質疑の後、今回計上されている岱明町公民館建設事業建築基本設計及び実施設計、駐車場用地測量設計業務等、関連歳出予算を削除する修正案を付した修正動議が委員から提出されました。修正案の提案理由として、岱明町公民館建設については、岱明ふれあい健康センター併設案と現地建てかえ案とで意見が二分している。中でも市が提示する併設案においては、公民館部分の講堂がなくなるものとされている。本格的な高齢化社会を迎えた現在、岱明町公民館、岱明ふれあい健康センターのいずれも高齢者生活の支援と活性化のための拠点として非常に大切な施設である。しかしながら、講堂をなくすという併設案の現計画では、公民館部分の利便性を大きく損なうものと危惧する。また、議会は、昨年12月現地建てかえも視野に入れた十分に検討する場を設けてほしいとの利用者団体からの請願を採択し、執行部に対して措置を求めていたが、今期定例会までの間に、請願の趣旨に沿った対応はなされていない。加えて本年、地元区長会より提出された岱明町ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願も、現在、公共施設等建設特別委員会で継続審査中であり、議会の結論はまだ出てい

ない。こうした状況から、岱明町公民館建設事業については、もっと十分に検討する必要がある。また、任期満了前の現在、拙速に事業を進めるのではなく、一般選挙後の新しい議会の体制のもとで検討を行なっても、工期は十分に間に合うものとする。

〔間に合わない。〕と呼ぶ者あり〕

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） したがって、岱明町公民館建設事業に関連する歳出予算の削減を求め、予算の修正をするものであるとの説明があり、採決に入りました。

まず、岱明町公民館建設事業建築基本設計及び実施設計、駐車場用地測量設計業務等関連歳出予算を削除する修正案については、挙手による採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議第76号中付託分の原案について、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第77号平成29年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ161万7,000円を追加し、総額を107億9,176万2,000円とするもので、産休職員1名に対する非常勤職員の人件費、平成30年度からの国民健康保険事業の県単位での運営に備え、情報連携ネットワーク環境を整えるための専用端末購入費、国保連合会が共同処理として取り組む第三者行為届出推進強化事業負担金です。

この件について、特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第77号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第78号平成29年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ17万5,000円を追加し、総額を8億5,371万1,000円とするもので、後期高齢者医療広域連合の、電算処理システムの誤りにより発生した保険料の還付金と熊本地震の被災者への減免分の還付金及ぶ還付加算金です。

この件について、特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第78号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 委員長報告の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時02分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き、委員長報告を行ないます。

公共施設等建設特別委員長 福嶋譲治君。

[公共施設等建設特別委員長 福嶋譲治君 登壇]

○公共施設等建設特別委員長（福嶋譲治君） 公共施設等建設特別委員会に付託されました、継続審査となっております請第1号岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員から、公民館や市民会館は利用している人のことを考えないと、何のためにつくったのかということになる。区長さん方の請願内容は、今の岱明ふれあい健康センターに併設して早急に建設してほしいというものだが、ほとんどの人の考えを聞くと、現在地建てかえは合併協議会での約束事であって、なんで便利が悪い岱明ふれあい健康センターに併設するのかと言われる。また、ある区長さんの意見を聞いてみると、自分たちの要望が通らないから執行部の意見を聞いておかないとしょうがないというような印象を受けた。果たして岱明町公民館のあり方はこれでいいのか。市長もかわることからこのまま継続審査とすべきとの意見があり、また一方で、行政が区長さん方への一方的な意向で、建設計画が進んでいるとのことだが、市長が改選によりかわるからそれまで継続審査とすべきとの意見には賛成できない。市民の総意を得ることは難しいと思う。区長さん方も1日も早い安全な施設を建ててほしいという思いで請願をされていることから、議会としても早く方向性を決めて、その意見を重く受けとめてこの請願を採択すべき、との意見がありました。

審査の後、請第1号については、挙手よる採決の結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

以上で、公共施設等建設特別委員会に付託されました請願の審査報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議第76号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第5号）に対しては、お手元に配付しております修正動議が提出されております。

西川裕文君ほか1名から、岱明町公民館建設事業に関連する歳入歳出予算854万1,000円の削除を求める議員提出修正案（第1号）が、城戸淳君ほか1名から、市民会館建設工事費再積算業務委託に関連する歳入歳出予算142万6,000円の削除を求める議員提出修正案（第2号）が、それぞれ提出されております。

よって、これらを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） こんにちは。

それでは、議第76号中、岱明町公民館建設事業建築基本設計及び実施設計、駐車場用地測量設計業務等関連歳入歳出予算削除の修正案について、修正理由を述べます。

修正動議の提出について、議第76号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第5号）。

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び玉名市議会会議規則第17条の規定により提出いたします。

提出者、玉名市議会議員、西川裕文、同じく、城戸淳。

修正理由を述べます。

岱明町公民館建設については、岱明ふれあい健康センター併設案と現地建てかえ案とで意見が二分しております。中でも市が提示する併設案においては、公民館部分の講堂がなくなるものとされています。本格的な高齢化社会を迎えた現在、岱明町公民館、岱明ふれあい健康センターのいずれも高齢者生活の支援と活性化のための拠点として非常に大切な施設であります。しかしながら、講堂をなくすという建設案の現計画では、公民館部分の利便性を大きく損なうものと危惧いたします。また、先ほどありました小学校部活動の社会体育化という中で、講堂等々ますます大切になってくると考えられます。トレーニングルームも同様であります。

また、議会は昨年12月現地建てかえも視野に入れた、十分に検討する場を設けてほしいとの利用者団体からの請願を採択し、執行部に対して措置を求めておりましたけれども、今期定例会の間に、請願の趣旨に沿った対応はなされておられません。

加えまして、先ほど、委員会報告でもありましたけれども、本年地区区長会より提出されました岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願も、現在、公共施設等建設特別委員会で継続審査中であります。議会の結論はまだ出ておりません。また、今回、基本設計と実施設計両方の設計案であります。本来ならば、まず、基本設計を行ない、その後、実施設計を行なうべきであって、今回の提案では、建設ありきの予算であると考えられます。こうした状況から岱明町公民館建設事業については、もっと十分に検討する必要があります。また、任期満了前の現在、拙速に事業を進めるのではなく、一般選挙後の新しい議会の体制のもとで検討を行なっても、工期は十分に間に合うものと考えます。したがって、岱明町公民館建設事業に関する歳入歳出予算の削除を求め、予算の修正をするものであります。

○議長（永野忠弘君） 5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） それでは、平成29年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中、市民会館建設工事費の再積算業務委託関連歳入歳出予算の削除を求めて、修正の案として述べます。

修正動議の提出について、議第76号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び玉名市議会
議会規則第17条の規定により提出をします。

平成29年9月25日。

提出者、玉名市議会議員、城戸淳、同じく、西川裕文。

それでは、修正理由を述べます。

市民会館建設事業については、再議までして予算が通されたものの、その後、2回に
わたって入札不調となる事態が発生しています。こうした状況を鑑み、市民会館建設事
業の見送りや現地建てかえも視野に入れた新たな検討の余地が生まれていると思いま
す。市長が次期市長選の見送りを表明された現在、現方向での事業を拙速に進めるの
ではなく、選挙後の新市長のもとで状況を精査し、新たな方針を模索すべきである。ま
た、工期についても十分に間に合うものと考えています。したがって、市民会館建
設工事費再積算業務委託に関連する歳入歳出の予算の削除を求め、予算を修正するもの
であります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、議第76号に対する議員提出修正案（第1号）及び
（第2号）の説明は終わりました。

日程第3 質疑・討論・採決（議第65号から議第81号まで）

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告及び議員提出の各修正案
の説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

15番 前田正治君。

〔15番 前田正治君 登壇〕

○15番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案してあります議案の中で、議第67号平成28年度玉名市一般会
計歳入歳出決算、議第76号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第5号）、以上の
2つの議案に反対をいたします。

平成28年度玉名市一般会計決算についてであります。新玉名駅の駐車場整備につい
て、駐車場が常時混雑状態にあり、その対策として新たな駐車場を増設するために、1
億2,960万円が支出してあります。駐車場の混雑対策として、この間、駅前のイベ

ント広場や芝生広場などに次から次に駐車場を拡張しました。私は、駐車場が常時混雑状態にあることは、14日間駐車可能な条例上の問題と決して無関係でないことを指摘して、駅利用者の専用駐車場としての位置づけや駐車期間を見直すなどの対策を要求してきました。また、議会では、駐車場ゲートの設置や有料化などの意見が続出していました。ところが、やるべきことはやらずに新たな駐車場整備費1億2,960万円が使われ、駐車場の完成までには総額2億円もの単費をつぎ込むものであります。このような税金の使い方については、決して市民の理解を得られるものではありません。

市民会館建設についてであります。私は、現在の市民広場公園に市民会館を建設することには反対であります。市民広場公園は市役所、福祉センター、博物館などの公共施設が立ち並ぶ中で、なくてはならない空間であり、この公園をなくさないでほしいという声は多数であります。老朽化した市民会館の建てかえは必要であります。市民会館建設の場所については同意できません。

以上のような理由から、平成28年度一般会計歳入歳出決算に反対をいたします。

次に、29年度一般会計補正予算についてであります。市民会館建設について、合併特例債の期限に間に合わないとか、せっかく国の交付金が内定しているのにそれが無駄になる、市の税金負担が多くなる、などの意見があります。市民会館建設検討委員会の答申を受けながら、建設時期を3年間先送りしたのは市長であります。また、内定している交付金が無駄になる大きな原因は2回の入札が不調になったことにもあります。再議によって生き返った予算ではありますが、無理を重ねた結果が今日の状況をつくり出しております。この問題について、修正案が提出してありますが、私は修正案に賛成をいたします。行政の都合で、福祉センター利用者などの多くの人に活用されている市民広場公園をなくすことには反対であります。

以上で討論を終わります。

○議長（永野忠弘君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

[田中英雄君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 私は、市民会館建設工事費再積算業務委託関連歳入歳出予算削除の修正案に対して反対、原案賛成の立場から討論させていただきます。

新市民会館建設については、さまざまな意見があり、私も、公共施設等建設特別委員会の中で各地に視察に訪れて、どういう席数、どういった音響がいいのかということ視察先で一生懸命質問しながら、みずからの考え方を確立してまいりました。その上で、現計画に対しては、非常に素晴らしい案であるということで賛成しております。特

に今の市民会館では、古いこともありますが、音響効果が悪いということで、新市民会館においては音響に大変配慮した計画となっておりますし、今の市民会館の場所に建ててもいいのではないかという御意見もおっしゃっておりますが、実質的に現市民会館の敷地面積と広場公園の敷地面積は約2倍の敷地面積の差があります。建築面積も現在の市民会館、1,704.5平方メートルが3,989.75平方メートルと約2.34倍の規模になります。現在の市民会館と同程度の大ホール800名の席数のホールと、300人程度の可動式の席を加えた小ホールが併設されることによって、今まで以上にさまざまなイベントの開催が可能になり、また音響効果にも、先ほど申し上げましたように配慮した形となり、城北のみならず、熊本県でも有数の利用しやすいホールとなります。さらには、練習室として、ダンスあるいは踊りのような日ごろから練習するための部屋も2つつくられます。ですから、単に新しい市民会館と申しましても、今の市民会館と同じものが単純に建てかわるわけではございません。そのところを十分に市民の皆さまには御理解していただきたいと思います。また、先ほどの討論の中で、今の市民広場は、社会福祉協議会を利用する人たちのためにも、駐車場スペースとして非常に有効利用されているということで、駐車場がなくなるかのようなイメージを持たれている方もいらっしゃると思いますが、新しい市民会館の周辺にも132台の駐車場は整備されます。むしろ、今現在、市民広場公園を使って駐車している台数よりもほぼ倍の台数が駐車できることとなります。このあたりが多くの方々に理解がされていないというところがあるのではないのでしょうか。このことによりまして、新しい市民会館の周辺には夜間であれば、新しい市庁舎の駐車場の317台、職員駐車場357台を合わせまして、この周辺の駐車台数は1,000台を超えることとなります。この1,000台を超えるような駐車スペースのあるイベントホールというのは、熊本県内にはほとんどないのではないのでしょうか。今まで玉名市民を中心にしたイベントから、城北県内を巻き込んだ非常にイベントの開催しやすいホールとして、場所として認知されることになるのではないのでしょうか。それを考えてなおかつ、今度の衆議院選挙が行なわれますけれども、安倍首相は消費税を上げるという前提で今回選挙に望まれます。ということは、建設計画が遅れることにより、消費税2%を市民が負担することになります。単純に30億円の2%で6,000万円であります。これを合併特例債が使えるかどうか分からない状況、交付金があるかないかわからないような状況に鑑みますと、莫大な市民負担がふえることが予想されます。さまざまな理由を挙げましたが、そういうことも踏まえまして、現計画を速やかに実行することが、玉名市民のみならず、玉名市の市政発展のために非常に重要なことであると考え、私は、修正案に反対いたします。

以上です。

[近松恵美子さん 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 12番の近松です。

私は、岱明町公民館建設事業関連歳出予算の削減に対して賛成の立場で討論いたします。

まず、多々ありますけども、これは子どもと女性と高齢者の問題であると、主にそういうものであると、私は思います。この方々の声が、実態が反映されてないということが大きな問題です。

まず、子どもたちがどのくらい利用してるかという数を出していない。部屋をどのくらい占有してるかという、占有してるかということでのパーセントを出しておりますけども、個人が使った時間、数は出してないということが大きな問題です。それから、今高齢社会になりまして、主に生き延びるのは女性です。女性が主に活用したい施設なんですけど、その女性の声が生かされてない。そしてもう一つは、高齢者の問題です。私はよく公民館に行きますので、どういう年代の方が、どういった目的で利用されてるかをよく見ております。今非常に認知症がふえております。ボーダーラインの方も利用されてます。その方々にとって利用しやすい施設かといいますと、これほど利用しにくい施設はないというのが私の考えなんです。まず入り口が2つあります、出入り口が。駐車場から降りてから、どちらが入り口なのかわかりません。また、中が仕切りがありませんから、自分がどこから入ったのか、どこから出るのかわかりません。目的が違う施設が仕切りがなくて中が一体になってるということは、管理上の問題もありますし、利用者が非常に戸惑うという、そういった問題があります。この設計図がどのようになっているかということを知っている方が非常に少ないんですね。多くの区長さん方もこの設計図がどのようなものであるかを御存じありません。「ただ、頼まれたから印鑑押した。」そういう区長さんも多いのが事実です。そして、先ほど、福嶋議員でしょうか、ありましたように、やはり表面上、執行部のほうに顔を向けておかないといけないから印鑑押したけども、奥さんは反対運動してるという、そういう家庭があります。この利用しにくさについて、この実態を本当にこれでいいのかということを経営図を見せて、住民が納得されるなら、私は構いませんけども、これをしてないということが問題なんです。そしてこの実態を住民と話し合うことなく、住民に伝えることなく、単に反対してると言っ、その議員を誹謗中傷する。そのエネルギーをやはりきちっと話し合いの場を持つという、そういうところに使わなければいけないと私は思います。

そしてまた、もうすぐ選挙を控えておりますけども、大体、トップの選挙を控える場合は、骨格予算ですというものが、これが常識ではありませんでしょうか。最低限の予算でしていく。体制が変わることがわかっていながら、以前否決されたのをまた出すと

いうものはいかがなものかと、私は思います。この3人の市長候補者と聞いておりますけども、どなたも併設案を述べて選挙に望んでる方はおられません。堂々とそれを述べて選挙していただきたいと私は思います。新体制になって、9月議会は伸ばして、12月議会で結論を出すことで、どういう弊害があるのかと委員会で尋ねましたけども、執行部は何も答えられませんでした。つまり、9月でなくても、12月でも何にも変わらないんです。それなのに、なぜ選挙前にこういう大事なことを住民にきちっと、この設計図も出して相談もせずに進めようとするのか、私は理解できません。選挙が終われば、この840万円は捨て銭になります。それこそ税金の無駄遣いになります。さらに数日前も話がありましたけども、大野小学校においても、子どもがふえることで学童保育の場所がないと、なくなったときどうするのかという問題がまだ解決ついておりません。地震のときに、困ったときに岱明ふれあい健康センターを使ったように、1クラブだけでもあそこを使ったらどうかと、使えるんじゃないかという話をしたんですけれども、総合的に学童保育のこと、子どもたちの部活がなくなること、子どもたちの居場所はなくなること、そして介護保険の窮状、総合的に考えた場合、この2つの施設をどういうふうにすみ分けするのか、もっとしっかり設計図を見て議論すべきだと思います。私はやみくもに反対しているのではありません。あの設計図を見た人は、あの設計図を見て賛成する人はどなたもいません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

[嶋村 徹君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 7番 嶋村 徹君。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） 市民クラブの嶋村です。

私は、岱明町公民館建設事業関連歳出予算原案に対しまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

これまで、執行部は、公民館の建設位置を比較検討した内容を利用団体や区長会、そして私たち議会にもきちんと示されてきました。そして結果として、よりすぐれるものは今ある場所ではなく、岱明ふれあい健康センターへの併設になるという結論と、その合理的な理由が説明されています。一方で、今ある場所に建てるべきという意見には、合理的な理由や根拠はなく、総合的な面で劣ると判断した現地建てかえに建設を方針を転換し、市が結論づけた併設案が容易にほごされるべきではないと思います。なぜ現在地の建てかえだけをかたくなに主張されるのか、請願書を提出された地元区長会長を初め、多くの納税者の皆さんには疑問に思われ、御納得はされていないと思います。当然、賛成、反対はあるでしょう。ただいたずらに時間だけが過ぎ、もう結論を出す時期にあ

ると、多くの市民が思っているのではないのでしょうか。1日も早い公民館の建てかえを望む、岱明地区の住民の思いを、また、将来にわたって責任の持てる行政運営を期待する市民の声を、執行部は真摯に受けとめ、誠実に説明責任を果たした上で計画されています。賛否両論が出されていますが、利用団体や区長会の地元住民との議論は十分に尽くされており、あとは責任ある決断をするだけと考えます。将来を見据え、既存の施設を有効に活用される今回の岱明町公民館建設事業の関連予算は必要と考え、原案に賛成の討論といたします。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、決算議案の採決に入ります。

議第67号 平成28年度玉名市一般会計歳入歳出決算

以上、決算議案1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第68号 平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議第69号 平成28年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議第70号 平成28年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第71号 平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第72号 平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算

議第73号 平成28年度玉名市水道事業会計決算

議第74号 平成28年度玉名市公共下水道事業会計決算

議第75号 平成28年度玉名市農業集落排水事業会計決算

以上、決算議案8件について一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第68号から議第75号までの決算議案8件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第68号から議第75号までの決算議案8件については、いずれも認定することに決定いたしました。

議第67号 平成28年度玉名市一般会計歳入歳出決算について採決いたします。

本案は起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第67号に対する委員長の報告は認定ですが、異議があります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第67号については、認定することに決定いたしました。

続いて、専決処分予算議案の採決に入ります。

議第65号 専決処分事項の承認について 専決第7号

平成29年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

以上、専決処分予算議案1件について採決に入ります。

ただいま採決に付しております議第65号に対する各委員長の報告は、いずれも承認であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第65号については、承認することに決定いたしました。

続いて、予算議案の採決に入ります。

議第76号 平成29年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

以上、予算議案1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第77号 平成29年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第78号 平成29年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第79号 平成29年度玉名市九州新幹線渇水等被害対策事業特別会計補正予算（第2号）

以上、予算議案3件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第77号から議第79号までの予算議案3件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第77号から議第79号までの予算議案3件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

それでは、議第76号 平成29年度玉名市一般会計補正予算（第5号）について、採決いたします。

本案については、西川裕文君ほか1名から、岱明町公民館建設事業に関連する歳入歳出予算854万1,000円の削除を求める議員提出修正案（第1号）が、城戸淳君ほか1名から、市民会館建設工事費再積算業務委託に関連する歳入歳出予算142万6,000円の削除を求める議員提出修正案（第2号）がそれぞれ提出されております。

この場合、会議規則第77条第2項の規定により、同一の議題について議員から数個

の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決め、その順序は原案に最も遠いものから先に表決をとることになっております。

したがって、議員提出修正案（第1号）、議員提出修正案（第2号）の順にそれぞれ採決いたします。

次に、修正案のいずれかが可決ならば修正部分を除く原案について、修正案がすべて否決ならば原案について採決いたします。

初めに、議第76号に対する西川裕文君ほか1名から提出された議員提出修正案（第1号）、岱明町公民館建設事業に関する歳入歳出予算854万1,000円の削除について、起立により採決いたします。

議第76号に対する議員提出修正案（第1号）について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第76号に対する議員提出修正案（第1号）については、可決いたしました。

続いて、議第76号に対する城戸淳君ほか1名から提出された議員提出修正案（第2号）、市民会館建設工事費再積算業務委託に関連する歳入歳出予算142万6,000円の削除について、起立により採決いたします。

議第76号に対する議員提出修正案（第2号）について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第76号に対する議員提出修正案（第2号）については、可決いたしました。

次に、ただいままでに修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

議第76号の修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立全員であります。よって、議第76号の修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま修正議決されました議第76号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第5号）について、その字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第 8 0 号 玉名市農業委員会委員の定数を定める条例の制定について

議第 8 1 号 玉名市工場等設置奨励条例及び玉名市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案 2 件について、採決いたします。

ただいま採決に付しております議第 8 0 号及び議第 8 1 号の条例議案 2 件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第 8 0 号及び議第 8 1 号の条例議案 2 件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、専決処分のその他の議案の採決に入ります。

議第 6 6 号 専決処分事項の承認について 専決第 9 号

熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

以上、専決処分議案 1 件について採決に入ります。

ただいま採決に付しております議第 6 6 号に対する委員長の報告は、承認であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第 6 6 号については、承認することに決定いたしました。

日程第 4 閉会中の継続審査の件

○議長（永野忠弘君） 日程第 4、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

まず、付託事件の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

公共施設等建設特別委員長より、目下、公共施設等建設特別委員会において審査中の請第 1 号岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願について、会議規則第 1 1 1 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長から総務部、企画経営部及び市民生活部の所管に関する事項について、建設経済委員長から産業経済部、建設部及び企業局の所管に関する事項について、文教厚生委員長から健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、以上のとおり各委員長から会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第5 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第82号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、議第84号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの市長提出議案3件を一括議題といたします。

これより、委員会付託を省略しておりました議第82号から議第84号までの人事案件3件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議第82号から議第84号までの人事案件3件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

議第82号から議第84号までの人事案件3件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

議第82号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第82号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

議第83号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第83号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第84号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

議第84号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第84号については、原案に同意することに決定いたしました。

日程第6 委員会の中間報告（調査事件）

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「委員会の中間報告」を行ないます。

議会基本条例検討特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

議会基本条例検討特別委員長 江田計司君。

〔議会基本条例検討特別委員長 江田計司君 登壇〕

○議会基本条例検討特別委員長（江田計司君） こんにちは。

議会基本条例検討特別委員会に付託され、調査中であり、議会基本条例の検討及び制定に向けた調査のための事項の調査の経過につきまして、中間報告をいたします。

前回の定例会における中間報告から本日までの間に、委員派遣を1回実施、委員会を3回開催いたしております。

まずは、8月17日実施の委員派遣について、経過を御報告いたします。この委員派遣では、九州内における議会改革の先進自治体である大分県大分市議会の取り組みについて視察研修を行っております。視察事項は、議会改革・議会活性化の取り組みについて、及び議会独自の災害対策の取り組みについて。大分市議会は、日本経済新聞社実施の議会改革度調査又は早稲田大学マニフェスト研究所実施の議会改革度調査のいずれにおいても毎回上位にランキングしている議会改革の先進自治体であります。大分市議会においては、議会基本条例の調査のほか、議員の応募型による政策条例の策定、議員

政策研究会、市民意見交換会、若年層との意見交換、議会改革、市への災害対策に関する提言、議会における災害対策組織と議会BCPなど、多岐にわたる取り組みについて調査を実施。その中でも大分市議会において特筆すべきは2点。要約して説明しますと、1点目は、「議員政策研究会」を設置し、議員の応募型による政策課題テーマの提出制度をとっていること。その内容は、まず政策課題テーマを応募した議員が、議員政策研究会でテーマの目的、効果、概要についてプレゼンテーションを実施。議員政策研究会はそれを受けてテーマを選考し、決定。決定されたテーマは、推進チームを中心に内容の検討及び調査研究が行なわれ、最終的には、議員提案による政策条例案として、本議会に上程されるといった仕組みになっております。議員により政策条例策定を推進する環境が議会内に構築されている。

次に、2点目は、議会が「独自の災害対策組織」を構築していること。大分市議会では、平成24年12月市長に対し、市の災害対策に関する提言を行ない、その後、市民の生命と財産を守るために、平常時から災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、市議会防災会議を設置。また、大規模な災害時には、災害に関する情報を収集して、市災害対策本部と提携する中、応急対策等の推進を図るため「市議会災害時対策会議」を設置することとしている。さらに災害発生時に、議員の安否確認、災害情報の収集・提供・報告などの対応が必要なことから、市議会防災会議の初動態勢、市議会災害時行動マニュアルを作成するとともに、大規模災害に備え、災害時の本会議招集、議案審議・採決に関する手順を示した議会BCP、いわゆる議会の業務継続計画を策定。大分市議会におけるこの議会BCP策定の取り組みは、全国でも2例目という早さで先進的に整備されたもの。

以上のような大分市議会の取り組みを、本市議会においても導入すべく、議会基本条例において、その根拠規定を明文化する方向で委員間相互の意思を確認した次第であります。

変わりました、8月23日開催の第9回委員会について経過を報告いたします。この第9回委員会では、議会基本条例の素案に対し、6月8日開催の第8回委員会での協議内容を踏まえた修正及び8月17日に委員派遣を実施した大分市議会の取り組みを本市議会も導入し、規定として条例案に反映させるため、修正を行なっております。まず、前回の第8回委員会の委員会からの大きな変更点ですが、それまで議会の災害対応のための理念条例として、議会災害対策基本条例を当委員会において策定するとの方向で協議しておりましたが、その方針を修正。議会災害対策基本条例の策定構想を白紙に戻し、改めて議会独自の災害対策組織の構築、議会の災害対応マニュアルの作成などの根拠規定を議会基本条例内に明文化する方法をとることと方針を転換いたしました。

その規定する内容は次のとおりであります。

1、議会はいついかなるときも不意に災害が起こり得ることを常に認識し、災害の危険を可能な限り避けるべく不断の用意に努めるとともに、災害発生時においても的確な議会機能を維持できるよう、危機管理体制の充実強化に努めること。また、このことを達成するために、本市議会の災害対策に関する基本計画を策定するものとする。

2、災害発生時に対策がとれるよう、平常時から災害発生対策や課題を認識し、本市の防災について協議するため、「玉名市議会防災会議」を常設の機関として設置すること。

3、災害発生時又は災害発生のおそれがあるとき、迅速かつ的確に応急対策、復旧・復興を検討し、市民等の生命、身体及び財産を守るために、「玉名市議会災害時対策会議」を設置すること。

以上のことにあわせて、この第9回委員会では、災害対応マニュアルとなる議会BCPについて、大分市議会及び北海道芽室町議会の事例を参考に、本市議会でも策定するとの委員会方針を決定いたしました。

また、この第9回委員会での協議をもって議会基本条例の素案が大枠合意に至りましたので、次回の全員協議会において、全議員に報告する旨を決定いたしました。その後の経過として、8月28日開催の全員協議会において、逐条解説を備えた議会基本条例の素案を配付いたしました。このことは、議員各位、既に御承知のとおりであります。

以上が、第9回委員会に関する、経過報告であります。

変わりが、9月5日開催の第10回委員会の経過について御報告いたします。この第10回委員会では、8月28日開催の全員協議会において、議会基本条例の素案を配付した際に、議員より意見が出されました市長等の附属機関への議会選出の辞退の件について協議を行っております。当委員会では、当初、市長等の附属機関については、法に規定された委員以外の議会選出を辞退するとの方向で検討しておりました。

現在、本市において法定の委員として議員の参画を規定してある附属機関は、玉名市都市計画審議会、玉名市景観審議会、玉名市空家等対策協議会、以上の3機関。まず、法定の委員への議会の参画の是非について、事務局より、法定の委員会とはいえ、そもそも委員として、議員が就任しなければいけない義務はなく、議会基本条例内に議会選出の全面廃止を規定することは全く問題がないと調査報告を受けました。そのことを踏まえ、委員会では、次のような主だった意見が出されました。

意見1、附属機関に諮問の上策定される計画等については、総合計画と同様、議会の議決事件に追加し、審議する方法をとればよく、法定の委員だからといって、特別に参画させる必要はない。

意見2、附属機関の審議の内容は、参画していない議員にはわからない。参画している一部の議員だけが理解するような運用ではなく、その内容を全議員に説明できるよう

制度を構築すべき。

意見3、議会が附属機関から撤退したあと、議会に対して、計画等の説明がきちんと行なわれるのか危惧する。よって、議会選出の全面廃止に当たっては、議会が執行部に対し説明を求める規定及び附属機関の会議の傍聴の機会を求める規定を議会基本条例に明記すべき。

以上のような意見が出されました。また、現在、法定、法定外にかかわらず、条例上議員の参画規定もないまま、充て職や公益代表といった理由により慣例での参画が常態化している附属機関も含めて、議会の執行部への関与のあり方をすべて見直し、議会と執行部の向き合い方を改め、本来あるべき両者の関係性を再構築すべきとの結論に至り、当委員会では、市長等の附属機関の議会選出を全面廃止するとの委員会の方針を決定いたしました。その後の経過として、9月7日開催の全員協議会において、当委員会の方針を報告。本件に対する異議もなく、市長等の附属機関への議会選出の全面廃止は、議会の総意としてその方針がまとまった次第であります。

以上が、第10回委員会に関する経過報告であります。

変わりました、9月20日開催の第11回委員会の経過について御報告いたします。この第11回委員会では、議会基本条例の素案に対し、9月7日の全員協議会における市長等の附属機関への議会選出の全面廃止の方針決定に基づき、規定の見直しやその他条項及び文言の見直しに伴う修正を行ないました。この日、委員それぞれに議会基本条例の素案に対する修正の意見を出し尽くし、その内容については最終確認を行ない、委員各位、了承。以上、この第11回委員会での協議をもって、議会基本条例の成案が得られた次第であります。

最後に、当委員会に付託の調査事項に対する結審について御報告申し上げます。

これまでの経過を少々振り返りますが、当委員会は昨年9月27日に設置されて以来、各党派及び無党派からそれぞれ代表して選出された委員により、この1年という非常に短い、限られた期間の中で、実に11回にわたって委員会を開催し、議会改革先進地の4自治体への委員派遣を実施いたしました。その調査の過程の中で、委員それぞれに研さんを積み、議会基本条例に対する考え方、議会改革や活性化の方法、議会のあるべき姿について検討を重ねながら、多数の議会改革先進地の事例を参考に、膨大な資料をもとに、非常に綿密な調査を実施してまいりました。当初は、「現状肯定論」と「条例待望論」の両者の意見が交錯し、委員会全体の意思統一に時間を要しましたが、調査の過程の中で、双方自由闊達な議論を尽くした結果、最終的には委員間の合意形成が図られ、当委員会の意志が、議会基本条例制定の方向で1つにまとまることができました。

この議場の演壇をお借りしまして、委員各位の御協力に深甚なる感謝の意を申し上げます。

たいと思います。特に事務局の松尾参事には、日夜を問わず大変な御努力をしていただきました。そのおかげでこの1年という短い期間でまとまったのではないかと思います。感謝をしております。

この合意形成に基づく、委員会発議による採決の結果、議会基本条例の検討及び制定に向けた調査については、議会基本条例を案のとおり決定し、当委員会の提出議案として、条例議案を本会議に提出すると結論づけることに、全員一致をもって結審をいたしました。

よって、これに伴い、閉会日の本日、当委員会により条例議案を提出いたしております。

〔「これこそ新議員で決めないかん。」と呼ぶ者あり〕

○議長（江田計司君） よって、これに伴い、閉会日の本日、当委員会により条例議案を提出いたしております。議員各位におかれましては、このあと追加日程により、条例議案に対する審議をお願いする運びとなりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、当委員会における条例案の決定と議案の提出は結審をいたしました。本条例案が審議の上、決定されました際には、本条例案内に根拠規定を置く多数の関係例規の整備の問題が残ります。よって、委員会に付託の調査事項につきましては、調査終了とせずに関係例規の整備に対応するため、任期満了まで継続審査してまいりますので、その旨、ここに御報告申し上げます。

加えて、本条例の制定は、本市の議会改革及び活性化の第一歩であります。そして本条例が制定されました暁には、議会改革推進特別委員会が設置され、当委員会の意思を引き継いでいく運びとなっております。どうか、一般選挙後の新たな議会においても、継続的な議会改革と本条例の検証、議員発議による関係例規の整備等が積極的に取り組まれていくことを切に要望いたします。

以上で、議会基本条例検討特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、議会基本条例検討特別委員長の中間報告は終わりました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 3時35分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

日程第7 議員提出議案上程

議員提出第4号 玉名市議会基本条例の制定について

議員提出第5号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 提案理由の説明

日程第9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）

（議員提出第4号及び議員提出第5号）

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よつて、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第7 議員提出議案上程

○議長（永野忠弘君） 日程第7、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより、議員提出議案を上程します。

議員提出第4号 玉名市議会基本条例の制定について

議員提出第5号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

以上、議員提出議案2件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第8 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第8、「提案理由の説明」を行ないます。

お諮りいたします。まず、先にただいまの各議案のうち、議員提出第5号の提案理由の説明を省略することについてお諮りいたします。

議員提出第5号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よつて、議員提出第5号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

議員提出第5号の提案理由の説明を省略いたします。

それでは、議員提出第4号について、提案理由の説明を求めます。

議会基本条例検討特別委員長 江田計司君。

〔議会基本条例検討特別委員長 江田計司君 登壇〕

○議会基本条例検討特別委員長（江田計司君） こんにちは。

議員提出第4号の提案理由につきまして申し上げます。

議員提出第4号玉名市議会基本条例の制定について、でございますが、これは2元代表制のもと、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項のほか、議会の活性化及び可視化のために必要な事項を定めるものであります。

内容といたしましては、議会及び議員の責務及び活動原則、市民と議会との関係、議会と市長等との関係、議会の権限等の強化、議会の災害への対応、見直し手続き等について定めるものであります。なお、附則といたしまして、この条例は平成29年11月13日から施行するものでございます。

この議会基本条例制定の目的は、議会の権限、権能及び機能の強化並びに議会審議の透明性を実現し、地方自治の本旨に基づく市民の付託に応え、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与すること、ひいては、本市の将来の展望を具現化することにあります。そして、当委員会が目指したものは、単なる理念条例ではありません。議会にとっては、その活動及び運営を、活発で、よき方向へと導くための手引書として、議員にとっては、基本に立ち返るための必携書として、これから新たに議員を目指す者にとっては、議会を知るための入門書として、その役割を發揮するよう、あまたの思いと期待を込め、条例を制定いたしました。議会基本条例が世に初めて登場してから既に11年近くの歳月が過ぎようとしています。この間、地方議会を取り巻く環境も、議会基本条例が誕生するに至ったその背景も非常に大きく変貌いたしました。そうした中で、当委員会が議会基本条例の制定を目指すに当たって、ただ先例に倣うだけでなく、時代に即した内容と構築と、本市議会の独自性を追求し、画期的な条例となるように模索をしまりました。たどり着いたその答えが、この条例案の形に表現されております。

どうか本市議会を政策形成機関へと昇華させ、この善政競争時代に先駆し、先導する地方議会へと変革させるためにも、この玉名市議会基本条例の制定を、議会の総意として議決していただくよう、よろしく願いいたします。提案理由といたします。

○議長（永野忠弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ここで、議員提出第4号玉名市議会基本条例の制定について及び議員提出第5号玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての議員提出議案2件を一括議題といたします。

申し上げます。まず、ただいま議題となっております議案のうち、議員提出第4号については、委員会提出の議案であるため、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しないことになっております。よって、議員提出第4号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

次に、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議員提出第5号については、議事の都合により、会議規則第37号第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議員提出第5号の委員会付託を省略いたします。

議員提出第5号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行いません。

日程第9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（永野忠弘君） 日程第9、「議員提出議案審議」を行いません。

改めて、議員提出第4号玉名市議会基本条例の制定について及び議員提出第5号玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての議員提出議案2件を一括議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案2件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議員提出第4号及び議員提出第5号の議員提出議案2件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

議員提出第4号及び議員提出第5号の議員提出議案2件について、討論はありませんか。

〔横手良弘君 発言求む〕

○議長（永野忠弘君） 11番 横手良弘君。

〔11番 横手良弘君 登壇〕

○11番（横手良弘君） こんにちは。

私は、議員提出議案第4号玉名市議会基本条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

この件につきましては、私は制定自体については何ら問題ないと思っております。しかし、今議会で決める問題ではないと思っております。といいますのも、先ほど議会運営委員会の、この前に開いて日程追加を決めたわけですけれども、その中でもかんかんがくがくの議論がなされております。

〔「そのとおり。」と呼ぶ者あり〕

○11番（横手良弘君） この件につきましては、急に1年ぐらい前に、この問題について制定したらどうだろうかという話が湧き出た話でございまして、今議会のいろんな議案の案件に対しましても、拙速であるというふうな言葉が何度も出てきております。私は、まさにこの件に関しましても、その言葉がびったり当てはまる問題だと思っております。先ほど議案の説明の中で、議員の入門書とか手引きとか言葉がありましたけれども、私も、議員になりまして、4期15年ちょっとですね、その間いろんな他市の議会等々に研修にまいりました。その中でこの議会基本条例に関しましても、いろんな場面で勉強をさせていただきました。そういった中で、このようにわずか1年足らずで、この議会基本条例を制定した議会は1つありませんでした。きょうもお話が何度も出ておりますように、今度現議員の方も、7名なのか8名なのかわかりませんが、やめられます。そしてまた新しい議員の方が10数名ほど手を挙げられております。そして、先ほどからもお話が出ておりますように、市長に関しましても新たな市長が生まれようとしております。そういった中で、旧議員としてこの議会基本条例を本当に新たな議員に問かける前に決めていいものか、私はそれは非常に疑問に感じております。そういった中で、新しい議員になられた方がこれでいいのか十分検討されて、私は決めてしかるべきものと思っております。

〔「そのとおりだ。」と呼ぶ者あり〕

○11番（横手良弘君） 先ほどの全員協議会の中でも数点変更があったではないですか。そういった数点変更があったことに関しましても全然議論されてないじゃないですか。それで決めていいものでしょうか。

私は、以上の点で、今議会でこの件に関しまして、制定することは反対の立場で討論いたしました。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

〔福嶋讓治君 発言求む〕

○議長（永野忠弘君） 13番 福嶋讓治君。

〔13番 福嶋讓治君 登壇〕

○13番（福嶋讓治君） 13番、福嶋です。

この議案に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

反対の討論がありました。まさかの反対討論で、賛成も反対もないのかなと思っておりますけれども、反対討論ありましたので、賛成討論させていただきます。

これは各会派から代表、また、無会派からも代表を出して、いろんなことを、これは今必要なんだということで、検討しようじゃないかと、それで11回の委員会が、特別

委員会で11回会議を開かれたと聞いておまして、また、非常にすばらしい先進地を、先進地のいいところをとって、本当に議会が活性化するように、本当に議会として機能するように、十分検討された上で案が出されたものでございます。新しい人という意見もありましたけれども、これはいつまでたっても新しい人、新しい人となったら、いつまでたっても決まるものではありません。これだけ十分検討されたわけですので、私はこの場で議決したほうがいいと思っております。

賛成の立場での討論です。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

[江田計司君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 担当の委員長として一言お話をいたします。

確かに、よその委員会、市議会を行きました。4年かかったところもあります。2年かかったところもあります。しかし、私たち11回という回数を重ねて、代表の方、一生懸命勉強いたしました。先ほど私も言いましたけど、松尾参事がいなければひょっとすると4年かかったかもしれんですね。いろんなところの資料を、恐らく相当な資料を持ってきて、みんなで勉強いたしました。それで、今回、恐らく3分の1の方が議員さん勇退されるわけですね。そうすると、新しく来られます。その方の手引書としてちゃんとした議会条例がないとだめなんです。それでこの中に、第37条に議会改革推進特別委員会の設置とある。だから、新しく今度なられた方はそれでまた勉強したらよかったです。ここでまたいろいろ悪いとこ、直さなければいけないところはここでまた変えるとかとです。そのためには1つの基本がなかといかんです。だから議会基本条例となってるんです。そのためには、やっぱり委員会の皆さん、相当御苦労されてつくりました。先輩の小屋野先輩も一生懸命になってされました。委員会の皆さんに対して失礼です。これだけ11回も重ねて、みんな一生懸命になって頑張ってこれをつくったんです。どうかその辺は御協力をお願いします。

[中尾嘉男君 「どこが失礼か。」と呼ぶ]

[江田計司君 「は、何ですか。」と呼ぶ]

[田畑久吉君 「議員はそれぞれの考え方があるから。」と呼ぶ]

[中尾嘉男君 「それ、失礼はちょっと撤回せん、今の失礼は。」と呼ぶ]

[江田計司君 「何ですか。」と呼ぶ]

[中尾嘉男君 「委員長の立場の失礼に当たりますよ、ていうとは、ちょっと撤回せん。」と呼ぶ]

[江田計司君 「何ばですか。」と呼ぶ]

[中尾嘉男君 「失礼じゃなかたい。失礼じゃなかよ。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） ほかに討論がなければ、これにて討論を終結いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

これより採決に入ります。

議員提出第4号玉名市議会基本条例の制定について、採決いたします。

議員提出第4号については、異議がありますので起立により採決いたします。

議員提出第4号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議員提出第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議員提出第5号玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

議員提出第5号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第5号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて、本会議を閉じ、平成29年第5回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 永野 忠 弘

玉名市議会副議長 江 田 計 司

玉名市議会議員 北 本 将 幸

玉名市議会議員 多田隈 啓 二

玉名市議会会議録
平成29年第5回定例会

発行人 玉名市議会議長 永野忠弘

編集人 玉名市議会事務局長 堀内政信

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地

電話(0968)75-1155